

令和 7 年度 施策評価結果

(令和 6 年度決算)

尼 崎 市

令 和 7 年 8 月

— 目次 —

1 施策評価とは	6
(1) 施策評価の目的	6
(2) 評価手法	6
2 総合指標による評価	9
(1) ファミリー世帯の転出超過数	10
(2) 市民参画指数	12
(3) 「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合	14
3 主要取組項目の評価	15
(1) 子ども・教育	16
(2) 生きがい・ささえあい	18
(3) 脱炭素・経済活性	20
(4) 魅力向上・発信	22
4 総合評価	24
5 施策別の評価	27
施策評価表の見方	28
施策01【地域コミュニティ・学び】	30
施策02【人権尊重・多文化共生】	38
施策03【学校教育】	46
施策04【子ども・子育て支援】	54
施策05【地域福祉】	62
施策06【障害者支援】	66
施策07【高齢者支援】	72
施策08【健康支援】	76
施策09【生活安全】	82
施策10【消防・防災】	88
施策11【地域経済・雇用就労】	92
施策12【環境保全・創造】	100
施策13【都市機能・住環境】	106

6 行政運営の評価	112
行政運営評価表の見方	113
行政運営 1 【協働】	
ともにまちづくりを進めるために	114
行政運営 2 【人材育成・組織体制】	
行政運営の実効力を高めていくために	116
行政運営 3 【行財政】	
市民生活を支え続けるために	118
《参考資料》	
施策別の重要度・満足度に関する市民意識調査結果	122
市外地域推奨意欲とあまらぶ指数	124
市民参画指標・あまらぶ指標の考え方	125
施策別事務事業一覧表	127
施策別事務事業一覧表の見方	128
施策 0 1 【地域コミュニティ・学び】	130
施策 0 2 【人権尊重・多文化共生】	134
施策 0 3 【学校教育】	136
施策 0 4 【子ども・子育て支援】	140
施策 0 5 【地域福祉】	146
施策 0 6 【障害者支援】	148
施策 0 7 【高齢者支援】	150
施策 0 8 【健康支援】	154
施策 0 9 【生活安全】	158
施策 1 0 【消防・防災】	160
施策 1 1 【地域経済・雇用就労】	162
施策 1 2 【環境保全・創造】	164
施策 1 3 【都市機能・住環境】	166
行政運営等	170

1 施策評価とは

(1) 施策評価の目的

① PDCAサイクルを通じた総合計画の着実な推進

本市のまちづくりの長期的な指針である総合計画で定める「ありたいまち」の実現に向けた取組について、毎年度振り返り、施策の成果や課題・今後の取組方針などの評価を行います。施策別の評価結果に加え、総合的な評価などを公表し、市議会の決算審議において意見(提言)をいただいているます。

こうした取組により、施策評価の結果を起点として次年度の予算編成につなげ、新たな事務事業を推進していくことで、PDCAサイクルを通じた総合計画の着実な取組を推進します。

② 施策間連携の確認及び効果的・効率的なまちづくりの推進

関連する施策間の連携を意識して取組状況を評価し、今後の取組方針を確認するとともに、施策目標の実現に向けて、事務事業が効果的・効率的に実施されているか重複度合いや優先度を踏まえ評価することで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルトを促進します。

③ 市民の市政参画の推進

まちづくりの進捗を測る目標を数値で示すとともに、現在の取組や課題、今後の取組方針などを分かりやすく公表し、市民の皆様と共有することで、市政に参画しやすい環境を整備します。

④ 職員の政策立案能力の向上

本市の置かれた状況を認識し、施策評価を通じて、目標や抱える課題を市長から担当者までが共有することで、職員一人ひとりが目指すべき方向性を意識し、事務事業の改善や新規政策の立案につなげます。

(2) 評価手法

① 施策別の評価

第6次総合計画前期まちづくり基本計画(以下、「前期計画」)に掲げる13施策を構成する41展開方向ごとに、市民意識調査結果、目標指標の進捗状況等を踏まえて評価します。

評価方法	内 容
市民意識調査	市内在住の満15歳以上の市民から無作為で3,000人を抽出し、郵送により市民意識調査を実施 ＜結果の活用＞ ア.各施策の目標指標の数値の把握 イ.施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」として点数化
担当局評価(一次評価)	市民意識調査結果や目標指標の進捗状況、分野別計画を所掌する審議会等の評価などを踏まえた、施策の主たる担当局による評価
市長評価(評価結果)	施策の主たる担当局による評価を受けての市長による評価

② 行政運営の評価

職員の人材育成、公共施設の再配置、行財政運営などといった、「施策」に分類されない「行政運営」について、目標指標の進捗状況や分野別計画等で示す中長期的な目標に対する取組状況を踏まえて、担当局評価及び市長評価を一体的に行います。

③ 主要取組項目の評価

社会潮流や本市の状況を踏まえるなかで、優先的かつ集中的に取り組む4つの項目を「主要取組項目」として設定しています。

「主要取組項目」を推進していくにあたっては、目指す方向性に沿って関連する施策の連携を図っていくことが不可欠です。前期計画においては、その施策間連携のイメージを「歯車」で表現しており、施策間の連携を意識して行った各施策における評価結果や指標の推移を踏まえて、「主要取組項目」ごとの評価を行います。

なお、主要取組項目の評価は、総合計画のアクションプランである尼崎版総合戦略の評価を兼ねています。

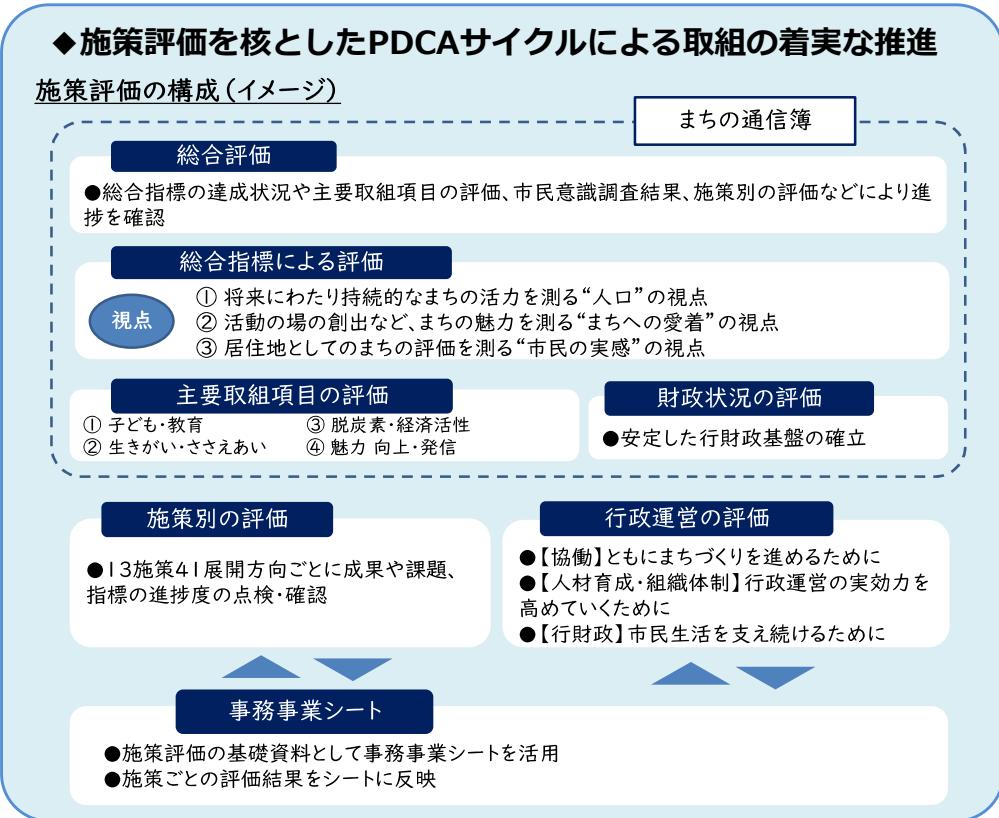
④ 総合指標による評価

前期計画においては、「ありたいまち」の実現に向け、まちづくりを進めるに当たり、その目標や方向性を明確化する観点から、主要取組項目や施策ごとに指標を設定することに加え、前期計画全体の進捗を総合的に測る3つの「まちづくりの総合指標」を設定し評価を行います。

⑤ 総合評価

総合指標による評価、主要取組項目の評価に加え、施策別や行政運営の評価を踏まえ、総合的な評価を行います。

【施策評価の構成（イメージ）】



【施策評価におけるP D C Aサイクルの考え方】



2 総合指標による評価

総合計画で定める「ありたいまち」の実現に向け、まちづくりを進めるに当たり、その目標や方向性を明確化する観点から、前期計画全体の進捗を総合的に測る「まちづくりの総合指標」を次の3つの視点で設定し、評価を行います。

視点1 将来にわたり持続的なまちの活力を測る“人口”の視点

【指標 ファミリー世帯の転出超過数】

本市では、子育て中のファミリー世帯の転出超過が課題となっています。そのなかでも、特に大幅な転出超過になっている5歳未満の子どもがいるファミリー世帯の転出超過数を抑制することを総合指標の1つとして設定しています。

視点2 活動の場の創出など、まちの魅力を測る“まちへの愛着”的視点

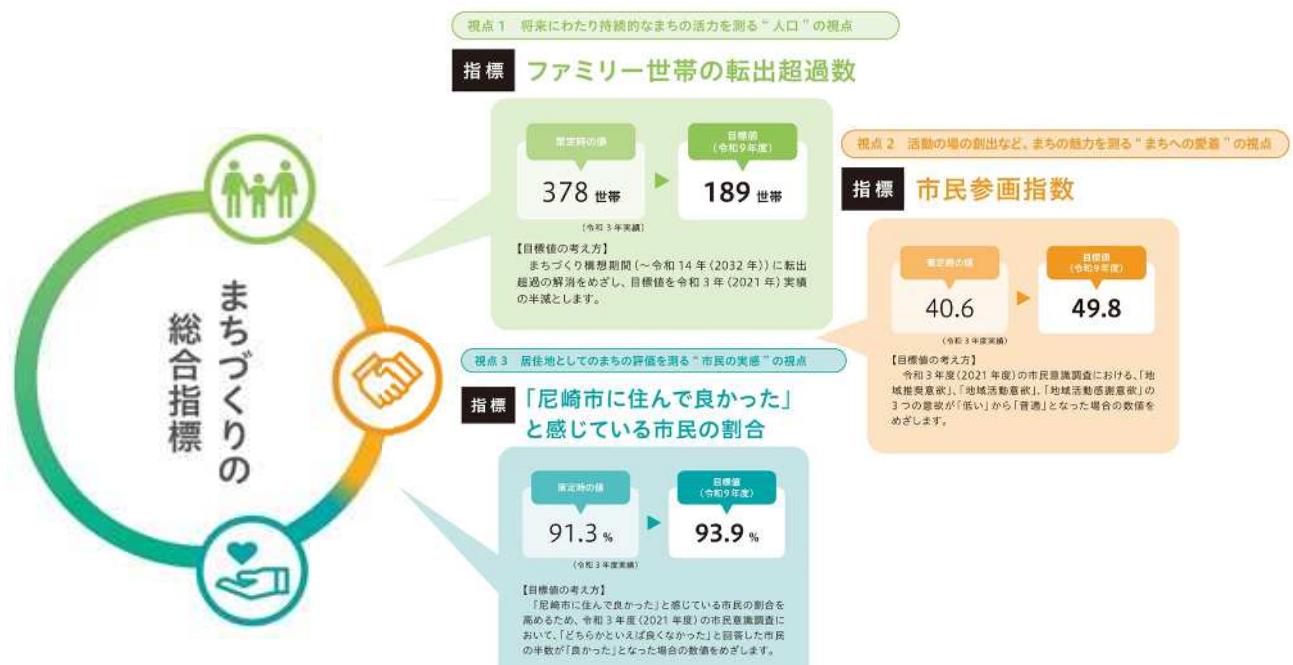
【指標 市民参画指数】

まちの課題を解決し、魅力を高めるためには、まちに愛着を持ち、まちづくりに参画する人を増やすことが大切です。そこで、「地域推奨意欲」、「地域活動意欲」、「地域活動感謝意欲」という3つの意欲を組み合わせた市民参画指数を総合指標の1つとして設定しています。

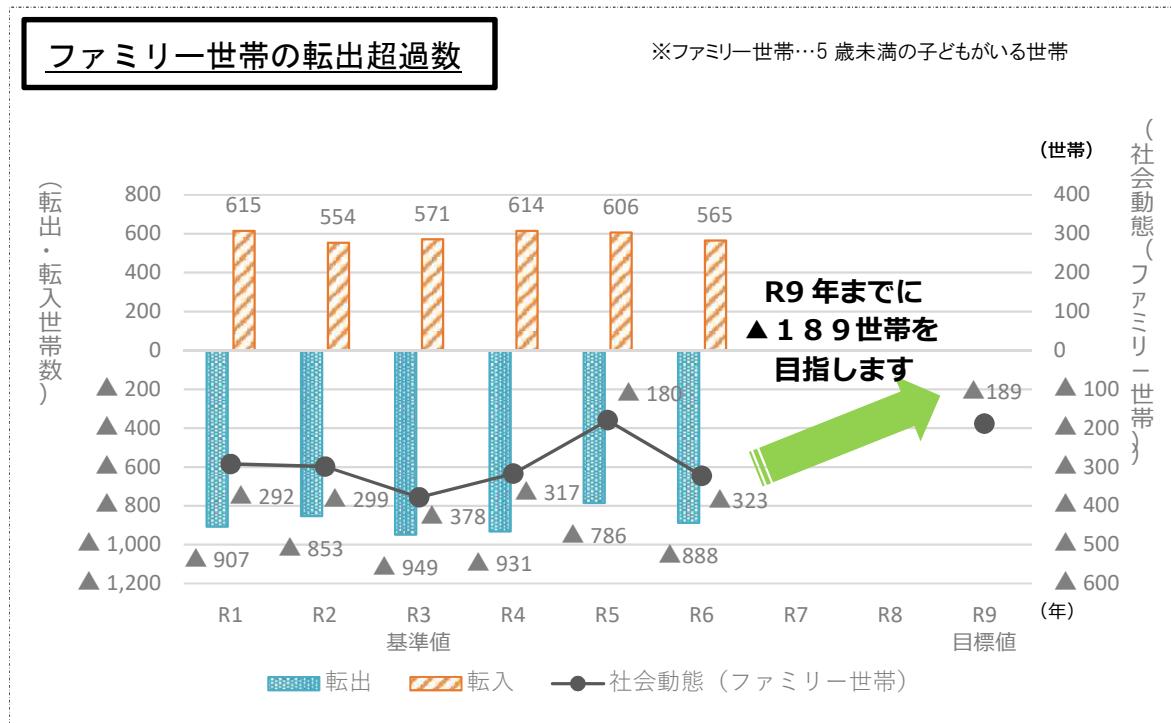
視点3 居住地としてのまちの評価を測る“市民の実感”的視点

【指標 「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合】

市民意識調査による本市のイメージが向上し、近年、本市の人口を取り巻く環境が改善傾向にあるなか、今後も選ばれ続けるまちであるためには、市民の本市に対する満足度が何より大切です。そのため、本市に住んで良かったと感じている市民の割合を総合指標の1つとして設定しています。



(1) ファミリー世帯の転出超過数

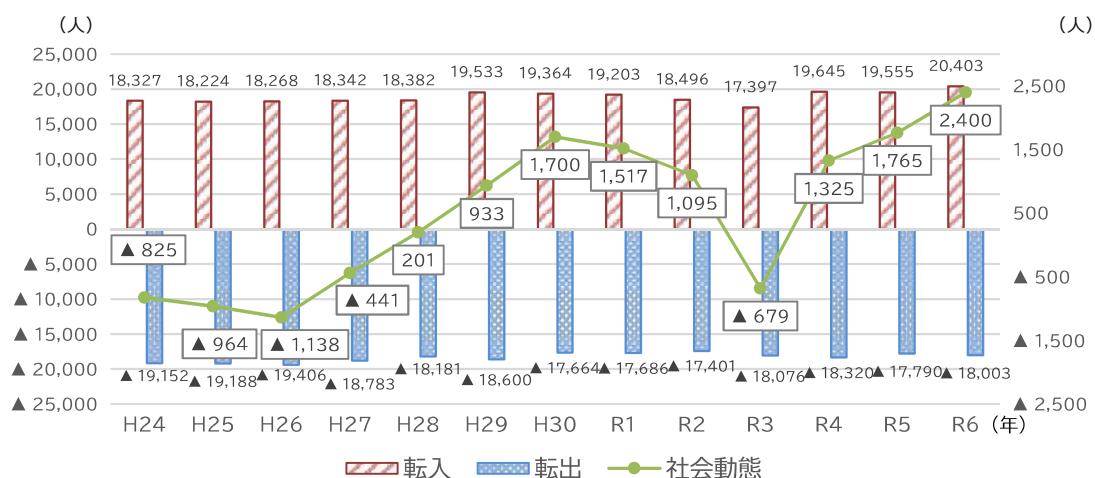


令和6年のファミリー世帯の転出超過数は323世帯となり、前年から増加し、一昨年並みの水準となりました。

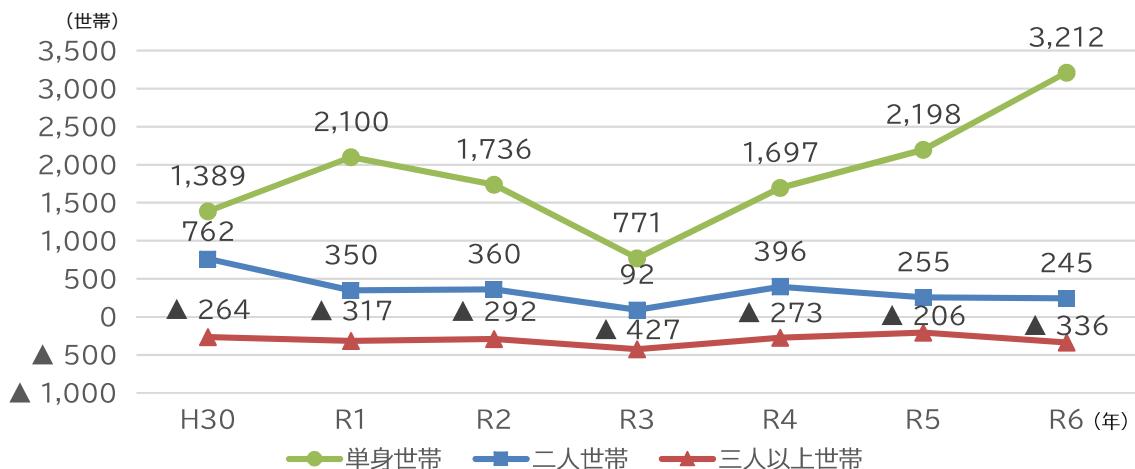
転入転出の内訳をみると、前年と比較し、転入数は41世帯減少、転出数は102世帯増加となり、その結果、転出超過数が143世帯増加しました。

市全体の社会動態でみると、令和6年は2,400人の転入超過で、3年連続の社会増となり、57年ぶりの高い数字となりました。その内訳をみると、単身世帯が3,212世帯、二人世帯が245世帯の増加とその大部分を占めています。特に単身世帯は、転入超過数が前年から1,014人増加となり、社会動態全体を大きく押し上げています。

【尼崎市の社会動態の推移（全体）】



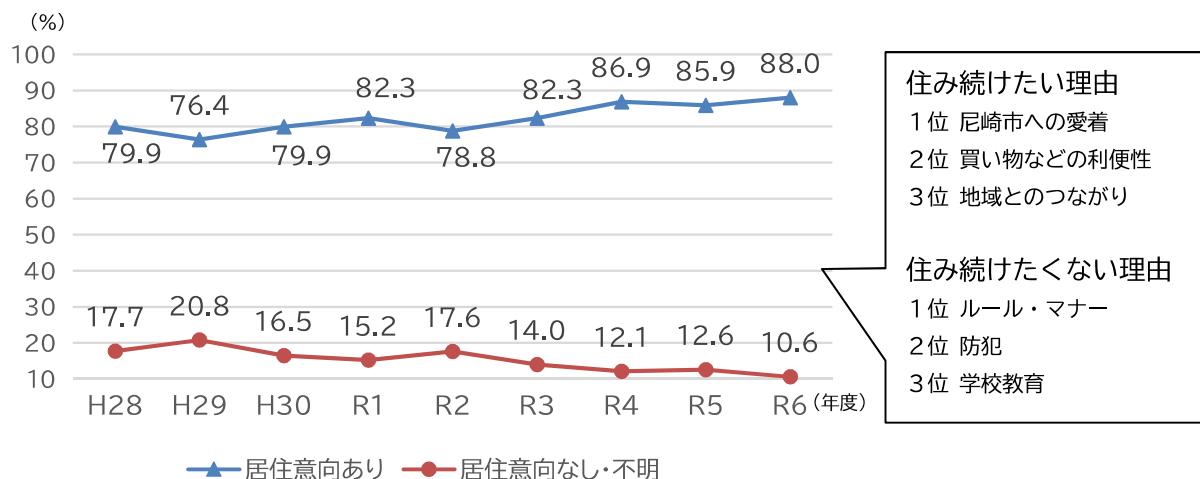
【尼崎市の社会動態の内訳（単身世帯・二人世帯・三人以上世帯）の推移】



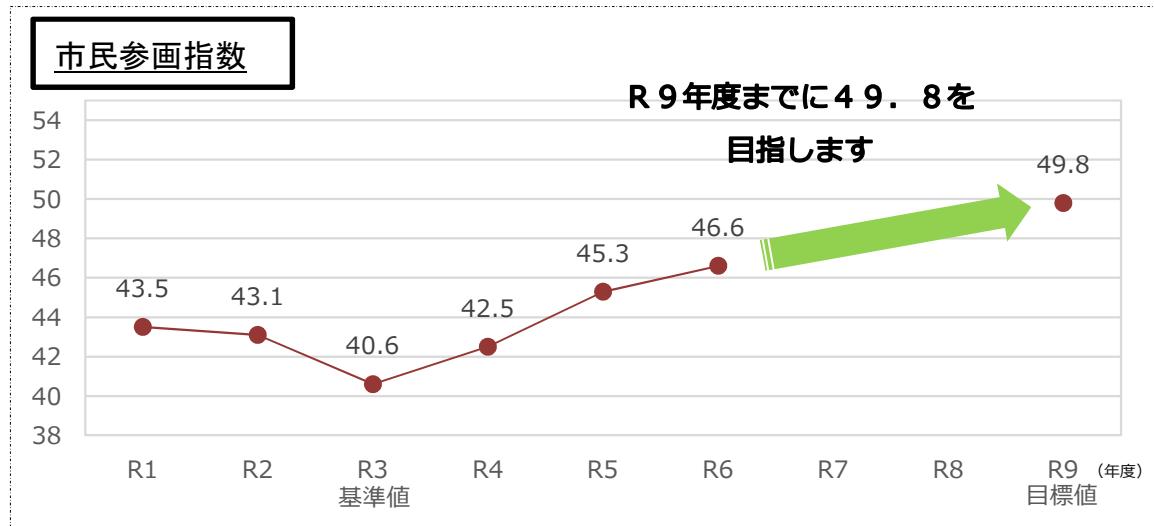
また、居住意向については、令和6年度における市民意識調査では、「本市に住み続けたい」と回答した市民の割合が88.0%となり、前年度の85.9%から横ばいで推移し、引き続き高い水準を維持しています。その理由として「尼崎市への愛着」、「買い物などの利便性」、「地域とのつながり」が評価されています。一方で、「住み続けたくない」の理由としては、「ルール・マナー」、「防犯」、「学校教育」が挙げられています。

こうしたことから、評価されている本市に居住する利点を市内外の方々へ幅広く周知していくとともに、住み続けたい理由である「尼崎市への愛着」、「地域とのつながり」の向上に引き続き取り組みます。加えて、住み続けたくない理由として挙げられた「ルール・マナー」、「防犯」、「学校教育」の取組を更に推進することで、近年増加傾向にある単身世帯に加え、転入超過が続く二人世帯がファミリー世帯になっても、本市に住み続けたいと感じられるようなまちづくりが必要であると考えます。

【市民意識調査における尼崎市への居住意向に係る割合の推移】



(2) 市民参画指数



※計算方法は P125 参照

年度	地域推奨意欲				地域活動意欲				地域活動感謝意欲			
	指数	低い	普通	高い	指数	低い	普通	高い	指数	低い	普通	高い
R5	39.0	43%	36%	21%	21.0	68%	22%	10%	76.0	12%	24%	64%
R6	46.0	36%	37%	28%	19.5	71%	19%	10%	74.5	15%	21%	64%
R6-R5	7.0	▲7%	1%	7%	▲1.5	3%	▲3%	-	▲1.5	3%	▲3%	-

令和6年度の市民参画指数は46. 6となり、前年度と比べ向上しました。

この指標を構成する3つの意欲のうち、特に地域推奨意欲が前年度と比べて大きく増加しています。

地域推奨意欲は、令和6年度は46. 0となり、前年度から7. 0ポイント増加しています。基準となる令和3年度と比べても14. 5ポイントの増となり、大幅な向上が見られています。特に、若い世代の意欲が高く、市に対する評価が若年層を中心に高まっている傾向が見られます。

また、後述する「まちのイメージが良くなった」と感じている市民の割合(主要取組項目の評価(4)P.22)についても、令和6年度は61. 7%と、過去最高だった令和5年度の63. 7%から横ばいの数値となっており、引き続き高い水準を維持しています。これまで取り組んできたまちの魅力の発信やイメージ向上等の取組の成果であると推察されます。

地域活動意欲は、令和6年度は19. 5となり、前年度の21. 0ポイントから横ばいで推移しています。指数の内訳をみても、令和5年度と比べて大きな変化はありませんでした。

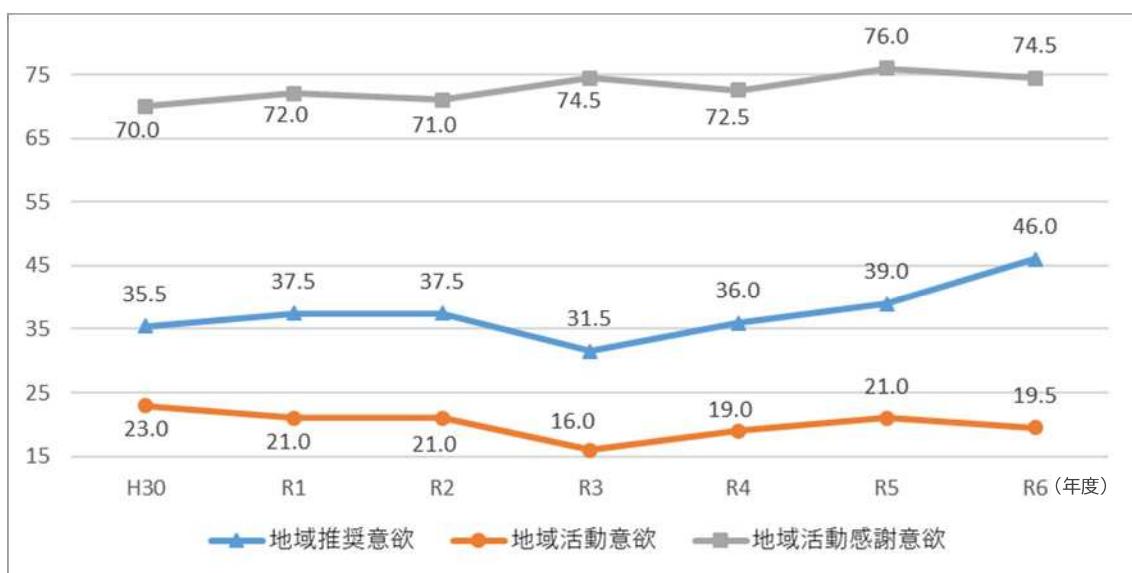
地域での活動に参加したくない理由については、「他にやりたいことがある」「でかけるのが億劫」と回答した層の意欲が低くなっている一方で、「忙しくて参加できない」「一緒に参加する人がいない」といった理由を選択した層には、一定の参加意欲が見られることから、こうした層を活動に誘導していくため、魅力的な活動や催しの発信、地

域活動に参加しやすいきっかけづくりを行っていくことが引き続き重要です。

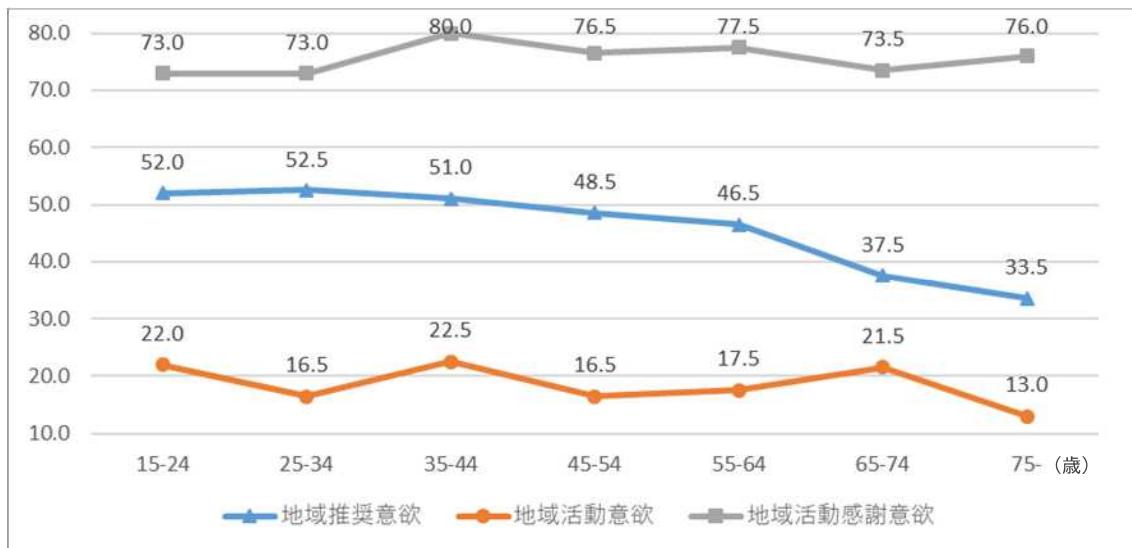
地域活動感謝意欲は、令和6年度は74.5ポイントで、過去最高の水準となった令和5年度から横ばいとなり、引き続き高い水準を維持しています。一方で、感謝を感じないと回答した人のうち、その理由を「まちに興味がない」「自分には関係がない」と回答した層の意欲が特に低くなっています。こうした、地域活動に無関心な層にどう働きかけていくかが課題となっています。

こうしたことから、シチズンシップが高まるよう、引き続き、学びや活動の支援の充実に取り組み、まちの魅力を高め、それを市内外に発信することで、シビックプライドの醸成を図ります。

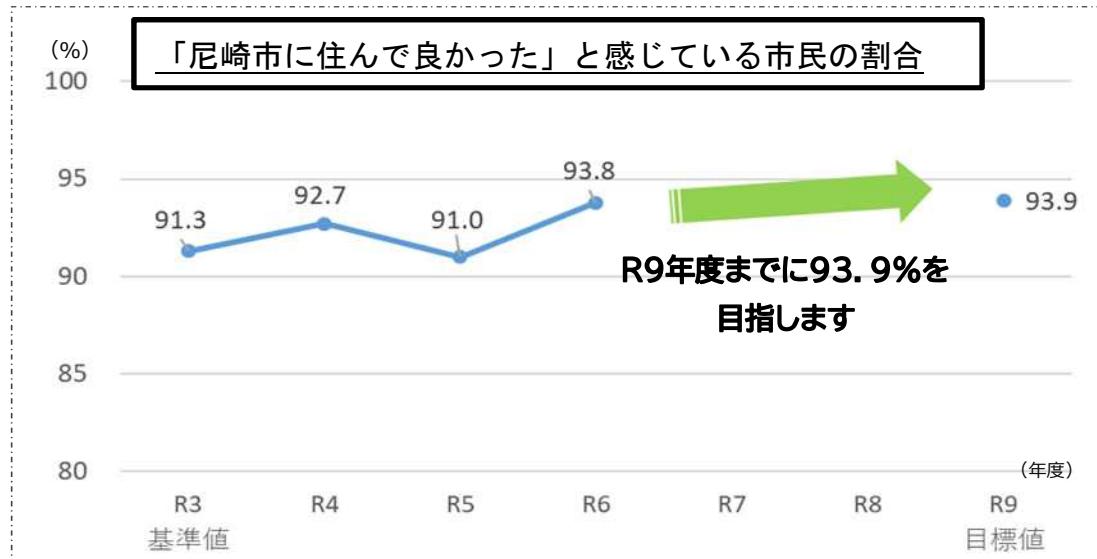
【市民参画指数を構成する3意欲の推移】



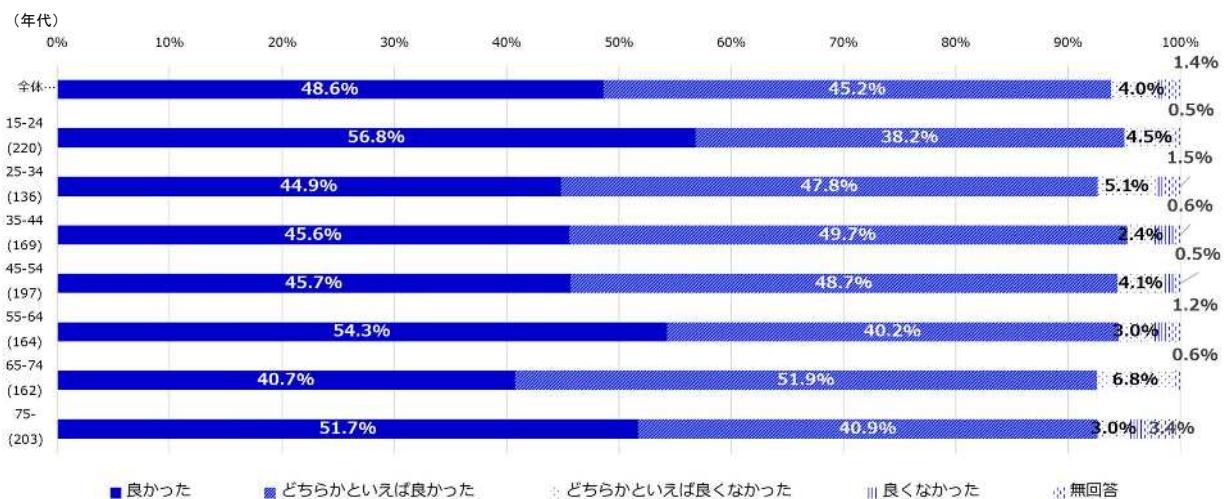
【令和6年度 年齢階層別の3意欲の比較】



(3) 「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合



【「尼崎市に住んで良かった」と感じている市民の割合（年齢階層別）】



「『尼崎市に住んで良かった』と感じている市民の割合」は、93.8%まで上昇し、ほぼ目標値に達しています。

全ての年齢階層で「良かった」「どちらかといえば良かった」の合計が90%を超えており、市民の満足度は安定して高い状態にあります。特に15-24歳で「良かった」の割合が最も高くなっているほか、前出の地域推奨意欲についても若年層の数値が高い傾向にあり、特に若い世代のまちに対する評価が高まっている状況です。

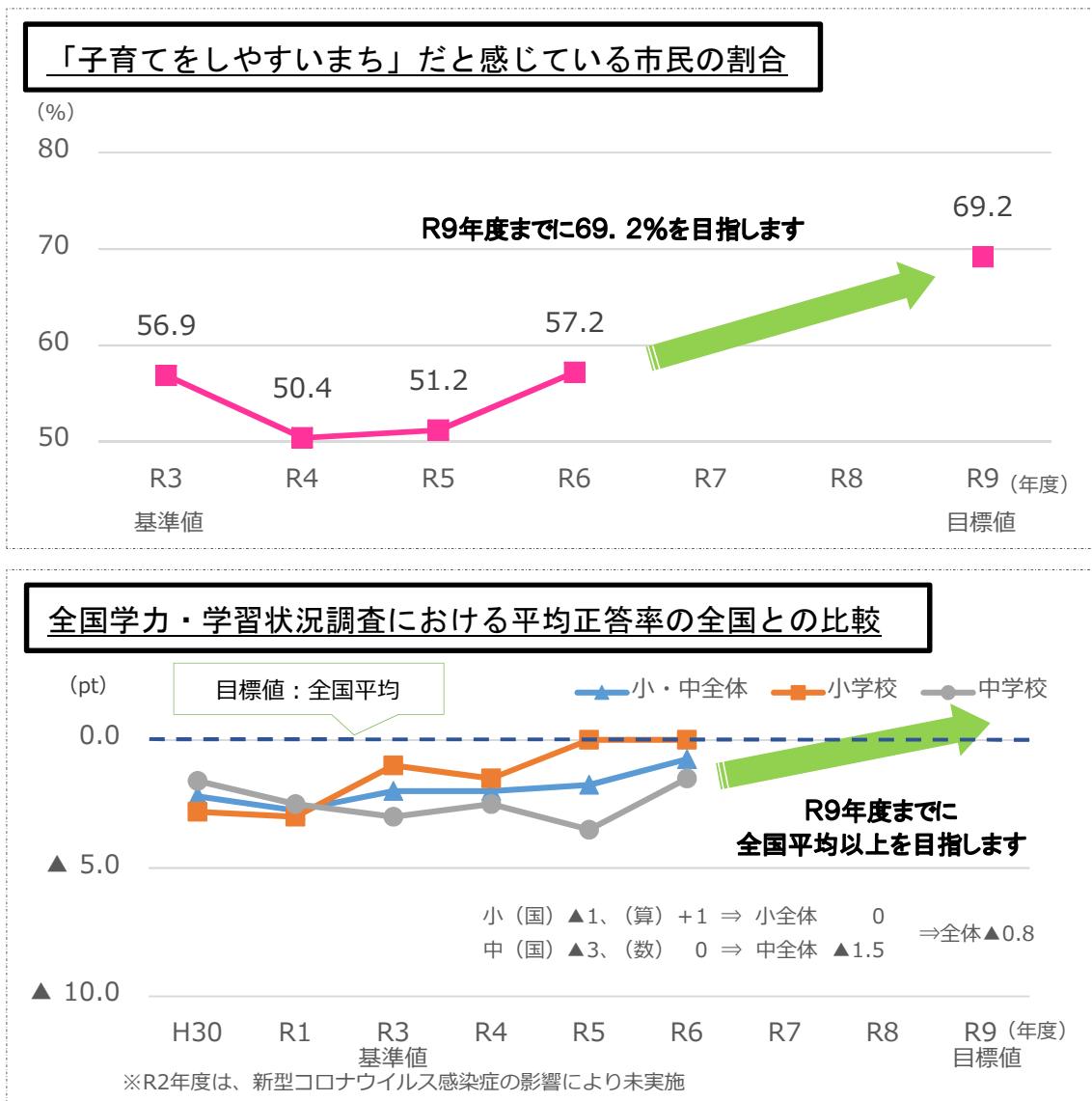
こうした評価を、ファミリー世帯の定住・転入促進につなげていくため、引き続き市民のニーズや課題に柔軟に対応していく必要があると考えています。

3 主要取組項目の評価

- (1) 子ども・教育
- (2) 生きがい・ささえあい
- (3) 脱炭素・経済活性
- (4) 魅力 向上・発信

(1) 子ども・教育

① 指標の推移



- 令和6年度市民意識調査では、「『子育てをしやすいまち』だと感じている市民の割合」は、57.2%(前年度比+6.0ポイント)と前年度と比べ増加し、子育てしやすい環境として、「子育てにかかる経済的支援」、「子どもが安心して遊べる場」、「保育所や児童ホーム(学童保育)」が重要との結果となっています。保育料の引き下げや児童ホーム開所時間の延長、産後ケア事業の充実などの子育て支援の取組や待機児童対策に取り組んでいます。

- ・「全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較」について、小学校の算数で全国平均を上回り、中学校の数学では全国平均に達するなど、小中学校全体の平均は目標値である全国平均に近づきつつあり、小学校では前年度に引き続き、目標としていた全国平均に達しました。

② 今後の展開

- ・出産や子育て、子育てと仕事の両立に係る不安や負担感の軽減に向け、引き続き、「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」を踏まえた、各種支援の充実に取り組みます。
- ・保育施設における定員の弾力化や公立での受入児童数の増加、幼稚園等の預かり保育の推進など、既存施設に軸足を置いた対策に取り組むとともに、児童ホームでは、公立児童ホームの定員拡大を図り、安定的な運営体制について検討を進めるなど、待機児童の解消を目指します。
- ・学力については、読解力などの言語能力に課題があることから、新たに導入する読解力を養うためのデジタル教材を活用し、その成果を全校展開することで、更なる学力向上を目指します。また、教育課程特例校制度を活用した、中学校での読書活動と探究的な学びを推進する新教科(ことば探究科)の設置に向けて検討を進めるなど、語彙力や読解力等の言語能力といった学習の基盤となる資質・能力の向上に努めます。
- ・学びの多様化学校(尼崎琴葉中学校)をはじめとした、グラデーションある学びの場の充実に努めるとともに、学用品費に係る家庭の経済的負担の軽減を通じて、誰一人取り残されない学びの保障を目指します。また、地域クラブ活動の推進に必要な各種環境整備の検討を進めるなど、多様な学びの機会の確保を図ります。

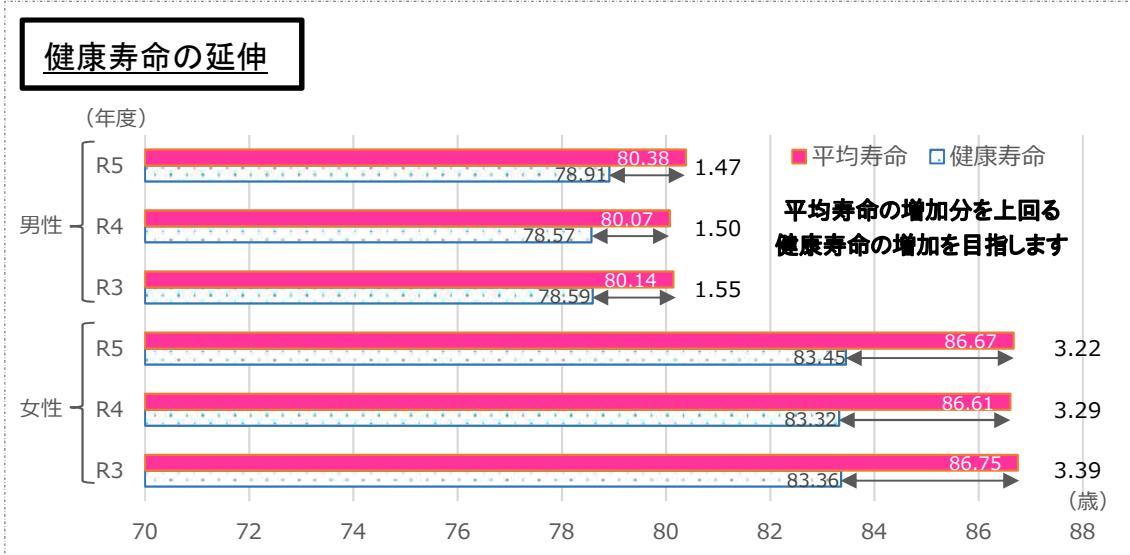
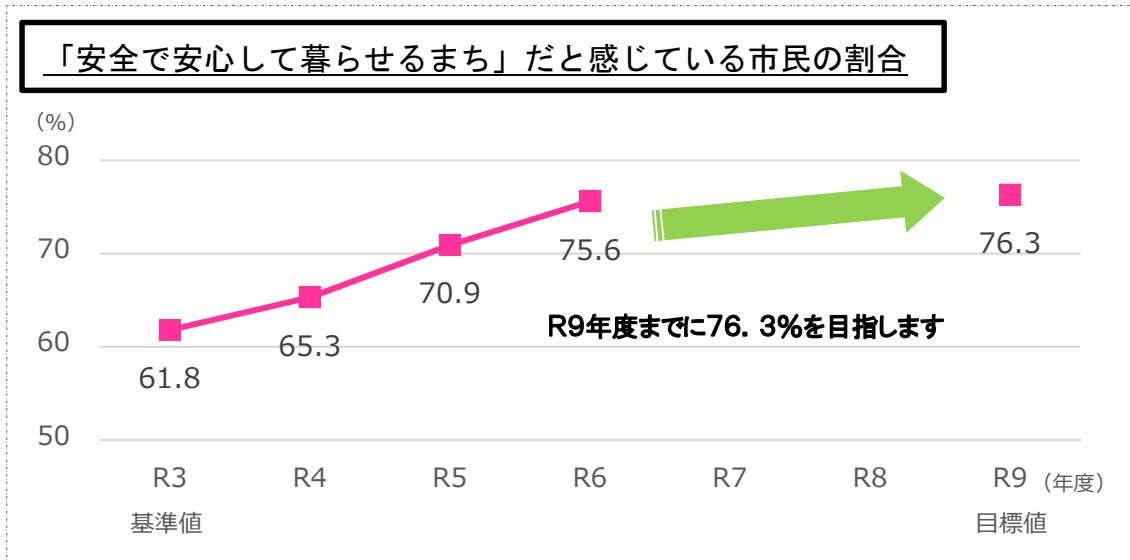
主要取組項目① 施策間連携のイメージと取組



- ・「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」を踏まえた、子育てに係る家計・ゆとり・安心のサポートの取組強化については、子育て政策懇話会での議論も踏まえ、部局横断的に進めます。
- ・こども家庭センターについては、母子保健と児童福祉がより円滑・迅速に情報共有し一体的な支援ができるよう、情報連携の仕組みについて、国や他都市の状況も注視しつつ、検討を進めます。
- ・令和8年4月の児童相談所開設に向け、いくしあとの一体的な支援を効果的に行うための準備を引き続き進めます。また、社会的養育の推進に向け、里親など地域資源への支援策を検討します。

(2) 生きがい・ささえあい

① 指標の推移



- 「『安全で安心して暮らせるまち』だと感じている市民の割合」は75.6%(前年度比+4.7ポイント)と、着実に増加傾向にあり、目標値に近づいています。医療体制の充実に向け、新たな休日夜間急病診療所の整備を進めています。また、重層的支援の充実に向け、会議や研修の実施により関係機関等との連携強化を進めるとともに、様々な支援機関との協働による伴走支援に取り組んでいます。
- 包摂的な社会の実現に向け、「あまがさき多文化共生施策アクションプラン」を策定し、「働きやすい環境」「暮らしやすい環境」「学び・育む環境」の充実に向けた多文化共生施策の立案につなげました。

- ・新型コロナウイルス感染症による死亡者数の減少などもあって、平均寿命と健康寿命は3年ぶりに延伸し、その差は前年度と比べ縮小しています。健康寿命の延伸に向けては、健診結果などのデータ分析等に基づき、ライフステージに応じた健康づくりの取組を進めています。

② 今後の展開

- ・福祉的な課題を抱える方の早期把握と包括的な相談支援の充実に向け、引き続きシステムを活用した情報共有の効率化を図るほか、地域で社会参加できる居場所の確保に努めるなど、支援者間や関係機関との更なる連携強化を進めます。
- ・重度心身障害児者とその家族を支えるためのレスパイトケア(休息)に関する具体的な施策を検討するほか、引き続き多文化共生に向けた取組を推進するなど、様々な支援ニーズに応えるための施策の充実を図り、包摂的な社会づくりを進めます。
- ・引き続き、がん検診や特定健診の受診率向上に取り組むほか、フレイル対策の3要素(運動・栄養口腔・社会参加)を絡めた事業を効果的に地域で展開するとともに、「運動」に視点を置いた武庫健康ふれあい体育館での新たな介護予防事業の成果を踏まえた取組を進めるなど、健康寿命の延伸を図ります。

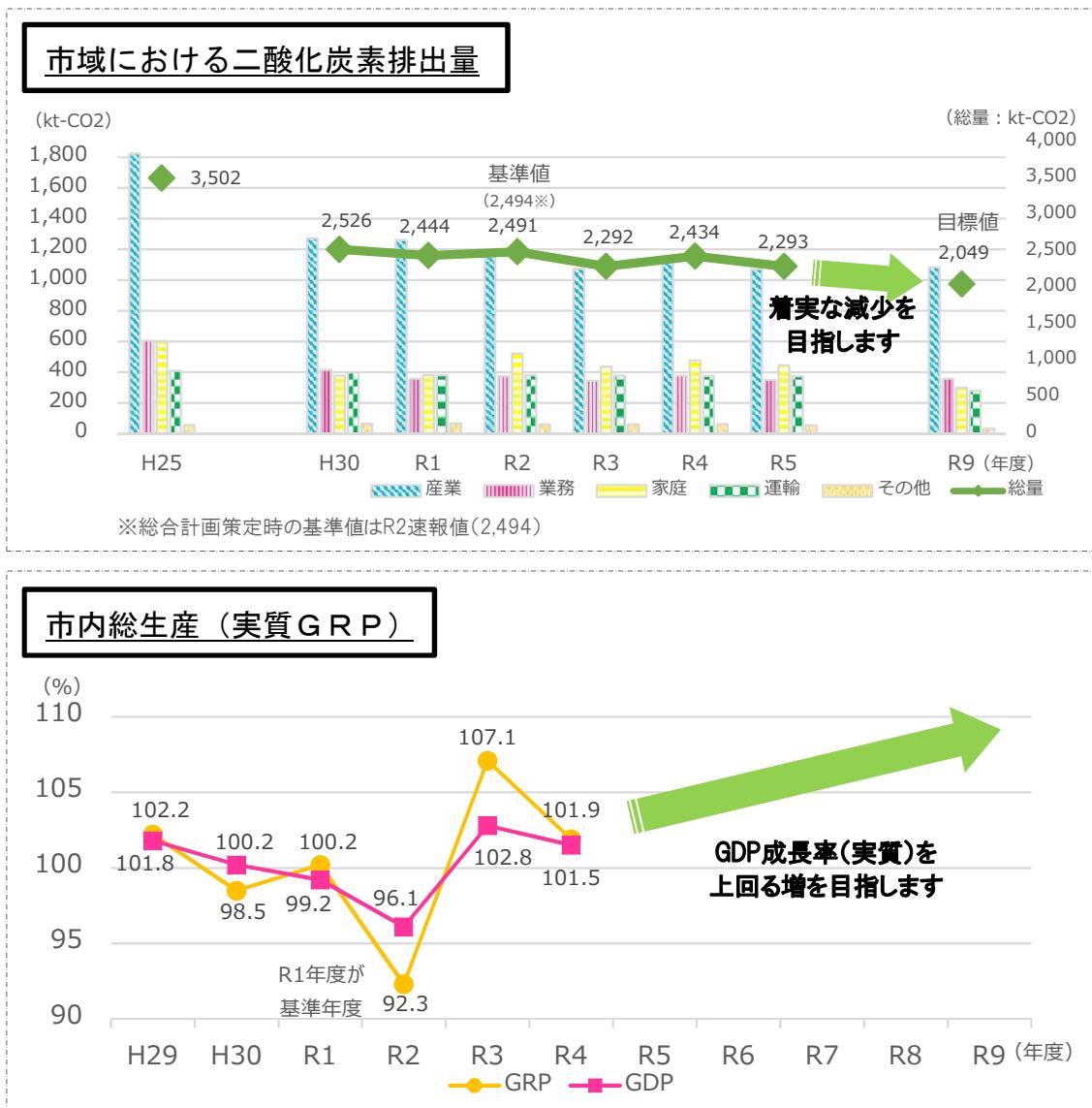
主要取組項目② 施策間連携のイメージと取組



- ・地域福祉活動の担い手不足を踏まえ、多様な世代の参画を促進するために、学生等への活動支援を更に推進します。また、関係部局が連携して、活動に興味のある民間事業者へ働きかけを行うことで、新たな担い手確保に向けた取組を進めます。
- ・災害情報の確実な伝達・拡散の推進にあたっては、関係部局と連携し、出前講座や各種イベント等のあらゆる機会を通じた、各種啓発を行う中で、平時から要配慮者や外国籍住民等の防災意識の向上に努めます。

(3) 脱炭素・経済活性

① 指標の推移



- 「市域における二酸化炭素排出量」は、前年度から減少しており、これは電力会社が発電する際に排出する二酸化炭素が減少したことによるものと考えられ、市域におけるエネルギー使用量も減少傾向にあります。引き続き、全体排出量の多くの割合を占めている産業部門を中心に、企業の脱炭素経営支援や市民の行動変容を促す取組を進めているほか、食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進に取り組んでいます。
- 公用車更新の際のEV導入や、令和8年度供用開始予定の農業公園管理棟及び子どもの育ち支援センター新館においてZEB Ready認証を取得したほか、公共施設への再エネ導入促進に向けた方針を策定するなど、市の事務事業による環境負荷の低減を進めています。

- ・「市内総生産(実質GRP)」について、令和2年度は新型コロナウイルス流行の影響を大きく受けましたが、令和3年度は製造業を中心とした回復基調が見られ、令和4年度も引き続きGDP成長率(実質)を上回る結果となりました。
- ・物価やエネルギー価格高騰に影響を受ける市民や事業者への支援として、「あま咲きコイン」による市内消費の活性化や脱炭素化に資する設備導入への支援などに引き続き取り組んだほか、令和5年度に立ち上げた、産学官金の連携の枠組みである「産業政策会議」を通じて創業支援や企業誘致、設備投資の促進等について議論し、施策の立案につなげました。

② 今後の展開

- ・クリーンセンターで発電する電力の地産地消の促進に向け、令和8年度から一部の公共施設へ自己託送により電力供給を行うための準備を進めるなど、市域における二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- ・オープンイノベーションコア尼崎による企業等の新たな交流拠点の設置を進め、イノベーション創出に向けた支援を加速させます。また、企業におけるビジネス環境が大きく変化する中、中小企業においても新たな領域への事業展開や経営改革の重要性が高まっているため、ニーズ把握を進め、必要な支援策について検討を進めます。
- ・労働力不足が深刻化する中、外国人や女性、若年者、高齢者、障害者など多様な人材が活躍できる就労環境の整備に向けた研究・検討を進め、雇用就労支援の充実に努めます。

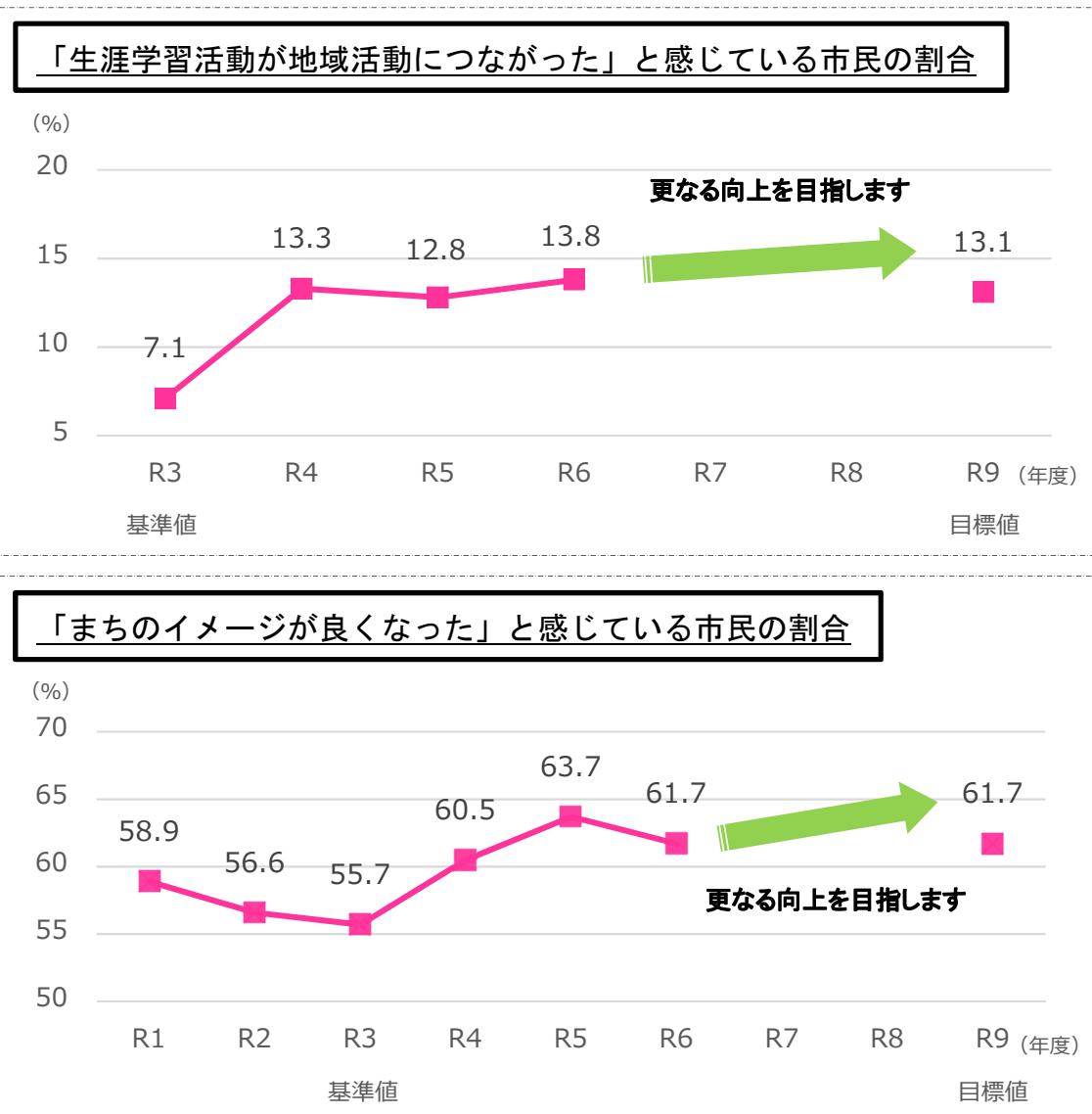
主要取組項目③ 施策間連携のイメージと取組



- ・ゼロカーボンベースパークを活用した環境啓発事業について、市民や事業者の実質的な行動変容につながるよう工夫を重ね、脱炭素社会の実現を目指します。また、各種取組を推進するにあたっては、脱炭素や観光振興、地域経済、エリアプランディングなど、様々な視点から関係部局が連携して取り組みます。
- ・高齢者がもつ能力や経験を活かして働くことができる仕組みの構築や、「働く」も「子育て」も応援する観点から、多様な働き方の支援やスキルアップに向けた環境整備について、関係部局で連携して、研究を進めます。

(4) 魅力 向上・発信

① 指標の推移



- ・「『生涯学習活動が地域活動につながった』と感じている市民の割合」は、13.8%（前年度比+1.0ポイント）と目標値を超えるました。各種データを活用したエリア分析に基づいて、地域特性に応じた取組を行うなど、地域活動へ参加する様々なきっかけづくりに取り組んでいます。
- ・「『まちのイメージが良くなった』と感じている市民の割合」は、61.7%（前年度比▲2.0ポイント）と、前年度から高い水準を維持しており、目標値付近で推移しています。前年同様、良くなったと回答した方の大半は、「駅前周辺がきれいに整備されるなどまちの景観がよくなつた」ことを理由に挙げており、引き続き鉄道駅周辺を中心としたエリアプランディングの推進に取り組んでいくことが、まちのイメージ向上に重要です。

- ・また、ルール遵守やマナー向上など、誰もが安心して快適に暮らすことができる住環境の形成を図ることは、まちのイメージ向上につながるとともに、まちへの誇りや愛着を高め、居住意向にも影響を及ぼすと考えられることから、引き続き取組を進めていくことが重要です。

② 今後の展開

- ・地域の実情に応じ、地域担当職員が引き続き積極的に学びや活動の場を通して、地域の人や団体とつながっていく中で、地域のコーディネーター役としての機能をより効果的に発揮できるよう取り組むなど、引き続き、地域発意の取組が広がる環境づくりを進めます。
- ・(仮称)武庫川周辺阪急新駅の整備にあたっては、ウォーカブルなまちづくりを目指し、道路の設計や公園の機能分担に係るワークショップ等を進め、引き続き丁寧な地域との対話をを行い、新駅周辺の環境整備を進めます。
- ・今年度から開始した路上喫煙禁止区域に関する過料徴収の実績や喫煙状況の分析結果を踏まえ、残る未指定エリアの追加指定や市民への様々な手法を用いた効果的な周知を図ることで、受動喫煙等の防止に向けた取組を強化します。

主要取組項目④ 施策間連携のイメージと取組



- ・駅前空間の各種整備やデザイン等の統一性を確保した案内表示の整備検討にあたっては、エリアプランディングの推進や来街者の周遊性向上の視点をもって、関係部局間はもとより関係機関とも連携し、地域の魅力ある景観形成の誘導を図ります。
- ・北図書館と女性・勤労婦人センターの貸館機能を複合化した新北図書館の整備に向けては、図書を通じた交流拠点となるよう、引き続きタウンミーティングにおいて意見交換を行います。また、整備予定地である公園を含めた周辺一帯の魅力向上に資する取組として、関係部局が連携し、検討を進めます。
- ・ルール遵守やマナー向上の推進にあたっては、市民・事業者・関係団体等と連携を図りながら、組織横断的に、各種キャンペーンの実施などの取組を進め、誰もが安心して快適に暮らすことができる住環境の形成を図ります。

4 総合評価

【令和6年度の振り返り】

- 令和6年度はエネルギー・食料品を中心とした物価高騰を踏まえ、国が実施する定額減税や給付事業のほか、あま咲きコインのプレミアムキャンペーンや脱炭素化設備の導入に対する補助など、市民生活や企業活動への支援を実施してきました。
- ファミリー世帯の転出超過数は前年から増加し、一昨年並みの水準となりました。また、市民意識調査における「『尼崎市に住んでよかった』と感じている市民の割合」や、「今後も『本市に住み続けたい』と回答している市民の割合」は引き続き高い水準を維持しています。より多くの人に住みたい、住み続けたいと思ってもらえるよう、「ルール・マナー」「防犯」「学校教育」といった、十分に評価が得られていない課題に対し、取組を更に推進することが重要です。
- 財政状況については、令和6年度は引き続き黒字決算となり、令和7年度当初予算においては実質的な収支均衡予算を確保するなど、着実に好転しています。今後も、「財政運営方針」の目標達成に向けた取組を続けながら、より柔軟かつ効果的な財政運営を行うことが重要です。

【今後の取組の方向性】

- 令和7年度には、物価高騰対策として学校給食の食材費高騰への支援や、あま咲きコインのプレミアムキャンペーンなどを引き続き実施するほか、お米をはじめとする食料品等の価格高騰により家計への負担が増している状況を踏まえ、全世帯を対象とした「お米券」の配布を行います。今後も社会情勢を注視しつつ、適時適切に対応していきます。
- 誰もが子育てをしやすいまちを目指し、「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」を踏まえ、令和6年度に設置した「子育て政策懇話会」での議論も活かしながら、子ども・子育てに係る経済的・時間的・心理的な支援と環境の充実を部局横断的に取り組み、引き続き「『働く』も『子育て』も応援するまち」づくりを進めます。
- また、ファミリー世帯から「住みたいまち」「住み続けたいまち」として選ばれるよう、交通利便性や生活利便性といった本市のポテンシャルを活かし、エリアプランディングをはじめとしたまちの魅力・イメージ向上に向けた取組を進めます。さらに、制度の在り方検討を含めた良好な住宅・住宅地の供給誘導、空き家対策の推進による住宅の新陳代謝の促進など、魅力ある住環境の形成に取り組み、定住・転入の促進を更に強化していきます。

- オープンイノベーションコア尼崎による企業等の新たな交流拠点の設置を進め、創業などのチャレンジや企業間のマッチングを通じたイノベーション創出支援に係る取組の更なる充実を図ります。また、多様な人材が活躍できる就労環境整備に向けた検討を行い、雇用就労支援の充実に取り組みます。
- 福祉や教育などに関する多様な支援ニーズに応える施策の充実を図るとともに、多文化共生社会の実現にも引き続き取り組み、誰もが安心して暮らせる包摂的な社会づくりに向けた基盤の強化を進めます。
- こうした様々な取組の推進とあわせて、あらゆる施策でDXの視点を取り入れ、「行かない、書かない、待たない窓口」といった手続のスマート化に加え、プッシュ型通知の拡大などによる効果的な情報発信など、市民の利便性や満足度の向上を図り、共創型スマートシティの実現に向けた取組を進めていきます。
- 財政面においては、引き続き、「財政運営方針」で示した財政規律、財政運営の目標を踏まえつつ、将来にわたって安定的で持続可能な財政基盤を築いていくことを通じて、新たな政策を実施するために必要な財源を柔軟に確保し、必要な事業への投資も行いながら、魅力あるまちづくりに向けた取組を着実に実施していきます。

【施策評価結果を踏まえて（令和8年度に向けて特に重点的に取り組む項目）】

令和8年度に向けては、引き続きまちの課題解決に取り組むとともに、第6次総合計画におけるまちづくりを着実に進めるためにも、特に以下の項目について重点的に取り組んでいきます。

- 安心して働き、子育てができる環境づくりと子どもの育ち支援の充実
- まちの価値を高める良好な住環境形成とエリアプランディングの推進
- 市内事業者の挑戦を応援し、多様な人材が活躍できる地域経済活性化
- 誰もが安心して暮らせる包摂的な社会づくりに向けた基盤強化
- 市民の利便性や満足度を高める共創DXの推進

(このページは白紙です。)

5 施策別の評価

施策01【地域コミュニティ・学び】

施策02【人権尊重・多文化共生】

施策03【学校教育】

施策04【子ども・子育て支援】

施策05【地域福祉】

施策06【障害者支援】

施策07【高齢者支援】

施策08【健康支援】

施策09【生活安全】

施策10【消防・防災】

施策11【地域経済・雇用就労】

施策12【環境保全・創造】

施策13【都市機能・住環境】

【施策評価表の見方】

1 基本情報

施策名		展開方向	
主担当局			

2 目標指標

指 標 名	方向	基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
A								
B								
C								
D								
E								

展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、第6次総合計画前期まちづくり基本計画期間の最終年度の令和9年度とし、基準値は令和3年度としています。
また、これまでの経年変化を確認するため、実績値は令和2年度から記載しています。
指標の方向性については、「↑」、「→」、「↓」、「-」から選択しています。

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
令和6年4月から令和7年3月末までの主な取組内容が、関連する目標指標や市民意識にどのように影響したのかを踏まえ、その成果や課題について主担当局が記載しています(担当局評価)。	

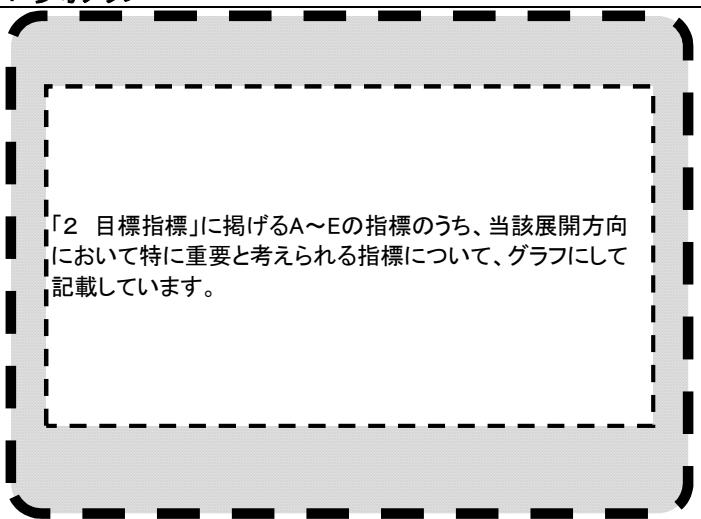
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	直近3か年（令和5年度～令和7年度予算）における主な主要事業を記載しています。
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

左記「これまでの取組の成果と課題」を踏まえ、令和7年度に取り組んでいる事項について主担当局が記載しています。

6 評価結果

評価と取組方針

目標指標の達成状況、市民意識調査、担当局評価の内容を踏まえ、市長評価の結果を記載しています。

主要事業の提案につながる項目

「これまでの取組の成果と課題」や「令和7年度の取組」を踏まえ、次年度の「主要事業の提案につながる項目」について主担当局が記載しています。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01 地域コミュニティ・学び	展開方向	01 地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進
主担当局	総合政策局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「生涯学習活動が地域活動につながった」と感じている市民の割合	↑	7.1	%	13.1	—	7.1	13.3	12.8	13.8
B 「地域の活動に参加している」と答えた市民の割合	↑	15.6	%	30.0	15.3	15.6	14.4	14.4	16.6
C 「講座などに参加して学んだことを地域や社会のために生かしたい」と考えている参加者の割合	↑	78.1	%	90.0	—	78.1	81.2	82.0	87.6
D 学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	↑	21.9	%	30.0	16.3	21.9	23.2	26.2	23.6
E 市民1人あたりの貸出冊数	↑	3.15	冊	5.87	2.78	3.15	3.00	3.11	3.00

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり】(目標指標A・B) (目的)多様な主体同士が情報共有や相互理解を深めるような場づくりを進め、地域の課題解決や魅力向上の取組が地域発意で行える地域社会づくりを目指す。 ①「地域発意の取組が生まれる環境づくり」地域課主催のプラットフォームの実施日時の見直しなど新規参加者を増やす工夫を行うとともに、地域課間で好事例や課題を共有した。その結果、外国人や新規の方の参加があり、参加者の広がりがみられた。また、地域特性に応じた取組が、地域活動へのきっかけにならうことから、各地域課で地理情報システム(GIS)やアンケート結果などのデータを活用したエリア分析に取り組み、立花では地域の外国人住民との交流につなげることができた。 ②「地域コミュニティの活性化」市民一人ひとりの当事者意識の醸成に向けた「学びと活動の循環」の取組を進める中、全地域課で防災や多文化共生をテーマに地域の実情に即した事業を実施した。また、テーマ型団体が地縁型団体である市社協を紹介する取組事例等、テーマ型と地縁型の交流が進みつつある。 ③「地域課における業務指針の策定」自治のまちづくりに向けて取組を進める中、現在、多岐に広がっている地域課業務について改めて地域課が担う業務を確認し、体系的な整理を行い、地域担当職員の目指す方向性として「地域課における業務指針」を策定し、職員間の共有を行った。	①エリア分析の活用は、市民活動の参加者を増やすきっかけづくりに効果的であることから、より効率的・効果的な分析手法の導入などに取り組むとともに、地域課間で好事例を共有するなど横展開を行う必要がある。 ②テーマ型の活動が増えつつある中、地縁型の活動者が減少している状況が継続しており、テーマ型の活動者を地縁型の活動につなげ、支援する取組がより一層必要である。 ③職員の入れ替わりがある中、理想とする地域や職員の姿など目指す方向性を意識しながら取組を推進できるよう、同指針の内容について、継続的に職員への周知を図る必要がある。
【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】(目標指標A・B・C) (目的)学びたい思い、取り組んでみたい思いを支援し、ひと咲きプラザや生涯学習プラザをはじめ、まちのいたる所で学びや活動が創出されることを目指していく。 ④「地域活動への参加のきっかけとなる情報の発信」生涯学習プラザで市及び指定管理者が実施する講座やイベント等について、各主体が一元化した情報発信を行い、自治のまちづくりの拠点となる生涯学習プラザにおいて、にぎわい交流が生まれる環境づくりに取り組んだ。 ⑤「大庄西中学校跡地整備・活用に向けた取組」大庄西中学校跡地に移転・整備する南の口公園等については、これまでの意見交換会や社会実験の中で、周辺住民への影響や、地域主体で管理運営していく上での課題等の把握に加え、周辺住民の反応も少しずつ前向きに変化してきており、「協働型公園」の実現に向けた機運が高まってきた。	④まちに対する興味や関心はあるが、活動に結び付いていない市民に対して、参加意欲を高めるような情報や、実施主体を問わずまちじゅうで開催される学びの場の情報を届ける手法を構築する必要がある。 ⑤実際に整備された公園で社会実験を行っていないことから、公園整備後に新たな課題等が生じることも想定されるため、今後も種々の取組を継続する中で、公園の利用ルールづくりと自律的な管理運営につなげ、「協働型公園」の実現を図っていく必要がある。
【地域と学校の連携・協働の推進】(目標指標D) (目的)地域の方々の経験や学習の成果を活かすとともに、学校を核とした活動を通じて地域のつながり、教育力の向上を図る。 ⑥「学校を核とした地域活動の推進」コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るために、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。また、令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。	⑥小学校以外の学校種においては、コーディネーターを配置してから日が浅いため、コーディネーターを活用した活動事例がそれほど多くない。そのため、地域課等とも連携・協力しながら、効果的かつ具体的な活動例を検証・共有していく必要がある。また、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的推進には、行政による継続した伴走支援が必要である。
【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】(目標指標E) (目的)資料や情報の提供をはじめとした「知の拠点」として、市民が生涯にわたり学習と交流を行える機会を創出し、豊かな暮らしを実現するための図書サービスの充実を図る。 ⑦「図書を通じたまちじゅう学び事業」を実施し、地域における図書館機能の充実を図った。また、新北図書館の整備に関して、タウンミーティングを通じて利用者の意見を聴取するとともに、今日的視点から必要な施設機能について検討したほか、貸出冊数の増加を目指し様々な図書関連行事を実施するなど取組を進めた。	⑦図書館や地域での読書推進に向け、読書に親しむ機会を創出する施策を実施し、利用者数の増加を図る必要がある。また、新北図書館の整備については、施設機能充実のため内連携のもと基本計画を策定するとともに、図書サービス網の充実や利便性の向上のため、様々な視点から方策を検討する必要がある。

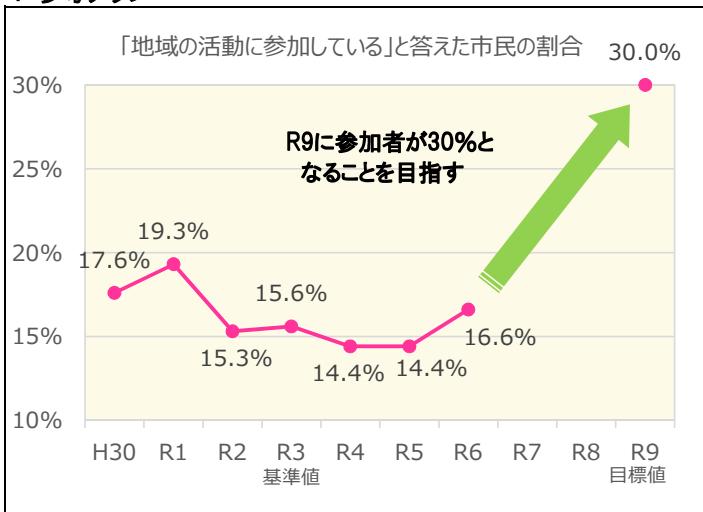
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	大庄西中学校跡地の整備(大庄西中学校跡地整備事業、公園整備事業)
2	生涯学習プラザ利用者の新たな出会いの創出(各地区生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業)
3	読書を通じたまちじゅう学び事業(図書館行事事業)
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	園田東会館予防保全事業(生涯学習プラザ等整備事業)
2	大庄西中学校跡地活用等整備事業
3	市民が利用する公共施設でのフリーWi-Fiの提供(各地区生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業 等)
4	地域振興にかかる各種支援制度等の見直し(地域団体活動促進事業)
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【多様な主体による地域発意の取組や地域コミュニティを支援する仕組みづくり】
①②課題となっている地縁型の活動の活性化に向け単位福祉協会の加入促進へつながる取組を行うとともに、防災をはじめとした全市的な課題や地域特性に応じた課題それぞれをテーマとした取組を推進することで、引き続き、テーマ型と地縁型の活動が協働した取組の生まれる状況を目指す。

③令和7年度は「尼崎市自治のまちづくり条例」の制定から10年目を迎える中、「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)」の振り返りを行うとともに、「地域課における業務指針」の職員への浸透に引き続き取り組む。

【まちのいたる所で展開される学びと活動を支える環境づくり】

④まちじゅうで実施主体を問わず展開されている幅広い学びと活動に関わる情報について、市ホームページ等で一元化して発信することで、身近なテーマや課題意識に関連する取組への参加をきっかけにした、地域活動への参加者のすそ野を広げる。

⑤協働型公園及びコミュニティスペースを運営する担い手の発掘等は不可欠であることから、これまでの社会実験に関わったセンターを中心に、運営団体の立ち上げを支援するとともに、運営団体と協議しながら利用ルールを策定していく。

【地域と学校の連携・協働の推進】

⑥令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。また、地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組み、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。

【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】

⑦新北図書館を地域に開かれた交流拠点とするため、関係部局と連携し整備を進めるほか、ICタグシステムの導入、学校図書館の地域開放を活用した図書館機能の充実について検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

【図書を通じた学習活動の支援、交流機会の提供や図書サービス網の充実】
⑦新北図書館を整備するとともに、図書サービス網の更なる充実を図るために、学校図書館の地域開放の活用など、配置バランスを考慮した図書館機能の充実について検討を進める。また、中央図書館の長寿命化工事に併せたリニューアル工事について検討する。

6 評価結果

評価と取組方針

・地域課業務が多岐に広がる中、地域担当職員の目指す方向性について、新たに作成した「地域課における業務指針」等を活用し、引き続き全庁的な職員の意識共有を図る。あわせて、協働のまちづくりの更なる推進に向け、地域の実情に応じ、地域担当職員が引き続き積極的に学びや活動の場を通して、地域の人や団体とつながっていく中で、地域のコーディネーター役としての機能をより効果的に發揮できるよう取組を進める。

・大庄西中学校跡地活用については、令和8年度からの協働型公園及びコミュニティースペースの供用開始に向け、協働による運営の仕組みづくりについて引き続きサポートメンバー等と協議を進めるとともに、運営団体の立ち上げに向け支援を行う。

・新北図書館については、利用者ニーズも踏まえて新施設が図書を通じた交流拠点となるよう施設整備を進める。また、学校図書館についても、図書を通じた地域の学習活動の支援や交流機会の提供等、地域に開かれた活用方策を検討する。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01 地域コミュニティ・学び	展開方向	02 まちの魅力を高める文化芸術活動の推進
主担当局	総合政策局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 尼崎市文化振興財団及び本市が実施した文化芸術事業への参加者数	↑	133,807	人	—	66,577	133,807	193,309	266,283	235,140
B 尼崎市総合文化センター(大・中・ミニホール及び美術ホール)稼働率	↑	55.7	%	—	35.2	55.7	53.7	58.8	61.0
C 若者支援を目的とした文化芸術事業への参加者数	↑	4,974	人	5,250	4,123	4,974	10,643	3,045	3,238
D 文化芸術のアウトリーチ事業の回数	↑	58	回	100	42	58	104	91	89
E 文化に触れることで「地域の人との交流や社会参加が盛んになる」と感じている市民の割合	↑	21.1 (R4)	%	26.1	—	—	21.1	24.6	24.9

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
【文化振興の基盤づくり】(目標指標A・B・C) (目的)文化施策の指針である「尼崎市文化ビジョン」に基づき、尼崎市総合文化センターを文化振興の中核とし、その運営を担う(公財)尼崎市文化振興財団(財団)と連携して文化芸術の学びや活動を推進する。 ①『総合文化センター耐震化事業』基本設計業務の完了により整備内容やスケジュールなど事業のアウトラインを確定し、市及び財団のホームページに公開した。 ②『文化事業の整理・見直し』財団との協働事業について改善点などを協議したほか、財団において自主事業も含めた文化事業の評価スキームの検討に着手した。	①近年の物価高騰や人手不足の状況下において、事業費その他適切な公募条件を設定する必要がある。 ②文化事業は、数値からの客観的な評価だけでなく、総合的な見地による検証が必要である。
【夢へのチャレンジを応援する】 (目的)若い人の夢を後押しし、飛躍のきっかけとなる機会を提供することや、年齢を問わず新しいことにチャレンジする人を応援することで、本市が夢へのチャレンジを応援するまちであることを発信するとともに、その活動を広げていく。 ③『各種表彰等による応援』落研選手権・新人お笑い尼崎大賞・文化未来奨励賞・白髪一雄現代美術賞・文芸祭・市展といった各種表彰等を財団との協働契約により実施し、より効果的な事業展開について協議しながら進めることができた。また、第8回近松賞受賞作『宇宙に缶詰』をピッコロシアターで上演し、その公演が関西えんべき大賞優秀作品賞を受賞した。 ④『若手アーティストの応援』アートスペースA-LABでは、白髪一雄生誕100年記念事業関連企画展として会期中に作品制作を行う展覧会、第2回白髪一雄現代美術賞受賞者の個展などを行った。「尼崎市文化ビジョン(第2次)推進懇話会」にてA-LAB運営事業について意見交換を行い、コンセプトを継承していくべきとの評価を得た。	③各種表彰については、応募者数の動向や年齢層を注視しながら、改善を加えていく必要がある。 ④保育所との併設施設であるA-LABの方向性について、施設が使用できなくなった後も若手アーティストの応援というコンセプトを継承した事業展開を検討していく必要がある。
【歴史・文化を受け継ぎ、育てる】(目標指標A) (目的)過去から受け継がれてきた伝統芸能や祭り、本市ゆかりの人物といった様々な歴史・文化について、学び・楽しみながら、それらが守り伝えられ、まちづくりに活かされていくよう、まちの誇りとして育んでいく。 ⑤『白髪一雄生誕100年記念事業』尼崎で生まれ育った郷土画家・白髪一雄の人物像に光を当てるとともに、他館所蔵を含む大作を数多く展示する記念展を実施できた(来場者3,079人)。人気声優による朗読劇やまち歩きツアーやまち歩きマップといった多角的なアプローチができたほか、市報特集や小学生向け動画の配信といった親しみやすい広報も行うことができた。 ⑥『桂米朝顕彰事業』生誕百年・没後十年特別展は多数の来場者(5,093人)が米朝の姿とその功績に触れる機会となった。更に、記念落語会や子ども向けの体験教室(財団自主事業)といった、特別展と連動した事業展開により、落語の魅力を伝えることにもつながった。	⑤白髪一雄をまちの誇りとして育んでいくためには、市民に対して地道な取組を進めていくとともに、作品・資料が市内外の調査研究に広く活用されるように基盤を整える必要がある。 ⑥市民が日頃から落語に親しみ、学び・楽しむことができるよう、引き続き取り組んでいく必要がある。
【学び・楽しみ・交流する市民を支える】(目標指標A・D) (目的)市民が文化・芸術に触れる機会を増やし、文化・芸術を創作・発表できる場づくりを行うことで、学び・楽しみ・交流する市民を支えていく。 ⑦『アウトリーチ事業の展開』夏休み期間に生涯学習プラザで実施したワークショップ「A-LAB GO+」は当初の想定(定員60人)を上回る申込みがあり、135人が参加した。また、音楽・美術・演劇・落語のアウトリーチ事業(財団自主事業)を生涯学習プラザ等で開催するなど、子どもたちが文化・芸術に触れる機会を提供することができた。 ⑧『文化活動の発表の場づくり』「あまがさきみんなのミュージックフェスティバル2024」は市民の発表の場となったほか、アルカイック広場や庄下川公園の活用の試行の機会ともなった。	⑦財団によるアウトリーチ事業は、学校については一定実施しているものの、生涯学習プラザなど地域への展開が十分にできていない。 ⑧市民の文化活動や文化体験が充実するよう、事業を企画するとともに文化団体に対して働きかけを行う必要がある。

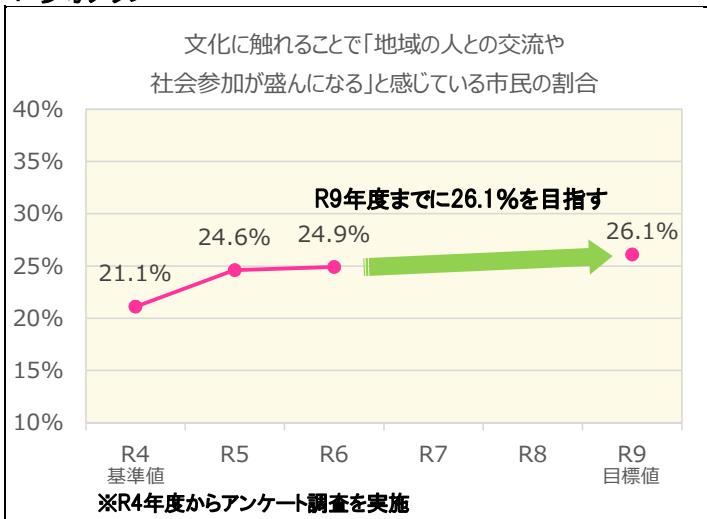
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	尼崎市総合文化センター開館50周年記念事業(尼崎市文化振興財団補助金)
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	桂米朝顕彰事業(尼崎市文化振興財団補助金)
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	動画制作・配信事業(尼崎市文化振興財団補助金)
2	白髪一雄生誕100年記念事業
3	ポストコロナに向けたミュージシャン応援事業(文化芸術推進事業)
4	大近松300年祭(尼崎市文化振興財団補助金)
5	文化振興体制の再構築

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【文化振興の基盤づくり】

- ①令和8年度に工事が開始できるよう、発注者支援業務を通じて具体的な公募条件を整理し、確実な事業者選定につなげていく。また、工事を前に開館50周年のイベントを実施し、改めて市民に文化振興の拠点である総合文化センターのPRや休館についての周知を行う。
- ②文化事業の効果的な評価スキームを構築するため、市として財団と連携・協力しながらその手法を検討していく。

【夢へのチャレンジを応援する】

- ③幅広い世代のチャレンジを応援できるよう、各種表彰を改善しながら実施していく。美術ホール等が令和8年度から長期の休館となるため、休館中の実施方法を検討し、市民等へ周知を行っていく。
- ④耐震化事業後の総合文化センターの美術事業として、若手アーティストの応援を位置付けるとともに、休館中の美術事業の実施場所などを検討していく。

【歴史・文化を受け継ぎ、育てる】

- ⑤⑥白髪一雄の関連事業については、学校等へのアウトリーチ事業を引き続き実施していくとともに、所蔵作品・資料の保存・活用方法を検討し、準備を進める。その他様々な歴史・文化について、市民が学び・楽しむことができるよう、各事業を開催する。

【学び・楽しみ・交流する市民を支える】

- ⑦音楽・美術・演劇・落語といったアウトリーチ事業を引き続き生涯学習プラザ等で実施していくとともに、休館中を見据えたアウトリーチ事業の展開手法について検討していく。
- ⑧総合文化センター開館50周年記念事業では、利用団体と協力し、市民の文化活動や文化体験の機会を提供する。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・総合文化センターの耐震化事業については、令和8年度からの工事開始に向け、確実な事業者選定につながるよう条件整理を進めること。
- ・総合文化センターの休館を機に、子どもたちや地域住民に身近な場所で文化・芸術に触れる機会を創出できるよう、財団と共に学校や地域振興センター等と連携した事業展開を積極的に行うこと。
- ・総合文化センターの耐震化事業後の財団の事業実施体制も見据え、文化・芸術施策が更に推進するよう市と財団の役割分担を整理すること。

主要事業の提案につながる項目

【文化振興の基盤づくり】

【夢へのチャレンジを応援する】

【歴史・文化を受け継ぎ、育てる】

【学び・楽しみ・交流する市民を支える】

- ②～⑧総合文化センターの文化芸術活動の拠点施設として必要な事業について、耐震化事業後も意識しつつ、休館中の事業展開を財団と協議し具体化していく。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01	地域コミュニティ・学び	展開方向	03	歴史遺産の継承と学びの充実
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 歴史や文化財等に関するボランティア活動参加延べ人数	↑	881	人	1,762	616	881	1,773	2,017	2,200
B 歴史博物館への来館者数	↑	45,171	人	50,000	24,579	45,171	39,351	43,441	48,640
C 歴史博物館・田能資料館主催事業の参加者数	↑	1,023	人	2,046	1,045	1,023	1,975	1,911	1,810
D あまがさきアーカイブズ(地域研究史料室)相談利用(レファレンス)人数	↑	2,293	人	2,345	1,623	2,293	2,229	2,223	1,894
E 学校教育と連携した事業の実施回数	↑	45	回	90	50	45	59	78	101

※歴史博物館の開館(令和2年10月)以前の数値については、前身である文化財収蔵庫等での実績値

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【歴史博物館の魅力向上と情報発信】(目標指標B・D) (目的)歴史博物館において尼崎の歴史資料や文化財を積極的に展示・公開し、市民や他都市からの来訪者の尼崎の歴史・文化財に対する関心を高めるとともに、シビックプライドの醸成や観光地域づくりに貢献する。また、市民ボランティアの養成と参画促進に取り組むとともに市民グループとの協働も図り、市民と共に歩む博物館を創出していく。	
①『常設展示や特別展・企画展の実施』 常設展示は、年に数回展示替えを実施しており、また特別展・企画展においては、展示解説の実施やSNSを利用した情報発信を行っている。第4回特別展では、博多・京都から借用した輸入陶磁器等を展示し、尼崎が昔から交通の要衝地であることを広く市民に伝えた。来館者数は、令和7年3月にのべ20万人を達成した。 ②『資料のデジタル化の推進とデジタルアーカイブの充実』 歴史資料の保存と利用者の利便性向上を図るために、歴史的公文書や近世尼崎藩関係史料、本市が撮影した阪神・淡路大震災の写真等を「歴史博物館デジタルアーカイブ」へ追加し、合計715件を公開した。このほか、あまがさきアーカイブズの収蔵史料についても随時目録の整備を行い、ホームページで公開している。また、広報機能の強化として博物館で開催する展示や講座などのイベント情報のほか、地域の歴史資料のデジタル公開を含む幅広い取組をより見やすく、アクセスしやすくなるよう尼崎市立歴史博物館ポータルサイトをリニューアルした。	①尼崎にゆかりのある文化財や歴史資料を積極的に展示したが、より多くの来館者を獲得するため、引き続き時節に即した展示を検討し、実践していく必要がある。 ②デジタルアーカイブをより充実させるため、歴史資料等のデジタル化については、限られた予算と人員の中ではあるが着実に進めていく必要がある。また、博物館の魅力を幅広い世代に伝えるため、ホームページや各種SNSを通じて情報発信力の強化を図っていく必要がある。
【文化財保存活用地域計画の策定と推進】 (目的)市内に広がる多種多様な文化財を適切に把握し、長期的な視点に基づき市民と共に計画的に保存・活用していくことを目的として「尼崎市文化財保存活用地域計画」を作成する。	③『地域総がかりで歴史遺産を総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を生かした地域振興に資するとともに、文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業であるアクションプランを記載することにより、確実な文化財の継承につなげる計画を策定する必要がある。また、策定に向けた取組を進め、計画の周知についても検討を行う必要がある。
③『文化財保存活用地域計画の策定』 令和7年12月の文化庁認定に向け、文化財保護審議会・地域計画協議会等内容の確認、意見聴取等を3回にわたり実施するとともに、市民の意見を聴取するためにアンケート調査を実施し、「尼崎市文化財保存活用地域計画」の素案を作成した。文化庁とは認定に向けた協議を行った。 ④『歴史文化的保存・活用』 文化財の価値を守りながら将来に伝え、まちづくりに生かしていく取組の一環として、本市に現存する最古の洋風建築物である旧尼崎紡績本社事務所(前ユニチカ記念館)の敷地整備を行い、オープニングイベントとして“AMAGASAKI赤レンガフェスタ”を開催した。また、文化財の保存・活用に向けた機運を醸成するため、各種のイベントや関連グッズの販売、文化財保存活用基金への寄付協力の呼びかけを行った。	④旧尼崎紡績本社事務所については、文化財の価値を実感してもらい、魅力向上・情報発信などの保存・活用に向けた機運醸成の取組を継続し、保存・活用方法の方向性を考える必要がある。
【地域の歴史を通じた学習の支援の継続】(目標指標A・C・E) (目的)市民や子どもたちが尼崎の歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実を図り、身近な地域の歴史・文化財に対する関心を高める。	⑤『歴史・文化財に触れる学習機会や場の充実』 展示を通じた歴史学習や市民講座、「AMATAN」事業での課外学習等、尼崎の歴史文化に関する学習への支援を行った。また、市民と協働で体験学習活動や出土資料の整理作業等を実施する教育普及活動を行うとともに、ボランティアの養成に注力した。田能資料館では、企画展や古代のくらし体験学習会、中学校への出張授業などを開催した。
	⑥『歴史学習や市民講座の参加を促進するとともに、幅広い世代を対象とした歴史文化に関する学習内容の充実を図る必要がある。また、市民と協働で行う体験学習活動や出土資料の整理作業等を実施する教育普及活動については、更なる新規ボランティアの養成が必要である。さらに、田能資料館は、築後55年を経ており、昨年度行った耐震診断の結果、補強を必要とする箇所が判明したため、館の延命化を含めた工事を実施する必要がある。あわせて、老朽化対策として空調機器やトイレ等施設の環境改善も必要である。

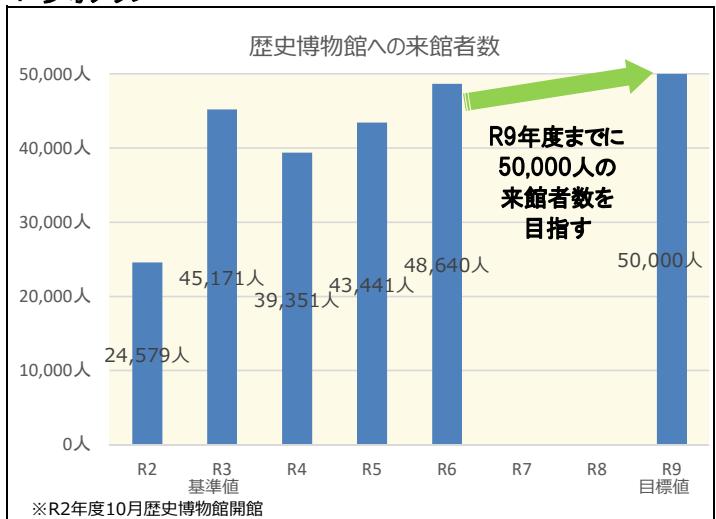
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	旧尼崎紡績本社事務所の敷地整備の実施（文化財保護啓発事業）
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	文化財保存活用地域計画策定事業
2	デジタルアーカイブの推進（MLA連携推進事業）
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【歴史博物館の魅力向上と情報発信】

- ①市民とともに歩む博物館として、協働で、歴史文化遺産の収集、調査、整理を進め、地域の歴史文化として保存・活用し、シビックプライドの醸成に資するよう取組を継続する。令和7年度の特別展は安土桃山時代から江戸時代初期の初代尼崎藩主となった建部氏の業績を中心に激動の時代の尼崎の歴史を紹介する。
- ②博物館、図書館及び公文書館機能の連携を図りながら、歴史的公文書及び地域史料の保存と更なる活用のため、収蔵史料目録の公開、資料のデジタル化の推進とデジタルアーカイブの充実を図る。更に、各種SNSの投稿記事を増やし、博物館の展示やイベント情報、所蔵資料について、より多くの人の目に留まるよう努める。

【文化財保存活用地域計画の策定と推進】

- ③文化財保存活用地域計画については、地域総がかりで歴史遺産を総合的に・一体的に保存・活用する文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスター・プランと短期に実施する具体的な事業であるアクション・プランを記載する計画として、パブリック・コメント等意見聴取を実施し策定に向けた取組を進め、文化庁の認定を目指す。また、文化庁の認定後は計画を広く市民に周知するために記念講演会等を実施する。
- ④旧尼崎紡績本社事務所については、今後も守り生かしていくため、建物の限定公開などの各種イベント、講座・講演などの様々な機会を通じ、保存・活用の必要性について市民の理解を深めていくよう取り組んでいく。

【地域の歴史を通じた学習の支援の継続】

- ⑤展示を通した歴史学習や市民講座については、更なる情報発信を図ることにより、多くの市民の関心を高めるとともに、「AMATAN」事業をはじめとする学校団体の見学プログラムを工夫し充実させる。また歴史教育の場所づくりとして市民と協働するボランティア養成等をより一層推進していく。更に、令和8年度の田能資料館延命工事実施に向け、工事準備を行うとともに、閉館期間における体制等の検討を進めていく。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・歴史博物館、田能資料館については、展示内容の魅力向上、ホームページ等の情報発信強化に取り組むとともに、事業の安定的な継続に資する専門職の人材確保・育成を進めていく必要がある。
- ・旧尼崎紡績本社事務所については、歴史的建造物としての文化財価値を引き続き周知するとともに、建物の耐震化も含めた施設の利活用方策の検討を進める。
- ・また、城内地区を含めたエリア全体の周遊快適性が向上しつつある中、庭園部分については市民の憩いの場となるよう早急に更なる整備を進める。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	01	地域コミュニティ・学び	展開方向	04	スポーツに親しむ機会の充実
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合	↑	45.0	%	49.0	45.6	45.0	45.8	45.4	46.0
B 生涯スポーツ・レクリエーション事業参加者数	↑	5,202	人	11,000	4,144	5,202	6,614	7,103	7,100
C 学校開放利用者数	↑	537,279	人	690,000	561,705	537,279	687,560	701,632	698,117
D 地区体育館等利用者数	↑	345,060	人	364,000	266,686	345,060	335,781	371,598	361,806
E 誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数	↑	31,928	人	69,000	27,011	31,928	47,240	50,851	62,450

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【子育て・働く世代、高齢者、障がい者スポーツの推進】(目標指標A・B) (目的)市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会と場の提供などにより、市民スポーツの振興や健康の増進、コミュニティの形成を促進とともに、スポーツを行っている市民の割合の向上を図る。 ①「幅広い世代を対象としたニュースポーツの推進」 親子を対象としたモルック体験教室や、子ども向けスポーツ教室について、計6回実施した。実施にあたっては、学校開放運営委員会などの各種スポーツ団体が連携して実施した。 ②「障害者スポーツの促進」 「ボッチャ」研修を実施したほか、市ホームページで障害者スポーツに関するスポーツ推進委員の活動の情報発信を行った。また、施設や人材の活用に向けて関係各所とも連携した検討に着手した。 ③「生涯スポーツの促進」 指導的立場で本市スポーツ振興に貢献した市民や、国際大会等で優秀な成績を収めた市民に「体育功労者賞」「スポーツ特別賞・スポーツ賞」を授与した。	①高齢者の参加者数が増加している一方で、子育て・働く世代の参加者数が伸び悩んでおり、各スポーツ団体と連携しながら、親子向けの教室等を実施していく必要がある。 ②今後も研修及び情報発信を実施する。施設の活用について、あまよう特別支援学校の活用を検討したものの、車イス競技に使用できないことや、健常者の既存利用者との利用調整などの課題がある。障害者スポーツ全般について、ニーズ把握など、調査・研究が必要である。 ③表彰対象者が限定的であり、日ごろから運動やスポーツに取り組む市民が、継続して生涯スポーツ・健康づくりを行うことを促すような取組が必要である。
【多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保】 (目的)地域クラブ活動を推進することで、子どもたちの多様な学びの機会を持続的に確保する。 ④「地域クラブ活動の推進」 子どもたちの多様な学びの機会を確保するため、モデル校3校における13運動部、1文化部について地域クラブを設置した。また、令和9年度末を目指して活動から地域クラブ活動へ移行することなどを盛り込んだ本市の取組方針を策定した。	④地域クラブ数の充実を図るために、指導者を希望する者が関わりやすくすることや、学校等を活動場所として使用する上での環境づくりが必要であるほか、取組内容の広報や困窮家庭等の受益者負担の軽減等、中学生とその保護者が安心して地域クラブに参加できる環境づくりが必要である。
【健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保】(目標指標C・D) (目的)健康ふれあい体育館等を通じて、市民の健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。 ⑤「健康ふれあい体育館・社会体育施設を拠点とする健康づくりの推進」 武庫健康ふれあい体育館について、令和7年4月1日に供用を開始した。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館新築工事の基本設計では、隣接する南の口公園の整備と連携し、市民意見を基本設計に反映した。 ⑥「地域スポーツ団体と共に取り組むスポーツの推進」 各種スポーツ団体の事務局機能を担う中で、モルック体験教室など、団体事業の支援や団体間の連携の創出を図り、活発な活動を促した。 ⑦「本市とゆかりのあるスポーツチームと共に取り組むスポーツの推進」 引き続きクボタスピアーズと連携し、バレーボール教室(38人)、交流試合(28人)、無料観戦デー(285人)を開催した。また、SEKISUIチャレンジャーズとは「尼崎ボウル」やXリーグ公式戦を共催したほか、前年度に引き続き武庫の里小学校でフランクフルトボール教室を地域事業者とも連携し実施した。 ⑧「学校開放の取組」 学校開放では、698,117人の利用があり、おおむね横ばいの利用状況であった。	⑤体育館と老人福祉センター機能を統合した新たな施設であり、幅広い世代の交流も見据え、施設で行う事業や施設使用の在り方等について、利用者ニーズも踏まえながら継続的に検証及び改善を続け、施設の効用を高めていく必要がある。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館については、令和9年度中の供用開始を目指して円滑な事業実施を図る必要がある。 ⑥高齢化に伴う手不足の中、活発な活動が継続できるよう、団体の状況に応じた支援をしていく必要がある。 ⑦プロスポーツチームを市民に身近に感じてもらうなど、シビックプライドの醸成を促すような、地域密着型の取組の強化が必要である。 ⑧地域クラブ活動の取組ともあわせて、開放時間や施設の維持管理、利用申請の方法など、学校施設の使用や管理の在り方について整理する必要がある。
【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】(目標指標E) (目的)各種スポーツ大会を契機として、市民のスポーツへの関心や参加意欲を高め、本市のスポーツの推進と競技力の向上を図る。 ⑨「全国大会等の誘致によるスポーツの機運醸成」 8大会が開催され、一大会あたり3,126人が参加し、前年度比1,556人増となつた。 ⑩「気軽に参加できるスポーツと触れる機会の開催」 「市民ウォーク」(175人)や「スポーツのまち尼崎フェスティバル」(延べ20,170人)、「あまがさきリレーマラソン」(125人・37チーム)を開催し、スポーツへの機運醸成を図った。	⑨市民の関心が高い大会の誘致に努めるほか、SNSなどを活用し、スポーツへの関心が低い層も含めて広く情報・魅力発信を行うことで、効果的な取組としていく必要がある。 ⑩前年度より参加者数が減ったものもあり、実施体制も縮小する中、より効果的なイベントとなるよう、工夫が必要である。

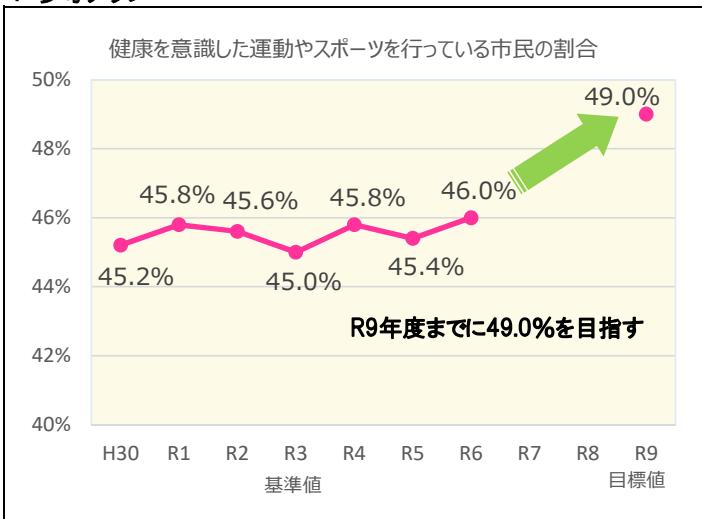
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	地域クラブ活動の推進
2	トレーニング指導業務委託の見直し
3	(仮称)「生涯スポーツ賞」表彰の実施(市民スポーツ振興事業)
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	地域クラブ活動の推進(課外クラブ関係事業)
2	大庄西中学校跡地の整備(健康ふれあい体育館整備事業)
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	中学校地域部活動のモデル実施(課外クラブ関係事業費)
2	学校プール開放の廃止
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【子育て・働く世代、高齢者、障がい者スポーツの推進】

- ①親子を対象としたニュースポーツ体験教室について、市民ウォーク会場や学校、生涯学習プラザなど、様々な機会を捉えて実施していく。
- ②引き続き、障害者スポーツの研修等を行う。また、あまようをはじめとする各施設の活用や、障害者のニーズ、指導者を希望する人材のニーズ等について、関係各所と連携し、調査・研究を進める。
- ③永年に渡りスポーツに取り組む市民を対象とした表彰を新たに実施し、受賞者とその周囲の市民にとって、生涯スポーツに取り組む動機づけとなることを目指す。

【多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保】

- ④中学生とその保護者が安心して地域クラブに参加できるよう、取組全体の進捗状況や課題と対応内容、先行実施している地域クラブでの活動状況など様々な情報について広く周知を図るとともに、困窮家庭への支援の在り方についても検討を進める。また、周知と合わせて、大会運営への関与の在り方や資格取得費用の補助など、指導者の負担軽減についても検討を行い、優秀な指導者の確保を図る。
- ④⑧学校施設が地域クラブにとって活動しやすい場所となるよう、門扉や教室の開閉及び使用、スマートロック等の効率的な施設管理の手法、学校備品等を含む費用負担の考え方などについて、学校施設の管理全体の現状を踏まえる中で検討を行う。加えて、地域クラブが活動しやすいよう、照明や器具庫の設置、電源の確保等について検討を進める。

【健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保】

- ⑤指定管理者との緊密な連携の下、利用者の意見を積極的に聴きながら事業の検討や施設の維持管理を行い、年齢や障害の有無を問わずスポーツに取り組もうとする全ての市民のきっかけづくりとなる施設を目指す。(仮称)大庄健康ふれあい体育館の実施設計業務委託を実施し、令和9年度中の供用開始に向け、府内関係各所と連携し、取組を進めていく。
- ⑥学校開放運営委員会について、令和6年度に地域運動会や子ども向けスポーツイベントが実施できなかった委員会へ、実施に向けた助言等を行う。
- ⑦引き続きクボタスピアーズとの取組を行うほか、SEKISUIチャレンジャーズと協働し、地域クラブ活動の取組を行う。また、スポーツを通じた地域活性の取組について、産業や観光施策とも連携を図る。

【各種スポーツ大会を契機としたスポーツの推進】

- ⑨広く情報発信に努め、観戦者数の増加を図る中で、市民の競技への参加意欲を高めるとともに、多様なスポーツに市民が興味関心を持つきっかけづくりを図る。
- ⑩より参加しやすい参加費となるよう運営方法の見直しを行うほか、早期に各団体との協議を開始し、十分な広報期間を確保するとともに、他のイベントの日程も踏まえながら、計画的に取組を進める。

6 評価結果

評価と取組方針

・地域クラブ活動の推進については、部活動の持続可能性が危ぶまれる中で、子どもの多様な学びの機会を持続的に確保していくため、直営地域クラブの設置と認定地域クラブ及び指導者の公募を進める。また、子どもたちとその保護者等が安心して地域クラブへ参加できるよう、積極的な広報と丁寧な説明を行う。あわせて、学校施設での活動が円滑に行えるよう、各種環境整備を進めていく。

・スポーツ大会等の誘致については、大会を契機として市民が競技に触れる機会を積極的に創出することで、スポーツへの関心や参加意欲の向上、参加者の増を目指し、主催者等と緊密な連携、振り返りを行い、効果的な取組につなげていく。

主要事業の提案につながる項目

【多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保】

- ④⑧地域クラブの充実(周知(印刷製本・ホームページ構築)、困窮家庭支援、指導者支援、学校施設の整備(照明、スマートロック、倉庫等)や管理の在り方整理)

【健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保】

- ⑤健康づくり教室等の既存のスポーツ事業の整理
- ⑧学校施設の使用や管理の在り方の整理

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02 人権尊重・多文化共生	展開方向	01 地域における人権尊重の取組の推進
主担当局	総合政策局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値(R3)		目標値(R9)	実績値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「日々の暮らしのなかで、自分の居場所があり、他人に認められている」と感じている市民の割合 ↑	↑	68.6	%	82.6	—	68.6	69.6	67.9	74.8
B 「人権への関心がさらに高まった」と感じた人権講座受講者の割合 ↑	↑	83.6	%	90.0	—	83.6	79.2	81.9	83.7
C									
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】(目標指標A) (目的)必要な情報提供や場づくりの支援を行い、市民が主体的に地域でつながり、支え合う関係づくりを推進する。 ①「 外国籍住民と交流できる場づくり 」ベトナム人のママ・パパ対象の交流会やお花見イベントを通じて孤立化を防ぎ、困った時に行政へ気軽に相談できるきっかけづくりを行ったほか、地域の日本人と外国人が知り合い、助け合える環境づくりを目的に、流しそうめん等のイベントを通じて、生涯学習プラザが災害時を含め「いつでも来やすい場所」であることを外国籍住民に認識してもらう機会を提供した。 ②「 マイナリティの思いを共有できる場づくり 」まちづくりや地域活動について誰もが参加できる「みんなの尼崎大学相談室」では、外国人と会えるカフェをつくりたい、精神疾患について身近に感じ気軽に相談できる場所をつくりたいなどの多様な場づくりの相談を通じて参加者同士が積極的に意見交換し対話を深めることができたほか、妊娠・出産・子育て期の親子の社会的孤立を防ぎ、育児不安やストレスの軽減と継続的に生涯学習プラザへ通うきっかけとなる場づくりを行うことで他のイベントへの参加につながるなど地域との関係づくりに寄与した。 ③「 部落差別(同和問題)への取組 」国勢調査データを活用した分析結果では、旧同和地区とそれ以外の地域との乖離は小さくなっている。しかしながら、今なお寄せられる旧同和地区か否かという問い合わせへの「対応事例集」を作成し、所属長向け研修で周知するとともに関係部局へ配布した。 ④「 関係部局や地域住民・団体とが連携した場づくり 」「尼崎市子どものための権利擁護委員会」では、子ども向けに「子どもの権利」についての周知啓発、「子どもアドボカシー活動(子どもの声をしっかりと聴き、意見表明を支援する活動)」として、ふだん思っていることや伝えたいことを子どもたちが意見表明する「言うてええねん会議」を開催し、当会議で出た学校環境や校則等への要望を子どもたち自らが市長に対して意見表明を行った。	①～④主体的につながり、支えあう関係を築くには、多様な人権問題を自分事として捉えられるよう、当事者等の話を聞き交流する場を継続して提供していく必要がある。
【地域における人権学習・啓発の推進】(目標指標A・B) (目的)生活の身近な場で人権学習・啓発を実施し、人権を自分の問題として捉え、様々な人権問題について理解を深める。 ⑤「 人権についての意識調査等 」人権についての市民意識調査の結果、人権には必ず義務が伴うと誤解していたり、「差別に対して抗議や反対することによって、かえって問題の解決がしつぶくなる」といった意見に対して賛否が分かれ、どちらともいえないの割合が高く(約4割)なる傾向がその他の意見でも多く見られた。 ⑥「 多文化共生社会の推進に向けて 」ルワンダ人を講師とし、母国の内戦と現状、東日本大震災での被災外国人への支援活動の経験など外国籍住民と地域住民の相互理解について講演会(参加51人)を開催し、市民と職員がともに多文化共生社会の実現に向けて何ができるかを考える機会とした。 ⑦「 マジョリティとマイナリティ 」人権教育やインクルーシブ教育についての学習会を開催し、教職員、保護者、地域住民の意見交換を通じてマジョリティの子どもを中心とした教育システムから、マイナリティの子どもがいることを前提とし、学ぶ権利を保障する通常学級の在り方を学んだほか(参加199人)、性の多様性やジェンダーへの理解に向けて、性的マイナリティ当事者による講話とグループワークを通じて参加者(参加19人)が学びをより深めるきっかけとなった。 ⑧「 平和啓発 」社会情勢が不安定なアフガニスタンの女性や子どもへの難民支援や教育支援等を行っている講師から紛争地域の現状を学ぶ講演会(参加37人)では、実感をもって自分事として感じることが理解につながるとの感想が寄せられたほか、戦争を知らない世代にも被爆体験を知ってもらうためのパネル展等を開催することで、平和とは何かを考えるきっかけとした。 ⑨「 子どもの権利について 」教員と地域の人が「子どもの権利」をテーマに「尼崎市子どものための権利擁護委員会」の活動等を知る講演会を開催し、子どもの権利を守るために必要なこと、子どもが安心安全に暮らせる地域づくりについて共に学ぶ機会とした。また「児童養護施設で育つこども」をテーマに施設で子ども達と関わってきた講師の経験等を踏まえて、全ての子どもたちの健やかな育ちと人権について学びを深めた(参加113人)。 ⑩「 人権教育小集団学習 」市民の主体的な学習活動の機会を持続的に確保するため、継続した活動支援を行うとともに、人権教育のリーダー育成に向け定期的に研修会を実施した。研修会については、一般参加が可能な公開講座とし、戦争、発達障害、保護司、部落問題、子どもの権利と自己肯定感、ハイストリーミングなどをテーマに市民が自分事として学習に取り組める機会を提供した。	⑤～⑨市民意識調査において、「人権には必ず義務が伴う」に賛同する回答が一定数あり、人権についての正しい知識と理解が十分に浸透していない。 ⑩小集団学習グループの減少と人権教育リーダーの担い手の確保が課題となっており、人権学習が継続して実施できる方策の検討と新たなグループの立上げ支援を図るとともに、リーダーの育成、発掘に取り組む必要がある。

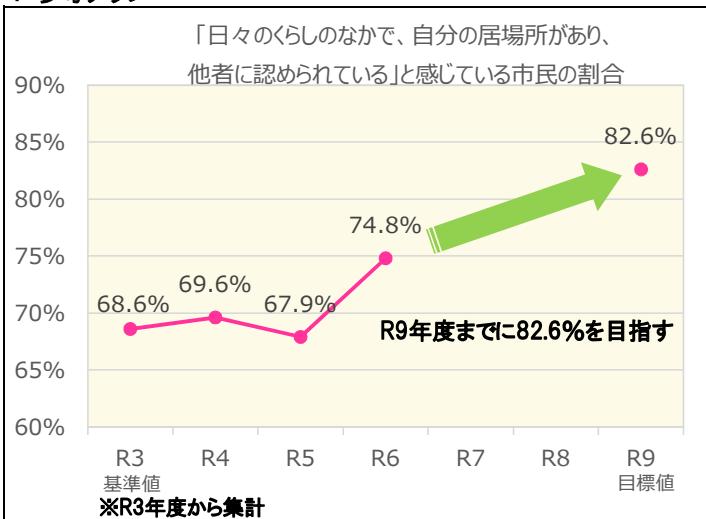
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	ひょうご・ヒューマンフェスティバル事業(人権啓発活動地方委託事業)
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	国勢調査データを活用した調査分析事業(人権啓発事業)
2	インターネット上の人権問題等に関する法律相談(尼崎人権啓発協会補助金)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【市民が地域でつながり支え合える関係を築くための学びや交流の場づくり】
①～④多様な人権問題をテーマとした地域の学びや交流の場づくりに引き続き取り組んでいく。特に、外国籍住民と地域住民との交流にあたっては、キーパーソンの发掘を意識しながら実施していく。

【地域における人権学習・啓発の推進】

⑤～⑨当事者やその声に共感する人たちによるこれまでの差別解消に向けた様々な取組が人権問題の解決につながってきた歴史と正確な情報を継続して伝えていく。

⑩各学校園のホームページ等を活用し、学習活動に関する情報発信を行い、身近なところで学習が行われていることの周知や学習に対する関心を持ってもらえるように体験的な参加の機会を設ける。また、将来の推進リーダーが育つよう、小集団学習グループへの支援等を通じて、リーダーの育成・発掘に引き続き取り組む。

6 評価結果

評価と取組方針

・人権文化いきづくまちづくりの実現に向け、当事者との交流や啓発講座を通じて、多様な人権問題を理解し、自分事として捉えられるよう、人権についての正しい情報の提供に引き続き取り組む。

・加えて、近年の外国籍住民の増加を踏まえ、多様な文化的背景を持つ者同士が地域で共生していくために、外国籍住民と地域住民の相互理解の促進に取り組むことで多文化共生社会の実現を目指す。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02 人権尊重・多文化共生	展開方向	02 人権に関する相談体制と支援の充実
主担当局	総合政策局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「男は仕事、女は家事・育児」という考え方による不同意の市民の割合 ↑	↑	73.9	%	80.0	77.2	73.9	76.3	76.6	77.1
B 「女性だから、男性だから」という理由で生きづらさを感じると回答した市民の割合 ↓	↓	32.6	%	16.0	—	32.6	31.3	31.2	31.7
C 「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した市民の割合 ↑	↑	81.2	%	90.0	80.6	81.2	84.0	82.4	75.6
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
【性の多様性を前提としたジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】(目標指標A・B・C) (目的)男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に發揮できる社会の実現を目指し、性的マイナリティも含めたジェンダーにもとづく偏見や不平等を解消するための取組を推進する。 ①『パートナーシップ宣誓制度の拡充』性的マイナリティのほか、事実婚も対象者に加え、互いの子や親等の近親者も含めて受領証に名前等を記載する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へと拡充し、生活上の困り事への解消・対応を図った。(令和7年3月末の受領証交付件数:52件) ②『女性・勤労婦人センター(トレピエ)の事業』就労中・子育て中の閉塞感を抱える女性、自立援助の必要な若年女性等を対象にトレピエで実施した居場所事業(11回)は、交流を促進するワークショップのほか、民間支援団体や地域の公共施設で同事業を実施するなど、参加を促進する工夫を行った。 ③『今後のトレピエ機能の検討』男女共同参画の拠点施設であるトレピエの再整備に向けて、付属機関である運営委員会のみならず、男女共同参画審議会や利用者団体等から意見聴取を行い、今後、トレピエに求められる役割や果たすべき目的等、機能の方向性等について検討を進めた。	①拡充制度を周知する必要がある。 ②③幅広い対象者が参加しやすい事業を工夫していくとともに、トレピエの再整備にあたっては、果たすべき機能や施策の方向性の検討を丁寧に進める必要がある。
【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】(目標指標C) (目的)互いの生活や文化を理解・尊重するとともに、外国籍住民が安心して生活できる多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する。 ④『相談支援体制の充実』外国人総合相談窓口において、令和6年度は、39の国・地域の外国籍住民から相談を受け、適切な支援につなげた。(R6:816回、延べ1,203件、R5:859回、延べ1,115件、R4:755回、延べ929件、R3:464回、延べ550件) ⑤『日本語教室の充実』地域の日本語教室の子どもの受け入れ促進を図るため、各教室のボランティアグループ代表者等が集う意見交換会を開催し、課題共有や連携強化を図った。また、放課後日本語ボランティア派遣事業(令和6年度から令和8年度)を実施し、3校・6人の児童の支援を行った。 ⑥『多文化共生社会推進指針等』おおむね10年間の市の多文化共生に係る方向性を示す「尼崎市多文化共生社会推進指針」、令和9年度からの開始が見込まれる「育成就労制度」の創設などの国の入国管理政策の見直しも視野に、市として直近3か年で重点的に取り組むべき施策を掲げた「あまがさき多文化共生施策アクションプラン」を策定した。	④⑥ネパール籍の顕著な増加に伴い、ネパール籍の相談も増加しており、相談機能の充実が必要である。 ⑤⑥外国籍の子どもが増加することに伴い、効果的効率的な支援策を検討する必要がある。 ⑥外国籍住民の更なる増加を見据え、地域住民との相互理解を深めていく必要がある。
【姉妹都市・友好都市等との交流】 (目的)姉妹都市(アウクスブルク市)・友好都市(鞍山市)との友好交流を深めるなど、本市における国際交流の発展に寄与することを目指す。 ⑦『友好交流の再開』使節団の派遣・受入や鞍山市友好経済代表団の受入を再開するなど、姉妹・友好都市との親善交流を深めた。またアジア諸国の総領事等と今後の交流について意見交換を図った。	⑦特定分野での交流も視野に検討していく必要がある。
【その他様々な人権問題への取組】 (主な取組を記載。個々に寄り添った教育の推進は【施策3-2】、子どもの権利擁護は【施策4-3】、高齢者・障害者の権利擁護は【施策5-2】、障害者差別の解消・合理的配慮は【施策6-3】、認知症対策は【施策7-1】に掲載。)(目的)様々な人権問題について、課題を把握し適切な取組を行う。 ⑧『様々な人権問題への啓発』ハンセン病回復者からの話を直接聞くことで、被差別体験等について学ぶとともに、正しい理解を促進するため、回復者との座談会形式による全市的な講演会(201名参加)や療養所への職員視察研修を実施したほか、国・県等との共催で拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い」を開催(340名参加)するなど理解を深めた。 ⑨『人権に配慮した防災』災害発生時の避難所生活を想定し、多様な避難者のニーズに応えられるよう、女性や外国籍住民等の視点に立った避難所運営訓練や非常食等の備蓄品の更新を着実に行なった。また、「男女共同参画の視点からの防災」についての体験・展示をトレピエにおいて実施した。 ⑩『地域総合センターの相談機能』地域住民や各種団体との関係を密にし連携を図ることで外国籍住民の相談を通じて、日本語教室の開設や日常生活の補助など、適切な支援につなぐことができた。 ⑪『インクルーシブ遊具の設置』市民参加型ワークショップを通じて、導入するインクルーシブ遊具の検討を行うなど、インクルーシブの観点と市民意見を取り入れる工夫を図った。	⑧⑨⑩様々な研修手法を取り入れながら、市民が気軽に広く学べる場を継続して提供していくことが必要である。 ⑪公共施設のインクルーシブな整備を進める上では、その目的や意味を市民へ広く認知してもらう必要がある。

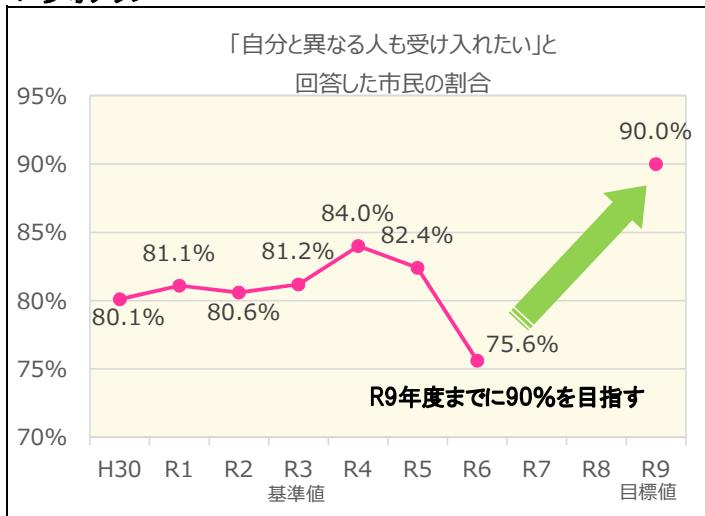
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	行政窓口等における通訳タブレットの拡充(多文化共生社会推進事業)
2	外国人総合相談窓口の機能強化(多文化共生社会推進事業)
3	経済分野等における国際交流調査・研究事業(姉妹・友好都市等交流関係事業)
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	放課後日本語ボランティア派遣事業(多文化共生社会推進事業)
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	女性のつながりサポート事業(女性・労働婦人センター指定管理者管理運営事業)
2	外国人総合相談窓口の拡充(多文化共生社会推進事業)
3	(仮称)多文化共生社会推進指針の策定(多文化共生社会推進事業)
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【性の多様性を前提としたジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】
 ①制度実施に際しては、市報やホームページ、リーフレット等を活用し、制度と対象となる公的サービスについて効果的な周知に努める。
 ②③多様なロールモデルとの交流会を通じて就労意欲の促進を図る事業や、男性・性的マイノリティ向け相談など、幅広い対象者向けの事業を実施する。また、人口減少による労働力不足を背景に、多様な働き方の推進や子育て世代の労働参加、キャリア開発を支援する観点からコワーキングスペースの設置について検討を進める。あわせて、今後のトレピエの再整備に向け、必要な機能を整理し、付属機関や広く市民から意見聴取し、関係課等と協議しながら、必要な施設規模について具体的に検討していく。

【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】

④ネパール語相談員の配置を週1回から週3回に拡充するほか、通訳タブレットを関係各課に12台増設(6台→18台)するなど、相談機能の強化を図る。
 ⑤放課後日本語ボランティア派遣事業について、児童の課題を把握する中で有効な支援となるよう、関係部局と協議しながら検討を進めていく。
 ⑥外国籍住民と地域住民との相互理解を深めるため、地域住民への啓発に努めるとともに、地域の交流イベントを促進する。

【姉妹都市・友好都市等との交流】

⑦本市への転入増加が著しいアジア諸国との経済分野における交流について、市内企業や経済団体等のニーズ把握を進める。

【その他様々な人権問題への取組】

⑧～⑩県等と共に大阪・関西万博のテーマの一つ「平和と人権」に連動した大規模な人権イベントを企画、実施するなど、効果的な啓発となるよう取り組む。
 ⑪利用者の利便性向上だけでなく、様々な意見やニーズを把握しながら、取組の周知を行い、必要に応じて機能改善や設備改修の検討を進めていく。

6 評価結果

評価と取組方針

・近年増加傾向にある外国籍住民の地域共生に向け、昨年度策定した「あまがさき多文化共生施策アクションプラン」を踏まえた支援策の充実を検討する。

・トレピエの今後の在り方については、引き続き付属機関や市民等の意見を聴取するとともに、「働く」と「子育て」の両立支援等、今日的な課題への対応も踏まえて、男女共同参画社会の実現に向けて必要な機能について検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

【性の多様性を前提としたジェンダー平等に向けた男女共同参画社会の実現への取組】
 ②③女性の多様な働き方、「働く」と「子育て」を両立しやすい支援策としてトレピエ内でのコワーキングスペースの設置について検討を進める。

【外国籍住民の相談体制の充実等、多文化共生社会の実現に向けた取組】

⑤日本語教室の充実、日本語ボランティアの確保に向けて、ボランティア養成講座を拡充するなど学習支援の在り方について検討を進める。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02 人権尊重・多文化共生	展開方向	03 学校園などにおける人権教育の推進
主担当局	教育委員会		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「一人ひとりの心や命を大切にする」と答えた児童生徒の割合	↑	67.3	%	84.0	65.9	67.3	65.7	64.1	63.9
B 「いじめは、どんな理由があってもいいじゃない」と答えた児童生徒の割合	↑	小 95.9 中 95.7	%	全国平均以上 小 96.8 中 96.3	—	小 95.9 中 95.7	小 95.6 中 96.2	小 96.2 中 94.9	小 95.5 中 95.1
C									
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【実践的行動力を育成する人権教育の推進】(目標指標A) (目的)人権に関する知的理性和人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成する ①「多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる取組の推進」各校の年間指導計画等をもとに、教科等を中心に取り組んだ。また、「命を尊重する心」「規範意識の育成」「人権教育の推進」を重点項目に講演会等を実施した。中学校では「予期せぬ妊娠」「デートDV」「LGBT」の3テーマに取り組み、17校で年29回の講演を行い、自他の考え方や生き方を尊重する態度を育成した。 ②「性教育をより広く届けていくための取組」ユース交流センター利用者等を対象とした性教育イベント「性と恋愛のしつもんトークナイト」の開催にあたり、開催前後の期間に質問の募集や回答の掲示を行ったことで、ユース世代が性について正しい知識を得て自分ごととして考える機会となった。また、民間団体が主催する青少年向けの性を含む心身の健康について、気軽に看護師や保健師等に相談できる取組を支援した。	①人権に関する知的理性和人権感覚の涵養を基盤に、幅広い人権課題に取り組み、自他の人権を守り、人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成していく必要がある。 ②これまでユース交流センターの利用者等を対象に取組を行ってきたが、今後は、性教育をより広く青少年に届けるためには、むしろ大人の理解を得ていくことが重要である。
【学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成】(目標指標A) (目的)学校での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊感情を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を培う。 ③「校内外での様々な体験活動の実施」小学校3年生で環境体験事業を、5年生では自然学校推進事業を行い、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自立心を育んだ。また、伝統と文化を尊重する心を醸成し、環境の保全に寄与する態度等の育成につなげることを目的とした事業について、調査研究を行った。	③学校内外での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊感情を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を培うとともに、道徳教育の充実を図り、よりよく生きるために基本的な心構えや行動の仕方等、生き方を考える機会の充実を図っていく必要がある。
【いじめ未然防止対策の充実】(目標指標B) (目的)学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、いじめから子どもの生命と安全を守る。 ④「いじめに対する教職員の正しい理解と感度を上げる取組」教育委員会による年2回の学校訪問や、「教職員用いじめ防止リーフレット」の作成、管理職を対象とした実践型研修の実施、全教職員を対象とした校内研修を実施した。また、市立小・中・高等学校を対象に学期に1度、いじめに関する市内統一アンケートを実施すること等により、いじめの認知件数も前年度から149件(令和7年3月末現在)増加し、早期発見、早期対応につながった。更に、学校や教育委員会の立場として、子どもの最善の利益のため、スクールロイヤーが学校への指導助言や直接保護者等と対応したことにより、早期の問題解決につながった。 (令和6年度対応件数:182件(令和7年3月末現在)) ⑤「ネットいじめの防止に向けた取組」小学校41校、中学校17校、高校3校において専門的知識を有する支援員による具体的な事例をもとに出前授業を実施し、ネットいじめの防止やSNSをはじめとする情報モラルの向上を図り、児童生徒が情報を正しく効果的に活用することにつなげた。 ⑥「校則の見直しに向けた取組」校則の見直しに関するガイドラインに基づき、(1)児童生徒等が、校則の見直し過程に参画できるような仕組みの構築(2)必要かつ合理的な範囲内で学校や地域の実情に合わせた制定(3)校則(学校的決まり等)の公表の3つの観点から、校則が児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくものとなっているか検証し、学級討議、生徒会と教員との意見交換会等を通して校則を見直し、ホームページに公表した学校もあった。	④いじめ対応については、情報共有が不十分で組織的に対応できていない学校や、統一アンケートの結果が積極的ないじめの認知に結び付いていない学校も一部あることから、組織的な対応、統一アンケートの結果による積極的ないじめの認知、いじめ認知後の適切な対応等について、引き続き、学校の課題に応じた研修等の取組により徹底する必要がある。また、保護者の多様な要求に対して、学校が対応を苦慮する事案が増加傾向にあるため、子どもの最善の利益のため、問題を速やかに解決するとともに教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する必要がある。 ⑤児童生徒のスマートフォン所持率の増加とともに、スマートフォンを介したトラブルやネットいじめも増加傾向にあるため、ルール未作成の学校に今後も取組を継続するよう指導し、児童生徒自身がスマートフォンやタブレットの取扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐことが必要である。 ⑥校則は、絶えず見直しを行うことが求められており、引き続き、校則の見直しに関するガイドラインの趣旨に基づき、児童生徒が校則を自分のものとして捉え、主体的に守ることができるように見直しを行う必要がある。
【日本語指導を必要とする幼児児童生徒への支援】 (目的)外国人の幼児児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援のため、心理面・言語面のサポートを行う。 ⑦「学校園生活への早期適応に向けた支援」日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、ひらがな・カタカナの読み書きや簡単な日常会話ができるよう支援した。また、母語で教育相談をする機会をもち、精神的なケアや心の安定を図るとともに、懇談等の機会においては、日本語が理解できない保護者との意思疎通を図り、学校園と家庭の連携を支援した。	⑦様々な国からの来日者の増加が想定されることから、AI通訳機器等の積極的な活用を進め、言語面のサポート体制を拡充する必要がある。

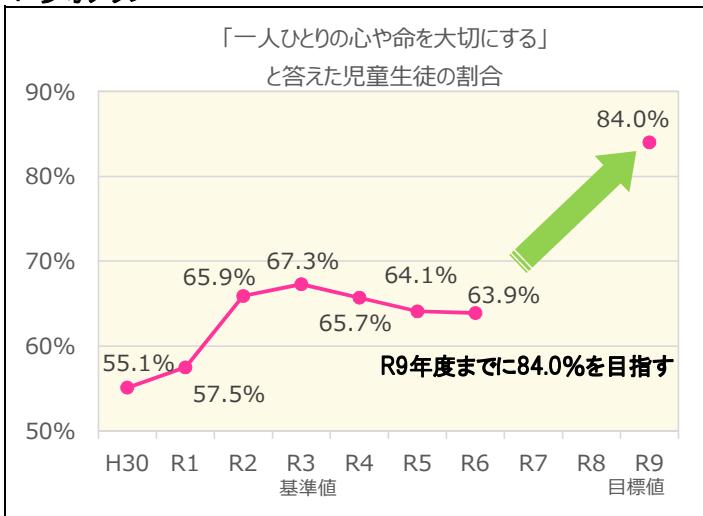
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	スクールロイヤーの設置
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【実践的行動力を育成する人権教育の推進】

- ①児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、自尊感情を育むとともに自他を価値ある存在として尊重する意欲や態度を育成する。また、子どもの権利に関する人権、多文化共生教育や性教育等、今日的な課題を幅広く学習し、各校が子どもの実態に合わせた講演会や地域人材等を活用した研修ができるよう支援する。
- ②大人、特に青少年の保護者層の理解も得るよう働きかけていくことで、青少年が性について正しい知識を得て自分も相手も尊重できる環境を広げていく。

【学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成】

- ③体験学習や環境学習などの事前・事後指導の充実を通して、達成感や自己有用感を高め、その経験を後の生活や学習に活かす態度を育成するとともに、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識の醸成等「心の教育」の充実を図る。また、市立中学校の生徒が、奄美群島を訪れ、自然・文化体験や地元の方々との交流、現地中学生とともに体験プログラムに参加し、意見交換を行うAMAフレンドシップ事業を実施し、多様な視点や価値観で物事を見つめる態度を養う。

【いじめ未然防止対策の充実】

- ④学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、道徳科や特別活動、体験活動などを通じていじめの未然防止等の取組を継続する。また、様々な層の教員を対象とした研修や指導主事による学校訪問の際の研修では、具体例を出しながら、いじめに関する教員の認知力、対応力の向上を目指す。また、引き続き、スクールロイヤーによる学校への指導助言や保護者等との直接的なやり取りを通じて速やかな問題解決につなげていく。
- ⑤情報モラルの向上を図るために、引き続き市立小・中・高等学校に支援員を派遣し、出前授業を実施する。また、スマホサミットを実施することで、校種の枠を超える児童生徒が主体的にスマホルールやネットの活用について考える機会を設ける。また、作成したルールについて意見を募り改善に向けて取り組む。
- ⑥校則の見直しに児童生徒自身が参画し、根拠や影響を考え身近な課題を自ら解決するような好事例を展開するとともに、児童生徒の主体的な取組を促進する。

【日本語指導を必要とする幼児児童生徒への支援】

- ⑦授業内容を母語に同時変換する通訳アプリを1人1台端末へ導入するとともに、学校生活や保護者が活用できる持ち運び可能な通訳機器を導入する。また、日本語の定着と心の安定を図るために多文化共生支援員を増員する。

6 評価結果

評価と取組方針

・子どもの人権が守られる学校園の運営について、関係者が共通の認識を持ちながら、引き続きそれぞれの取組を進めていく。

・子どもの多様な人権課題への知的理解と人権感覚の涵養に向け、専門的知見も活用しながら、他者を尊重し個を大事にする人権教育を引き続き推進する。

・いじめ対応をはじめとした複雑化する学校課題への対応については、昨年度設置したスクールロイヤーを引き続き活用していくとともに、早期の問題解決に向けた新たな対応策を検討する。

主要事業の提案につながる項目

【いじめ未然防止対策の充実】

- ④スクールロイヤーの助言により、速やかな問題解決につながった事案が数多くあり、学校からの相談件数が増加している。また、研修の講師依頼も増加していることから、スクールロイヤーの体制強化を図り、教員のいじめ対応力や事案対応力の向上を図る。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	02 人権尊重・多文化共生	展開方向	04 市職員・教職員などへの人権教育の推進
主担当局	総務局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値(R3)		目標値(R9)	実績値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「研修で学んだことを今後の業務に活かす具体的なイメージができる」と回答した市職員の割合	↑	—	%	100	—	—	90.2	92.1	99.1
B 「職場に自分の居場所があり、同僚等は自分を理解してくれている」と感じる市職員の割合	↑	—	%	100	—	—	89.3	90.4	87.9
C 「研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思う」と回答した教職員の割合	↑	93.0	%	100	99.0	93.0	84.8	94.3	96.1
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
<p>【市職員への人権研修】(目標指標A・B) (目的)市職員への人権問題に関する研修を実施し、人権問題の正しい理解を深め、人権に対する感度を上げていくとともに、すべての職員が市民の人権を実現するという姿勢で業務に取り組んでいくよう職員の資質向上を図る。</p> <p>①『旧同和地区への問合せ対応』 旧同和地区に関する問い合わせに適切に対応するため、対応事例集を作成し、職員に周知するとともに、部落差別の現状(インターネット上での誹謗中傷の増加)や差別がおきる背景について職員研修を実施した。</p> <p>②『性の多様性への理解促進』 新任係長を対象に性的マイナリティとの対話研修を実施した。当事者の体験や気持ち、困りごと等を直接聴くことで性的マイナリティを身近な存在として認識し、理解促進を図ることができた。</p> <p>③『適切な市民対応にむけた接遇力の向上』 窓口職場接遇研修(動画)を新たに作成し、性的マイナリティや外国籍住民等当事者目線に立った対応につなげるよう人権意識の向上に取り組んだ。</p> <p>④『カスタマーハラスメント(カスハラ)への対応』 カスハラ対応指針を作成し職員に周知することとあわせ、カスハラへの対応について職員研修を実施した。</p> <p>⑤『ハラスメントの防止』 パワーハラスメントをはじめ職場環境を悪化させる各種ハラスメントの防止にむけ、全ての管理職を対象にハラスメント研修を実施した。</p>	<p>①②③令和6年度に実施した人権についての職員意識調査の結果では、人権課題によっては若年層に人権意識の高さが見られない傾向がある。</p> <p>③令和7年3月に策定した尼崎市多文化共生社会推進指針に基づき、外国籍住民の現状・人権問題について、すべての職員がいかなる職務を担うにあたっても、当事者意識の向上を図る必要がある。</p> <p>④⑤令和6年度に実施した人権についての職員意識調査の結果では、カスタマーハラスメントに係る質問に対してそれを受けたことがある旨の回答が全体の30.2%を占めており、組織的な対応を進める必要がある。</p>
<p>【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】(目標指標C) (目的)教職員については、教育活動を通じて子どもが自らを尊い存在であると感じ、また他者に対しても同様に感じることができるよう育成する指導力が求められる。そのため、人権問題や人権教育に関する認識を深めるための研修を実施し、資質と指導力の向上を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見、対応・体罰のない教育環境づくりに取り組む。</p> <p>⑥『教育課題の変化に応じた研修の実施』 「多文化共生」「ヤングケアラー」「子どもの権利条約」「LGBTQ」をテーマにした人権教育研修講座(4回)を開講するとともに、全校園種の人権教育担当者を対象とした研修(1回)を実施し、人権への感度を高めることができた。</p> <p>⑦『いじめ防止に向けた取組』 また、児童生徒理解、いじめ等への対応力の向上のため、初任者研修では「これから児童・生徒対応」として、いじめ事案の対応について扱うとともに、「情報セキュリティ研修」や「子ども理解のための研修講座」を行った。</p> <p>⑧『体罰防止に向けた取組』 体罰防止に向けては、合理的配慮の観点から、教職員の幼児児童生徒理解につなげる研修を行うことで、体罰を防止するとともに、体罰等によらない指導について啓発した(令和6年度体罰件数:20件)。</p>	<p>⑥外国籍住民の社会増が続いていること、学校園現場では、日本語指導が必要な児童等への適切な支援及び支援体制の確立が課題となっている。</p> <p>⑦オンライン上やSNSでのいじめ等、いじめの多様化・複雑化への対応が課題となっている。</p> <p>⑧体罰等防止ガイドラインは、学校現場に浸透しているが、体罰等が依然としてゼロになっていないため、今後も引き続き、継続した取組を行う必要がある。</p>

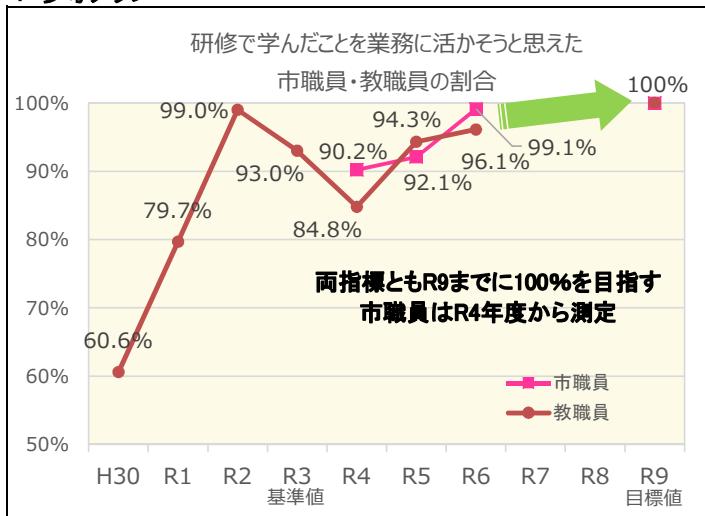
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	カスタマーハラスメント対策の実施
2	日本語指導に関する教職員研修の充実
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【市職員への人権研修】

- ①②③職員意識調査の結果を踏まえ、特に若年層の傾向を意識しながら、引き続き、フィールドワークなども通じて多様な人権問題について学べる研修機会を確保していく。
- ③本市の外国籍住民の状況やニーズを知り、職員一人ひとりが自分ごととして考え方行動に移せるよう、多文化共生に関する職員研修を実施する。
- ④⑤職員の接遇力の向上と理不尽な要求電話の抑制を図るために、本庁舎の電話機に録音機能システムを導入する。また、カスハラ対応指針の浸透及びカスハラに対する正しい知識について職員研修を実施する。

【研修等を通じた教職員の人権意識の醸成及び指導力の向上】

- ⑥日本語指導が必要な児童等への対応について学ぶとともに、多文化共生社会の実現に向けた人権意識の涵養を目的とした教職員研修を充実させる。
- ⑦引き続き、教員のいじめに対する感度を向上させる機会を充実させるとともに、発達特性に関してなど、現場のニーズや時流に応じた内容で継続した取組を行っていく。
- ⑧「体罰等防止ガイドライン」の周知を継続するとともに、子どもの多様性への理解を深め、体罰等によらない指導の在り方を学ぶなど、より実践的な内容の研修を充実させる。

6 評価結果

評価と取組方針

・人権侵害の防止に向けては、職員の人権意識の向上と適切な市民対応を図るため、引き続き職員研修等において個別具体的な事象を通じた多様な人権課題について学び・考える機会を創出する。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	01	確かな学力の保証と健やかな体づくり
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指標名	方向	基準値(R3)		目標値(R9)	実績値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との比較	↑	小(国)△2(算)0 中(国)△4(数)△2	ポイント	全国平均以上	—	小(国)△2(算)0 中(国)△4(数)△2	小(国)△2(算)△1 中(国)△3(数)△2	小(国)0(算)0 中(国)△4(数)△3	小(国)△1(算)+1 中(国)△3(数)0
B あまっ子ステップ・アップ調査におけるD層の児童生徒の割合	↓	小 25.6 中 26.2	%	24.0	小 27.6 中 26.7	小 25.6 中 26.2	小 22.8 中 26.0	小 22.8 中 25.4	小 22.2 中 24.0
C 授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	↑	小(国)79.6(算)83.6 中(国)71.8(数)70.5	%	小 85.0 中 75.0	—	小(国)79.6(算)83.6 中(国)71.8(数)70.5	小(国)77.7(算)79.1 中(国)71.7(数)69.6	国81.2算77.9 国73.1算66.5	国82.2算81.2 国78.7算71.5
D 小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	↑	小 51.2 中 40.2	ポイント	県平均以上 小 52.0 中 42.9	—	小 51.2 中 40.2	小 51.3 中 39.7	小 52.2 中 39.4	小 51.0 中 39.1
E									

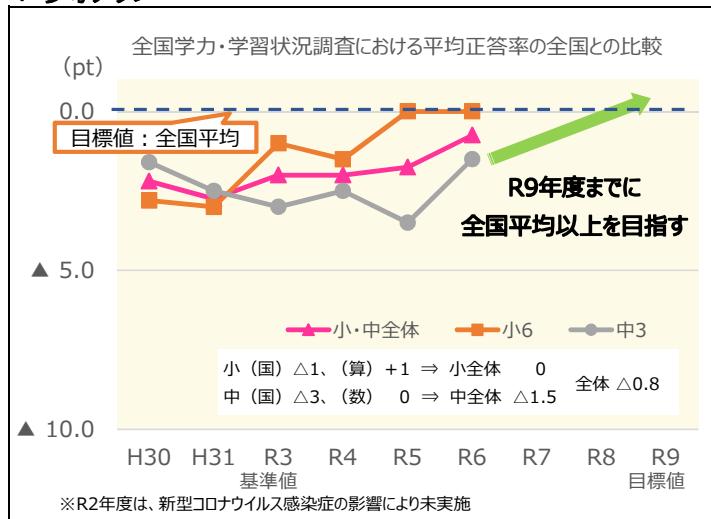
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成】 (目的)学力や非認知能力の向上を通じて、子どもたちが変化に柔軟に対応し、これから社会を生き抜くことができる力を育成する。 ①「基礎学力の定着の取組」各校の実情に応じた帯学習、放課後学習を実施し、基礎学力の定着を図った。また、本市独自の学力調査「あまっ子ステップアップ調査」を毎年実施し、経年で自校の成果や課題を分析し、調査開始以来、年々、全学年、学力低位層が減少し、基礎学力の定着に一定の成果が見られる。更には、令和6年(2024年)度全国学力・学習状況調査では小学校の算数で全国平均を上回り、中学校の数学では全国平均との差がなくなった。 ②「個別最適な学びと主体的・対話的で深い学びの実現」個々のつまずきを早期に発見・解消するため、学習支援員を配置するとともに、AI型デジタル学習支援ドリルの活用等により個々に応じた学習を推進した。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業づくりハンドブックをもとに指導主事による学校への指導助言やフィードバック資料の作成により学校を支援し、各校の授業力向上に取り組んだ。 ③「学校における学習活動や家庭での読書活動の推進」市立小学校及び特別支援学校の児童生徒に対して、電子図書館のIDを学校単位で付与し、各学校における学習活動や家庭での読書活動の推進に寄与した。(42校中(支援学校含む)32校の電子図書の利用実績から)	(目標指標A・B・C) ①全国学力・学習状況調査やあまっ子ステップアップ調査において、文章の読み取りや記述式問題等、発展的な問題に対する正答率が低い状況にあるため、今後、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、語彙力や読解力等の言語能力といった学習の基盤となる資質・能力を更に高め、思考力や表現力等の充実を図る必要がある。 ②授業づくりハンドブックを活用し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ゴールイメージの共有や児童生徒同士の学び合い、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む授業展開など、授業力の更なる充実を図る必要がある。 ③授業等での電子図書館の活用については、学校ごとに取組に違いがみられるため、図書館から学校に対して、利用の勧奨等の働きかけを行う必要がある。
【グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進】 (目的)グローバル化に対応する国際教育の必要性から英語によるコミュニケーション能力の育成が求められており、英語教育全体の充実を図る。 ④「実践的な英語教育の充実」 外国にいる外国人講師とオンラインでつなぎ、授業内で培ったコミュニケーション能力を活かす機会を設けるため、中学1・2年生を対象にオンライン英会話を実施した。そのような中、あまっ子ステップアップ調査で「英語の授業が楽しい」と答えた中学生の割合が 68.75%(令和5年度66.6%)と、前年度より増加した。	④引き続きコミュニケーションを重視した授業改善等により、より実践的な資質・能力の育成に努めていく必要がある。
【学びと育ち研究所】 (目的)子ども一人ひとりの状況に応じ、実社会を主体的に生きていく力を伸ばしていくよう、多様な実践、中長期的な政策効果の測定を行い、科学的根拠(エビデンス)に基づく政策立案に活かす。 ⑤「学びと育ち研究所」 不登校に関連があるリスク因子、生活困窮者学習支援事業の対象者と効果、コロナ禍休園による就学後の非認知能力への影響等を分析し、新たな知見を得た。また、研究報告会では初の外部ゲストを招き、現場を支えるための教育データの活用について議論した。	⑤研究結果を実際に教育・行政現場で活かしていくには、研究員と現場の市職員・教職員のコミュニケーション量を増やしていくことで、研究の視点・方向性をより現場に根差したものにしていく必要がある。
【運動・スポーツの習慣化と児童生徒の体力向上】 (目的)児童生徒が運動に親しみ習慣づくりに取り組み、基礎体力の底上げを図る。 ⑥「児童生徒の体力向上に向けた取組」 運動指導員の派遣やリズムジャンプ等の取組を継続して推進した。特に児童の運動能力向上、とりわけ持久力を高める取組に取り組んだ。また、小・中学校で体育科指導の連携・研修の機会を設けて教員の指導力向上に努めた。	⑥課題であった持久力の向上に多少の改善はみられた。しかし、依然として兵庫県平均を下回っていることから、引き続き児童生徒の持久力を高める取組を継続して進める必要がある。
【学校給食の活用による食育の推進】 (目的)児童生徒の心身の健全な発達と食を支える環境を持続可能なものとするため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける。 ⑦「食育の推進に向けた取組」 栄養教諭等による給食指導に加え、保護者試食会や学校給食展を実施し、中学校では給食献立コンクールを実施した。また、田能のさといも等の「あまやさい」を活用するとともに、中学校で初めてオーガニック食材を使用した給食を実施することで、食育の推進を図った。更に、栄養教諭等に対しては、学校給食における有機農産物の活用に関する研修を実施した。	⑦残食の低減等の課題に向け、学校給食を通じて地産地消や環境への配慮などSDGsへの関心を高めるための取組を継続する必要がある。また、オーガニック食材は大量調理に適した統一的な規格での安定供給や価格面に課題がある。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	学校給食の食材費高騰への支援(給食物資調達関係事業、定時制高等学校等給食事業)
2	学校給食献立の多言語対応(小学校給食関係事業)
3	読解力育成実践モデル校事業の実施(学習支援事業)
4	実践的な英語教育の充実(英語コミュニケーション事業)
5	定時制高校給食の選択制の導入(定時制高等学校等給食事業)
令和6年度 主要事業名	
1	学校給食の食材費高騰への支援
2	電子図書館を活用した読書推進事業(読書力向上事業)
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	オンライン英会話事業(英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業)
2	中学校給食献立コンクールの実施(学校給食食育推進事業)
3	小学校等学校給食調理業務の見直し
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成】

- ①読解力を養い、思考力や判断力・表現力を高め、より確かな学力向上を目指すため、市立中学校から実践モデル校を4校選定し、読解力を養うためのデジタル教材に取り組み、その成果と課題を検証するとともに、検証結果を各校へ発信し、それぞれの課題に応じた取組とするための一助とする。
- ②AI型のデジタル学習支援ドリルやデジタル採点システムなどICTを活用した学習のデジタル化を促進し、児童生徒個々が学習の状況を把握し、自ら見通しを立て、新たな学習方法を見出すなど個別最適な学びの実現を図るとともに、協働的な学びを一体的に推進させる。また、教員の授業力向上に向け、校内研究授業や中学校全体教科研究会において、指導主事が指導案作成時から積極的に関わる体制を整備するとともに、指導主事が授業参観後に作成したフィードバック資料を活用し、ハンドブックの内容の充実を図る。
- ③学校での電子書籍の活用を進めため、指導内容に沿った選書となるようインターネットを利用した蔵書検索などの利用や、中学生への電子図書館のIDの付与による1人1台タブレットを活用した学習活動や読書活動に取り組む等、中央図書館と学校の連携を深める。

【グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進】

- ④グローバル化に対応する国際教育の必要性から英語コミュニケーションの更なる充実を図るため、希望する中学3年生を対象に発展的なオンライン英会話レッスンを行う。

【学びと育ち研究所】

- ⑤教育委員会の新規施策等の効果検証にあたって、研究所の知見を活かすとともに、研究員と現場の市職員・教職員との意見交換の機会を増やしていく。

【運動・スポーツの習慣化と様々な健康課題を踏まえた健康教育の推進】

- ⑥運動指導員の派遣やリズムジャンプ等の取組を継続するとともに、児童生徒の運動能力向上に向けて、より効果的な施策の展開について検討する。

【学校給食の活用による食育の推進】

- ⑦教職員への研修を通じて給食指導の充実を図り、残食の課題解決に向けた取組を続けることで、学校給食への関心を高め、児童生徒の望ましい食習慣の形成を目指す。また、オーガニック食材を使用した給食の提供は、物価高騰の状況や安定的な数量確保等について関係機関と連携の上、学校給食の調達条件に合致した食材の納入の可能性について検討を続ける。

6 評価結果

評価と取組方針

・全国学力・学習状況調査では、小学校の算数で全国平均を上回り、中学校の数学では全国平均に達するなど、基礎学力の定着には一定の成果が見られる。算数・数学に関する基礎学力の定着に引き続き取り組む一方で、文章の読み取りや記述式等、発展的な問題に対する正答率が低い状況にあることから、一部の学校で新たに導入する読解力を養うためのデジタル教材を活用し、その成果を全校展開することを通じて、引き続き学力向上に取り組んでいく。

・また、教育課程特例校制度を活用した、中学校での新教科(ことば探究科)の設置に向けて検討を進め、生徒の語彙力や読解力等の言語能力といった学習の基盤となる資質・能力を高め、思考力や表現力等の充実を図る。

・各学校における一人一台端末の使用状況等を教育委員会の責任のもと把握を行い、更なる効果的な活用策について全校展開を進める。

・引き続き、学校給食を通じて地産地消や環境への配慮など、食育を推進するため、「あまいやさい」を活用するとともに、小中学校でオーガニック食材を使用した給食も実施する。

主要事業の提案につながる項目

【個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成】

- ①読解力等の言語能力に課題があることから、読書活動と探究的な学びを推進する新教科(ことば探究科)設置に向けて検討を進める。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	02	個に寄り添った教育の推進
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「困難や課題に対し、周りの人と協力して解決に向けて取り組んでいる」と答えた児童生徒の割合	↑	75.4	%	87.7	—	75.4	76.0	74.0	77.2
B 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	小 74.8 中 77.3	%	全国平均以上 小 79.3 中 78.4	—	小 74.8 中 77.3	小 76.6 中 77.6	小 82.1 中 78.8	小 82.6 中 81.6
C 不登校児童生徒における教育支援室等による支援割合	↑	21.4	%	26.0	20.2	21.4	17.4	19.7	26.0
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【相談体制の量的質的充実】 (目的)支援が必要な子どもの早期発見・支援、課題の困難化・重大化予防を図る。 ①「スクールソーシャルワーカーの配置と活用」 支援が必要な子どもの早期発見・支援、課題の困難化・重大化予防を行うため、スクールソーシャルワーカー(SSW)の各中学校区への1名専任配置を段階的に進めた結果、発生する多くの問題に対応できるようになった。また、学校内における教育相談体制の強化が進められるよう、SSW活用ハンドブックを作成するとともに、学校とSSWとの連携研修会を実施した。 ②「校内サポートルーム・エリアの設置推進」 モデル校14校(中学校8校と小学校6校)で校内サポートルームの整備及びその進捗について調査を行った。また、校内サポートルーム・エリアにおける支援の充実を図るために、中学校17校と小学校22校に学習支援員を配置した。	①SSWの増員配置が進んだことで、問題への対応は一定行えるようになってきたが、現状では、問題が発生し、対応するという対処療法的になっているため、今後は予防的な取組を増やしていく必要がある。また、学校や担当者によって連携の差も見られることから、引き続きSSW活用に関する啓発をしていくことが必要である。 ②校内サポートルーム・エリアを設置していない学校では、新たに設置するにあたり、学校ごとに適切な運営方法等を計画するのに時間を要している。
【支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、多様な教育ニーズへの対応の推進】(目標指標B・C) (目的)誰一人取り残されない学びの保障に向け、学びの多様化を実現させる。 ③「学びの多様化学校の設置に向けた取組」 学びの多様化学校設置基本方針に基づき、令和8年4月開校に向け、教育課程の検討や校名案の選定、校舎の設計等を進めるとともに、保護者や有識者会議委員、学びの多様化学校マイスター等から意見聴取を行った。 ④「学校外のグラデーションある学びの場の充実」 市内3か所ある教育支援室の運営方法や取組、互いの強みを共有し、その内容をサテライト教室にも展開することで、学校外のグラデーションのある学びの場の充実を図った。また、フリースクール等の民間施設や地域の居場所との連携をより強化するため、指導主事による市内のフリースクール訪問や不登校担当者とフリースクール関係者との情報交換会等を実施した。	③誰一人取り残されない学びの保障に向け、学びの多様化学校は特に手厚い支援体制が求められるところであり、基準や規模に見合った人員体制を精査するとともに、県とも密に連携し、必要な教職員の確保を図っていく必要がある。 ④令和6年8月29日文科省通知「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」に基づき、教育支援室やサテライト教室での学習成果を成績に反映していく必要がある。また、フリースクール等の民間施設や地域の居場所との連携は進んできたものの、学校によってその連携度合いに差が見られるため、フリースクール等との連携の進め方を示すガイドラインが必要である。
【全学校園でのインクルーシブ教育の推進】 (目的)一人ひとりの児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育的支援を行う。 ⑤「教職員の専門性の向上に向けた取組」「教員の特別支援教育の専門性の向上」と「校園内の支援体制の構築」の2つを重点事項として研修を実施した。対象者は管理職、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級担任、教育支援員等で34件実施した。本市の特別支援教育の基本方針や医療的ケアの理解及びガイドライン等の周知といった基本的なことから、実践研修等特別支援教育の専門性の向上につなげることができた。	⑤引き続き校園内支援体制の充実を図り、教職員の専門性の向上と、多様な学びの場の充実が求められる。
【合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実】 (目的)教育上特別な支援を必要とする児童生徒の增加や支援の多様化に対応する。 ⑥「医療的ケアを必要とする児童生徒への対応」 「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」に基づき、学校や病院、訪問看護ステーション、保護者、教育委員会等が連携を密にして、それぞれの役割を果たしつつ、市立学校園における医療的ケアを必要とする児童等に対し適切な医療的ケアを実施し、安全に学校生活を送るために支援を行った。 ⑦「人的体制の整備と基礎的環境の整備」 全ての市立小・中学校(夜間中学校を除く)に「特別支援教育支援員」を1名ずつ配置し、生活介助を必要とする児童生徒が多数在籍する市立小・中・高等学校には「生活介助員」を配置した。これにより、教室・学校からの飛び出しや食事、更衣、排泄、移動等の未確立といった生活上の困難を改善し、児童生徒の安全を確保した。また、通常の学級及び特別支援学級での学習を円滑に行えるよう支援した。	⑥あまよう特別支援学校児童生徒の障害の重度化、医療的ケアの多様化に対応した適切な医療的ケアを行い、児童生徒が安心・安全に学校生活を送るとともに保護者の通学や学校生活の付添いに係る負担を軽減する必要がある。 ⑦教育上特別な支援を必要とする児童生徒は年々増加しており、特別支援教育支援員や生活介助員の増員、特別支援ボランティアの確保、校外行事における介護タクシーや看護師等の手配等、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、支援体制を強化する必要がある。また、大幅に増加している就学相談の件数にも対応する必要がある。加えて、バリアフリー法の趣旨を踏まえた基礎的環境整備に向け、特別支援学級教室の整備やエレベーターの設置など計画的に進め、ソフト・ハードの両面で取組を推進する必要がある。

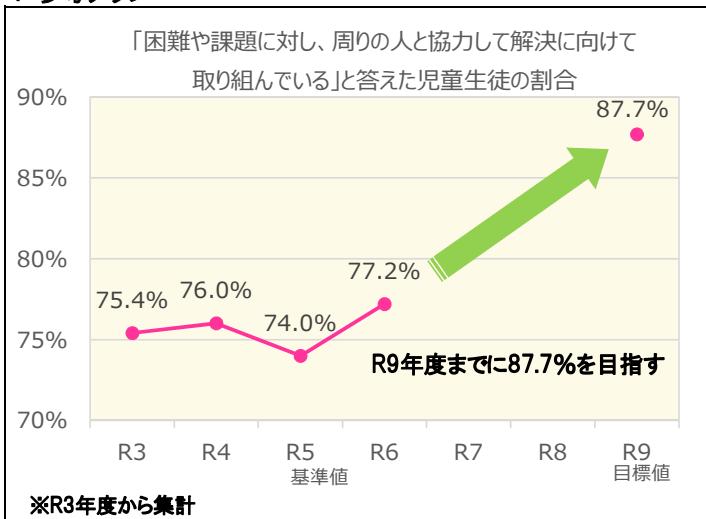
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	学びの多様化学校の設置に向けた準備
2	小中学校へのエレベーターの設置
3	あまよう特別支援学校における医療的ケア体制の充実
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	学びの多様化学校の設置に向けた検討(学びの多様化学校設置準備事業)
2	校内サポートルーム・エリアの設置(不登校対策事業)
3	スクールロイヤーの設置
4	スクールソーシャルワーカーの体制強化(心の教育相談事業)
5	エレベーターの設置(中学校バリアフリー化推進事業)

令和5年度 主要事業名	
1	インクルーシブな教育の推進(生活介助員の増員)
2	インクルーシブな教育の推進(特別支援教育支援員の増員)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【相談体制の量的質的充実】

- ①学校がSSWをより効果的に活用し、教育相談体制の強化が進められるよう、SSW活用ハンドブックの加筆修正を行うとともに、学校とSSWとの連携研修やSC(スクールカウンセラー)やSSWによる教職員向け研修を実施し、教育相談に係る教職員の資質向上に努める。また、幼小中高と切れ目ない支援を行う拠点巡回型の配置体制の完成を目指すとともに、ハンドブックを活用し、「対処」に加えて「予防」にもつなげられるよう校内の教育相談体制の強化を進める。
- ②校内サポートルーム・エリアの整備及び機能拡充を更に進める(令和7年度は中学校9校と小学校15校を整備)。また、同ルーム・エリアにおける支援の充実を図るために、昨年度から7校増となる中学校17校と小学校29校に学習支援員の配置を行う。加えて、同ルーム・エリア設置、運営のためのガイドブックを作成し、学校現場での活用を図る。

【支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、多様な教育ニーズへの対応の推進】

- ③学びの多様化学校の設置に向け、国の指定を受けるための対応や入・転学の準備、校舎の工事、備品等の整備を進めるとともに、教職員の確保・配置の調整や研修を実施し、また、授業や学習評価の方法、学校外の施設・機関等との連携など学校運営の在り方について引き続き検討を行う。
- ④学校外の学びの場での「学びの評価」について研究を進め、教育支援室「ほっとすてっぷEAST」をモデルケースに「学びの評価」「学校との連携」についての具体的方法の研究を行う。また、フリースクール等との連携の進め方を示すガイドライン等を含んだ学校の教職員向け「不登校サポートハンドブック(仮称)」の作成を行う。

【全学校園でのインクルーシブ教育の推進】

- ⑤校内委員会の要となる特別支援教育コーディネーターと管理職を中心に、校内委員会でアセスメント等を活用して情報共有・支援の検討を行うとともに、関係機関との連携を進め、校内支援体制の一層の機能充実を図る。また、教員の専門性の向上のために階層別、経験年数別研修を実施する。あわせて、特別支援教育ハンドブックの更新と特別支援教育研修コンテンツと共に活用を進めることで、教職員の専門性を高め、全ての学校園での特別支援教育の推進を図る。

【合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実】

- ⑥あまよう特別支援学校に在籍する児童生徒が、保護者の常時付き添いがなくとも、安心して学校生活が送れるよう看護師による医療的ケア体制の充実を図る。
- ⑦教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加や支援の多様化に対応するため、特別支援教育支援員の大規模校への複数名配置や、生活介助員等の増員を図る。また、要配慮児童生徒が在籍及び進学予定の学校的バリアフリー化を進める。令和7年度のエレベーターについては、小学校1校の設計及び中学校2校の工事に着手する。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・多様な教育ニーズへの対応として、フリースクール等の民間施設や地域の居場所との連携を更に強化し、グラデーションある多様な学びの場の充実に向けた取組を進める。
- ・そうした中、令和8年4月の学びの多様化学校(尼崎琴葉中学校)開校に向け、入・転学の準備や校舎の工事、備品等の整備を進めるとともに、学校運営を円滑に進めるため、引き続き県とも密に連携を図りながら、人員体制の構築を行う。
- ・また、教育支援室「ほっとすてっぷEAST」をモデルケースに実施する不登校児童生徒の学校外での学びの評価・状況把握にあたっては、家庭とのコミュニケーションでの活用や、進学先との連携を見据えたツールとなるよう、意欲的に取り組む。
- ・インクルーシブ教育の推進にあたっては、増加する就学前相談への対応や学校でのエレベーター設置など、ソフト・ハードの両面で引き続き取組を推進する。

主要事業の提案につながる項目

【合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実】

- ⑦支援を必要とする児童生徒が安心安全に過ごせるよう、人的配置を含め支援体制の充実を図るとともにエレベーターの設置等によるバリアフリー化を計画的に進める。加えて、児童相談所への特別支援教育担当の移転に際し、就学相談を担当する専門職員を配置し、教育と福祉の連携や切れ目ない支援の充実を図る。
- ⑦就学相談の実施体制の検討と教員の専門性向上に向けた取組の強化と校内支援体制の充実を図る。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	03	他者とつながる学校園づくり
主担当局	教育委員会				

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	↑	21.9	%	30.0	16.3	21.9	23.2	26.2	23.6
B 学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	↑	3.2	点	4.0	2.9	3.2	3.3	3.4	3.4
C 市内警察署による青少年の補導件数	↓	2,025	件	1,600	1,967	2,025	1,892	2,063	1,736
D 「地域や社会を良くするために何をすべきか考えることがある」と答えた児童生徒の割合	↑	小 46.1 中 36.4	%	全国平均以上 小 51.4 中 40.7	—	小 46.1 中 36.4	小 44.8 中 34.4	小 71.4 中 55.1	小 79.6 中 72.5
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)									
成 果					課 題				
【就学前教育】 (目的)幼児期に求められる5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)に係る教育の充実を図り、後伸びする力や生きる力を育成する。 ①「就学前教育の3つの柱の推進」 令和7年度を始期とする「尼崎市就学前教育ビジョン」の周知等のため、各市立幼稚園での保護者説明会や各地域での市民説明会等を計25回開催した。 (柱1)就学前の教育内容がどのように小学校以降の「後伸びする力」につながっているか等の検証を行うため、学びと育ち研究所と手法等の協議を行った。 (柱2)特別な支援が必要な幼児について、就学前教育施設から小学校への引き継ぎの実施時期・資料の統一化に取り組むことで、小学校への円滑な接続の推進を図った。また、私立幼稚園等が特別な支援が必要な幼児を受け入れやすい環境を整備するための補助制度創設について、令和8年度からの実施に向け関係団体等と調整を進めた。 (柱3)幼保小接続カリキュラム実践校園所を4か所から10か所に増やした。なお実践校園所でスタートカリキュラム期間中に児童が登校できない事例はほぼなかった。また、全校園所での実施に向けた交流連携の推進等に取り組んだ。 ②「市立幼稚園の運営体制整備等」令和8年度から実施する4園での3年保育や6園での一時預かり事業の時間延長等の充実策の実施に向け、園と意見交換を行うとともに、廃園幼稚園付近に居住する方への支援策について、説明会等での意見を参考に府内調整を進めた。					①引き続き、市民や関係団体、府内関係部局等の理解を図る中で、「尼崎市就学前教育ビジョン」に掲げる3つの柱(柱1:就学前教育の質の向上、柱2:インクルーシブ教育の推進、柱3:幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続)をはじめとする取組を推進する必要がある。				
【市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現】(目標指標B) (目的)それぞれの学校が特色化・魅力化を更に推進し、地域に愛され、中学生から選ばれる学校となる。 ③「各校の特色を踏まえた教育の充実に向けた取組」 市立尼崎高等学校(市尼)では、普通科改革の一環として国際総合類型で入学した生徒に対して民間事業者による英語の教育プログラムを実施し、理系の生徒に対して大学との連携による課題解決型学習を実施した。尼崎双星高等学校(双星)では、民間企業や地域の大学等の協力のもと特色あるプログラミング教育を実施するとともに、模擬人工衛星の製作・研究を通じて教科横断的なSTEAM教育を実施した。琴ノ浦高等学校(琴ノ浦)では、生徒の特性や状況に応じたきめ細やかな学習指導や個に応じた教育・サポートを実施した。					②令和8年度からの充実策の実施に向け、教育課程や年間指導計画の見直し等を進める必要があるほか、充実策の実施に伴う会計年度任用職員(教育支援員・一時預かり)の確保が課題となる。また、廃園幼稚園付近に居住する方が、支障なく進路選択ができるよう、可能な限り早急に支援策の内容を確定し、関係者等への説明を行う必要がある。				
【地域とともにある学校づくり】(目標指標A・C) (目的)「地域とともにある学校づくり」を推進し、学校と地域住民等が力を合わせて子どもの学びや育ちを支える。 ④「コミュニティスクールの推進」 小学校10校、中学校10校の計20校において新たにコミュニティ・スクールを導入し、導入率は88.7%となった。また、令和5年度末に実施した導入校へのアンケートでは、行政職員の継続した支援が必要と考える回答が多かったことから、担当職員の学校訪問により、導入促進や活動の活性化支援に取り組んだ。 ⑤「少年補導活動事業・青少年健全育成啓発事業の推進」 少年補導委員の活動の効率化と負担軽減のため、活動実績報告の電子化や、兵庫県青少年補導委員連合会からの脱退に向けた調整、補導委員推薦時に提出する必要書類の簡略化など事業の見直しを行った。また、青少年問題に関する地域住民向けの啓発では、パネル展を実施したほか、青少年健全育成標語の募集を行い8,628作品の応募作品から、市長賞・市議会議長賞・教育長賞を選出、表彰した。					③市尼では、生徒が幅広い選択肢を持って、進路先を決定することができる学力の養成を目指す必要がある。双星では、令和6年度に国のDX加速化推進事業に採択され、次世代教育を進めており、引き続き衛星開発を中心に数理教育を進め、Society5.0に対応できる技術者教育の実現を目指す必要がある。琴ノ浦では、外国人生徒の入学が増えてきており、日本語指導や学習支援の必要性がより一層高まっている。				
【尼崎への誇りと愛着の醸成】(目標指標D) (目的)郷土の歴史や伝統・文化等への理解を深めるとともに、地域への愛着等、児童生徒の感性を高め、豊かな情操を養う。 ⑥「AMATAN事業の実施」 尼崎への誇りや愛着を養い、主体的に地域と関わる態度の育成を目指し、市内の小学生が歴史的公共施設を見学するAMATAN事業を実施した。					④令和6年度末に実施したアンケートでは、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により、学校が抱える課題等の解決策が見いだせた」と回答した割合が31.7%となっている。学校や地域にとってより効果的な活動となるよう、学校訪問による助言など行政の継続した支援が必要である。 ⑤少年補導委員委嘱者の減少傾向は続いているが、委員不足を改善するための取組が必要である。一方、目立った不良行為が減少傾向にある中で、子どもへの声かけなどによる見守りへと補導の形態そのものが変化しつつあり、少年補導委員制度の在り方の検討が必要である。また、市民が広く青少年の健全育成に対する関心を高め、主体的に考えていくよう、継続した啓発活動が必要である。				
					⑥引き続き、尼崎への誇りと愛着を養い、地域の身近な課題について、自分ができることを考え行動していく実践力を養う必要がある。				

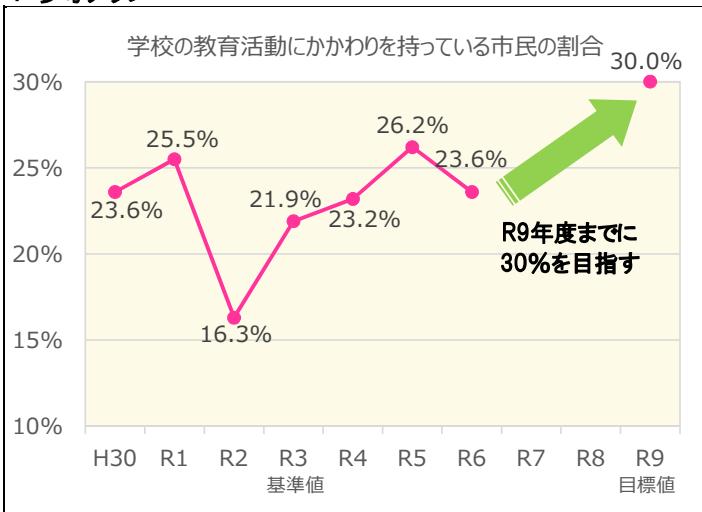
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業(DXハイスクール)
2	AMAフレンドシップ事業
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	尼崎歴史探検(AMATAN)事業
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	国際総合類型の充実(尼崎高等学校特色づくり推進事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【就学前教育】

- ①「尼崎市就学前教育ビジョン」の内容について、入園説明会、関係団体との協議の場等において、引き続き周知を図る。
 (柱1)学びと育ち研究所と連携を進めるとともに、官民幼保小の代表者で構成する「(仮称)就学前教育会議」を設置し、意見交換等を行う。また、教育内容の専門的な助言等の支援を行う幼児教育アドバイザーの導入準備を行う。
 (柱2)私立幼稚園等への補助制度の創設について、関係団体と調整を進める。また、就学前教育施設の教職員や保護者が交流できる場の設置等の取組を行う。
 (柱3)校園所が幼保小接続カリキュラムを実践しやすいよう、実施内容の可視化に努めるとともに、より効果的な幼保小連携の取組について検討する。
- ②園と連携しながら充実策の実施に向けた取組を行うとともに、支援策の見直し内容について関係者等へ説明を行う。

【市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現】

- ③市尼では、これまでの取組に加え、学力向上に向け、模擬試験の受験機会を増やす等、学習環境の整備を検討する。双星では、令和6年度に整備した人工衛星送受信アンテナの活用に向け大阪公立大学との連携を強め、学校独自に超小型人工衛星を開発するなど次世代教育を推進し、その取組を市内外へ発信する。琴ノ浦では、生徒の特性や状況に応じたきめ細やかな学習支援を行うとともに、地元企業や商工会議所の協力を得ながら、生徒の社会力育成や自立支援を図る。

【地域とともにある学校づくり】

- ④市立学校7校へコミュニティ・スクールを導入し、令和7年度中に全市展開を完了させる。また、担当職員による学校訪問等を通じた支援や研修会の実施、効果や課題等を検証するためのアンケート調査を継続して行い、コミュニティ・スクールの更なる活性化に向けた取組を進める。
 ⑤担い手不足の解消に向けた負担軽減と少年補導委員制度の在り方の検討を行う。青少年問題に関する啓発活動に、市民がより関心を持つよう、継続してパネル展や標語募集に取り組む。

【尼崎への誇りと愛着の醸成】

- ⑥多様な視点や価値観で物事を見つめる態度を養うことを目的に、市立中学校の生徒が、奄美群島を訪れ、現地中学生と自然・文化体験プログラムへの参加や意見交換をするAMAフレンドシップ事業を行う。

6 評価結果

評価と取組方針

・市立幼稚園での3年保育の実施が令和8年度から控える中、就学前教育ビジョンの着実な推進に向けて準備を進める。また、官民幼保一体となって就学前教育ビジョンの取組を進めるため、市民や関係団体へ丁寧に周知を行うとともに、各種支援策の実施に向けた協議を重ねていく。

・高等学校無償化など取り巻く環境が変化する中、市立高等学校の特色化・魅力化の推進にあたっては、地域に愛され、中学生から選ばれる学校を目指した取組を進める。

主要事業の提案につながる項目

【就学前教育】

- ②廃園幼稚園付近に居住する方への支援策等について予算化を行う。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	03	学校教育	展開方向	04	良好な教育環境の確保
主担当局		教育委員会			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 学校園における洋便器率	↑	64.4	%	80.0	59.5	64.4	67.4	70.0	74.8
B 教職員の時間外在校時間の上限時間内の達成率	↑	小 58.6 中 48.4 特 74.5	%	100	小 60.2 中 54.6 特 66.0	小 58.6 中 48.4 特 74.5	小 53.1 中 35.7 特 68.2	小 57.9 中 40.4 特 71.0	小 61.6 中 42.1 特 81.8
C									
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
【学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり】(目標指標A) (目的)児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図る。 ①「学校施設マネジメント計画の推進」学校施設マネジメント計画(実施計画)に基づき、下坂部小建替に係る発注者支援業務及び耐力度調査(竹谷小他3校)、照明LED化改修設計等、設備長寿命化改修設計(園田北小)を実施した。下坂部小の建替については、新しい学校施設について府内協議を行い、必要な機能を要求水準書等に盛り込んだ。また、外壁改修や体育館床改修、空調更新等を実施し、児童生徒等の安全や良好な教育環境の確保を図った。 ②「衛生的なトイレの整備」令和6年度は、小学校2校、中学校3校、高等学校1校の整備を実施した。洋便器率は、学校園全体で74.8%となった。 ③「体育館空調の整備」他市への視察、空調運用状況調査を実施した。体育活動や部活動等における生徒の熱中症予防を図るとともに、災害時ににおける避難所環境の向上を目指し、夏休みも含め部活動で体育館を使用する頻度が高く、避難所として市域の配置のバランスを取ることができる中学校と高校から整備に着手することとした。 ④「過大児童生徒数対策」園田南小校区内の児童数増加が続いていること、1,000人を超える見通しであるため、同校区内の過大児童生徒数対策について検討を進めた。 ⑤「民間施設を活用した学校水泳授業のモデル実施」民間の施設や指導員を活用した他市事例の研究をもとに、モデル校での実施につなげ、本市の実情に合った効果的・効率的な授業の在り方の検討を進めた。	①下坂部小学校建替事業やLED化改修などを確実に実施し、施設の長寿命化を図るとともに、直近で建替や大規模改修工事を実施しない学校についても、児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができる環境を維持・改善していくため、着実に各種改修工事を行っていく必要がある。 ②令和9年度に洋便器率80%の目標達成に向けて、国庫補助金を有効に活用するとともに前年度設計を行うなど、着実かつ早急に洋便器化を進める必要がある。 ③早期に体育館空調の整備を進めるため、整備方針を定める必要がある。 ④園田南小学校は、既存の給食室での給食提供数の限界、更に想定を超える特支学級の増加等により、既存の教室数が不足する見込みである。また、小園中学校についても生徒数増加に伴い、普通教室数の不足が見込まれることに加え、令和8年度から段階的に35人学級制を国が開始する予定であることから、教室数の不足が早まる可能性がある。 ⑤民間施設活用実施に向けての課題解決方法を検証し、今後の方向性を決定する必要がある。
【教職員の負担軽減に向けた取組】(目標指標B) (目的)教職員が、ワークライフバランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を發揮できるよう教職員の業務削減や職場環境づくりに取り組む。 ⑥「教員の働き方改革の推進」全ての市立中・高等学校にデジタル採点システムを導入した。活用状況調査では、約75%の教職員が負担軽減を感じているという結果を得た。また、令和6年度に配置したスクールロイヤーは対応困難事案の早期解決にも寄与している。 ⑦「校務員業務の執行体制の見直し」令和元年度から市立学校の校務員業務の執行体制を段階的に見直し、令和6年度末までに計13校を委託化したが、令和7年度の委託契約の更新時期に合わせ、6校を加えた19校の校務員業務を委託することとした。	⑥引き続き教育委員会全体の課題として取り組んでいく必要がある。また、幼稚園においては業務PCやネットワーク環境、出退勤システムがなく勤務環境を整備していく必要がある。 ⑦校務員の転職・退職動向等を踏まえながら、今後も計画的に委託化を進めていく必要がある。
【国の動向や社会情勢を踏まえたICT環境整備】 (目的)教育ICT環境の一層の充実と適正化を図るために、児童生徒及び教職員のICTを活用した学習基盤を整備する。 ⑧「ICT環境の整備」児童生徒及び教職員のICTを活用する基盤を適切に維持管理するとともに、小・中・高・特別支援学校にICT支援員を配置し、ICTを用いた校務や授業などの支援を行った。	⑧学習者用デジタル教科書等のICT機器を活用した新しい授業スタイルに対応する基盤の検証や、国の取組・社会情勢の変化に応じたICT環境整備を進めていく必要があるが、児童生徒用端末において、バッテリー機能の低下や機器の故障が増加しており、早急に更新する必要がある。
【保護者負担の軽減】 (目的)「働く」「子育て」もしやすいまちを目指し、保護者負担の軽減を図る。 ⑨「経済的負担の軽減に向けた取組」給食物資に係る物価高騰分全額を公費で負担し、保護者の負担軽減を図った。また、就学援助に係る新入学学用品費について、支給金額に国の標準単価との間に1万円以上の差が生じているため、増額の検討を行った。 ⑩「時間的・心理的負担の軽減に向けた取組」小・中・特別支援学校における保護者の提出書類のデジタル化を検討した。	⑨引き続き、物価高騰が予想され、現在の給食費では国の定める学校給食摂取基準を満たすことが困難となる可能性がある。新入学学用品費の支給金額を国の標準単価まで増額するためには、財源の確保が課題である。 ⑩保護者がオンライン提出し、教職員が端末上で閲覧・管理するシステムを検討したが、費用面等の検討事項がある。

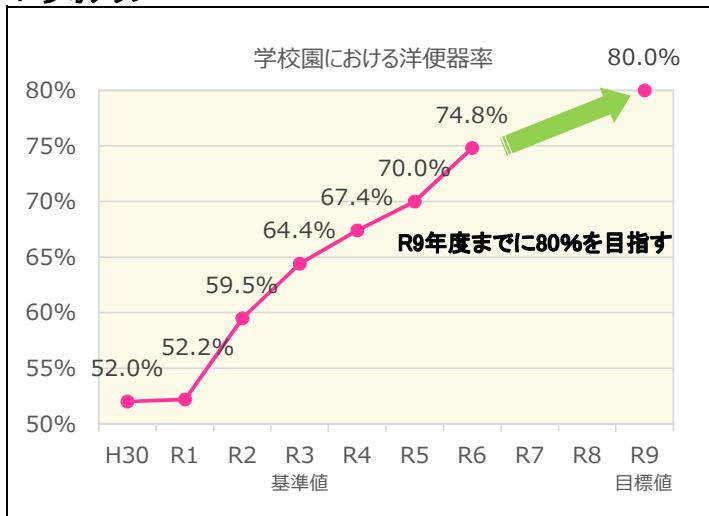
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	体育館空調の整備(中学校施設整備事業)
2	学校給食の食材費高騰への支援(給食物資調達関係事業、定時制高等学校等給食事業)
3	民間施設を活用した学校水泳授業のモデル実施(学校体育関係事業)
4	校務員業務執行体制の見直し
5	

令和6年度 主要事業名	
1	デジタル採点システムの導入(デジタル採点システム活用事業、教育ICT環境整備事業)
2	学校給食の食材費高騰への支援
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	小学校等への電子黒板の導入(教育ICT環境整備事業)
2	中学校地域部活動のモデル実施(部活動指導員配置事業)
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり】

- ①下坂部小学校建替整備事業のDB事業者選定業務を実施するとともに、配膳室整備工事設計(下坂部小)、予防保全改修設計(明城小)、照明LED化改修(長洲小他10校)を実施する。外壁改修(七松小他4校)のほか、防水改修(武庫北小他2校)、アスベスト除去工事(上坂部小、小田北中)、空調更新(難波小他11校)、給食室換気設備更新(武庫庄小他3校)、消防設備改修(尼崎高)等を実施する。
- ②引き続き、幼・小・中学校の洋便器化を進める。(6校園)
- ③体育館空調を設置(小田中、立花中、常陽中(設計のみ))し、断熱化の費用対効果の検証を行い、小・中・高等学校の整備方針を決定する。
- ④園田南小学校は、給食室と普通教室を備えた新校舎の設計業務委託を行う(令和10年4月供用開始予定)。小園中学校は、国等の動向を注視しつつ生徒数増加への対策の検討を行う。今後の児童生徒推計の在り方の見直しや適正規模・適正配置について、関係課と協議を行う。
- ⑤民間施設活用実施に向けての課題解決方法をモデル実施により検証し、今後の方向性を決定する。

【教職員の負担軽減に向けた取組】

- ⑥時間外勤務に係る教職員への調査結果の分析や現場からの意見に対する府内検討会議等での議論を踏まえ、更なる取組につなげる。また、幼稚園の勤務環境整備について、関係課と協議を進める。
- ⑦継続的かつ安定的な業務執行体制の構築に向け、校務員の転職・退職動向等を踏まえながら、計画的に委託化を進めていく。

【国の動向や社会情勢を踏まえたICT環境整備】

- ⑧引き続きICT支援員等を活用し、学校におけるICT機器を活用した授業支援の検討を行っていく。令和7年度は児童生徒用端末の更新を行う。また、校務DXの推進に向けて県の「校務DX推進意見交換会」へ参画する。

【保護者負担の軽減】

- ⑨保護者負担額の激変緩和策として高騰分の一部を公費負担し、保護者の負担軽減を図るとともに、給食費の改定について引き続き検討する。新入学学用品費の支給金額の増額については、他市の状況も参考にしつつ幅広い視点で検討する。
- ⑩費用面も踏まえ、国・県・他都市の事例などを参考にしながら、更に効果的な手法について幅広い視点から引き続き検討する。

6 評価結果

評価と取組方針

・学校施設については、学校施設マネジメント計画(実施計画)に基づく下坂部小学校建替事業を進めるとともに、児童生徒数の増加が著しい学校での施設整備も計画的に進める。また、体育館空調の整備に向けては、断熱化等の費用対効果等の検証を行い、全小・中・高等学校での整備方針を早期に策定する。そのほか、あまよう特別支援学校の屋内ブルの有効活用策について検討する。

・今年度実施する民間施設を活用した学校水泳授業のモデル実施の効果検証をもとに、本市の実情に合った効果・効率的な水泳授業の在り方について検討する。

・学校の校務・学習系のDX化の更なる推進にあたり重要となるAMA-NETの更新において、まずはセキュリティの確保を前提としつつも、校務・学習系の二層分離の廃止を前提とした検討から行うこと。

・保護者提出書類のデジタル化の検討にあたっては、校務支援システム標準化の項目に含まれていないことから、県における校務支援システムの共同調達から切り離し、スピード感をもって個別に検討を進める必要がある。

・就学援助に係る学用品費については、他都市の状況や国の標準単価も踏まえる中で、保護者負担の軽減を目指し、単価の引き上げに向けた具体的な検討を進める。あわせて、各家庭が負担している教材費等の経済的負担については、神戸市等の事例を参考にしながら、制服やその他学用品費の負担軽減方策の検討を行う。

主要事業の提案につながる項目

- 【学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり】
- ③体育館空調は、令和7年度に決定する整備方針を踏まえ、整備を進める。
 - ④小園中学校の過大生徒数対策を行う。また、今後の適正規模・適正配置の在り方について検討を進める。

【保護者負担の軽減】

- ⑨就学援助に係る新入学学用品費について単価の引き上げ等の検討を行う。
- ⑩保護者提出書類のデジタル化に向けた検討を行う。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	01 安全に安心して産み育てることができる環境づくり
主担当局	こども青少年局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	56.9	50.4	51.2	57.2
B 妊娠、出産に満足している人の割合	↑	74.9	%	77.9	73.4	74.9	72.9	77.1	78.2
C 乳幼児健康診査受診率	↑	96.7	%	97.0	96.1	96.7	97.2	96.8	96.7
D 子どもの居場所の登録数	↑	—	箇所	74	—	—	—	16	35
E 実施回数が増加した子どもの居場所数	↑	—	箇所	43	—	—	—	24	32

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】(目標指標A・B・C) (目的)親子の愛着形成を育み、子どもの健やかな成長を促す。また、安定的・継続的に子ども等に係る医療費助成制度を維持していくことにより、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。	
①『母子保健と児童福祉の連携強化』 令和6年度から開始したこども家庭センター機能において、リスクアセスメントシートを導入することで保健師のアセスメントの均一化を目指し、要支援家庭を早期に抽出し、対象に応じたサポートプラン(SP)を立案した(妊娠期1,317人(29%))。SPIに沿って母子保健と児童福祉を中心に関係機関が連携し、各々の役割を明確にした上で、支援を実施した。 ②『妊婦健診の費用助成の拡充』 医師会の協力を得て、医療機関で行われている妊婦健診の現状を把握した上で、妊婦健診における超音波検査費用の助成回数を、これまでの6回から妊婦健診14回全てに拡充できるよう制度の整備を図った。 ③『産後ケア事業の拡充』 令和6年4月から訪問型の対象者の条件緩和を行うとともに、同年7月から宿泊型・通所型を開始した結果、いずれも当初見込を上回る利用があった(訪問型:319人、宿泊型:121人、通所型:125人)。利用後も継続支援が必要な母子については医療機関と情報共有を行い、保健師による継続支援につなげた(234人)。 ④『新生児聴覚検査事業、低所得妊婦初回産科受診料支援事業の開始』 令和6年7月から非課税世帯・生活保護世帯を対象に「新生児聴覚検査事業」を開始し、2人の利用があった。また、同時期から非課税世帯を対象に「低所得妊婦初回産科受診料支援事業」を開始し、6人の利用があった。対象者は、経済的困窮だけではなく、多面的な課題を抱える妊婦が主であるが、申請時に保健師が面談を行うことで、早期から継続支援につなげることができた。 ⑤『子どもの医療費助成』 子どもに係る医療費の一部助成により、本人及びその家族等の経済的負担の軽減を図るために、令和4・5年度に制度拡充を実施した。さらに令和6年度は制度の安定的な運営に加え更なる拡充に向けた検討を行った。	①虐待リスクのある家庭に対しては、母子保健と児童福祉が連携し支援を行っているものの、国が示すSPIに基づく支援に至っていない。また、母子保健は児童福祉のように相談記録等が電子化されておらず、個人情報は各職員が管理しているため、局内外の職員と迅速に情報共有を行うことが難しくなっている。加えて、台帳が重複するなど非効率な事務処理となっていることから、職員が支援業務に注力できるよう事務の簡素化や電子システムの構築が必要である。 ③オンライン申請の導入で利便性を高めたことなどにより、当初見込みを上回る利用につながったが、宿泊型については市内の施設が少なく、産婦の更なる利用を促していくためには、新たな受け皿の確保が必要である。 ④『新生児聴覚検査事業』は、市全体の受検率(R5:91.4%、R6:90.8%)が国平均(R5:96.2%、R6:未)に達していないことから、検査の必要性について周知を図るとともに、未受検者の実態把握を行う必要がある。 ⑤これまでの拡充の実績や近隣市の状況を踏まえ、高校生の通院等に係る費用助成の拡充を図るためには、それに伴う財源確保が必要である。
【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】(目標指標A) (目的)子育て家庭の心身の負担軽減を図るとともに、仕事と子育て等の調和を図るために、地域における相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズを支援する環境を整備する。	⑥『協力会員数は前年度に比べ123人増加(R5:2,237人→R6:2,360人)した。』
【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】(目標指標A・D・E) (目的)地域の子ども・子育て支援活動グループ等の主体的な取組が進むよう、子育てコミュニティソーシャルワーカー(CSW)による情報提供等の働きかけ、地域活動や社会資源とのつながりの創出及び持続への支援等により、子どもの育ち支援条例の理念である地域社会全体で子どもの育ちを支える社会の実現を目指す。	⑦『補助申請件数、スポット登録件数ともに現状、申請数が多いではない。また、物価高騰の影響により、子ども食堂等における食材購入等の負担が増加している。』 ⑧『地域の子育て機能向上のため、継続した支援が重要である。』 ⑨『フリースクール等の事業者から利用者に対して本事業の案内をしてもらっているが、フリースクール等を利用していない不登校児童へのアプローチが不足している。』

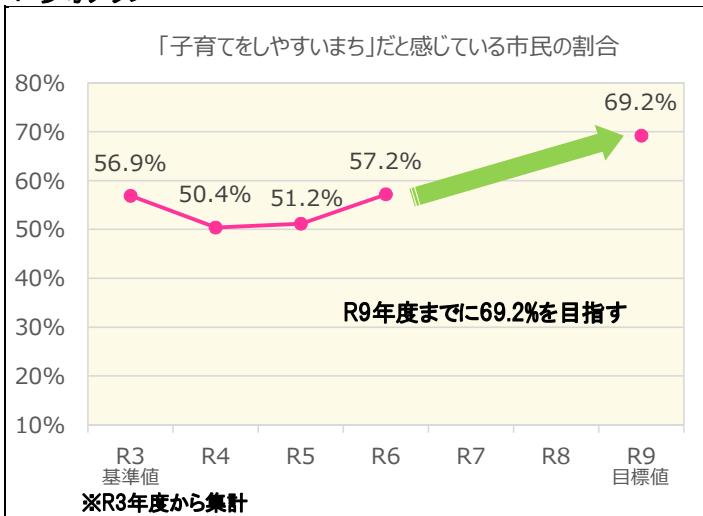
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	子どもの医療費助成の更なる拡充(こども医療費助成事業等)
2	妊婦健診の費用助成の拡充(妊産婦健診事業)
3	産後ケア事業の拡充(産後ケア事業)
4	物価高騰に伴う子どもの居場所支援事業(子どもの居場所推進事業)
5	

令和6年度 主要事業名	
1	「通所型」「宿泊型」の導入、「訪問型」の対象者の緩和(産後ケア事業)
2	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業(妊産婦健診事業)
3	新生児聴覚検査事業(新生児聴覚検査事業)
4	こども家庭センター機能の設置・運営
5	フリースクール等利用者の負担軽減(フリースクール等利用支援補助金)

令和5年度 主要事業名	
1	産婦健診費用助成の創設(妊産婦健診事業)
2	産前産後ヘルパー派遣事業(産前産後ヘルパー派遣事業)
3	妊婦歯科健診の個別受診化(母子歯科保健対策事業)
4	子どもの居場所推進事業(子どもの居場所推進事業)
5	不育症治療・不妊治療ペア検査助成に係る所得制限の撤廃(不妊・不育症支援事業)

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】

- ①引き続き、こども家庭センター機能において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するとともに、令和6年度に立案したSPについて分析を行い、保健師のアセスメントや支援の均一化が図れるようブラッシュアップを行う。さらに虐待リスクのある家庭については、対象者のニーズを反映したSPを対象者と関係部局が共有することで、支援の充実を図っていく。また保健師等が支援に注力できるよう事務の簡素化を図るとともに、母子保健と児童福祉の情報連携をスムーズに行うため、相談記録や支援台帳等の電子化について検討する。
- ②妊婦健診14回全てに超音波検査費用の助成を拡充し、母体及び胎児の状態を適切に把握するとともに、妊婦の費用負担を軽減する。
- ③兵庫県の集合契約に参加することで、県内の委託事業所を拡充するとともに、宿泊型・通所型の対象者要件を緩和し、利用料や利用時間等を見直し、より利用しやすい環境を整える。また、市内の産後ケア未実施の医療機関等に働きかけ、利用施設の拡充に取り組む。
- ④新生児聴覚検査について、妊娠期から同検査の必要性を周知する。また乳幼児健診で来所した保護者に対して、同検査の受検状況や未受検理由を調査することで現状を把握し、受検率向上策につなげていく。
- ⑤令和7年7月より、通院に係る医療費について、新たに高校生を対象とし、低所得者は無償に、低所得者以外は一部自己負担額を800円として制度を拡充する。また、小学1年生から中学3年生までの市民税所得割額23万5千円(県の所得基準額)以上の一部自己負担額を800円から400円に減額する。

【子育ての不安や負担感の軽減のための相談環境の整備】

- ⑥尼崎市ファミリーサポートセンターと連携し、新たな協力会員を確保するとともに、市民ニーズを把握することで実情に沿った安全・安心な子育て環境を整えていく。

【地域の支援団体や学校・病院との連携などによる、地域資源や社会資源の創出と持続的支援の強化】

- ⑦補助申請件数、スポット登録件数の増に向けて、引き続きホームページやイベントにおいて広報するとともに、各子ども食堂等へ出向き周知を図る。また物価高騰対策として、子ども食堂等へ米を配付する。
- ⑨事業の周知を含め補助金交付を円滑に行えるよう、引き続き教育委員会と連携を図る。

主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針

・こども家庭センターについては、母子保健と児童福祉がより円滑・迅速に情報共有し一体的な支援ができるよう、情報連携の仕組みについて、国や他都市の状況も注視しつつ検討を進める。

・フリースクール等利用者への支援については、教育委員会におけるグレーデーションある学びの場の充実策と位置づけ、不登校施策として一体的に取り組む。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	02 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり
主担当局	こども青少年局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「子育てをしやすいまち」だと感じる市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	56.9	50.4	51.2	57.2
B 保育施設等未入所児童数(翌年度当初)	↓	607	人	0	865	607	597	530	400
C 保育施設待機児童数(翌年度当初)	↓	76	人	0	118	76	48	11	6
D 保育料(法人保育園分)の収納率(現年)	↑	99.1	%	98.5	98.8	99.1	99.1	99.3	99.7
E 児童ホーム入所待機児童数(5月1日時点。R2のみ7月1日時点)	↓	481	人	0	414	481	416	205	269

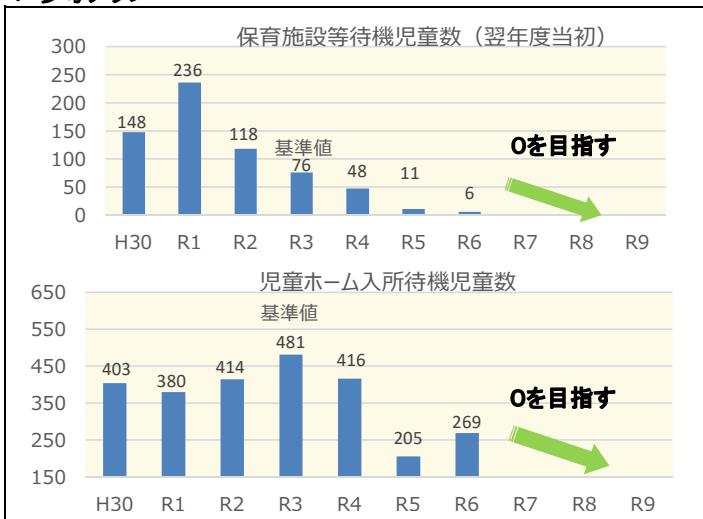
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】(目標指標A・B・C・D・E) (目的)保育施設では、児童の受入増により早急に待機児童を解消するとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため保育の質の向上を図る。また児童ホームでは、児童への安全な生活の場の提供と集団生活の中での遊びを通しての生活指導等を行い、こどもクラブでは、小学校の放課後等において子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。	
①「保育の量の確保」保育所の新設など、前年度より定員を378人増やした。また、次期事業計画において令和7年度以降の待機児童対策を定めた。 ②「こども誰でも通園制度」国の動向に注視し、実施に向け情報を収集した。 ③「公立保育所給食費」原材料価格の高騰等の状況を受け、令和7年度向けの保護者負担額の見直しを行った。 ④「保育所の民間移管」南武庫之荘保育所を民間移管し見守り保育を実施した。今後の民間移管に関して懇話会を設置し課題等に係る意見を聴取した。 ⑤「保育の質の向上」保育施設の不適切保育に係る相談窓口において、障害児に係る相談等の事案の把握・対応に努めるとともに、保育士等の資質向上に資する研修の実施、小規模事業所や認可外施設への巡回支援を行った。 ⑥「医療的ケア児」令和6年度より公立2所で受入を行うとともに、受入施設の拡大を検討した。また、法人2施設に補助を行い、保育を行う体制を支援した。 ⑦「待機児童の解消」令和6年度の未入所児童を対象に、休日夜間も含めたフォローコールを実施し、39人の未入所解消につなげた。令和7年4月向けの利用調整において申請は郵送のみとし、また、AI及びキントーンの活用により市民の利便性の向上を図るとともに、業務に係る時間の短縮により追加調整を行ったことで更に71人を入所につなげた。 ⑧「債権管理の推進」保育料の滞納者に対して、分納誓約や児童手当申出徴収の誓約を勧奨するとともに、新たにナッジ理論(*)を取り入れ催告書の発送や支払督促の連絡には創意工夫を凝らし、積極的に行つた結果、現行の債権管理計画に掲げる目標収納率(98.5%)を上回る99.7%の収納率となった。 ⑨「児童ホーム待機児童対策」令和7年度に向け、公設児童ホーム(園田南・上坂部)3クラスの施設整備を行つた。また、民間児童ホームの定員数及び安定的な運営の確保に向け、補助金制度の拡充に係る取組を検討した。 ⑩「児童ホーム・こどもクラブの質の向上」令和6年度から公設児童ホームの開所時間を午後7時まで延長した。また、学校長期休業期間における昼食用弁当の配達サービスの導入を検討した。 ⑪「児童ホーム・こどもクラブのICT化の推進」公設児童ホームに入退室管理等システムを導入し、保護者の負担軽減及び利便性向上を図つた。また、公設児童ホーム及びこどもクラブに児童が学習活動で利用するWi-Fiを整備した。	①「待機児童解消の取組を進める一方で、新たな通園制度の実施に向けて受入体制を整備していく必要がある。 ③物価高騰が継続する場合、今後も改定の必要性がある。 ④昨今の保育環境を取り巻く社会情勢の変化等に対応するため、公立保育所の担うべき役割等の整理が必要である。 ⑤子どもの健やかな成長と安心・安全の確保のため、保育士の資質や専門性を高め、保育の質向上を図る必要がある。 ⑥医療的ケア児の受入に際しては、保護者や関係機関等との丁寧な調整とともに、受入体制の整備が必要である。 ⑦支援が必要な児童を含め、保育所の利用を希望する方にについて、可能な限り保育所の利用につなげるため法人保育園等の協力が必要である。 (*)人の行動を、強制せずに望ましい方向へ自然に促す仕組みや工夫 ⑨児童ホームの待機児童数は、利用希望者の増加や児童数の地域偏在により増加しつつあり、その受け皿の整備が必要である。 ⑩⑪更なる保護者の子育てに係る時間的負担の軽減を図る必要がある。
【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】(目標指標A・B・C) (目的)保育士の確保・定着化を図ることで、待機児童の解消を目指すとともに、子どもの健やかな成長と安心・安全の確保を図る。	②出張相談会等での潜在保育士の掘り起こしや求職者に対して、保育業務体験を勧めるなど、引き続き広報活動や就職への後押しとなる活動の取組が必要である。 ③教育・保育施設では、特別な支援を必要とする児童数が増加しているが、現在の障害児保育事業は平成15年度以来、児童一人当たりの補助金額を変更していない状況であり、昨今の物価高や人件費の高騰等により、こうした児童の受入体制を確保することが更に困難となっている。
【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】(目標指標A) (目的)就労と子育ての両立や保護者の自主的な活動ができるよう子育て支援を推進する。	④医療機関併設型病児・病後児保育施設(3か所)の利用定員を超過していたため利用できない、施設が自宅から遠く利用しづらい等の施設が少ないことによる課題がある。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1 民間児童ホーム設置・運営費補助金の拡充(放課後児童健全育成事業所運営費補助金)	
2 認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)	
3 学校長期休業期間中の児童ホーム等への昼食配達(児童ホーム運営事業、児童育成環境整備事業)	
4 訪問型病児保育サービスの導入(病児病後児保育事業)	
5 こども誰でも通園制度の本格実施に向けた準備(こども誰でも通園制度準備事業)	
令和6年度 主要事業名	
1 認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)	
2 保育補助者の配置補助(保育補助者雇用強化事業)	
3 保育料の引き下げ	
4 児童ホーム開所時間の延長(児童ホーム延長に伴う延長育成開所事業の見直し含む)	
5 児童ホーム・こどもクラブICT化の推進(児童ホーム整備事業等)	
令和5年度 主要事業名	
1 認可保育所新設費用の補助(保育の量確保事業)	
2 認可保育所増改築費用の補助(保育環境改善事業)	
3 保育支援者の配置補助(保育体制強化事業)	
4 医療的ケア児保育事業	
5 あまのかけはし認知度向上のための取組(尼崎市保育士・保育所支援センター設置運営事業)	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

- 【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】**
- ①定員の弾力化や幼稚園等の預かり保育の推進、公立での受入児童の増など既存の保育施設等に軸足を置いた待機児童対策に取り組む。
 ②令和8年度の本格実施に向け、国等からの情報を正確に把握し、利用者・事業者への周知を図る。必要な条例改正や施設認可、希望者への利用認定などを行う。
 ③公定価格(副食費免除加算)が増額改定されたため、令和8年度向けの給食費の改定を行う。
 ④学識経験者等の外部委員で構成する懇話会の意見を参考に、現行の「公立保育所の今後の基本的方向」の見直しと併せて、今後の民間移管の進め方を整理する。
 ⑤更なる保育の質の向上につながるよう、専門研修の企画・実施、適正な保育を行いうための巡回支援に取り組む。
 ⑥公立では令和7年度より更に1所受入施設を拡大し、3所で医療的ケア児の受入を行い、安全・安心な保育に取り組む。
 ⑦引き続き利用調整においては、あらゆる保育施設等の空き情報の提供を行い利用者支援に努める。特に支援が必要な未入所児童の家庭には丁寧な相談に応じるなど今後も取組を継続していく。
 ⑧滞納者に対しては、分納誓約や児童手当申出微収を粘り強く勧奨するとともに、催告に応じない滞納者については、滞納処分を進めていく。
 ⑨学校教室の活用等による公設児童ホームの増設、補助金制度の拡充による民間児童ホームの設置促進及び定員数の確保を図る。
 ⑩公設児童ホーム及びこどもクラブにおいて、夏季休業期間から希望する利用児童に昼食用弁当を配達するサービスを実施する。
 ⑪児童ホームの入所申請手続に係るオンライン化の取組を進める。
- 【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】**
- ⑫引き続き広報活動に取り組み昨年度を上回る就職実績数を目指す。また保育業務体験や就職後のアフターフォロー対応により、離職防止を図る。
 ⑬特別な支援が必要な児童の受入体制を充実させるための検討を行う。
- 【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】**
- ⑭訪問型病児保育サービスの導入に向け、事業者の企画競争入札を実施し、令和7年10月から事業実施を目指す。また、医療機関併設型施設の確保に向けた取組を進める。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・令和8年度から本格実施のこども誰でも通園制度については、国や他都市の動向を注視しながら条例の整備等を進めるとともに、利用者や事業者への丁寧な説明を行うなど、適正な実施に向けた準備を行う。
- ・児童ホームの待機児童解消に向け、引き続き学校等と協議・調整し、公設児童ホームの定員拡大を図るとともに、指導員の充足率等を踏まえた民間人材の更なる活用手法も含め、安定的な運営体制について検討を進める。
- ・教育・保育施設における特別な支援を要する児童の受け入れ環境の向上を目指し、教育委員会と連携しながら、新たな支援策に係る制度設計を進める。
- ・医療機関併設型の病児・病後児保育施設の確保に向けて、他都市の取組状況も研究し、効果的な方策について検討を進める。
- ・引き続き、子育て政策懇話会での議論を重ね、「働く」も「子育て」も応援する観点から、必要な支援策の検討を行う。

主要事業の提案につながる項目

- 【保育施設等や児童ホームの適正な保育の量の供給及び質の向上】**
- ①⑦早期に待機児童解消の実現に向け取組を進める。
 ②令和8年度実施に向け、体制を整備し受入施設への給付を開始する。
 ④「公立保育所の今後の基本的方向」に応じて、必要な取組を順次進める。
 ⑨児童ホームの待機児童解消に向け、更なる受け皿の整備に係る取組を検討する。
- 【保育士の確保や市内での就労継続につながる支援】**
- ⑦⑬保育現場のニーズ等を踏まえつつ、加配保育士の配置を補助条件とすることも含め、補助金の見直しを検討する。
- 【子育てをしながら自分らしく活動できる環境整備】**
- ⑭新規開設に向けた事業者負担の軽減について検討する。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	03 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり
主担当局	こども青少年局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「子育てをしやすいまち」だと感じる市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	56.9	50.4	51.2	57.2
B 要保護児童対策地域協議会の相談支援件数	—	3,301	件	—	2,952	3,301	3,738	3,491	2,950
C 虐待程度が中度以上の要保護児童で支援を受け重症度が低下した割合	↑	40.6	%	—	—	40.6	35.4	43.4	53.5
D 青少年へのひきこもり支援により支援対象者の状態が改善した割合	↑	34.2 (R4)	%	—	—	—	34.2	42.4	43.2
E 親子交流支援事業利用家族数	↑	—	組	20	—	—	1	2	6

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】(目標指標A・B) (目的)多機関による連携を深めることで、様々な困難や課題を有する子どもや家庭に対し、総合的かつ継続的な支援を行い、健全育成及び社会的な自立を図る。 ①『いくしあ内チーム支援の推進』子どもの育ち支援センター(いくしあ)におけるチーム支援の推進に向け、スーパーバイザーから助言を受けながら、統括支援員を中心に複合的な課題を抱える世帯への支援を進めるなど体制強化を図った。 ②『効果的な支援の推進』子ども支援を担う職員の効果的な支援の実施に向け、支援業務の分析を行いタブレット導入を検討したほか、職員の資質向上に向け、アセスメント・プランニングシートを導入し、業務システムの機能強化を行った。 ③『母子保健と児童福祉の連携強化』いくしあ・南北保健福祉センターにこども家庭センター機能を設置し、統括支援員を中心に合同ケース会議を開催することで、母子保健と児童福祉の連携による支援体制の強化を図った。	
【家庭・地域・学校・保育の一體的な取組の推進】(目標指標B・C・E) (目的)切れ目のない支援に向け、地域資源も活用した一體的な支援を進めることで、支援が制度の狭間に陥ることのないよう取り組む。 ④『親子交流支援事業』母子父子自立支援員による周知や神戸家庭裁判所尼崎支部等への周知用ポスターを掲示し、親子交流支援事業の普及を図った。 ⑤『民間事業者との連携支援』『要保護・要支援児童等見守り強化事業』において、民間事業者と支援検討を進めるなど連携した支援を推進した。 ⑥『育児負担の軽減』ショートステイの受入先に新たに里親宅を追加し、子どもの環境変化の軽減と保護者の育児負担の軽減につなげた。 ⑦『発達支援の推進』保健・福祉・教育・医療が参加する就学前後の子どもの発達支援推進会議(推進会議)を開催し、切れ目のない支援の在り方等を検討した。 ⑧『官民協働の取組』『尼崎こども支援おなかまプロジェクト』を市民協働事業として実施し、市・民間団体の相互理解を深めつつ、事例検討などに取り組んだ。	
【いくしあと一體的な児童相談所の設置、運営】 (目的)いくしあと一體的な支援を行う児相の設置に向け、人材確保・人材育成、体制・機能等の検討・準備を行う。 ⑨『児相の人材確保・育成』児童福祉司等の職員採用に取り組むとともに、他自治体の児相等に職員を派遣し、人材育成を進めた。また、弁護士の確保につなげた。 ⑩『関係機関とのネットワーク強化』一時保護所での学習保障を学校と協議する等関係機関との連携強化を進めたほか、里親セミナー開催等里親啓発を進めた。 ⑪『児童虐待防止への取組』MYTREEペアレンツプログラムを実施し参加者の意識・行動変容等につなげたほか、親子関係の改善を図る手法の検討を行った。 ⑫『児相設置に向けた環境整備』いくしあ・児相が一體的支援を行うためのオフィス環境構築や音声マイニングシステム導入等の検討を進めた。また、ケアリーバーへの支援等県から移管される事業について整理を行った。	
【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】(目標指標D) (目的)子どもの人権を尊重し、さまざまな困難を抱える子どもの理解を深め、複雑化・複合化する福祉課題に重層的な支援を推進する。 ⑬『若年ひきこもり支援の推進』関係部局による事例検討等により連携強化を図ったほか、支援計画の明確化により効果的な支援を進めた。 ⑭『ヤングケアラー支援の推進』訪問支援員派遣や当事者同士で交流できるイベントを実施し、相談・支援等につなげた。また、学校や地域団体等に啓発を進めた。 ⑮『子どものための権利擁護委員会』新規相談件数39件、子どもの意見表明を支援する「言うてええねん会議」を3回開催したほか、当委員会の愛称募集を行った。 ⑯『子どもの人権アンケート』アンケートの実施とともに、現行の体罰通報窓口を改編し、対象をあらゆる子どもの人権侵害に拡大し移行する方向で検討を行った。 ⑰『こども・若者からの意見聴取・意見反映』こども・若者総合計画の策定にあたり、こども・若者から意見聴取するために、オンラインプラットフォームを試行的に活用したワークショップを実施した。	

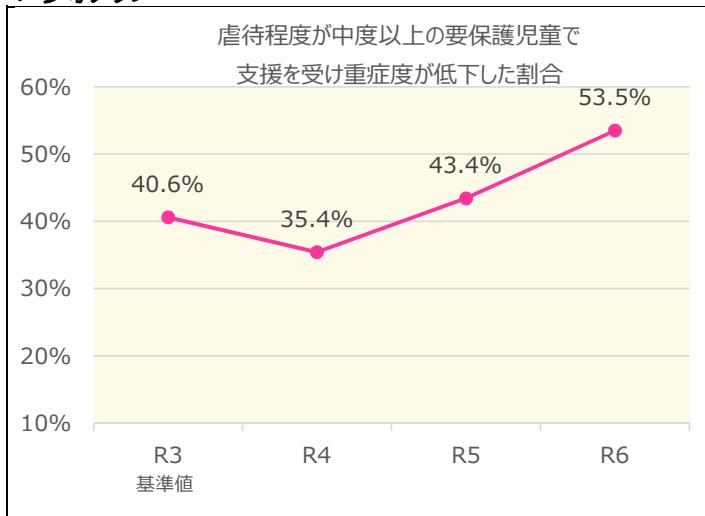
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	子ども支援におけるデジタル化推進業務(子どもの育ち支援センター運営事業費)
2	コドモワカモノボイスアクション事業(こども・若者意見聴取・意見表明事業)
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	要保護・要支援児童等居場所支援事業
2	子育て家庭ショートステイ里親マッチング事業(子育て家庭ショートステイ事業)
3	こども家庭センター機能の設置・運営
4	児童相談所設置等に伴うシステム改修(子どもの育ち支援センター運営事業費)
5	

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】

- ①いくしあ・児相による一体的支援を視野に、支援会議等の運営改善を図る。
- ①「24時間子育て電話相談窓口」設置に向けた取組を進める。
- ②タブレットの活用による業務効率化を進めるほか、アセスメント・プランニングシートの活用により、虐待予防に向けた支援の充実と職員の資質向上を図る。
- ③合同ケース会議において、SPの活用も視野に支援方針等を決定することで、同プランを活用した母子保健・児童福祉の連携支援を強化する。

【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】

- ④有効性の高い母子父子自立支援員による周知に努める。
- ⑤支援を要する子どもや家庭に寄り添うことで信頼関係の構築を図り、適切なタイミングで円滑に制度利用につなげられるよう支援を推進する。
- ⑥更なる事業周知により積極的な制度利用につなげるほか、担い手であるショートステイ里親の登録者数増について、里親支援専門相談員と連携して取り組む。
- ⑦推進会議を通じて関係部署等のネットワークを強化し、ケース検討会議の開催により情報共有と連携した支援を実践することで、切れ目のない支援を進める。
- ⑧参加者数の拡大に向け、実施内容の充実、事業周知の強化に取り組む。

【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】

- ⑨児童指導員等の職員確保に向けた対策を講じるとともに、医師や学校連携コーディネーター、警察官等の確保を図る。
- ⑩「里親支援センター」設置に向けた取組を進める。
- ⑪職員の専門スキル向上と併せ、引き続き多様な支援手法の検討を進める。
- ⑫効率的・効果的な支援の実現に向けICTを含めた環境整備を図る。
- ⑬県からの移管事業の実施に向けた準備を進める。

【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】

- ⑯引き続き関係部署と事例検討等を継続することで効果的な支援を推進していく。
- ⑯学校等と連携してヤングケアラーの実態把握調査を行うほか、啓発の強化や関係機関とのより一層の連携により、早期発見と早期支援を推進する。
- ⑯委員会の愛称決定とともに、「言うてええねん会議」の継続開催と、アウトリーチによる子どもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発を行うことを検討する。
- ⑯児童生徒にとって分かりやすい通報窓口を構築するとともに、周知のため児童生徒のタブレット端末の活用について調整し、チラシ・カード等を定期的に配布する。
- ⑯職員・教員・関係機関等に研修を実施する。また、小中高等学校と連携し、オンラインプラットフォームを用いたこども・若者意見聴取が実施できるよう取り組む。

6 評価結果

評価と取組方針

·いくしあに導入したタブレット等を活用した支援業務について、類似業務での活用も見据えた効果検証を行う。また、市民が時間や場所にとらわれず気軽に相談できる環境を整えるための手法の導入について研究する。

·令和8年4月の児童相談所の開設に向けて、引き続き専門職の人材確保に努め、人材定着や人材育成を図ることで安定的な運営を目指す。

·また、社会的養育の推進に向けて、里親をはじめ社会的養護に取り組む地域資源への支援策について、検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

【家庭・地域・学校・保育の一体的な取組の推進】

- ①窓口機能強化のため生成AIを活用した相談ツールの導入等を検討する。
- ③⑦母子保健・児童福祉の一体的支援のため情報共有等の手法を検討する。

【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】

- ③⑨いくしあ・児相の安定運営のため児童福祉司等の専門職の持続的な人材確保、人材定着及び人材育成の施策について検討する。
- ⑪⑫⑯虐待予防、再発防止に効果的な親子関係改善等の支援を含め、いくしあ・児相の一体的な支援に必要な事業の検討を進める。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	04	子ども・子育て支援	展開方向	04	子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり
主担当局		こども青少年局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「子育てをしやすいまち」だと感じている市民の割合	↑	56.9	%	69.2	—	56.9	50.4	51.2	57.2
B 「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合	↑	79.4	%	82.8	—	79.4	80.2	80.3	81.3
C ユース交流センターの居心地の良さについて「やや満足」以上と答えた来館者の割合	↑	89.5	%	94.3	89.0	89.5	85.2	90.9	92.8
D ユース交流センターの月平均利用者数	↑	4,518	人	7,000	3,626	4,518	5,844	6,539	6,837
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
<p>【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】 (目的)豊かな自然の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然と親しむレクリエーション活動の場を提供することにより、市民の自然への理解を深め、余暇の活用を図る。</p> <p>①『基本設計・実施設計の実施』 青少年いこいの家の再整備に向け、基本設計及び実施設計を行った。基本設計では、市民・利用者の意見を設計に反映させることを目的に、青少年団体をはじめとする施設利用者や施設管理者等とのヒアリングのほか、市民向けのワークショップを開催した。</p>	<p>①近隣類似施設の実態も踏まえ、再整備後の施設に合わせた管理運営の方法やプログラム、施設利用に係る予約方法・利用料金等について、検討する必要がある。</p>
<p>【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】(目標指標A・B・C・D) (目的)ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、青少年自らが企画したイベント等を行うことで、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、様々な経験を積み社会性や自己肯定感を育む。</p> <p>②『ユース世代等の活動支援』 ユース世代の活動、子ども若者の育成支援に取り組む団体の活動、今日的な課題に関して先駆的・試行的取組を行う団体の活動を支援する補助制度である「子ども・若者応援基金活用事業補助金」事業を実施した(応募件数32件、採択件数23件)。補助事業の審査に際しては付属機関「青少年協議会」の若者委員3名にも意見を聴いて選定を行った。</p>	<p>②補助事業の実施にあたり、特にユース世代が活用しやすく、適切に事業遂行できるよう意見を取り入れた上で利用者拡大のため事業周知を図っていくとともに、引き続き伴走支援を行っていく必要がある。</p>
<p>③『ユース交流センター関連事業』 ユース交流センターにおいて、ユースワークの視点を取り入れた居場所づくり事業や体験型事業、若者自らが企画したイベントやユースカウンシル事業(18人参加)のほか、公共施設等を活用しながら地域の若者を対象にしたサテライト事業(62回3,720人参加)を実施し、中・高校生をはじめとした若者が様々な人と接し、経験を積みながら社会性や自己肯定感を育むことができるよう取り組んだ。さらに、地域におけるユースワーカーを養成するため、地域担当職員等一般向けにユースワーク研修を実施した。また、主に南部地域のこども・若者を中心にはじめ、民間のユースセンターと本市で連携協定を締結した。なお、他都市等視察(18件)を受け入れ、ユース交流センターの取組について、全国的に情報発信を行った。</p>	<p>③ユース交流センターは市域の北東部に位置しており、また公共交通機関の便もそれほど良くないことから、利用者については近隣の若者が中心となっている。市内各地区にある地域振興センターでサテライト事業を実施しているが、居住地域に関わらず市内の若者がユース交流センターの取組に関連した様々な事業により一層参加できるよう全市展開を図り、各地域においてユースワークが展開されていく必要がある。また、ユースカウンシル事業については、若者の声を聴き、受け止め、伴走支援を行っていくため、関係職員の理解を深める必要がある。</p>

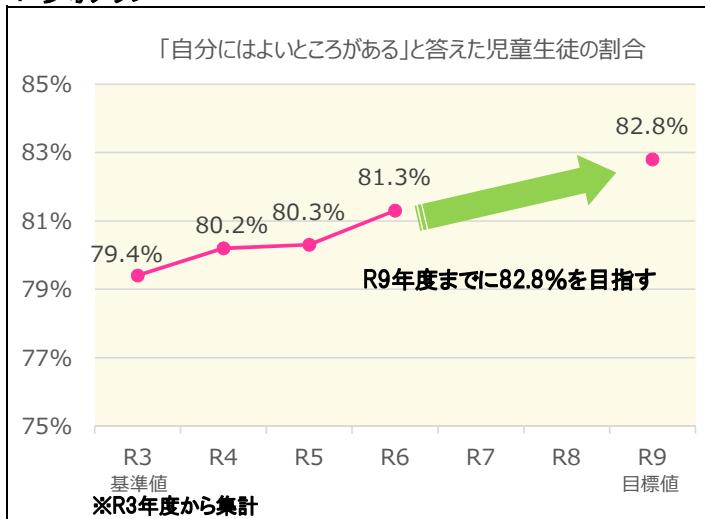
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	青少年いこいの家の再整備の開始(青少年いこいの家施設整備事業)
2	子ども・若者応援基金活用事業補助金
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】

①施設の解体・新築に係る工事の入札を行うとともに、再整備後の施設運営について、現行の設置管理条例の改正や、施設運営の在り方について具体的な検討を進めます。

【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】

②補助事業の実施において、ユース世代の意見を踏まえ、令和7年度から補助金の上限額を引き上げ、活用しやすいようにするとともに、利用者拡大のため関係機関への事業周知を図る。また、ユース交流センター等と連携しながら必要な支援を行います。

③各地域振興センターと緊密に情報交換を行うとともに、ユースワーカーの養成に取り組んでいく。また、協定を締結している民間のユースセンター等と連携し、全市的にユースワークが展開されるよう取組を進めていく。さらに、若者の声を聴き、受け止め、伴走支援を行っていくために、ユースカウンシル事業の取組の全庁的な周知を図り、関係職員の理解を深める取組を進めていく。

6 評価結果

評価と取組方針

・再整備後の青少年いこいの家においては、青少年の野外活動や集団生活に加えて、幅広い世代の利用による世代間の交流を生み出し、新たな体験につながるような運営を目指す。また、予約方法の見直しや施設の魅力の周知を通じて利用促進を図る。

・ユースワークの重要性を全庁的に周知し、職員一人ひとりが伴走者であるという意識を浸透させることで、こどもや若者の社会参画活動の充実を目指す。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	05 地域福祉	展開方向	01 「ささえあい」をはぐくむ人づくり・多様な主体の参画と協働による地域づくり
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 困りごとを抱えている人を「ほっとかない」と考えている人の割合	↑	56.5	%	70.0	45.0	56.5	59.5	60.7	61.4
B 「支え合いを育む人づくり支援事業」利用グループ数	↑	16	グループ	33	15	16	17	19	19
C 「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数	↑	315	件	396	176	315	348	592	554
D 地域において地域福祉活動を実施している団体数	↑	1,128	団体	1,224	1,080	1,128	1,458	1,404	1,561
E 要支援者等見守り活動地域数	↑	49	団体	75	46	49	50	50	49

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【福祉学習の推進】(目標指標A・B) (目的)市民が“生きづらさ”の背景にある多様な福祉課題の学びを通して「ささえあい」の意識を醸成するため、様々な手法における学びの場づくりや情報発信を進める。 ①「多様な手法による学びの推進・学びの情報発信の充実」 尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、SNSを活用してイベント情報やボランティア活動の動画などの発信に取り組んだほか、他団体と連携して担い手づくり等の講座を開催した。(講座等数/延べ参加者数 151回/4,397人)また、市が当事者団体や支援団体等の多様な主体と連携し、様々な世代に向けて地域共生社会をテーマに講演会を実施し、参加者から地域づくりの大切さの理解が得られた。	①多くの市民が地域課題を把握し、我が事として行動してもらえるよう福祉学習を各地区で展開する必要がある。
【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】(目標指標A・B・C) (目的)市民が地域でささえあう活動に気軽に参加したり、取り組みやすいよう、必要な情報の提供を行うとともに、活動を希望する市民と市民活動団体とのマッチングを推進する。 ②「マッチングの推進・地域福祉活動情報の提供の充実」 「支え合いを育む人づくり支援事業」において、学生等の活動支援により、新たに子ども食堂での活動や親子対象の防災クッキングなど、12校19グループの学生等による市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 また、市社協ボランティアセンターでは、ひきこもり状態にある人やその家族の社会参加に向けボランティアグループにつなぐほか、若い世代がボランティアの楽しさに気づききっかけとして、市民活動団体、中学校のボランティア部と協働し小学生向けボランティア体験講座等を開催した。 ③「マッチングの推進(民生児童委員の確保)」 民生児童委員の担い手の確保に向け、令和5年度より引き続き市社協や地域振興センターと連携して試行的に欠員地区的大型マンション管理組合に働きかけたことで欠員の一部が充足したほか、民生児童委員活動の大切さの周知のために現役世代の多いPTA連合会へのPRや活動を伝えるパンフレットを作成した。	②見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、引き続き、多様な世代の参画の促進が必要となる。 ③担い手の確保に向けた取組を更に進めていく必要がある。また、国において民生児童委員の居住要件が一部緩和されたため、本市の運用を検討する必要がある。
【地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり】(目標指標A・D) (目的)支援を必要とする、していないにかかわらず、誰もが孤立することなく、地域の「つながり」の中で安全・安心に暮らし続けるために、地域住民や福祉事業者が地域課題を共有し、解決に向けて話し合うためのネットワークの構築に取り組む。 ④「多様な主体による協働の取組の推進」 6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では依存症回復施設が運営する喫茶店や地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。	④地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。
【地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実】(目標指標A・E) (目的)誰もが地域で安全・安心に暮らし続けるために、多様な見守り・ささえあいの活動を推進する。 ⑤「多様な見守り・支えあいの推進」 社会福祉連絡協議会(連協)圏域での新たな見守り活動実施地区の立ち上げに向け、見守り活動に関心のある避難行動要支援者名簿受領団体に働きかけを行ったほか、未実施地区の連協に見守り活動の支障となる内容や必要な支援内容の確認を進めた。さらに、地域振興センターや市社協と連携した学生等の活動支援により、学生等と地域住民による高齢者等への見守り活動が実施されたほか、地域の高齢者の見守りを希望する民間事業者との連携を促進するために、従来の見守り協定に加えて、令和6年度から開始している事業者登録制度について新たに4事業者が登録を行った。(登録済み事業者等 12団体)また、孤立しがちな外国籍住民を含めた地域交流の方策について、コミュニティファーム運営団体と協議を進めた。	⑤連協圏域での活動においては、活動者の担い手不足や高齢化等による負担感に加え、サロンでの見守りや地域独自で希望者に対して自宅訪問による見守り活動が行われていることから、連協圏域での新たな活動の開始に慎重になっており、令和6年度は新規地区的立ち上げには至っていない。更に、連協の解散等に伴い、見守り活動を行う見守りあんしん委員会も解散し、実施地区的数も減少している。 また、外国籍住民が地域社会で活動や交流する機会が少ないことが課題となっている。

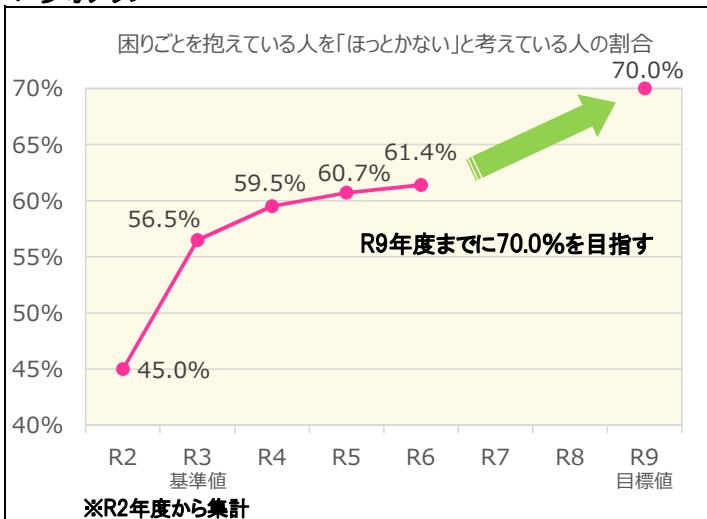
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【福祉学習の推進】

①②地域振興センターや市社協、地域の様々な団体と連携し、地域住民が自分の暮らす地域の福祉課題に気付き、活動のきっかけとなる学びの場づくりや、SNSの活用や新たに催事場でボランティアセンターの活動PRを行うこと等により、様々な世代に向けた情報発信に引き続き取り組む。

【地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援】

②地域振興センターや市社協と連携し、「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用していない市内の高校や大学に対して働きかけ等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。
③民生児童委員の担い手の確保に向けて、市社協や地域振興センターと連携し、各地域の状況を把握するとともに、地域と協力しながら欠員解消に向けた取組を検討・実施する。また、民生児童委員の居住要件の一部緩和に伴い本市の運用を検討する。

【地域の福祉課題の解決に向けた地域住民・支援機関等による地域を支えるネットワークづくり】

④市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。

【地域特性に合わせた多様な見守り・ささえあいの充実】

⑤地域振興センターや市社協と連携し、見守り活動の未実施地区で活動に関心のある避難行動要支援者名簿受領団体への働きかけを行うとともに、事業者との見守り協定や登録による重層的な見守り体制を推進する。
また、「コミュニティファームにおける居場所づくり事業」において、外国籍住民を含めた孤立しがちな方々を対象とした地域交流イベントを実施することにより、地域社会で活躍する場所・機会を創出する。

6 評価結果

評価と取組方針

・民生児童委員の欠員が増加しているため、引き続き新たな担い手の確保に向けた取組を進めるとともに、各民生児童委員の活動における負担軽減に向けた取組について検討する。

・地域福祉活動の担い手が不足していることを踏まえ、既存の学生等への活動支援の更なる推進に加えて、関係部局間で連携し、活動に興味のある民間事業者に働きかけを行うなど、新たな担い手の発掘につながる取組を行う。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	05 地域福祉	展開方向	02 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値(R3)		目標値(R9)	実績値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「スマーズに支援の連携ができる」と考えている支援関係者等の割合	↑	民生児童委員31.5 保護司24.2 相談支援機関7.7	%	50.0	民生児童委員31.5 保護司24.2 相談支援機関7.7	—	民生児童委員25.4 保護司39.3 相談支援機関5.9	民生児童委員19.8 保護司37.5 相談支援機関11.1	民生児童委員23.1 保護司37.5 相談支援機関5.9
B 支援会議におけるケース検討数	↑	14	件	60	4	14	51	48	45
C 成年後見制度の決定までに時間がかかると考えている福祉事業者の割合	↓	61.5	%	31.0	61.5	—	88.2	61.1	58.8
D 市長申立案件における受任調整の実施割合	↑	6.1	%	100	15.8	6.1	69.2	100	50.0
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】(目標指標A・B) (目的)分野の相談支援機関が連携して困りごとを受け止め、様々な施策や地域でのささえあいの取組による支援を一体的に提供することで、困りごとを抱えた方に寄り添い、つながり続ける包括的な相談支援を推進する。	①②課題が深刻化しないようにするための対象者の早期把握や支援策の検討には、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図る必要がある。 また、相談支援においては、ひきこもり状態や孤立する外国籍住民等の様々な生きづらさを抱えた方が、地域社会で活動・交流する機会が少ないと医療・介護・福祉の連携した支援につながっていないことが課題である。加えて、生活基盤である住居について、家計管理の課題による家賃滞納や住居を失った状態に対する相談対応には、住まいに関する専門的な知見・ノウハウが求められること等、包括的な相談支援が必要となる。
①「うけとめ・つなげる相談支援の推進」 課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに市営住宅の家賃滞納者への対応方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し、事例検討等による連携意識の醸成を図るとともに、関係部局や地域の支援者、福祉事業者等の庁外関係機関に対して、支援者向けの不当要求に関する対策や再犯防止を目的とした研修等を31回行った。また、相談支援を行う中で、外国籍住民が抱える課題を把握するとともに、「地域居住支援事業」による居住不安定者への入居後の生活支援等による家賃滞納の改善や「家計改善支援事業」による困窮世帯の家計の見える化、精神的な不調で外出困難者への医師の訪問・助言により、往診や支援方針の明確化につながる等、様々な支援機関との協働による伴走支援に取り組んだ。	③支援会議の実施には、課題の解きほぐしや、多分野多職種の支援機関・支援関係者との情報共有が求められることから、コーディネートを行う職員の体制整備や負担軽減、人材育成が課題となり、会議におけるケース検討数が増えていない。
②「うけとめ・つなげる相談支援の推進(再犯防止の推進)」 司法関係機関との再犯防止連携会議の開催や裁判所・弁護士会共催の勉強会への参画を通して、再犯防止に向けた支援策の共有等を行った。	④より多くの当事者をアウトーチンにつなげるために、継続的な広報等事例の早期把握に向けた地道な活動とともに、支援関係機関同士のネットワークの強化が必要である。
③「うけとめ・つなげる相談支援の推進(支援会議)」 様々な支援機関や支援者が参画し、多角的な視点による支援方策を協議する支援会議を実施し、住宅関係や動物愛護センター等の福祉部局以外や、教育機関・保護観察所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。	⑤一般就労困難者を支援するために必要となる生活困窮者の受け入れに理解のある事業所や社会資源について、就労支援の担当者が情報を共有しやすいよう取組を進める必要がある。
④「うけとめ・つながる相談支援の推進(ひきこもり等支援)」 「ひきこもり等支援事業」では、42世帯47人に対してアウトリーチを実施し、当事者の居場所(28回延べ324人参加)や家族交流会(6回延べ51人参加)を開催したほか、支援のネットワークづくりを進めるため、市内でひきこもり支援に携わる外部の支援機関が参画した協議会を開催し、外部専門家のSVを交えて連携と対応力の強化に努めた。	⑥令和7年12月の民生児童委員の一斉改選に伴い、就労中の民生児童委員の増加も予想されることから、より一層研修を受講しやすい環境づくりが必要である。また、DV被害者等を早期支援につなぐためにも、関係窓口職員向けの周知について継続して取り組む必要がある。
⑤「就労・学習支援の充実」 じごとく暮らしサポートセンターでは、一般就労可能な方に対して、ハローワーク等と連携して高齢者でも就労しやすいマッチング先を紹介することで、昨年度と同水準の就労・増収率93%を達成した。	
⑥「相談支援を担う人材の育成」 民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携のため、研修等を実施し、一部の研修では動画DVDの配付、平日夜間や土曜日に開催し、受講しやすい環境づくりに取り組んだ。(研修回数 70回)。また、DV関連機関による実務者会や庁内関係職員等の交流会により、業務理解、顔の見える関係づくりによる連携促進を図り、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に係る情報共有を図った。	

【権利擁護に関する支援】(目標指標C・D)

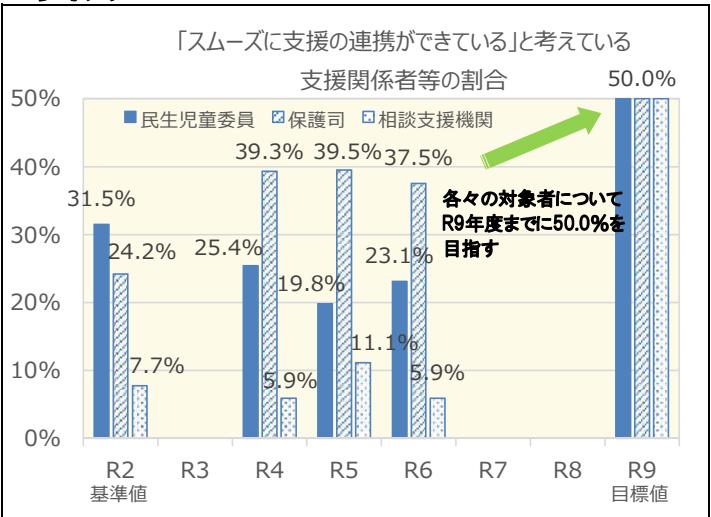
(目的)成年後見に係る相談、対応、支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等の実施により、高齢者・障害者の権利擁護を図る。

⑦「成年後見制度の利用促進」 市長申立て案件の事務処理方法を見直し、後見制度利用までの期間を短縮し、申立て件数を5年度13件から6年度22件に伸ばした。また、報酬助成制度の事務処理を進め、助成決定の迅速化により、後見人等から助成制度が利用しやすくなり、新たな受任もしやすくなったといった意見がきかれた。加えて、後見制度利用者の増加に備えた担い手確保の取組として、市民後見人の養成に加え、法人後見に関心を示す社会福祉法人や家庭裁判所と協議を進めた。	⑧将来を見据えた成年後見人等の担い手の確保に向けて、引き続き専門職団体と連携を図るとともに、市民後見人の活躍の機会の確保に向けた検討や法人後見実施に向けて、家庭裁判所等との協議や検討を進める必要がある。
--	---

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1 「あまつなぎ」の多世代対応に向けた拡充(重層的支援推進事業)	
2 コミュニティファームにおける居場所づくり(重層的支援推進事業)	
3 生活困窮者に対する住まい支援の強化(生活困窮者自立相談支援事業 等)	
4 あまがさきし地域福祉計画の策定(地域福祉計画改定事業)	
5	
令和6年度 主要事業名	
1 (仮称)重層的支援システムの導入(重層的支援推進事業、障害者福祉総合システム等運用事業)	
2 生活困窮者に対する家計改善支援の実施(家計改善支援事業)	
3 地域居住支援事業の実施(重層的支援推進事業)	
4	
令和5年度 主要事業名	
1 つながり支援プロジェクトの実施(重層的支援推進事業)	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【複雑・複合化した課題を受け止めるための包括的・総合的な相談支援の充実】

- ①②重層的支援推進会議等を通じて府内や府外の関係機関と丁寧な意見交換を重ねる等して多機関連携の必要性などの継続的な意識醸成を図る。
- また、ひきこもり状態や孤立する外国籍住民等が参加できる就農・販売体験や地域交流イベントを実施する「コミュニティファームにおける居場所づくり事業」に加え、境界知能や発達障害がわからないまま大人になる等で既存の制度の対象となりにくい方に対して、医療と介護・福祉の連携したアウトリーチ等を実施する「尼崎市医療・介護連携支援センター『あまつなぎ』の多世代対応に向けた拡充」を図る。加えて、住まいに課題を抱える生活困窮者に対して、住まいに関する包括的な相談対応や入居物件・不動産業者の開拓、一時的な住まいの提供等を実施する「住まいの支援強化」を活用することで包括的な相談支援の充実を図る。
- ③支援会議におけるケース検討数の増加に向けて、保健福祉センター内の複雑・複合化したケースの情報を共有する取組や個人情報を安全かつ効率的に共有する重層的支援システムを活用して、会議の開催に向けた事務を効率的に進め、職員の負担軽減等につなげていく。
- ④対象者の早期把握に向け、ホームページ・市報、啓発講座、各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法の周知を行うとともに、協議会を通じて支援のネットワークづくりの強化を進める。また、オンライン居場所など、ひきこもり当事者が支援につながりやすい環境の整備を検討する。
- ⑤保健福祉センターにおいて事業所や社会資源の情報共有に取り組む。
- ⑥引き続き、関係機関等が研修を受講しやすい環境づくりに取り組む。また、DV被害者等を早期支援につなぐため、関係機関等との連携強化に継続して取り組む。

【権利擁護に関する支援】

- ⑦各専門職団体との更なる連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。

6 評価結果

評価と取組方針

・ひきこもり等といった社会的孤立状態にある市民に対して、相談支援の充実を図るとともに、引き続き地域課と社会福祉協議会各地区の「むすぶグループ」を中心として、地域で社会参加できる居場所の確保に努める。

・成年後見制度の安定的な運用のため、法人後見の実施など、引き続き関係機関との協議を進める。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	06 障害者支援	展開方向	01 必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値(R3)		目標値(R9)	実績値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	37.5	%	47.7	39.7	37.5	40.9	41.7	45.7
B サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	78.0	%	100	78.2	78.0	77.7	77.8	82.8
C 委託相談支援事業所における延べ相談回数	—	27,896	回	—	27,818	27,896	30,392	33,684	27,209
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【健康に暮らす(保健・医療)】 (目的)障害につながる病気などの早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。 ①『医療的ケア児の支援』 本市の医療的ケア児等コーディネーターが、人工呼吸器の装着など重度の障害を有する児童を中心としたアウトリーチを実施するとともに、新たに6名の退院前後カンファレンスに参加するなどして必要な福祉的支援につないだ。また、昨年2月に医療的ケア児等コーディネーターの有志により発足した研修会への参加に加え、12月に市主催での医療的ケア児等コーディネーター連絡会を立ち上げた。第1回の連絡会では、本市の支援スキームの共有と医療的ケア児の退院時の連携についての意見交換を行った。	①本市が把握する医療的ケア児は115名(うち、人工呼吸器装着児は40名)と引き続き増加傾向にある。そうした中、家族へきめ細かな相談支援等のサービス提供を行うため、連絡会では相談支援、訪問看護、児童通所など異なる事業所に在籍するコーディネーター間の連携を深めることとあわせて、資質向上や新規養成に向けた協議内容の充実を図る必要がある。また、医療的ケア児を含む重度心身障害児者は常時のケアを必要とする場合が多いが、現状の医療・障害福祉サービス等で担える時間には限りがあることから、家族へのケアに係る負担が未だに大きい状況がある。
【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】 (目的)地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。 ②『サービス等利用計画の作成』 障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数が、令和5年度末の7,949人から令和6年度末は8,219人に増加(+270人)する中、その対応策として、11月からセルフプランを導入した。3月末までに559人がセルフプランを作成し、サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成状況は、617人増加(6,185人→6,802人)し、作成率についても82.8%(6,802人/8,219人)と5.0ポイントの増加となった。指定相談支援事業所のネットワーク会議を計10回(全体会3回、テーマ別開催5回、計画書き方教室2回)開催し、計画策定状況等について情報共有を図るほか、引き続き地域の相談支援専門員のスキルアップを図った。 ③『相談支援の充実』 委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和6年度27,209回)は減少したもの、複雑・複合化した相談内容への対応が増えてきている。そのため、あまがさき相談支援連絡会(あま相)の中で新たに「個別事例検討会」を2回開催し、複雑な相談事例への適切な支援について共有を図った。また、支援困難ケースについては、前年度に引き続き、各委託相談支援事業者がケースをピックアップし、計画相談支援の制度内容や目的を説明し、障害福祉サービスの利用について安心して相談出来るものという理解を深めてもらうことを働きかけた結果、計画作成に向けて良好な関係を築くことができた。 ④『日常生活用具の給付』 利用者からの要望等を聴く中で令和7年4月向けに給付要綱の見直しを行い、ストマ用装具の申請回数を年2回から年1回とし申請に係る負担軽減を図ったほか、ストマ用装具(紙おむつ)の支給範囲に「おしりふき」を追加するなど、運用の改善に努めた。 ⑤『公共施設マネジメントの進捗』 対象2施設のうち、あいあい分場については、土地貸付料の方針が出されたことを踏まえ、運営法人との協議後、利用者家族への説明会を2月に行い、現状報告と意見交換を行った。	②利用計画を作成する相談支援専門員への働きかけや計画の書き方教室の実施などの取組を行っているが、支給決定者数の増加に対して相談支援専門員がなかなか増えない状況を踏まえると、セルフプランの導入をより進めいかざるを得ないが、一方で指定相談支援事業所の関わる意義も含め利用者へ丁寧な説明をあわせて行う必要がある。 ③令和6年の法改正により、自立支援協議会の役割に個別事例の検討を通じた地域課題の検討が追加されているため、あま相で実施した個別事例検討の結果をどう自立支援協議会につなげていくかについては検討しつつも結論が出ていない状況である。また、支援困難ケースについては、相談支援に結び付かず計画作成に至らないケースが多く、より丁寧な働きかけが必要となるものの、複雑・複合化した相談内容への対応もあり、委託相談支援事業所の限られた体制の中で、十分な対応が困難となっている。さらに、委託経費が平成24年度から据え置きになっており、体制強化が十分に図られていないことが課題となっている。 ④利用者からは運用の改善以外にも、ストマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋)を中心として給付額の増加や品目の追加を求める要望が多く出されている状況である。 ⑤もう1施設のあぜくら分場についても方向性の整理を進めていくことが必要である。

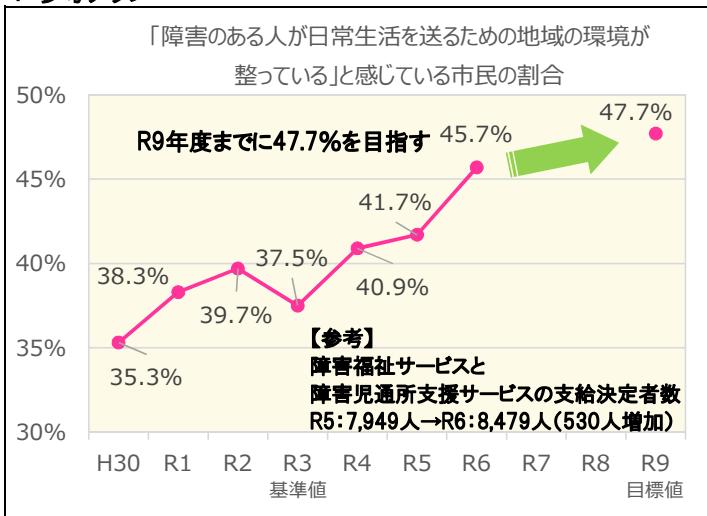
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	尼崎市障害者計画・障害福祉計画の策定
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	(仮称)重層的支援システムの導入
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	日常生活用具の給付品目等の見直し(日常生活用具給付事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【健康に暮らす(保健・医療)】

①医療的ケア児等コーディネーター連絡会の役割を明確化し、既存の有志による研修会との分担を図っていくとともに、より職種間の連携を深め、医療的ケア児の退院時の円滑な福祉サービスのつながりや、在宅での課題の早期発見等の実効性を高めるよう努めていく。

【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】

②引き続き利用者や指定相談支援事業所へ丁寧な説明を行いながら、セルフプランの導入を進める。いったんセルフプランを作成した利用者については、サービスの利用状況を見ながら、セルフプラン更新時には指定相談支援事業所によるプラン作成を進めていく。そのためにも相談支援専門員のスキルアップの取組を継続する。
③当事者、支援者、行政その他の関係機関がともに協議の上で進めている現在の自立支援協議会の利点を生かしつつ、個別事例検討からの地域課題の検討など新たに付与される役割を果たせるよう、協議会の組織編成等についての具体的な議論を進めていく。検討に当たっては増大する会議体の集約等も含めて検討を行う。

強度行動障害等支援困難ケースへの支援について、引き続き基幹相談支援センターがバックアップして委託相談支援事業所による働きかけを継続する。あわせて県が令和7年度から実施する強度行動障害集中的支援体制整備事業に参加し、地域の事業所の強度行動障害への対応スキルの向上を図る。

④日常生活用具給付事業については、利用者の声を聴き必要な運用の改善に引き続き努める。給付額等については他都市の動向も参考にしながら検討を進める。
⑤あいあい分場については保護者の理解を得ながら具体化を進めていく。あぜぐら分場については法人との協議を深め、方向性について引き続き検討を進めていく。

6 評価結果

評価と取組方針

・重度心身障害児者とその家族を支えるためのレスパイトケア(休息)に関する具体的な施策を検討し、まずはレスパイト施設の少ない医療的ケア児に対する施策から順次取組を進め、その他の対象者についても施設やサービスの利用実態等の把握を行う。

・サービス等利用計画におけるセルフプランを導入したことでの計画の作成率は向上しているため、引き続き取組を進める。

・併せて、セルフプラン更新時には、相談支援専門員による計画作成を進めるとともに、相談支援専門員のスキルアップに係る取組を強化することで、利用計画の質の向上につなげていく。

主要事業の提案につながる項目

【健康に暮らす(保健・医療)】

①医療的ケア児を含む重度心身障害児者を常時介護する保護者の負担軽減を図るために、レスパイト目的での訪問看護派遣の事業化を進める。
③支援困難ケースへの働きかけなど、障害児・者の相談支援体制の充実をはかるため、委託相談支援事業所等の体制を検討する。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	06 障害者支援	展開方向	02 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 市内のグループホームの定員数	↑	552	人	741	497	552	622	671	738
B 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	—	233 (H29～R3平均)	人	—	262	190	199	219	198
C 委託就労支援機関(就労生活・支援センターのみ)を通じた就労者数	↑	34 (H29～R3平均)	人	54	27	24	20	26	37
D 障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	↑	17	回	25	15	17	26	26	30
E 身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	↑	28,742 (R1)	人	41,848	13,921	12,644	18,407	22,191	20,970

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【育つ・学ぶ(療育・教育)】(目標指標B) (目的)障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。 ①『障害児通所支援事業所ネットワーク会議』 発達障害の人等の相談者数は198人となっている。また、主な支援機関である障害児通所支援事業所のネットワーク会議において事業所のスキルアップに向けた研修を行うとともに、協議内容をまとめた冊子を作成し、未参加事業所にも配布した。 ②『たじかの園の療育支援機能の強化』 教育・障害福祉センターの大規模改修工事の完了後、たじかの園診療所の2診化対応の改修工事を実施した上で、一時移転先からの教育・障害福祉センターへの再移転を完了した。また、児童発達支援センターとしての中核的役割を果たすため、いくしあ等との連携を深化させるとともに、家庭療育支援の充実策として、「障害児等療育支援事業」の一環で実施しているグループ保育体験の利用促進や、居宅訪問型児童発達支援利用中の医療的ケアが必要な児童の自宅訪問している支援員に、管理医師が同行し、保護者への助言を行った。	①令和6年度の報酬改定において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)をすべて含めた総合的な支援を提供することとされており、障害児通所支援事業所が依然増加を続ける中、事業所の支援の質の向上が引き続き課題となっている。 ②診察室の改修工事は完了したが、運営していくにあたっては、診療所機能を維持・向上していくことが重要であることから、今後も継続して、施設や備品など、環境面への留意が必要となる。これらを含め、療育支援機能の強化を進めていく上では、再移転完了後、運営を早期に軌道に乗せる必要がある。
【働く(雇用・就労)】(目標指標C・D) (目的)一人ひとりの適性に応じて能力を十分に發揮できるよう、様々な働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での工賃向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。 ③『就労支援の実施』 委託就労支援機関の支援で37人(前年比11人増)が一般就労につながった。 ④『障害者就労施設の受注機会の拡大』 前年に引き庁内販売「尼うえるフェア」など物品等の販売会を計30回開催したほか、共同受注支援により発注企業(10社)から21施設への契約に結び付けた。また、障害者の就労支援や工賃の向上等を目的とする特定随意契約により、障害者支援施設等を募集し、じんかい収集業務等を行う事業者として選定した。 ⑤『市役所における障害者雇用の取組』 尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」でスタッフを15人任用するとともに、スタッフが各所属に出席すること等により、様々な環境下で経験や実績を積みスキルアップを図り、働く機会の拡充に取り組んだ。また、令和6年度から障害のある方を対象に会計年度任用職員(非常勤事務補助員)として、各局による直接任用を開始し、市役所における障害者雇用の取組を進めた。	③法改正により令和7年10月から制度化される「就労選択支援事業」について、国から詳細が示されていないこともあり、事業者、特別支援学校との調整が進んでいない。 ④就労継続支援事業所については賃金、工賃の向上を求められており、これまで以上に受注先を見つける必要がある。 ⑤市役所における障害者の任用にあたっては、障害により働きづらさを抱える職員への合理的配慮のほか、法定雇用率の上昇も念頭に置いて取り組む必要がある。
【住まう・出かける(生活環境・移動・交通)】(目標指標A) (目的)地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、様々な生活環境の整備を進めることなどで、障害のある人の地域での生活を支える。 ⑥『グループホームの整備促進』 市内グループホームの定員数については、令和5年度末の671人から令和6年度末では738人と着実に増加(+67人)し、うち10ホーム(定員47人)に「障害者施設開設等サポート事業」で開設経費の一部を助成した。バリアフリー改修等補助については、3ホームに対して段差解消等の補助を実施した。(生活介護事業所3施設にも補助を実施)	⑥グループホームの重度(障害支援区分4～6)利用者数は微増となる中で、重度障害者が利用できるグループホームはまだ少ないとの声もある。バリアフリー改修等補助制度の利用が一定進んだこともあるが、重度化対応のグループホームの増加に向けてさらなる整備方策の検討には十分至らなかつた。
【地域でつながる(生涯学習活動)】(目標指標E) (目的)地域で行われる様々な催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。 ⑦『身体障害者福祉センター・身体障害者福祉会館』 身体障害者福祉センター体育室の大規模改修の影響で昨年度より利用者数は13,440人に減少(-1,625人)したが、身体障害者福祉会館は移転後の利便性向上により新たな利用者の獲得につながり、7,530人に増加(+404人)した。	⑦障害者の学習活動の活性化に向けて、両施設の更なる利用促進を図る必要がある。

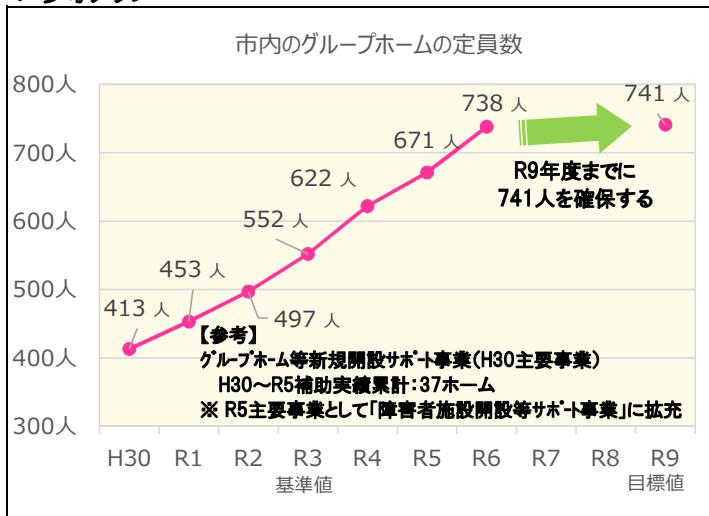
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	たじかの園の体制拡充(たじかの園指定管理者管理運営事業、たじかの園施設整備事業)
2	
3	
4	

令和5年度 主要事業名	
1	障害児等療育支援事業の支援体制の集約と充実(障害者(児)相談支援事業)
2	障害者就労チャレンジ事業の廃止(障害者就労支援事業)
3	重度化・高齢化に対応した施設のバリアフリー改修等費用の補助(障害者施設開設等サポート事業)

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【育つ・学ぶ(療育・教育)】

- ①適切な発達支援の提供等に資するため、障害児通所支援事業所ネットワーク会議を定期開催し、5領域を踏まえた個別支援計画の作成と実践など、引き続きニーズを踏まえた研修や情報提供を行っていく。
- ②たじかの園が児童発達支援センターとして中核的機能を果たせるよう、運営状況を踏まえつつ家庭療育支援及び保育所等訪問支援の充実を図り、実施状況を検証のうえ更なる療育支援機能の強化に努める。

【働く(雇用・就労)】

- ③「就労選択支援事業」が令和7年10月から円滑に開始できるよう、国からの情報収集に努めるとともに、事業者や特別支援学校等の関係機関との協議を早期に進め、相互の役割分担等のスキームを固める。
- ④一般雇用に向けた企業開拓だけでなく、福祉的就労におけるしごと開拓についても、産業部局との情報共有ができるよう府内連携を強めていく。
- ⑤引き続き、「ハートフルオフィスup×3」で任用するスタッフの働く機会の拡充に向け、担当課での集中的な配置に加え、ハローワークや支援機関と連携するとともに、各局においても、障害のある会計年度任用職員の任用に取り組むなど、障害者雇用の促進を図る。あわせて、職場定着に向けた支援として、ジョブコーチ等職員が働きやすい職場づくりに向けた支援を行っていく。

【住まう・出かける(生活環境・移動・交通)】

- ⑥グループホームの整備促進や障害者の重度化・高齢化への対応に向けては、引き続き指定事業所ネットワーク会議等でバリアフリー改修等補助制度を含む「障害者施設開設等サポート事業」を周知し利用を促進する。今後の更なる整備方策については、次期障害福祉計画の検討とあわせて事業者向けのアンケート調査を実施し、ニーズ把握を行いつつ検討する。

【地域でつながる(生涯学習活動)】

- ⑦身体障害者福祉センターでの新たな文化教養講座の開設や身体障害者福祉会館でのコミュニケーション支援機器の利用を促進し、学習活動の機会の充実を図る。

主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針

・市内の重度障害者対応グループホームの不足等を踏まえ、「障害者施設開設等サポート事業」等といった既存制度の更なる周知に加えて、グループホーム整備方策についての事業者向けアンケートを新たに実施し、事業者のニーズの把握・分析を進める中で、グループホームの充実に向けた取組を進める。

・近年、障害児通所支援サービスの利用ニーズや事業所数が増加することにあわせ、その支給量も大幅に伸びている中、各事業所における質の高い、かつ適切なサービスを提供する観点から、アンケート調査や他都市における取組事例等の分析を行い、その結果を次期障害福祉計画に反映させる。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	06 障害者支援	展開方向	03 ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 障害者差別解消法の認知度	↑	34.2	%	50.0	—	34.2	35.7	32.8	34.1
B 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	45	人	70	46	45	60	64	61
C 合理的配慮を知らない職員の割合	↓	36.0	%	0	37.9	36.0	10.5	8.0	12.4
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【安全に暮らす(安全・安心)】 (目的)災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。 ①『障害特性に配慮した避難支援』 自立支援協議会あまのくらし部会として、障害特性に配慮した避難所の設置・運営を来場者に考えてもらう体験ブースを「ミーツ・ザ・福祉」に出店した。また、身体障害者福祉センターと身体障害者福祉社会館において、エレベーターの設置されていない階段部分での避難のため、「非常用階段避難車」を導入した。	①実際の避難所運営にあたる地域住民への啓発を引き続き進めていく必要がある。
【お互いを認め合う(権利擁護・啓発・差別の解消)】(目標指標A・C) (目的)障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。 ②『障害者虐待の防止』 障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和6年度:通報・相談件数68件。うち、虐待認定6件)。虐待の調査・認定について組織的に決定するよう手順等を整理した。また、昨年度に引き続き、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活・障害児)で「虐待防止委員会」の設置義務化についての合同研修会を開催した。 ③『差別の解消・合理的配慮』 令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されたことを受け、その内容や対応等を掲載したパンフレットを「労働環境実態調査」に同封したほか、その他企業が参加する会議等で配布し説明を行った。また、当事者団体や事業所の協力のもと実施する、教職員向けの研修や児童・生徒向けの授業内容を集約した一覧表を作成し、各学校の授業等で活用してもらえるよう案内を行った。 ④『職員への理解・啓発』 職員の障害に対する意識向上に向けた取組として、日本財団パラスポーツサポートセンターのパラアスリートを講師とした合理的配慮に関する研修を実施したほか、新任課長や新採用職員を対象とした必須研修についても継続して実施した。また、障害者週間に職員向け広報紙を発行し、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の取組を周知し、活用を促した。	②障害福祉サービス事業所等への虐待防止委員会の設置等が義務化されたが、これらが実質的に機能するよう、一層の周知や助言指導等を行っていく必要がある。 ③障害者差別解消支援地域協議会を定期開催し、効果的な周知・啓発方法等について検討を深める予定であったが、令和6年度は1回しか開催できず、課題の提起と確認だけにどまり、具体的な検討に至らなかった。 ④合理的配慮を知らない職員の割合について、障害者活動推進計画策定時(令和元年度51%)に比べて改善されているものの、目標達成には至っていない。
【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】(目標指標B) (目的)障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続などを支える。 ⑤『意思疎通支援者の養成等』 意思疎通支援者に係る各養成講座の開催時期等を工夫するなど受講者(修了者)数の確保に努めた結果、令和6年度の修了者数は全体で61人、新規の派遣登録者4人であった。また、手話通訳の準支援員(チャレンジ)派遣制度については、準支援員登録は9人、利用実績は6件(6人派遣)となった。 ⑥『手話の普及啓発の取組』 市民等向け啓発講座全体(4講座13回)の参加者数が78人となった。また、手話言語の国際デー・国際ろう者週間では、昨年に続き尼崎城等のブルーライトアップ、啓発用ポケットティッシュの配布に加えて、新たに啓発のぼりを作成し、本庁舎ほか公共施設等に掲示した。手話言語条例施策推進協議会では、難聴児やその家族等への支援の際に活用する『お子さんのきこえのハンドブック』について協議し、掲載内容をほぼ固めることができた。	⑤意思疎通支援のニーズが高まる中、手話通訳の派遣登録者数を増やすため、各養成講座や準支援員派遣制度を充実し、実践的なものにしていく必要がある。 ⑥更なる手話の普及・啓発に向けて、手話言語条例施策推進協議会での協議も踏まえ、より効果的な手法を検討していく必要がある。

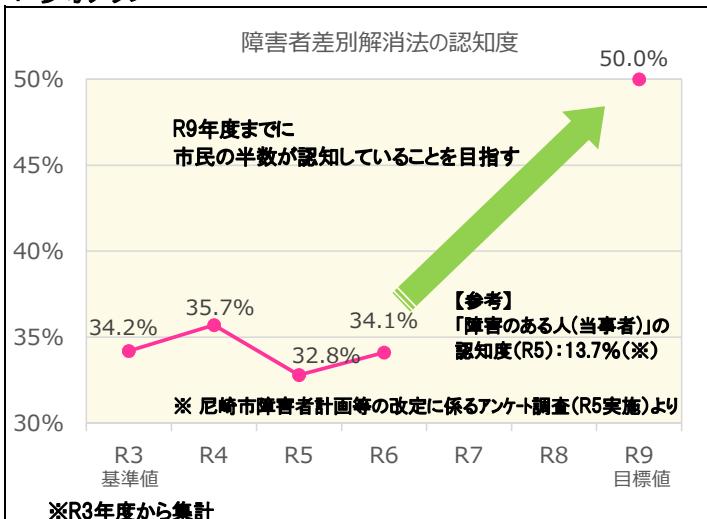
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	意思疎通支援事業の拡充
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【安全に暮らす(安全・安心)】

①障害の特性に配慮した避難所運営について、引き続き自立支援協議会あまのくらし部会で協議を進め、地域住民が参加できるような啓発方法を検討し実施していく。

【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】

②障害者虐待防止の取組の事業所への一層の周知に向けては、引き続き、各指定事業所のネットワーク会議において研修を実施していくほか、虐待のおそれがある事象が発生した際に事業所へ再発の未然防止に向けた指導を丁寧に行っていく。
 ③障害者差別解消支援地域協議会を定期的に開催し、協議を活性化することで、より効果的な啓発策について検討を進める。あわせて、平成28年度に策定した「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」についても、合理的配慮の義務化に沿った改定を行う。
 ④障害のある職員とともに働くための職場づくりを進めていくために、合理的配慮等の研修を継続して実施するとともに、各局における障害のある会計年度任用職員の任用を継続し、一緒に働くことで、障害や障害者への理解を深める等の取組を引き続き行う。

【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】

⑤引き続き手話通訳者養成講座の受講者の確保に努めるとともに、講座内容の充実について検討する。また、講座の修了者に対し、準支援員派遣制度の登録を促すことで、技能等の向上を図り、派遣登録につながるよう働きかけていく。
 ⑥手話言語条例施策推進協議会において、更なる手話の啓発方法について協議を進め、実施していく。

6 評価結果

評価と取組方針

・障害者差別解消法における、「合理的配慮の提供」の趣旨について、市民の認知度向上につながる効果的な取組を検討していく。

・あわせて、障害者差別解消法について、合理的配慮を知らない職員の割合を減少させるため、職員向けの研修内容を工夫する中で更なる普及啓発に取り組むとともに、「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、国の基本方針等の変更を踏まえた改正を行う中で、より理解が促進するよう事例内容の充実を図る。

・手話啓発講座等を実施するなど、引き続き、手話と聴覚障害者への理解を深める機会の確保に努めるとともに、聞こえる人と聞こえない人をつなぐため、手話通訳者の養成と確保に向けた取組を進める。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	01 介護予防の取組や認知症施策の推進
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 認知症サポーターの数	↑	24,080	人	45,507	23,297	24,080	25,399	27,646	29,006
B 介護予防体操の登録者数	↑	4,028	人	5,737	3,800	4,028	4,374	4,985	5,845
C 自分が健康であると感じている高齢者の割合	↑	68.6	%	72.9	67.2	68.6	65.8	67.6	66.3
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【介護予防の取組】(目標指標B・C) (目的)介護予防については、関心を持つだけでなく、運動・栄養・口腔・社会参加が大切だと感じ、自らが実践できるよう取組を進める。 ①<介護予防事業の普及・啓発> シニア情報ステーション(ステーション)は、新たに銭湯やスポーツジム等に働きかけ、設置数が177か所(令和5年度169か所)となった。また、ステーションで配布するシニア元気アップパンフレットに、フレイルのセルフチェックができる質問票や各事業のフレイル対策の3要素の関連を掲載し、主体的な介護予防活動に向けた意識醸成を図った(パンフレット配布数約22,000部)。さらに、市民フレイルサポーターと連携し、ステーションや地域のイベント、集いの場等に出向き、フレイル予防の啓発等を行った。 ②<通いの場の活動支援> いきいき百歳体操は、160グループ・参加者5,845人(令和5年度152グループ・参加者4,985人)となり、グループ数・参加者数ともに増加した。高齢者ふれあいサロンとの合同交流会等において、携帯電話会社と連携し、操作レベルに応じたスマートフォン講座を開催し、「フレイル予防・防災体操動画」等の視聴方法を周知することで、ICTを活用した普及啓発・活動支援を行った。また、参加者の状態に応じた体操指導を行うため、リハビリ専門職等の派遣団体数を116グループ(令和5年度64グループ)に拡充し、活動の活性化を図った。 ③<老人福祉センターの特色づくり> 令和7年4月1日供用開始の武庫健康ふれあい体育館について、福喜園の利用者等と意見交換を行い、サークル活動を含めた老人福祉センター機能継続の方向性を定めた。加えて、「運動」に視点を置いた新たな介護予防事業として、生活機能の回復を目指す高齢者対象のプログラム提供や、高齢者の運動習慣定着に向けた民間スポーツクラブの体験事業等を構築した。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館の基本設計を決定するとともに、総合老人福祉センターの移転建替えに向け、新施設が中心となって、老人福祉センターや健康ふれあい体育館と連携しつつ、それぞれの特色を活かした取組を進める中で、相乗効果を図っていく方向性を定めた。	①介護予防活動の普及啓発に向けては、高齢者の情報発信の拠点であるシニア情報ステーションの設置数を増やす必要がある。また、シニア元気アップパンフレットについては、高齢者等がより関心を持てるよう、市民や専門職等の声を聞きながら、より高齢者等が知りたい情報を掲載する必要がある。 ②利用率が高まるスマートフォン等を活用した活動支援等に向けて、スマートフォン操作の苦手意識の改善のため、気軽に相談できる仕組みを作る必要がある。また、引き続き、リハビリ専門職等と連携することで活動の活性化を図る必要がある。 ③武庫健康ふれあい体育館での新規事業について、参加者のフレイルからの改善や運動習慣定着へ向け、モデル実施の取組の検討・分析を行う必要がある。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館や総合老人福祉センターの建替えに向け、他の老人福祉センター機能を持つ施設や地区体育館、地域振興センター等と連携を図り、それぞれの機能を活かした事業が展開できるよう、関係部局と協議を進めていく必要がある。併せて、現在の利用者との意見交換を行う中で、建替え後の施設における事業の内容を検討する必要がある。
【認知症施策の推進】(目標指標A) (目的)認知症の正しい理解が進み、早期発見、早期対応につながるよう、また、認知症の人やその家族が安心して、できるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるよう、取組を進める。 ④<認知症に関する取組の周知> 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が定められたことから、認知症の理解や地域での支え合いの意識醸成を目的に、新たに、認知症フォーラム(128人参加)を開催し、当事者による講話や活躍している写真展示を行うとともに、認知症シンボルカラーによる尼崎城のライトアップや認知症介護者団体と連携して普及啓発活動などを実施した。また、認知症になんでも安心して地域で生活できるよう、利用できるサービスや相談窓口等の情報提供のため、もの忘れあんしんガイドを百歳体操等で配布した。 ⑤<認知症サポーターの養成> 認知症サポーター養成講座(養成講座)を市内の学校や事業者、百歳体操等の参加者への周知やオンライン開催を行うとともに、新たに市職員必須研修への位置づけなどを行い、1,360人(令和5年度2,247人)が受講した。 ⑥<チームオレンジ尼崎>認知症サポーター(サポーター)や本人の活躍の場「チームオレンジ尼崎」のサポーターは、77人(令和5年度49人)となった。また、移動支援等のモデル事業を3件実施した他、サポーターと認知症の人やその家族ともに、顔見知りである方が支援・依頼しやすいとの声があつたことから、顔の見える関係づくりを目的に、市内の認知症カフェ(18か所)や介護施設(3施設)にサポーターが訪問し、レクリエーション等を実施した。	④⑤認知症フォーラムをはじめ、様々な場所等で認知症に関する普及啓発活動を行うとともに、百歳体操等の集いの場が認知症になんでも安心して通い続けることができる場となるよう取組を進めが必要がある。また、養成講座の受講者数を増やすため、認知症の人の来客等の可能性が高い関係機関と連携することで、養成講座の受講につなげる必要がある。 ⑥モデル事業で実施した移動支援等については、支援依頼件数が少なかったことから、認知症の人や家族、関係機関、チームオレンジ尼崎サポーター等の声を聞きながら、支援・依頼しやすい仕組みを検討する必要がある。また、認知症力フェニに限らず、認知症の人がそれぞれの関心に応じて安心して参加できる居場所づくりを進める必要がある。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	介護予防プログラムの推進(フレイル改善通所プログラム事業、高齢者運動習慣促進事業)
2 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定事業	
3	
4	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【介護予防の取組】

①シニア情報ステーション設置数増に向け、高齢者が普段よく行く場所に加え、高齢者を親に持つ子世代から介護予防活動の問い合わせがあることから、新たに、世代を問わず来訪者数が多い商業施設等で設置できるよう働きかけを行っていくとともに、市民フレイルサポーターと連携し、新たに健診会場等でフレイル予防の啓発を行っていく。

②ICTを活用した活動支援等に向け、携帯電話会社等と連携し、希望があるいきいき百歳体操等の集いの場において、スマートフォンの操作方法等に関する出前講座等ができるよう企画調整を行うとともに、適切な体操指導等を行うリハビリ専門職を派遣するなど、グループのニーズに合わせた支援を充実させ、活動の活性化やマンネリ化防止を図っていく。

③武庫健康ふれあい体育館での令和7年度新規事業の確実な実施に向けて、各地域包括支援センターや委託先との調整を進め、適切な事業参加者の選定を行うとともに、事業参加後の行動変容についても、事業に参画するリハビリ専門職の知識と経験が十分に發揮されるよう、委託先と連携しながら事業進捗を図っていく。併せて、総合老人福祉センターの建替え後の機能として新たに設ける「社会参加を中心とした地域への事業展開」にもつなげられるよう、当該新規事業の進捗状況を庁内で共有する中で、関係課とも連携しながら、介護予防に資する事業の市内全域への展開について協議を進めていく。また、(仮称)大庄健康ふれあい体育館や、総合老人福祉センターの移転建替え後の施設の活用方法について、それぞれ利用者等との意見交換を行う中で、市のコンセプトと市民の思いを可能な限り融合させた方針を決定していく。

【認知症施策の推進】

④⑤認知症フォーラム等の認知症月間の取組を拡充するほか、新たに健診会場で、もの忘れあんしんガイドを配付するなど、より多くの人に認知症に興味・関心を持ってもらえるよう啓発活動を行うとともに、養成講座については、百歳体操等の集いの場に加え、商店街や商業施設等に受講の働きかけを行うことで、受講者増を目指す。

⑥チームオレンジ尼崎サポーターが支援しやすく、認知症の人やその家族が依頼しやすいよう、サポーターと認知症の人等がマッチングできるイベント等を実施することで、サポーターと対象者との顔の見える関係づくりやより支援・依頼がしやすい仕組みになるよう見直しを行い、支援者数を増やしていく。また、認知症の人や「高齢者生きがい就労事業(就労的活動支援コーディネーター)」、サポーターと連携し、新たに、モデル的に仕事をテーマとする認知症の人が参加できる居場所づくりを行う。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・武庫健康ふれあい体育館での「運動」に視点を置いた新たな介護予防事業の円滑な推進を図るとともに、成果や課題等を分析し、その結果をリハビリ専門職や地域包括支援センター等と共有する中で、介護予防の取組を進めていく。
- ・運動・栄養・社会参加の3つの要素を絡めた事業を効果的に地域で展開していく上で、総合老人福祉センターの役割と機能を明確にする。
- ・認知症の人やその家族への支援に向けては、支援する側・される側の視点に立ち、支援・依頼しやすい関係づくりを行うなど、チームオレンジ尼崎の活動を広げ、認知症の人やその家族が安心して外出・参加できる機会を創出していく。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	02 高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり
主担当局	福祉局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 生きがいを持つ高齢者の割合	↑	58.7	%	75.9	61.5	58.7	64.6	58.8	59.7
B 高齢者ふれあいサロンの登録者数	↑	2,841	人	5,130	2,660	2,841	2,968	3,955	3,116
C 地域の中で頼れる人がいる割合	↑	51.5	%	54.8	50.8	51.5	54.2	49.8	56.2
D 地域包括支援センターの認知度	↑	59.9	%	100	61.3	59.9	64.1	62.3	64.8
E 生活支援サポーター養成研修修了者数	↑	742	人	3,300	645	742	854	1,031	1,134

5 担当局評価

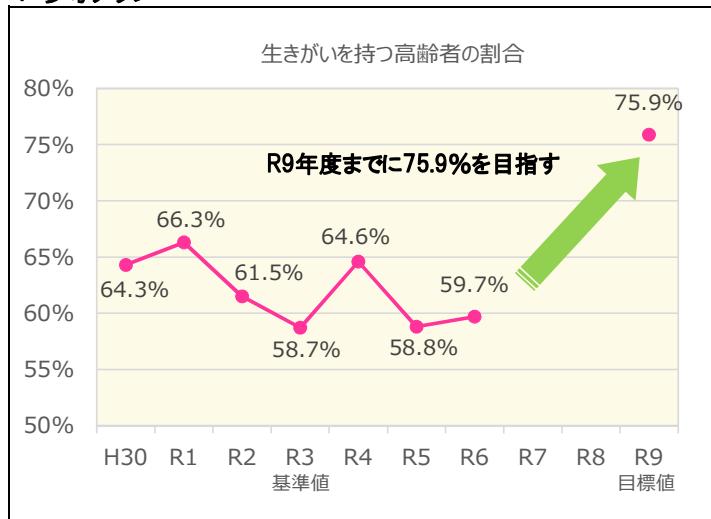
これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
【社会参加の促進】(目標指標A・B・C) (目的)地域で支え合いの風土が醸成され、高齢者がサービスを受ける側にとどまらず、「支える・支えられる」関係を超えて、支え合いの一員となり、日々の生活で生きがいを得られることができる仕組みづくりを行う。 ①「 身近な集いの場の充実 」 高齢者ふれあいサロン(サロン)の登録者については、体験者等の登録者以外の人も含まれていたことから、集計方法の見直しを行い、3,116人(令和5年度3,955人)となったが、団体数は137か所(令和5年度135か所)に増加した。また、いきいき百歳体操との合同交流会において、携帯電話会社と連携して、スマートフォン講座を実施し、フレイル予防に効果的な体操動画の検索・視聴方法を紹介することで、ICTを活用した活動支援に向けた取組を行った。 ②「 多様な就労活動等の推進 」 「高齢者生きがい就労事業」においては、事業開始以降、参加者が増加傾向(令和5年度113人→令和6年度170人)にあるほか、令和6年度には市内の介護事業所との連携による地域での活動拠点の創出も実現することができた。 ②③「 地域で支える高齢者支援の推進 」地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が中心となって開催する各地区地域福祉ネットワーク会議において、地域住民や地域包括支援センター、事業所等と住民同士の支え合いに関する協議を行い、小田地区では支え合い活動団体の立ち上げに向けた取組を実施した。また、地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーターが連携し、園田地区では令和5年度に新たに立ち上がった支え合い活動団体に対し、引き続き、伴走支援を行ったことで、活動を開始させることができた。	①サロンへの参加を継続するための活動支援の実施に向けては、登録者の支援ニーズを把握するとともに、新規登録者数の増加に向け、周知啓発やサロン活動支援の更なる向上を行う必要がある。 ②はたらくラボの2か所で受け入れられるスペースも限られてきたことから、新たな拠点である和楽園での受入れに向けた取組の検討が必要である。 ②③地域での活動に取り組む民間企業等とも連携しながら、多様な主体が地域課題等の洗い出し・解決策や必要となる取組等の検討を行う必要がある。
【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】(目標指標D・E) (目的)高齢者自らが望む場所で安全・安心に暮らせるよう、介護サービスの基盤確保・質の向上等に取り組む。 ・要介護認定者数: 令和5年度 30,799人→令和6年度 31,327人 ④「 地域包括支援センターの対応力強化・包括的な支援体制づくり 」 地域包括支援センター(センター)の機能・体制強化に向けて、センター職員の処遇改善や安定的な職員配置が可能となるよう、職員配置における常勤換算方法の導入や資格要件の緩和、人員確保のための事業費の見直しを行った。また、地域ケア会議では、新たに設置した課題共有会議において、各地区での個別会議の振り返りや共通課題等の抽出を行うとともに、各地域・多職種の専門職等が集う代表者会議において、全市的な課題の解決に向けた議論を行い、顔の見える関係づくりを行った。 ⑤「 医療・介護連携に関する取組 」 災害時の多職種連携の推進に向け、行政や各職能団体の要配慮者への支援の取組等について情報集約し、多職種に周知を行った。また、在宅療養に関する医療・介護の多職種向けにヒアリング調査を行い、医療・介護現場における現状や課題を把握し、医療・介護連携協議会において、本市として目指すべき連携の状態像を定め、その達成に向けた対応の方向性について検討を行った。 ⑥「 高齢者の多様な住まいの質と量の確保・在宅生活を支える支援の充実 」 第9期介護保険事業計画の整備目標のとおり、公募により特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)の整備予定事業者を1者選定した。 ⑦「 介護従事者確保・定着に向けた支援 」 介護人材確保・定着に向けた取組としては、介護職員初任者研修等受講料助成を68件行ったことに加え、ハローワーク尼崎と県福祉人材センターと連携し、合同就職フェアを開催することで、14人を就職につなげることができた。また、生活支援サポーターの確保に向けては、中央・武庫・小田・園田地区で研修を開催し、研修内容に各地区的地域課題・活動の事例を加え、受講後の活動につなげる啓発を行ったことで、事業所主体の実施と合わせて、12回の研修を通じて新たに103人を認定し、3人の就業につなげた。	④センターへの相談件数が高止まりし、相談内容が複雑・複合化する中、センターの対応力の向上や包括的な支援体制づくりに取り組む必要がある。また、地域ケア会議では、代表者会議で検討すべき明確な課題選定や、各地域・専門職団体へのフィードバックや対策検討を促進できるよう、会議の運営方法の見直しを検討する必要がある。 ⑤高齢者の意思に沿った治療やケアが実現できるよう、意思決定支援の取組を推進するとともに、患者・利用者の病状や生活状況を多職種で共有し、支援を行う必要がある。 ⑦介護福祉士等学びなおし研修の受講者数は横ばい(令和5年度9人→令和6年度11人)の状況であるとともに、生活支援サポーター養成研修の修了者数が減少(令和5年度177人→令和6年度103人)しており、更なる周知が必要である。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	高齢者生きがい就労事業の本格実施(高齢者生きがい就労事業)
2	
3	
4	
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【社会参加の促進】

①引き続き、サロン登録者の意見を聞きながら、スマートフォン講座等の活動支援に取り組むとともに、補助金申請事務の軽減に向けてオンライン申請の研究を進めしていく。また、登録者数の増加に向けて、市民フレイルサポーターと連携し、シニア情報ステーション等でフレイル予防とサロンの普及啓発を行っていく。
 ②新たな生きがい就労の拠点である和楽園の参加者増に向け、作業スペースの有効活用方法について検討を行うとともに、事業周知を強化し、生きがい就労の見学会・体験会などを実施する。
 ②③地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーター等が連携し、地域住民の主体的な活動を進めることに加え、それらの活動の補完や更なる推進を図るために、地域での活動に取り組む民間企業等が有する知見等を活用するなど、住民参画・官民連携で支え合いに関する取組等を推進していく。

【介護サービスの基盤整備と担い手づくり】

④介護予防ケアマネジメント研修や地域ケア会議等を開催し、センター職員の対応力の向上を図るとともに、地域のケアマネジャーや関係機関等との連携を深め、多機関連携による支援を実施していく。また、地域ケア会議では、介護予防や自立支援に向けて、課題共有会議で全市的な共通課題等の抽出を十分に行い、代表者会議等での議論を深化させることで、課題解決に必要なネットワークの構築や各種会議体での具体的な議論につなげていけるよう、運営方法の見直しを行う。
 ⑤本人が望む医療やケアについて自ら考え、家族や関係者と共有するACP(アドバンス・ケア・プランニング)の取組について、多職種や市民に向けた普及・啓発を行う。また、患者・利用者の病状等を共有する情報共有ツールの活用促進を図るなど、多職種間の連携強化を進める。
 ⑥引き続き、計画に基づく施設整備(特別養護老人ホーム(29床)等)を進めていく。
 ⑦介護人材の確保に向けては、ハローワーク尼崎や県福祉人材センター等と連携し、合同就職フェアの継続開催や介護福祉士等学びなおし研修を実施することで、参加者や就労者の増加等を目指していく。また、生活支援サポーター養成研修については、市社会福祉協議会のネットワークを活用した更なる周知に努めることに加え、本研修を雇用保険受給者に対する求職活動メニューへ追加するなど、ハローワーク尼崎と連携して、受講者の増を図るとともに、地域活動等へ移行していない修了者への状況確認も含めたフォローの強化を進める。

6 評価結果

評価と取組方針

・生きがい就労の参加者が増加する中、更なる参加希望者の受け入れに向け、新たな拠点である和楽園での受け入れを進めていくとともに、生きがい就労の実施を希望する社会福祉施設等と連携し、身近な地域における活動拠点の確保に取り組む。

・また、事業参加者の生きがい就労のニーズに対応できるよう、産業界へ事業内容の理解を広げていくことで、更なる就労メニューの開拓に取り組む。

・生きがい就労から一般就労に至るまで、多様な就労ニーズへ対応するために、ハローワークなどの職業相談部門やシルバー人材センターと緊密な連携を図る。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	08 健康支援	展開方向	01 生活習慣病予防対策(ライフステージに応じた健康づくりへの支援)
主担当局	保健局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)		実 績 値				
		R2	R3	R4	R5	R6				
A 健康寿命の延伸 (健康寿命と平均寿命の差)	↑	男△1.55 女△3.39	歳	平均寿命の増加分 を上回る健康寿命の 増加	男△1.63 女△3.59	男△1.55 女△3.39	男△1.50 女△3.29	男△1.47 女△3.22	男△1.47 女△3.22	-
B 尼っこ健診受診率	↑	小5 37.6 中2 26.8	%	小5 50.0 中2 30.0	小5 37.3 中2 24.1	小5 37.6 中2 26.8	小5 35.7 中2 26.2	小5 31.3 中2 28.8	小5 30.9 中2 28.4	
C 特定健診受診率	↑	31.4	%	60.0	26.9	31.4	31.3	30.8	31.3 (速報値)	
D 保健指導実施率	↑	31.6	%	60.0	25.4	31.6	28.9	30.4	28.2 (速報値)	
E がん検診の受診率 (肺がん検診受診率)	↑	5.4	%	増加	3.3	5.4	6.8	6.4	6.7	

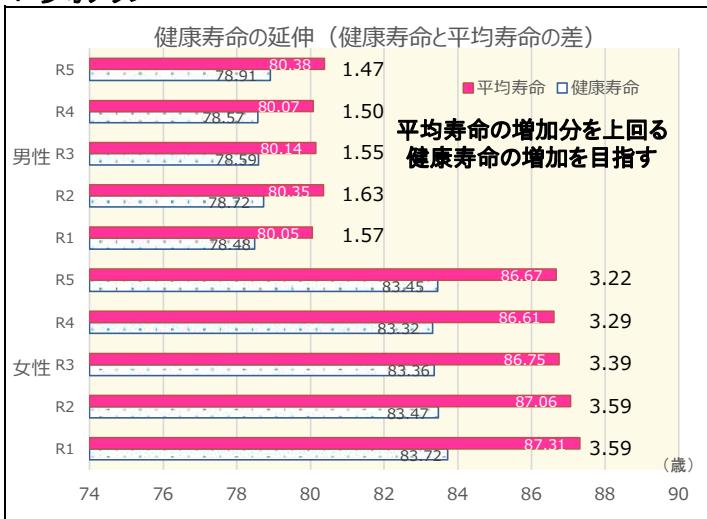
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【全庁横断的な生活習慣病に係る取組の推進】(目標指標A) (目的)生活習慣病予防・重症化予防・介護予防の取組の推進に関連する施策の連携を図り、全てのライフステージを対象にした総合戦略を関係部局横断的に進めることにより、健康寿命の延伸、結果としての医療費・介護給付費の適正化を目指す。 ①『第4次地域いきいき健康プランあまがさきの進捗管理』 第4次地域いきいき健康プランあまがさき(計画)の進捗管理を行う府内推進会議において、計画の取組状況や成果、課題、今後の取組方針を評価シートにまとめ、尼崎市地域保健問題審議会(審議会)へ報告した。 ②『計画のデータ分析』 市民の健康実態を把握し、より効果的な事業を実施していくため、本市の保有する特定健診・後期高齢者健診受診者の健診結果などのデータを用いて、市民の健康状況と喫煙の関係性をテーマに分析を行い、審議会に報告した。また、尼崎健康医療財団(財団)が保有する事業所健診結果などのデータの提供を受けた。	 ①令和6年9月に実施したあまがさきWebアンケートでは計画の認知度は約10%であり、計画で設定している各分野の目標指標の達成のためには、市民に計画を理解してもらうとともに、市民が健康に対する意識を高め、主体的に健康行動を実践してもらえるよう啓発が必要である。
【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】(目標指標B) (目的)望ましい生活習慣を選択できる力を早期から獲得することにより、将来の生活習慣病の発症・重症化予防を目指す。 ③『若年期からの望ましい生活習慣の獲得』 「尼っこ健診事業」では受診率向上に向けて出前健診などの取組を行ったが、受診率は微減した。これまでの同事業の健診データを検証した結果、生活習慣病の要因となる肥満の改善に向けた積極的な介入が必要であることがわかった。	 ③肥満児へのハイリスクアプローチを効果的に実施するためには、教育委員会が実施する肥満児を対象とした「小児生活習慣病対策事業」との連携した取組が必要である。
【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】(目標指標C・D・E) (目的)各種健・検診事業等を通じた、生活習慣改善や疾病の早期発見・治療による生活習慣病の発症・重症化予防を目指す。 ④『特定健診の受診率向上』 受診勧奨として、新たにナッジ理論(*)を活用したはがきを送付するとともに、SMSや電子チラシサービスを導入した。さらに、令和7年1~3月に追加健診として集団健診を10回行った結果、326人の受診があり、昨年度の受診率を上回った。また地理情報システム(GIS)を活用し未受診者が多い地域を分析し、新たな会場の検討を行った。健診結果に基づいた集団保健指導を行うほか、特定保健指導や重症者に対する個別保健指導を行った。 ⑤『がん検診の受診率向上』 市民の利便性に配慮し、特定健診とのセット受診を促すとともに、各がん検診における無料クーポン対象者のうち、未受診者に再勧奨通知を行い、受診者の増につながった(5つのがん検診延べ人数、R5:34,078人、R6:34,857人)。 (*)人の行動を、強制せずに望ましい方向へ自然に促す仕組みや工夫	 ④集団健診を主軸とした受診率向上策を様々講じてきたものの受診率が30%程度で推移しており、他市の取組を参考に更なる受診率向上策を検討する必要がある。 ⑤受診率は兵庫県下において依然として低い水準にあり、特に子宮頸がん検診については、無料クーポン券の送付などにより受診勧奨を行っているものの、その向上にはつながっておらず、他市の取組を参考に更なる対策が必要である。
【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】 (目的)生活習慣病の重症化予防や介護予防の取組により、介護を要する状態になることや、重症化の予防を目指す。 ⑥『健診の場を活用した認知症・フレイル対策』 特定健診と併せて「認知症予防対策事業」やフレイル対策のための「サルコペニア肥満調査事業」を未来いまカラダ戦略事業の中で実施してきたが、事業の利用者数が伸び悩んでいるほか、特定健診の受診率向上につながっているとも言えない難いため、事業の見直しを行った。 ⑦『保健事業と介護予防の一體的実施事業』 いきいき百歳体操など通いの場でオーラルフレイル(口腔機能低下)予防の講座を行っており、新たに咀嚼力チェックガムも活用して健康指導を行った。また健診や医療、介護の未利用者である健康状態不明者517人について健康状況を把握し、健康管理を支援するとともに、健診受診者のうち糖尿病未治療者の13人や、新たに糖尿病治療中断者の2人についても保健指導を実施した。	 ⑥介護予防を推進するためには、認知症対策やフレイル予防を継続的に行なうことが重要であり、より多くの市民に事業の趣旨を理解してもらい、生活習慣の改善や医療機関の受診につながるような取組を構築する必要がある。 ⑦重症化予防のため、健康状態不明者への支援を重点的に行なったが、糖尿病未治療者や治療中断者に対しては、十分な保健指導件数には至らなかったため、更なる対応が必要である。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	子宮頸がん検診受診勧奨はがきの拡充送付(がん検診事業)
2	尼っこ健康づくり事業の実施(生活習慣病予防推進事業)
3	尼っこ健診事業の見直し(生活習慣病予防推進事業)
4	未来いまカラダ戦略事業の見直し(ヘルスアップ尼崎戦略事業)
5	ヘルスアップ健診事業の見直し(ヘルスアップ尼崎戦略事業)
令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	「高血圧ゼロのまち」推進事業(生活習慣病予防ガイドライン推進事業)
2	未来いまカラダ戦略事業の見直し(生活習慣病予防ガイドライン推進事業)
3	口腔衛生事業の見直し(口腔衛生事業)
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【全庁横断的な生活習慣病に係る取組の推進】

- ①健康イベントや事業等の機会を通じて計画の啓発を行う。関係部局が事業の成果や課題を抽出し、審議会の意見も踏まえる中で、市民の主体的な健康行動につながるような事業展開に努める。
- ②市が保有する健診や医療費のデータに加え、新たに財団が保有する事業所健診などのデータを含めて分析することで、より多くの市民の健康状況を明らかにし、既存事業の改善や新規施策の構築につなげていく。

【望ましい生活習慣を早期から獲得するための取組の推進】

- ③「尼っこ健康づくり事業」において、これまでの小・中学校への保健師の講師派遣に加えて、体験型の教材を導入した中学校生徒会の活動支援や保護者への出前講座を行うとともに、教育委員会が実施する「小児生活習慣病対策事業」の受診結果を共有し、健康教育を通して児童や生徒、保護者にフィードバックするための分析を進める。

【各種健・検診事業等を通じた重症化予防の推進】

- ④集団健診において、受診場所や日時を工夫する中で更に市民の利便性向上させるとともに、医師会に働きかけ、かかりつけ医等での個別健診の受診者数を増やすことで、受診率の向上を図る。
- ⑤はがきによる受診勧奨を行った年齢層の受診率が高いという結果から、40～50歳代と比較して受診率が低い子育て世代のうち、22～34歳（偶数年齢）の年齢層において、子宮頸がん検診の受診勧奨はがきの送付対象者を拡充し効果検証を行うとともに、他のがん検診の受診率向上対策についても検討を行う。

【各種健・検診事業等を通じた介護予防の推進】

- ⑥認知症対策として、令和6年度に作成した認知症あんしんガイドを健診受診時に配付し、セルフチェックを促すことで、早期発見・早期受診につなげる。またフレイル対策については、特定健診等の結果説明会においてミニフレイルチェック会を開催するとともに、地域で開催されている運動教室を案内し、フレイル対策の重要性を周知する。
- ⑦健康状態不明者の把握・支援並びに糖尿病未治療者及び治療中断者への保健指導を別の業務委託とし、保健師等がそれぞれの対象者への支援に集中できる体制を構築する。

6 評価結果

評価と取組方針

・がん検診について、引き続き様々な媒体での受診勧奨時のナッジ理論を活用するなど、更なる市民の意識向上に努めるほか、特定健診とあわせてニーズを捉えた受診機会の増加に取り組む。また、今年度実施する子宮頸がん検診の個別勧奨はがきの送付対象拡大の効果検証や、受診率の高い他都市の取組事例の分析を行う中で、本市にとって効果的な取組を検討する。

・特定健診については、尼崎市医師会等と連携し、かかりつけ医等での個別健診の受診促進を効果的に進め、受診率の向上を図っていく。

・財団から提供を受ける匿名加工化された事業所健診結果等のデータの分析を引き続き実施し、財団とも連携しつつ、エビデンスに基づきターゲットを明確にした効果的な施策の立案について検討を進めていく。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	08 健康支援	展開方向	02 地域や団体などと取り組む健康づくり(ライフステージに応じた健康づくりへの支援)
主担当局	保健局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 自分が健康であると感じている市民の割合	↑	74.4	%	100.0	72.5	74.4	72.3	72.8	75.5
B 食育に関する人の割合	↑	72.7 (R4)	%	75.0	—	—	72.7	70.2	74.6
C 自殺による死亡率 (人口10万人対)	↓	16.6	人	16.1	16.2	16.6	21.5	17.7	14.4
D									
E									

※指標Bについて、令和4年度は尼崎市健康づくりアンケート調査、令和5、6年度は市民意識調査の数値を用いている。

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【健康行動を促すまちづくりの推進】(目標指標A) (目的)健康寿命の延伸のため、市・市民及び事業者等が連携し健康づくりの取組を促進させる施策を推進し、誰もが健康行動を起こすことができる環境づくりを目指す。 ①『未来いまカラダポイント事業』 本事業への参加者を増やすために、あま咲きコインアプリの利用者に対し、これまでのプッシュ通知に加えメールを配信するなど、広報を強化した(あま咲きコイン付与実人数 R4: 2,679人、R5: 5,130人、R6: 5,553人)。	①事業利用者は高齢者層が多く、固定化も見られるため、若年者層や健康無関心者層に向けたアプローチの強化が必要である。また当事業の実施主体は尼崎市未来いまカラダ協議会(協議会)であるが認知度が低く、新規事業者の参入も見込みにくいため、運営体制の見直しが必要である。
【たばこ対策の推進】(目標指標A) (目的)喫煙による健康への影響の理解を深め、禁煙を希望する人の支援を行うとともに、受動喫煙を防止する。 ②『受動喫煙防止の市民への啓発』 集団健診受診者等を対象とした禁煙相談事業により、3人が禁煙につながり、また子どもへの影響を啓発するため、受動喫煙防止のチラシを妊娠届出時や乳幼児健診時に配付した(R6 配付人数: 6,580人)。たばこと健康をテーマにあまがさきWebアンケートを実施した。 ③『受動喫煙防止に関する事業所への啓発』 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例(県条例)に基づいて事業所への指導を延べ69回実施し、11箇所で灰皿の移設・撤去につながった。	②喫煙開始は20代以下、禁煙開始は50歳未満が多かったというアンケート結果を踏まえ、若年層に対する喫煙や受動喫煙のリスクについて周知啓発が必要である。 ③受動喫煙防止や喫煙環境の表示等を規定している県条例を認知してもらえるよう、事業所等に対する更なる啓発が必要である。
【食育の推進】(目標指標B) (目的)生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進する。 ④『子ども食堂の活動支援』 子ども食堂の活動日に担当者が訪問し、運営団体と顔の見える関係を構築するとともに活動支援に向け補助事業を紹介した。さらに、補助要件の改善を行った。 ⑤『食育についての情報発信』 より良い食育の実践に向け既にSNS上で開設しているクックパッド「アマメシ」に加え、新たに若い世代への食育に関心を高めるため、Instagramでの情報発信を行った。(総閲覧数: 約145,000回、フォロー数: 約1,200人)。	④申請の煩雑さが障壁となり、申請件数の大幅な増加にはつながらなかった。 ⑤一定数の定期閲覧者はいるものの、食育実践につながっているか検証が必要である。
【心と体の健康回復や療養のための支援】(目標指標C) (目的)精神疾患・難病患者等に係る相談・支援体制の整備によるこころとからだの健康回復や療養のための支援を行う。 ⑥『心のサポートー養成講座』 心の不調に早期に気づき対処できるよう「心のサポートー養成講座」を実施した(R6: 4回実施、計34人認定)。令和5年度で国の試行事業は終了したが、引き続き講座を実施できるよう、国が認定した講師と直接調整し、事業の継続を図った。 ⑦『自殺対策の推進』 若年層の自殺対策として、学校等関係部局と連携して個別支援を行うとともに、長期休暇明けに児童・生徒の自殺リスクが高くなるという実態に基づき、夏休み明け前に市民(特に若年層)を対象とした啓発動画の配信を行った。動画の作成に際して、若年層の意見を取り入れられるよう、武庫川女子大学と共同で動画を作成し自殺による死亡率の低下に努めた。 ⑧『常時在宅人工呼吸器使用者への支援』 停電時、患者の安否確認や病院受入れが速やかに行われるよう関係部局と連携し要支援者システムの改修、患者情報の蓄積、共有手法の見直しを行い、関係部局向けにシステム研修会を開催した(R6: 2回)。また、停電時の患者の対応について、訪問看護事業所や尼崎総合医療センターと複数回担当者会議を行った(R6: 3回)。 ⑨『アスベストに関する健康支援』 アスベスト問題を風化させないため、アスベスト患者と家族の会とともに全生涯学習プラザと新たに保健所で写真展を開催した。また、石綿健康被害救済制度の充実や健康管理制度の構築等について国に対して要望を行った。	⑥心のサポートーの養成が引き続き必要があるが、参加者が少ないため、その増加に向けた取組が必要である。 ⑧停電時の患者の病院受入れにあたり、入院調整の具体的な手法や、受入れの優先順位の決定方法等についての整理が必要である。 ⑨石綿健康被害救済制度の充実や健康管理制度の構築等について、国に対して働きかけを行ってきたものの実現には至っていない。

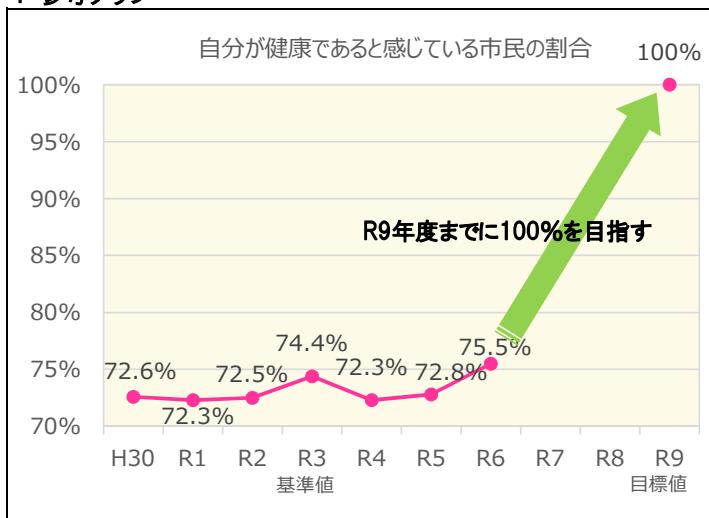
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	心のサポーター養成講座の実施(精神保健事業)
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	たばこ対策推進事業
2	子ども食堂における食育の取組の実施(食育推進事業)
3	常時在宅人工呼吸器非常用バッテリー整備事業
4	石綿ばく露胸部CT検査助成事業
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【健康行動を促すまちづくりの推進】

①より多くの年齢層が気軽に楽しみながら、健康行動に取り組む意欲を高めていくよう、インセンティブを継続特典チケットの配付やあま咲きコインの付与から、利便性が高いあま咲きコインの付与に一本化する。また事業の実施主体を協議会から市に改めることで、事業の周知拡大に努め、民間企業等の新規参入を促していく。

【たばこ対策の推進】

②喫煙による健康への影響について理解を深めることで、喫煙防止や禁煙開始につながるよう、若年層を対象とした啓発を推進する。また、妊婦や乳幼児を抱える保護者に配付している受動喫煙防止チラシのデザインをより見やすいものへと更新することで啓発の強化を図る。
③事業所や店舗に対しては、引き続き受動喫煙防止のため、適切な喫煙環境表示や法令違反の灰皿の移設・撤去などについて指導していく。

【食育の推進】

④子ども食堂の需要を把握し、申請手続の簡素化を図るとともに、関係部局と効果的な支援方法について協議を行い、適宜支援につなげていく。
⑤アンケート調査等を実施することで、これまでの情報発信が閲覧者の行動変容に与えた影響を検証するとともに、より効果的な情報発信の手法について検討していく。あわせて栄養バランスが良く、簡単に調理できるテクニックの紹介といった実践につながる指導啓発事業を推進していく。

【心と体の健康回復や療養のための支援】

⑥心のサポーターの養成講座の参加者を増やしていくために、出前講座や研修等の機会を通じて心のサポーター制度自体の周知を積極的に行っていく。
⑦自殺者の減少に向けて、引き続き若年層を中心に、作成した啓発動画を活用し、夏休み明け前から啓発を行っていく。
⑧停電時の患者の病院受入れが速やかに行われるよう、引き続き、関係機関と協議を行っていく。
⑨本市においては、毎年一定数の中皮腫死亡者が発生しており、引き続き、アスベスト検診の受診勧奨を行うとともに、石綿ばく露疾患の早期発見に向け、「石綿ばく露胸部CT検査費用助成事業」を周知し、市民の不安解消を図っていく。また、アスベスト対策に関する国の今後の動向について情報収集に努めるとともに、石綿健康被害救済制度の充実や健康管理制度の構築等について、機会を捉え、適宜、国に対して働きかけを行っていく。

6 評価結果

評価と取組方針

・常時在宅人工呼吸器使用者の停電時における入院調整の仕組みについて、引き続き関係機関と協議を行い、スムーズな入院が可能となるよう、患者情報を共有する手法等の構築に努める。

・石綿健康被害救済制度の充実や管理制度の構築等について、引き続き国へ要望していくとともに、アスベスト問題を風化させることのないよう、アスベスト患者や家族の会とも連携を図り意見交換を行う中で、次世代へ継承するための取組に向けた検討を進める。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	08 健康支援	展開方向	03 健康で安全・安心なくらしを確保するための体制の充実
主担当局	保健局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 結核罹患率 (人口10万人対)	↓	14.5	人	10.0	17.3	15.1	14.5	14.3	12.1
B 猫の譲渡率	↑	72.4	%	80.0	75.7	72.4	65.0	72.6	64.9
C									
D									
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【結核・感染症対策】(目標指標A) (目的)感染症の発生予防及びまん延防止を図る。 ①<感染症予防計画の推進> 市職員の感染症に関する知識等向上のため、尼崎市感染症予防計画(予防計画)に基づき、訓練や研修を計4回開催した。また有事の際、直ちに組織体制を確立できるよう平時から具体的な準備を示した「保健所における感染症健康危機対処マニュアル」を整備した。 ②<結核罹患率の減少> 結核患者への継続的な服薬支援や積極的疫学調査等を確実に実施することで、結核のまん延防止に努め、結核罹患率は2.2ポイント減少した(R5:14.3人、R6:12.1人)。福祉事業所等の職員を対象に感染予防に向けた研修を実施するとともに、高齢者施設へはアンケート調査も行い、入居者の結核健診等の状況把握に努めた。また、市内の日本語学校での外国出生患者の発生を契機に、日本語学校を訪問し、健診の受診状況等の実態把握と啓発を行った。 ③<各種予防接種の推進> HPVワクチンについては、キャッチアップ接種が最終年度のため、啓発ポスターの掲示や、未接種者ヘリーフレット等を送付することで接種率向上に努めた。また、令和7年1月にキャッチアップ接種が延長となり、対象者へはがきの送付等を行った(キャッチアップ件数 R5:2,091件 R6:10,076件)。新型コロナウイルスワクチンが定期接種となったことから、ホームページ等を活用し、接種率向上に努めた(R6接種者数:15,497人、接種率:12.4%)。帯状疱疹ワクチンについては、任意接種を対象とした補助事業を実施するとともに、令和7年度からの定期接種化に向けて阪神6市1町と自己負担額の在り方等を協議した。妊娠を希望する家族等への風しん抗体検査事業については、ホームページ等により啓発し利用率の向上に努めた結果、目標件数を達成した(目標:125件、R6:126件)。	①予防計画に沿って、有事の際には、保健所業務を支援する外部の保健師等を確保する必要があるが、目標人数に達していない。(目標:27人、R7.3月現在:6人) ②高齢者施設では、胸部X線検査への認識が不十分である。また、外国出生患者の増加に伴い日本語学校等への啓発を更に進めていく必要があるが、外国語の通訳などコミュニケーション上の課題もある。 ③HPVワクチンのキャッチアップ接種が1年間延長となったことから、接種率向上に向けた啓発が引き続き必要である。帯状疱疹ワクチンについては、令和7年度は、任意接種を対象とした補助事業と定期接種事業が混在することから、より丁寧な事業周知が必要である。
【一次救急医療】 (目的)安定期かつ安全・安心な一次救急医療体制を確保する。 ④<休日夜間急病診療所の老朽化等への対応> 令和7年11月の開設に向け、新たな休日夜間急病診療所(急病診)の整備工事を進めるとともに、指定管理者制度を活用した施設運営に向けて尼崎市立体日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例を制定した。また、現建物の解体について、令和7年度中に着手できるよう尼崎健康医療財団(財団)と調整を行った。さらに、急病診の運営を市に移管した後の財団の在り方について協議を行った。	
【動物愛護】(目標指標B) (目的)動物愛護に関する取組の推進に努める。 ⑤<動物愛護ボランティアの活動支援と市民啓発> ボランティア団体への意見聴取に加え、尼崎市動物愛護管理推進協議会で継続案件であった動物健康管理支援助成金制度について事業化を図った。また、TNR活動や適正飼養の意識向上について、バスマッピング広告により、啓発を行った。 ⑥<多頭飼育問題> 関係部局との支援会議で情報共有を行うほか、飼い主に対しての指導や見回り等を14件実施し、内2件の多頭飼育事業を解決に導いた。 ⑦<市民の心情に寄り添ったペット対応> ペットの死体引取りについては、これまでのごみ処理券による対応から、市民感情に寄り添った接遇に努めることで、前年度比約1.6倍となる361件の引取を行った。	⑤野良猫の過剰繁殖を起因とした殺処分の減少を継続させるとともに、地域環境の悪化等のトラブル発生を抑制する必要がある。 ⑥多頭飼育問題や適正飼養に係る啓発を継続的かつ効果的に実施する必要がある。
【弥生ヶ丘斎場・墓園】 (目的)今後の死亡者数の増加による火葬需要への対応、墓地区画の整備により、生活衛生面での安全・安心を図る。 ⑧<斎場・墓園管理運営業務の安定・効率化> 公募で決定した新指定管理者が事業を円滑に行えるよう支援するとともに、斎場利用の利便性向上につながるよう斎場Web予約システムを導入した。また、弥生ヶ丘墓園で90区画の墓地募集を行った。	⑧高齢化の進展に伴い更なる増加が見込まれる火葬需要への対応や冬期の繁忙期に対する取組が必要である。また、墓地使用料の収納管理の効率化に取り組む必要がある。

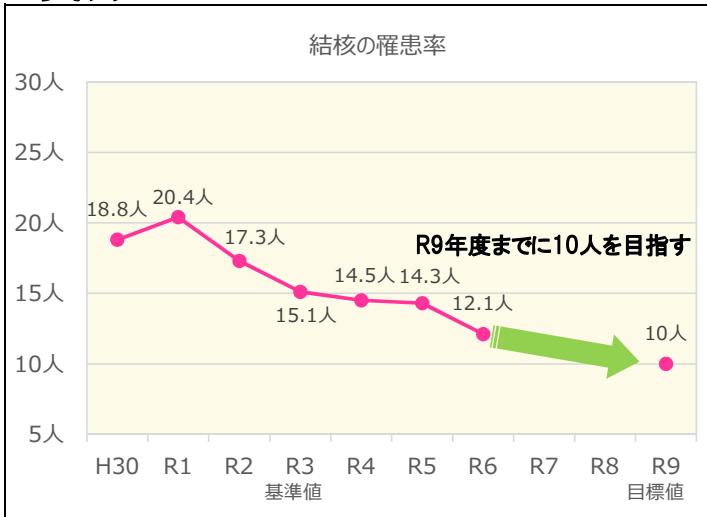
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	動物愛護に関する各種取組の実施(動物愛護推進強化事業)
2	帯状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成の継続(帯状疱疹ワクチン予防接種事業)
3	風しん予防接種費用の一部助成の恒久化(風しん予防接種推進事業)
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	動物愛護推進強化事業
2	市民の心情に寄り添ったペット対応(じんかい収集事業)
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【結核・感染症対策】

- ①市職員に対し「保健所における感染症健康危機対処マニュアル」の周知を行うとともに、実践型訓練、研修を継続していく。有事の際の外部の専門職の確保については、ホームページ等での啓発を行うほか、看護系大学や専門学校等に協力を依頼する。専門職への研修については、県との連携も図っていく。
- ②高齢者施設を対象に正しい結核の知識等について啓発を行う。また、在宅の単身高齢者を支援するケアマネジヤーや日本語学校に対しても啓発を継続して行い、発病予防や、早期発見・早期治療に努める。
- ③HPVワクチンの接種率向上については、キャッチアップ延長対象者に対しリーフレットを個別送付し、接種率向上に向けた取組を推進する。帯状疱疹ワクチンについては、ホームページ等を活用するほか、医療機関にポスターの掲示を行うことで、任意接種を対象とした補助事業と定期接種事業の各対象者に対して丁寧に制度を周知していく。また、定期接種対象者に対しては接種券を個別送付することで、接種率の向上を図る。妊娠を希望する家族等への風しん抗体検査事業についても、ホームページ等により啓発し、利用率の向上を図る。

【一次救急医療】

- ④令和7年11月からの診療開始に向けて、医師会を指定管理者として指定し、業務の詳細について協議を行うとともに、診療に必要な医療機器等を揃えるなど診療環境の整備を図る。また、現建物の解体に要する費用負担について財団と協議を行うとともに、急病診の運営を市に移管した後の財団の今後の在り方について引き続き協議を行っていく。

【動物愛護】

- ⑤TNR活動に関する取組に対してあま咲きコインを付与し、活動の促進を図るとともに、動物健康管理支援助成金制度等によりボランティアの活動を支援する。また、適正飼養の意識や動物愛護の機運を醸成させるため、地域の学習会や公用車を活用した啓発に取り組む。
- ⑥関係部局との連携を継続するとともに重層的支援システムを活用することで更なる情報共有を図り、効果的な対応につなげる。

【弥生ヶ丘斎場・墓園】

- ⑧指定管理者による円滑な管理運営業務を推進するとともに、昨年度に引き続き、弥生ヶ丘墓園の45区画を募集する。冬期に増加する火葬需要に対しては、友引開場日の増加に取り組むとともに、火葬業務の運用面の見直しを行う中で、一日当たりの火葬件数の増加を検討する。また、墓地使用料の収納管理事務を効率的に行うため、墓園管理システムの導入に向けた検討を進める。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・結核の外国出生患者の増加に対しては、市内日本語学校等と連携し、結核に対する正しい理解や対策への協力を促すため、関係者への丁寧な周知・啓発を進めていく。
- ・動物愛護行政については、先進的な取組を進めてきていることから、市の取組内容をホームページ等で市内外に向けわかりやすく広報していく。
- ・冬期に増加する火葬需要に対応できるよう、まずは、友引開場日の増加等、可能なことから速やかに着手するとともに、今後予測される需要増に向けた抜本的な対策についても年内を目途に方向性を整理する。
- ・救急医療体制の確保に関する取組として新たに参画する、県全域での救急安心センター事業(#7119)について、市民に対し効果的に周知を図り、市民の安全安心につながるよう取組を進める。

主要事業の提案につながる項目

【弥生ヶ丘斎場・墓園】

- ⑧墓地使用料の収納管理業務の効率化を図るために、墓園管理システムの導入に向けた検討に着手する。令和8年度に人員体制を整備した上で、システム構築を完了し、令和9年度から本格稼働させる。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	01	防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成
主担当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「市の防犯、交通安全の面で日常生活を安心して過ごせている」と感じている市民の割合	↑	60.6	%	80.0	60.8	60.6	55.6	58.7	63.7
B 市内の刑法犯認知件数	↓	3,837	件	2,817	4,384	3,837	4,362	5,053	4,717 (速報値)
C 市内の特殊詐欺認知件数	↓	102	件	72	93	102	113	94	86 (速報値)
D 市内の自転車関連事故認知件数	↓	549	件	265	512	549	485	494	461
E 市の消費生活等の面で安心感を持っている市民の割合	↑	82.6	%	90.0	89.3	82.6	81.0	80.9	89.4

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【市域の犯罪状況に応じた取組の推進】(目標指標A・B・C) (目的)犯罪種別に応じて戦略的に対策を講じ、安全で安心な地域社会の実現を図る。 ①「暴力団排除活動の推進」改正暴力団排除条例を周知するため、ホームページや市報、商工会議所の会報誌への掲載や尼崎市民大会での講演会、尼崎社交飲食組合加盟店へのポスター掲示を行った。また、暴力団排除活動推進会議を開催し、暴力団情勢等について関係機関と意見交換を行った。 ②「自転車盗難対策」駅周辺に7台の防犯カメラを増設した。夏季には青色防犯パトロールや学生へのチラシを配布し、8月には駅前夜間パトロールを実施した結果、令和6年自転車盗難認知件数は98件減少し、1,462件となった。 ③「特殊詐欺対策」自動録音機能付電話機等購入補助を941台実施した。 ④「犯罪被害者支援制度の見直し」制度の検証を行うため、国や県・他市の調査を行う他、支援団体や被害者支援センター等から意見聴取を行った。 ⑤「町会灯助成事業について」令和4年度から3か年目となるLED化更新工事への助成は計26町会・84灯へ実施し、令和5年度から2か年目となる町会灯の電気代支援事業については、49町会・179灯の支援を実施した。また、一部の町会に対し、直接電話で意向確認するなど申請を促す働きかけを行った。	①市内に暴力団事務所は無くなったものの、いまだに特定抗争警戒区域にも指定されており、警察や関係団体等と協力して暴力団排除に取り組む必要がある。 ②体感治安向上のため、刑法犯認知件数の約3割を占める自転車盗難認知件数を減少させる必要があり、各種パトロールのほか、重層的な対策を引き続き講じていく必要がある。 ②近隣他都市と比較し、本市の防犯カメラが少ないことから、これに対する分析や効果検証を行う必要がある。 ③啓発等に取り組み、被害件数の減少に努める必要がある。 ④近年、国や県の支援制度が見直される中、本市においても犯罪被害者支援の充実が求められている。 ⑤両事業ともに町会側の意向や考え方を把握しきれないことから、潜在的な需要に応じられない可能性がある。また、会長の交代で周知が十分に行き届かないことが考えられる。
【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】(目標指標A・D) (目的)警察をはじめ、様々な関係機関と連携し、交通安全教室や交通安全指導等の取組を実施することで、交通事故の防止を図る。 ⑥「交通安全教室やキャンペーン等による交通安全啓発」警察と共に交通安全教室や啓発キャンペーンを実施するなど、事故防止の啓発に取り組み、自転車関連事故件数は461件で前年に比べ33件の減となった。重点地区においては自転車適正利用指導を116回行うとともに、中央地域課と連携し自転車教室等を4回開催した。 ⑥就労世代や高齢者への交通安全教育推進のため、地域課と連携し、各イベントで教室を開催した結果、9回の開催で1,086人の参加があった。 ⑥自転車の交通違反に対する反則通告制度(所謂「青切符」)の導入を見据え、同制度の情報及び交通ルールをまとめた「自転車ルールブック」を新たに作成・配布した。(20,000部) ⑦「通学路安全対策」令和5年度までに各学校から要望を受け、路肩カラー化や防護柵設置などの対策が必要な21件のうち、検討に時間を要する等の理由で未完了の3件を除く18件が完了した。また、令和6年度も各学校から要望を受け、対策が必要な箇所の洗い出しを行い、4件を先行対応した。	⑥反則通告制度が令和8年度から開始されることから、継続的に交通安全対策を行う必要がある。 ⑥自転車関連事故件数は減少したものの、人身事故に対する自転車関連事故が占める件数は約4割と依然として高く、また、重点地区における自転車関連事故件数は増加したことから、重点地区での取組を見直す必要がある。 ⑥令和8年度開始の反則通告制度の詳細について情報収集し、自転車ルールブック等の情報を更新するとともに、交通安全教室や啓発キャンペーン等の際に、制度及び交通ルールの周知を行う必要がある。 ⑦対策予定箇所には、検討に時間を要する箇所もあるため、鋭意対策方針の検討を図りつつ交通安全対策を継続的に行う必要がある。
【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】(目標指標E) (目的)成年年齢が引き下げられたことによる若年者などの消費生活相談の増加や、デジタル化の進展に伴うサービスの多様化による新たな消費者トラブルの発生が見込まれることから、こうした変化に対応した消費生活相談を実施する。 ⑧「消費者啓発」国が設置しているFAQシステム等へリンクしている本市ホームページの視認性の向上を図るとともに、消費者がより親しみを持てるようイラストや写真を掲載する工夫を図った。また、各種講座や街頭キャンペーンについても、休日や平日の時間外にも実施するなど、若年者や就労者にアプローチやすいよう工夫した。	⑧啓発講座の受講者は大半を高齢者が占めており、若年者や就労者により訴求するテーマを提供する必要がある。また、消費生活相談のデジタル化については、令和8年度に予定されている国の全国消費生活情報ネットワークシステムの更新等の動向を踏まえながら、検討を進めていく必要がある。
【旧かんなみ新地に係る取組について】(目標指標A) (目的)当該地域を通学路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全安心に生活できることを目指す。 ⑨「旧かんなみ新地に係る取組について」土地建物の取得については、37区画中36区画(97%)、通路部分(共有地)については、36分の35(97%)の取得を完了した。	⑨地域から建物が残存していることで、空き家状態の長期化に伴う治安悪化への懸念等の声があることから、残り1区画の取得に向けて交渉等を継続し、取得済の建物については、解体可能な区画から早期に解体を進める必要がある。

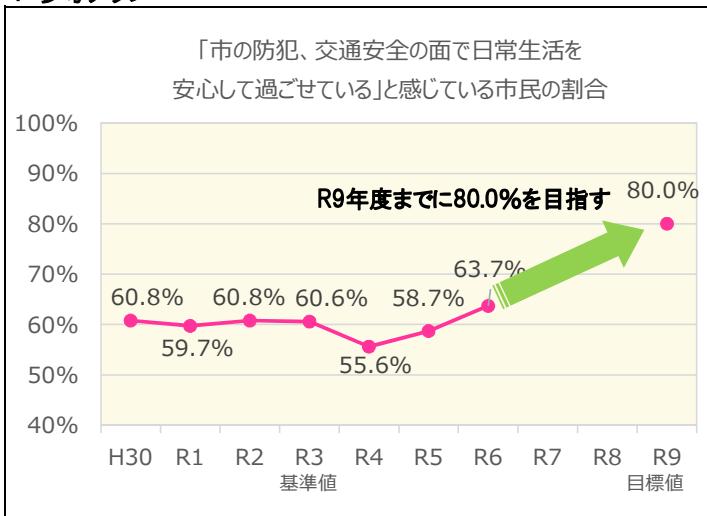
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	町会灯電気代支援事業の実施(町会灯助成事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【地域の犯罪状況に応じた取組の推進】

- ①暴力団排除活動推進会議を開催し、警察や関係団体等と情報共有を行い、引き続き連携していく。また、飲食店等に啓発用グッズを配布し周知啓発を行う。
- ②被害者のみならず加害者向けの啓発や各種パトロールを実施する他、本市防犯カメラや民間防犯カメラの設置・運用など、官民連携により犯罪抑止と体感治安向上を図る。
- ③多くの防犯カメラを設置した近隣他都市の街頭犯罪防止効果の検証を進め、設置箇所や台数について効果的な配置を検討していく。
- ④特殊詐欺発生時にATM設置の金融機関等に注意喚起を促す他、啓発や出前講座を通じ、市民の防犯意識の向上を図る。
- ⑤関係機関からなるワンストップサービスの窓口のひとつとして参画し、生活支援の各種施策に必要な手続の案内や各種行政サービスを提供していく。
- ⑥犯罪被害者に求められる支援策のニーズを把握し、支援内容の見直しを図る。
- ⑦前年度に引き続き、町会灯のLED化更新工事への助成及び電気代の支援を進めるとともに、意向の確認がとれていない町会に直接電話で確認するなど、制度の周知に取り組む。

【時代の変化に応じた交通安全施策の推進】

- ⑥交通安全対策については、これまでの取組に加え、令和8年度開始の反則通告制度の周知・啓発を合わせて実施していく。
- ⑥令和7年度も中央地区を重点地区とし、中央地域課と連携しながら取り組む。
- ⑥反則通告制度の詳細把握後、速やかに制度の周知を行えるよう、自転車ルールブックの活用をはじめ、イベント時の交通安全教室の開催や事業者に対する交通安全教育の推進等に取り組む。
- ⑦令和6年度も各学校から要望を受け点検した結果、新たに対策が必要と判定した箇所24件の内、未完了箇所20件を着実に実施していく。

【時代の変化に応じた消費者トラブルへの対応の充実】

- ⑧市民が主体的に判断して適切に行動し、自身で被害を未然に防止できる消費者となるための情報収集や学習を支援するため、新社会人や新大学生を対象とした啓発講座などに重点的に取り組むとともに、引き続き、市民の情報収集等の意欲を引き出せるよう啓発・発信内容の充実を図る。

【旧かなみ新地に係る取組について】

- ⑨未取得の1区画については、引き続き権利者からの交渉を継続するほか、取得後の建物についても、未取得区画の交渉状況を踏まえつつ、まずは、解体可能な区画から部分解体を進め、地域の不安解消と通学路を含めた環境改善につなげる。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・暴力団排除に向けては、暴力団排除条例の改正を行うなどの取組を進めてきており、今後も引き続き警察や関係団体等と連携し、条例の周知等、徹底した暴力団排除に取り組んでいく。
- ・防犯カメラの設置については、犯罪認知件数との関連を分析した上で、他都市の取組状況を踏まえ、本市における今後の設置方針について整理を行う。
- ・近年の犯罪種別の動向を踏まえ、市民の体感治安に係る不安要素について地域の声も聞く中で、効果的な防犯対策の手法について検討していく。
- ・犯罪被害者支援については、各種課題等を踏まえ、より被害者に寄り添った支援ができるよう、関係団体との連携体制の構築も含め、支援制度の改善・充実を図る。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	02	自転車のまちづくりの推進
主担当局	危機管理安全局				

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「市において自転車のまちづくりが進んできている」と感じている市民の割合	↑	41.5	%	60.7	—	41.5	41.8	50.4	50.6
B ポータルサイト「尼っ子リンリン」の新規ユーザー数	↑	21,231	人	42,462	14,192	21,231	27,041	24,175	23,108
C 自転車走行環境の整備割合	↑	26.9	%	59.2	23.1	26.9	30.1	33.8	37.0
D 市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	83	台	62	131	83	94	132	103
E									

※目標指標Bは、令和5年度から集計システムの仕様変更に伴い、同一ユーザーの複数媒体利用時の重複カウントを排除する等、集計方法を変更している。

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】(目標指標A・B) (目的)「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(平成30年3月策定、令和3年3月改定)に基づき、自転車の活用により、にぎわい、健康で環境にやさしいまち“あまがさき”を目指す。 ①『ポータルサイトの充実による情報発信』新規ユーザーの獲得に向け、交通安全のリーフレットや市民まつり、自転車安全運転の日キャンペーンで配布したチラシで二次元コードから誘導を図ったことにより、当該サイトへの新規ユーザー数は23,108人となった。 ②『自転車のまちづくり推進計画の改定』自転車のまちづくり推進計画の改定に向けて、府内連携会議と自転車のまちづくり推進協議会をそれぞれ2回開催した。令和8年度からの国の自転車活用推進計画の改定内容やシェアサイクル事業者との新たな協定内容等も踏まえる必要があることから、当該計画の改定を令和8年度に行うこととした。 ③『シェアサイクル事業の推進』サイクルポートを新たに43か所(公共用地32か所、民有地11か所)追加し、計156か所となった。令和6年度の利用回数は約20万3千回であり、前年度(約10万6千回)のおおむね2倍のペースで推移している。 ④『シェアサイクル事業について』令和5年度に策定された総合交通計画との整合を図るとともに、現在の利用状況や事業効果を踏まえながら、関係課と今後のシェアサイクル事業の拡大に向けた取組方について検討を行った。	①本市の自転車のまちづくりに関する取組状況の周知を図るために、ポータルサイトの新規ユーザー及びリピーターの獲得するため、当該サイトの更なる周知と自転車に関する様々なコンテンツの充実等について検討していく必要がある。 ②自転車のまちづくり推進計画の改定に向け、国の自転車活用推進計画改定の動向を注視するとともに、データに基づく計画にするため、各種アンケートデータ(総合交通計画策定期のアンケート(令和5年度)やまちづくりアンケート、シェアサイクルアンケート)を分析する必要がある。 ③シェアサイクル事業における公共用地等の使用料については、協定書に基づき、事業者の採算確保ができるない状況を踏まえ、現在は徴収していない。 ④次期協定期間の選定に向け、現在の利用状況やアンケート結果を踏まえ、本市のシェアサイクル事業の目的や必要性を再整理する必要がある。
【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】(目標指標A・C) (目的)安全・安心な自転車走行環境の創出を図る。 ④『自転車走行環境の整備』自転車ネットワーク路線に位置付けている道路(近松線や阪神本線付属街路3号線等)の路肩に自転車レーンや矢羽根型の路面標示を行い、また補完路線(七松線)の歩道に利用者の通行ルールを示すシールの設置など、合計2.80kmの整備を行った。	④県などの関係機関の整備進捗を踏まえ、自転車ネットワークに位置付けている路線の効果的な整備を進める必要がある。
【市立駐輪場の老朽化対策の推進】(目標指標A) (目的)老朽化が進んでいる市立駐輪場の施設について適切な維持管理・更新を図る。 ⑤『駐輪場の老朽化対策の推進』指定管理者と協議の上、小規模な修繕を実施し、施設の維持に努めた。また、計画的な改修や適切な維持管理に向け、市立駐輪場の今後について課題整理を行った。	⑤老朽化が進んでいる市立駐輪場施設については、今後、施設整備方針を取りまとめ、計画的な改修や修繕並びに機能更新を行う必要がある。
【迷惑駐輪対策の推進】(目標指標D) (目的)当該地域を通学路として活用できる環境を整えるなど地域住民が安全・安心に生活できることを目指す。 ⑥『迷惑駐輪対策の推進』平日以外(土日祝日)に撤去を実施したほか、これまで実施していなかった夕方(16時頃)に撤去を実施するなど、駅周辺の店舗等利用者に対する放置自転車対策に努めた。また、商業施設等の民有地内で発生している迷惑駐輪に対しては、民有地の管理者に助言を行い、改善に努めた。	⑥放置自転車の減少が見られるものの、店舗前等に依然として一定数の迷惑駐輪が発生しているため、より効果的な撤去や啓発を行う必要がある。

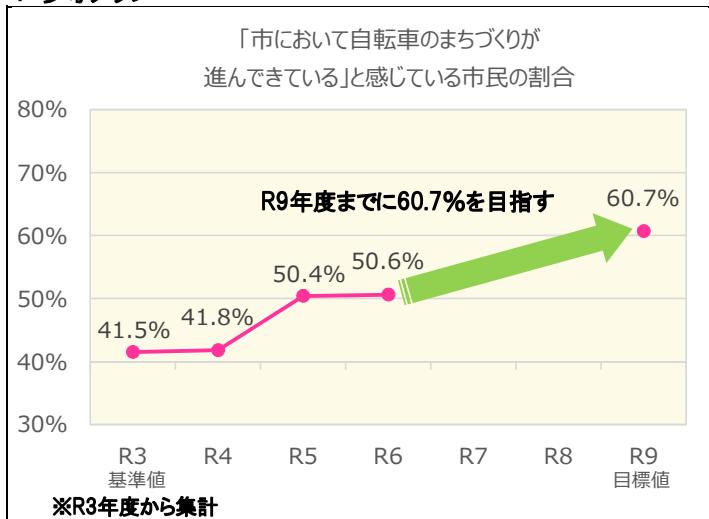
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	駅周辺放置自転車対策事業の効率化
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【自転車を活用した都市魅力に向けた事業の推進】

- ①ポータルサイトの充実を図るため、関係課と自転車に関するコンテンツの作成等を検討するとともに、更なる新規ユーザーの獲得及びリピーターを獲得するために、関係課等と連携し、当該サイトの周知を図っていく。
- ②国の動向や自転車のまちづくり推進協議会での意見も踏まえ、関連事業との整合性や各種アンケートデータの地区別、年代別での分析などを行い、計画改定の準備を進める。
- ③③次期自転車のまちづくり推進計画においてシェアサイクル事業の位置付けを整理した上で掲載する必要があることから、庁内連携会議や関係課と調整していく。
- ④現在の協定期間が令和7年度までであることからプロポーザルによる事業者選定を行う。

【計画的かつ戦略的な自転車走行環境の整備】

- ④園田橋線などの自転車通行環境整備を早急に進めるとともに、道意線や常光寺難波線の整備に向け関係機関との協議を進めていく。

【市立駐輪場の老朽化対策の推進】

- ⑤市立駐輪場の施設整備方針の策定に向けて検討を進める。

【迷惑駐輪対策の推進】

- ⑥尼崎市内の放置自転車対策業務が3地域3事業者体制から2地域2事業者体制へと見直したことにより手薄にならないよう、放置自転車の減少を目指し、店舗前等に発生している一定数の迷惑駐輪をなくすため、時間帯などを考慮しながら、土日祝日も継続的に撤去を実施する。

6 評価結果

評価と取組方針

・シェアサイクルについては、ポート数の拡大に伴い利用回数が大幅に増加しており、一定市民の移動に関する利便性向上につながっていると考えられる。現行の事業協定期間が今年度末で終了することから、これまでの事業実績を検証する中で、より一層市民が利用しやすい事業となるよう、次期協定に向けて検討を行う。

・さらに、不法駐輪対策や観光施策への活用など、多角的な視点で相乗効果が得られるよう、関係部局間で連携しながら検討を進めていく。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	09	生活安全	展開方向	03	ルール遵守やマナー向上
主担当局	危機管理安全局				

2 目標指標

指標名	方向	基準値(R3)		目標値(R9)	実績値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「ルール、マナーの面で以前よりも住みやすいまちになった」と感じている市民の割合	↑	56.3	%	75.9	—	56.3	62.2	65.6	65.7
B 歩きたばこを禁止する条例の認知度	↑	43.9	%	100	35.7	43.9	55.8	60.3	67.5
C 駅周辺に喫煙所を設置した駅数	↑	3	駅	13	3	3	4	5	6
D 資源物の持ち去りを禁止する条例の認知度	↑	—	%	100	—	—	46.8	55.3	54.0
E 市内鉄道主要駅で歩きスマホを行っている人の割合	↓	6.3	%	0.0	—	6.3	5.6	6.5	14.9

※目標指標Eの令和3年度実績値は、JR尼崎駅で実施した調査の結果である。

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】(目標指標A) (目的)現行のルール遵守の取組の継続のほか、マナー向上の取組の拡大や体制の整備を行い、市の魅力向上につなげる。 ①「マナー向上に関する啓発」関係部局と協働で、ポイ捨てや喫煙、自転車マナーの意識向上を併せて行う「Goodマナー＆クリーンキャンペーン」を実施したほか、マナーに関する苦情では、関係部局に取り次ぎ連携して対応した。また、地域住民が参加する各地域課のプラットフォームにも参加し、マナーに関する地域の課題を把握する中で、市民まつりや各地区まつりなどにおいて、マナー向上シンボルマークを活用しながら、啓発キャンペーン等を実施した。 ②SNS活用による啓発》広報課と連携のもと、たばこに関する取組を紹介する啓発動画を作成し、市公式YouTubeに公開した。	①マナー向上の意識醸成は一朝一夕には困難であるため、マナー向上に関する周知啓発を粘り強く継続的に行っていく必要がある。 ①ルール・マナーの面で以前よりも住みやすいまちになったと感じている人の割合が、令和3年度以降上昇しているものの直近では鈍化している。
【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】(目標指標A・B・C) (目的)歩きたばこの禁止をはじめとする受動喫煙の防止に向けた取組を進めることにより、ルールの遵守・マナーの向上を図る。 ③「たばこ対策推進条例の改正」不特定多数の市民等が多く集まる駅周辺の路上喫煙禁止区域において、望まない受動喫煙と、身体や財産への被害の防止策を強化するため、禁止区域内の条例違反者に対する罰則(過料徴収)等の規定を新たに追加し、たばこ対策推進条例の改正を行った。 ④「市職員による対面指導の実施」令和6年6月より、たばこ対策指導員による巡回指導を開始し、約200回の指導を実施し、約1,900人の方に対して対面指導を行ったほか、公用車による音声啓発パトロールを実施した。 ⑤「路上喫煙禁止区域等の周知啓発」路上喫煙禁止区域内に、新たに立て看板(10基)及び路面シール(188枚)を増設した。また、同区域内において、駅構内へのシートポスター設置やデッキ柱へのシートボスター設置、さらには、啓発ポスターや横断幕設置などにより、路上喫煙禁止区域や過料徴収の周知啓発を行った。過料徴収の開始に向けては、駅周辺での啓発ティッシュの配布や社会福祉協議会や商工会議所を通じた啓発チラシの配布、鉄道事業者と協働での啓発キャンペーンの実施など、様々な方法で市民への周知を図った。 ⑥「路上喫煙禁止区域の指定」地域や鉄道事業者等と連携し、令和6年度は新たに市内5駅(阪神大物駅・阪神尼崎センターブル前駅・阪神杭瀬駅・JR猪名寺駅・阪急園田駅)周辺を路上喫煙禁止区域に指定した。	③④⑤令和6年度に路上喫煙禁止区域に指定した5駅については、まだ認知度が低く、同禁止区域の指定やたばこ対策推進条例の改正に伴う過料徴収の実施について、引き続き、周知啓発を行っていく必要がある。 ⑤路上喫煙禁止区域の周知について、立て看板・路面シール等を増設したが、令和7年度からの過料徴収の実施にあたっては、それらの増設について検証する必要がある。 ⑥市内鉄道駅の周辺で路上喫煙禁止区域を指定していないエリアは、禁止区域の指定を目指し、引き続き取り組む必要がある。
【廃棄物に関するルール遵守の推進】(目標指標A・D) (目的)一般廃棄物に関するルールの周知・啓発等を行い、適正処理を徹底することにより、生活環境の保全・公衆衛生の向上を図る。 ⑦「資源物の持ち去り対策」市民からの通報等をもとにパトロールを129回実施し、延べ199人に指導書、延べ16人に勧告書を交付する一方で、行為者への福社的支援を強化するため、重層的支援推進担当との合同で、アウトリーチを意識した指導を行った。また、度重なる指導に従わない者8人を対象として、命令・告発に向けた協議を警察と行った。 ⑧「ポイ捨て防止及び清掃活動」関係部局と協働で、「Goodマナー＆クリーンキャンペーン」を新たに阪急園田駅前で行うなど計6カ所の駅前で実施し、延べ717人が参加したほか、まちなみ美化に取り組む登録団体であるクリーンフェローが、登録方法の簡素化や各種イベント時の参加企業へのアプローチ等により19団体から77団体と大幅に増加した。	⑦資源物(アルミ缶)の売却量は条例施行前と比較して約1.5倍となっており、啓発の効果が見られるものの、条例の認知度は上がっておらず、また、依然として継続する持ち去り行為者がいる。 ⑧クリーンフェローが大幅に増加するなど、まちをきれいにする活動の機運も高まりつつあるが、更にごみのポイ捨てを減らしていくためには、まちなみ美化に対する意識を向上させる必要がある。
【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】(目標指標A・E) (目的)交通安全教室や交通安全運動等を実施することで、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図り、交通安全意識を醸成する。 ⑨「交通安全教室やキャンペーン等による交通安全啓発」道路交通法などの法令遵守を中心とした交通安全教室を301回実施し20,763人が参加した。 ⑩「歩きスマホ抑止対策」民間事業者が実施したアンケートで、年々歩きスマホに対する危険意識が低下しているという調査結果があることなどから、令和6年度は主要駅で歩きスマホの危険性を訴求することを重視した啓発を行った。	⑨地域課及び市民運動推進協議会とは一定の連携が図れたものの、更なる就労世代や高齢者に対する交通安全教育の推進が必要である。 ⑩歩きスマホには法的罰則もないことから、指導することは難しく、また、年々歩きスマホが危険であるという意識が希薄になっている傾向にある。

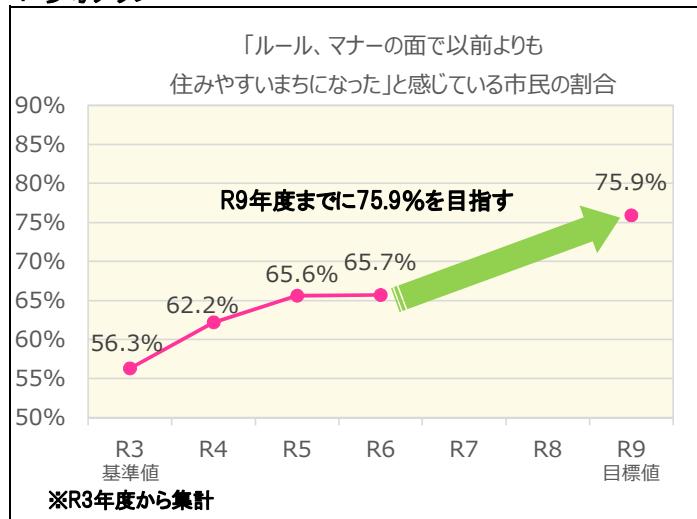
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	受動喫煙対策等の強化(過料徴収の実施)(たばこ対策推進事業)
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	マナー向上の取組の実施(マナー向上推進事業)
2	たばこ対策推進事業
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	マナー向上のための取組の実施(マナー向上推進事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【ルール遵守やマナー向上についての現状把握及び効果的な事業の推進】

- ①市民・事業者・関係団体等と連携を図りながら、関係部局と組織横断的に各種啓発キャンペーンを実施する。また、マナー向上の意識を浸透させるため、マナー向上シンボルマークの活用とともに、啓発音声や動画をSNSで発信するなど効果的な取組を展開し、積極的に広報を実施していく。
- ①社会福祉協議会や市民運動推進協議会に加え、新たに商店街組合などの事業者への協力を求め、マナー向上に関する意識醸成を図る。

【受動喫煙の防止に向けたルール・マナー遵守の推進】

- ③④⑤たばこ対策指導員による路上喫煙禁止区域の巡回について、6名体制で効率的かつ効果的に実施し、同区域内で条例違反者を現認した際には、その場で過料徴収を行う。
- ③④⑤各鉄道事業者と連携し、駅構内での音声啓発や啓発プレート・啓発ポスターの掲示、啓発キャンペーンを実施するほか、防災情報伝達システムを活用し地域へ情報発信するなど、路上喫煙禁止区域や過料徴収の実施の周知啓発を、引き続き行っていく。
- ③⑤掲示物による路上喫煙禁止区域の明示の補充対応について、喫煙者の動向を踏まえ実施する。
- ⑥路上喫煙禁止区域に指定していないエリアについては、引き続き、地域団体等との協議を進める。

【廃棄物に関するルール遵守の推進】

- ⑦じんかい收集車やパトロール車による啓発アナウンスを再開することにより、条例の認知度を上げるとともに、持ち去り行為を行いにくい環境づくりに努める。また、命令・告発に向けては持ち去り行為の証拠資料を集め、引き続き警察と協議を行なう対応を進める。
- ⑧クリーンフェローとの連携を深めるとともに、「Goodマナー & クリーンキャンペーン」を阪神尼崎駅前工事の完成を機に7か所の駅前にて実施し、まちなみ美化活動の参加者数の増加に努めるなど、更なるまちなみ美化意識の醸成を図る。

【交通ルールの遵守と交通マナーの向上】

- ⑨引き続き、地域課及び市民運動推進協議会と連携し、地区まつりだけでなく、各地域課が独自で実施しているイベント等でも交通安全教室を実施していく。
- ⑩近年、ながらスマホの危険性が社会的に問題視されていることから、歩きスマホの危険性についても啓発しつつ、規制が厳しくなった自転車のながらスマホの啓發に注力していく。

6 評価結果

評価と取組方針

・路上喫煙禁止区域については、今年度から開始した過料徴収実績や喫煙状況を分析し、その結果を踏まえ、残る未指定エリアの追加指定や、市民への様々な手法を用いた効果的な周知など、受動喫煙等の防止に向け取組を強化していく。

・また、民間の団体が一定の公共性を持つた喫煙所を設置する場合においては、適切な場所・形態で設置されるよう、関係部局で連携し各種法令等による規制や設置基準等の周知を行うとともに、ケースごとに必要に応じた支援を行っていく。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	10	消防・防災	展開方向	01	消防力の充実
主担当局		消防局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「市の消防・防災体制が安心だと感じる市民の割合」	↑	80.8	%	90.0	79.7	80.8	74.5	77.5	78.9
B 人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)※下段()は全国平均値	↓	1.30 (0.93)	人	全国平均 値以下	0.65 (0.87)	1.30 (0.93)	0.44 (0.95)	0.44 (0.98)	0.66 (0.98)
C バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)による心肺蘇生法の実施率	↑	55.2	%	60.0	55.8	55.2	56.0	46.9	45.9
D 消防法令違反の是正率	↑	46.3	%	70.0	45.8	46.3	52.0	59.2	66.0
E 消防団員の充足率 ※下段()は全国平均値	↑	78.4 (87.2)	%	全国平均 値以上	86.2 (88.5)	78.9 (87.2)	78.4 (86.2)	77.9 (85.4)	74.4 (-)

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)		
成 果	課 題	
【消防・救助・救急体制の充実強化】(目標指標B・C) (目的)複雑多様化する災害から市民の生命、身体及び財産を守るために必要な消防施設(車両・資機材・消防水利等)及び隊員の教育訓練体制の充実強化に取り組む。また、心肺機能停止傷病者等の救命のため、市民、事業者による心肺蘇生法等の応急手当を普及するとともに、予防救急(高齢者等の救急搬送につながる家庭における転倒、転落による事故等を予防する方策)を普及啓発する。	①「火災による死者数」 令和6年中の火災による死者は3人で、人口10万人当たりの火災死者数(放火自殺者を除く)も0.66人となり、目標値である全国平均値を3年連続下回ることができた。 ②「火災によるトータル被害(生命・身体・財産)の軽減」 住宅火災における延焼阻止率100%を目指したもの75%に留まった。ハード面の対策として、東消防署基本設計には訓練施設を含めた設計とともに、災害現場要員の高齢化対策や女性活躍推進のため、更新する車両に電動ホースカ一等を導入した。 ③「円滑な救急搬送体制の確立」 救急の適時・適切な利用の促進に関する啓発動画を市内施設の43か所で放映するとともに、福祉局や医療機関と病院受入れや現場滞在時間の延伸等の課題解決に向け協議を行った。また、医師会や保健局と協議を行い円滑な救急搬送体制の確立に努めた。また、令和6年中の救急出動件数が過去最多件数となった中、暫定的に日勤救急隊を1隊編成し対応した。 ④「救命率の向上」 令和6年中、心原性でかつ一般市民により心肺機能停止が目撃された救急事案は111件あり、そのうち51件がバイスタンダー(救急現場に居合わせた人)により心肺蘇生法が実施されたが、実施率については前年より1.0ポイント減であった。	①火災による死者の多くが住宅火災における高齢者であることから、引き続き住宅防火対策の強化及び高齢者に対する防火指導の徹底が必要である。 ②災害現場要員の高齢化を見据え、消防隊員の安全管理意識の醸成・災害対応力の更なる向上が必要である。 ③救急の適時・適切な利用の促進に向けて各関係機関と連携し、普及啓発に取り組んでいるものの、令和6年の救急出動件数及び救助出動件数は過去最多となった。今後も高齢化が進展することで、救急需要の増加に伴う現場到着時間や現場滞在時間の延伸による救急サービスの低下が懸念される。 ④バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率の向上につなげるための普及啓発が必要である。
【予防体制の充実強化】(目標指標D) (目的)防火対象物の消防法令違反を改善指導することで、災害の未然防止及び被害の軽減を図るとともに、消防法令における各種届出等の電子申請を拡充し、市民・事業者の利便性向上を図る。	⑤「違反は正の促進」 火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に、4,231件(22.3%)の立ち入り検査を実施し、4,090件の消防法令違反に対し2,700件(66.0%)が是正された。また重大な違反のあった21対象物に違反処理(警告11件、命令10件)を実施し、12対象物が是正された。 ⑥「予防業務のDX化」 予防業務の届出申請等の電子化については、ハード面での周辺環境整備を行ったことにより、28種別を拡充し、消防関係届出申請68種別のうち、54種別(防火対象物関係16種別、危険物関係38種別)の電子申請を可能とした。また、手数料を伴う申請届出も電子申請可能とし、処分通知の一部電子化を図った。	⑤防火対象物の用途変更や増改築等により、消防用設備等の未設置などの消防法令違反になるケースや、無届等が原因で発生する未把握防火対象物が依然として散見されることから、今後も予防査察体制の更なる充実を図り、消防法令違反の是正を促進する必要がある。 ⑥市民・事業者の利便性向上を図るため、予防業務における全ての届出申請について電子化を図る必要がある。
【消防団の充実強化】(目標指標E) (目的)地域防災力の中核である消防団の充実強化を図り、地震や風水害等の大規模災害に対応できる消防力を確保する。	⑦「消防団員の入団促進」 従来からの地域密着の入団促進活動に加え、若年層(30歳未満)を対象とした入団促進策について調査・検討し、SNS等による広報を実施したが、消防団員数は744人となり、前年より35人の減少、新規入団21人のうち若年層は6人に留まった。	⑦更なる組織の活性化を図るため、引き続き、若年層を中心とした消防団員の確保が必要であるが、消防団活動への一定の認知度はあるものの、退団者を上回る新規入団者を確保できない状況にある。
【持続可能な消防体制の構築】 (目的)高齢化の進展と人口減少の両面を見据える中で、消防体制の確保を継続しつつ、消防署所の将来的な適正配置を図る。	⑧「消防署所の適正配置」 東消防署建替工事について、実施設計・施工一括発注方式(デザインビルド)とし、工期短縮や技術などの提案と価格を総合的に評価する入札により事業者を選定した。	⑧今後整備すべき消防庁舎に関する事項について、関係部局と調整を図る必要がある。

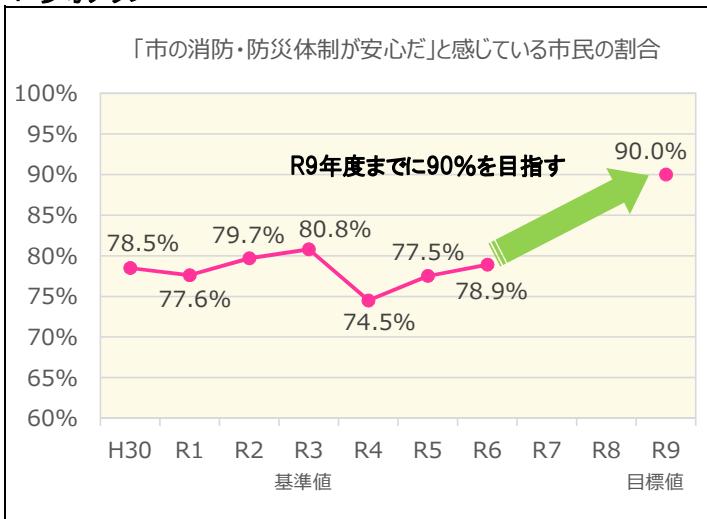
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	日勤救急隊の増隊
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	東消防署の建替え(消防庁舎等整備事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【消防・救助・救急体制の充実強化】

- ①高齢者への防火安全指導の取組として、高齢者施設、福祉局等との連携により防火講話の実施や防火リーフレット等を配布する。また、火災による死者が多数発生している共同住宅に対する消防法令違反の是正指導を徹底する。
- ②西消防署建設予定地に臨時訓練場を設置し、あらゆる世代に対して効果的かつ実践的な訓練・研修を実施することで、住宅火災における安全意識の醸成、災害対応力の向上に向けた人材育成に努める。
- ③福祉局や地域振興センターと更なる連携強化により高齢者等に対して予防救急の普及啓発を図り、救急の適時・適切な利用の促進や室内閉じ込め救助事案の抑制に努めるとともに、SNS等を有効活用した広報を実施し、不要不急な救急要請の抑制を図る。
- ④各種救命講習に加え、地域で開催される高齢者や乳児向けの研修やイベント等に出向き講習を実施し、バイスタンダーによる心肺蘇生法の重要性を普及啓発することで救命率の向上を図る。
- ⑤立入検査実施率20%以上を維持した中で、消防法令違反に対し、引き続き、違反是正を促進するとともに違反を未然に防ぐための対策を講じる。また、重大な違反のある対象物に対しては徹底した違反処理(警告、命令等)を実施する。
- ⑥予防業務における全ての届出申請について電子化を図る。

【予防体制の充実強化】

- ⑦地域に密着した入団促進活動と、SNS等による魅力ある活動の発信について、引き続き実施する。また、機能向上のため車両更新を実施するとともに、整備に係る条件の整った消防分団器具庫の建替工事を実施する。

【消防団の充実強化】

- ⑧西消防署をはじめ建替事業が未着手となっている消防庁舎の建替時期、建替場所等について関係部局と調整を図りながら検討する。

主要事業の提案につながる項目

【消防・救助・救急体制の充実強化】

- ③日勤救急隊2隊を運用しながら、出動データ等を分析し救急隊の増隊の検討を含めた救急需要対策に取り組む。

6 評価結果

評価と取組方針

・救急需要の増加への対応については、救急出動データ等の分析へのAI活用も視野に入れ、救急業務の効率化を検討していく。また、県全域での救急安心センター事業(#7119)への参画及びその認知向上に努めるとともに、引き続き救急の適時・適切な利用に関する啓発を図るなど、不要不急な救急要請の抑制につなげていく。

・西消防署の建替えについて、今後の具体的なスケジュールを早期に示せるよう、引き続き検討を進める。

・消防団については、広く地域住民に活動を知つもらうための情報発信の工夫を行っていくことで、消防団が担う役割を理解し、興味関心を持つ地域住民を増やしていくとともに、入団促進にもつなげていく。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	10	消防・防災	展開方向	02	地域防災力の向上
主担当局		危機管理安全局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「市の消防・防災体制が安心だと感じる市民の割合」	↑	80.8	%	90.0	79.7	80.8	74.5	77.5	78.9
B 「自ら防災情報を取得している」と答えた市民の割合	↑	89.2	%	100	88.3	89.2	86.0	90.2	88.0
C 「いつ、どこに避難するかなどを決めている」と答えた市民の割合(※1)	↑	—	%	100	—	—	—	—	22.7
D 「非常用の食料や飲料水を3日分以上準備している」と答えた市民の割合	↑	25.3	%	100	—	25.3	28.9	29.7	36.8
E 災害リスクの高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成率(※2)	↑	—	%	100	—	—	—	6.6	45.7

※1 発災する前から、避難行動の計画を立てているかを確認することを目的とした指標に変更(旧指標:「マイ避難カードを作成している」と答えた市民の割合)

※2 避難行動要支援者のうち、心身の状況及び居住地のハザードの状況から災害リスクが高いと考えられ、かつ計画作成の同意を得られた者に対する計画作成率

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【防災体制の整備、市民・事業者等との連携強化、対応訓練の充実強化】(目標指標A・C) (目的)大規模災害など危機事象への迅速かつ的確な対応や市民・事業者等との連携の強化を図るとともに、「自助」「共助」といった地域の力を災害に対処する能力(地域防災力)の更なる向上を図る。 ①『防災体制の強化』防災総合訓練については、能登半島地震を踏まえた受援体制の強化の他、関係機関との連携強化を図り、顔の見える関係性の構築を行った。 ②『防災意識の向上』阪神・淡路大震災30年事業として、市内の小・中・高校生に対し、防災ポスターの募集に併せて、啓発リーフレットを配布し、若年層の防災意識の向上を図るとともに、マイ避難カードの作成などを通じて市民の防災意識醸成に努めた。 ③『災害ボランティアセンター(災害VC)の設置・運営に係る調整』大規模災害時に速やかに災害VCの設置・運営が行えるよう尼崎市社会福祉協議会(市社協)、関係団体、関係部局と調整を行い、複数の設置候補箇所を選定した。	①発災時における受援体制の確立に向けて検討する必要がある。また、災害マネジメントシステムの活用に係る課題事項を整理し、次年度以降の防災訓練において、改善に向けた取組を行う必要がある。 ②未就学児の子どもを持つ世帯に対する啓発機会が少なく、各種災害における円滑な避難行動等に係る周知が必要である。 ③円滑な災害VCの設置・運用が図られるよう、様々な被災ケース等を想定して、より多くの設置予定箇所の確保を検討する必要がある。
【社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知】(目標指標D) (目的)大規模災害によるライフラインの途絶や物流の混乱、避難所生活の長期化等の想定される事態に備え、社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や平時からの家庭内備蓄の重要性について一層の啓発に努め、家庭内備蓄を促進する。 ④『災害用備蓄品と配備場所の拡充』女性に配慮した備蓄品を配備し、備蓄場所については地理的なバランスや水害等のリスクなどを踏まえて、従来の26か所から32か所へと拡大を行った。 ⑤『日頃からの災害への備えに係る普及啓発』備蓄促進に向けて、新たなハザードマップ(R7. 3更新)に家庭内備蓄において必要なものを分かりやすくまとめたチェックリストを掲載した。	④備蓄場所の拡大や備蓄品目増による在庫数の増、賞味期限・入替時期など在庫管理の複雑化が課題となっている。 ⑤南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、防災用品や飲食料品などが過度に買い求められたことなどから、冷静な対応が取れるよう『日頃からの備え』が重要であることを啓発していく必要がある。
【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】(目標指標A・B) (目的)災害時に必要不可欠な防災情報を確実に市民等に伝達するとともに、円滑な避難行動を支援するための取組を推進する。 ⑥『防災活動への取組強化と啓発活動』防災活動が十分に行えていない地域に対して、防災活動の重要性や協力の呼びかけを行い、災害情報の入手方法を含めた防災に関する啓発を実施した。 ⑦『防災情報発信の充実及び要配慮者等への支援の充実』協定締結先事業者と連携し、ホームページ、SNS等以外に紙媒体による防災情報発信が可能な体制を確保したことを、出前講座や市報などを通じて市民に周知した。 ⑧『各種災害の避難行動等についての周知啓発』市政出前講座や訓練等の機会を捉え、各種災害の避難方法等について周知啓発を行った。 ⑨『迅速な避難行動の促進』避難誘導板の設置を行うとともに、啓発情報面を充実化させた新たなハザードマップを作成し、ホームページで公表を行うなど周知啓発を行った。	⑥防災活動が停滞している地域や防災意識が希薄な市民など、多様な主体に対する開拓や関わりに係る強化をどのようにしていくか、改めて考えていく必要がある。 ⑦要配慮者向けに、より一層防災情報の周知を行えるように情報発信を行うとともに、平時から防災意識の向上に向けて、効果的な取組を行う必要がある。 ⑧市内の外国籍住民が増加する中、災害時の避難方法、防災情報の入手方法などをはじめとした情報発信の多言語対応が課題となっている。 ⑨避難誘導板については、年次的に更新を進めていく必要があるほか、啓発情報面を充実化させた新たなハザードマップを活用した周知啓発も併せて行っていく必要がある。
【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】(目標指標E) (目的)高齢者や障害者などの要配慮者(災害時要援護者)について、避難行動要支援者名簿(名簿)の作成及び名簿情報の提供並びに、福祉避難所の指定拡充などにより、災害が発生した際の支援体制の整備を行う。 ⑩『避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の作成等』市社協等と連携し共助による避難支援を啓発し、新たに2つの社会福祉連絡協議会(連協)が名簿を受領(計27連協、19福祉協会)し、6団体で避難訓練等が行われた。関西国際大学と協働作成したパンフレットを活用し、市政出前講座(25回)等での自主的な計画作成の呼びかけや、災害リスクが高いと考えられる要支援者に直接働きかけ、新たに89人の計画を作成した。(計149人) ⑪『福祉避難所の指定拡充等』特別養護老人ホーム1施設を指定した(計46施設)。「1.17は忘れない」地域防災訓練等で福祉避難所6施設と要配慮者の受け入れ情報伝達訓練を実施した。	⑩地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、引き続き、避難支援等関係者に過度な負担とならないよう関係者の意向に留意して取組を進める必要がある。 ⑪開設・運営訓練未実施の福祉避難所指定施設に対し、施設の実情に応じた開設・運営訓練を実施し、課題の整理・対策を進める必要がある。

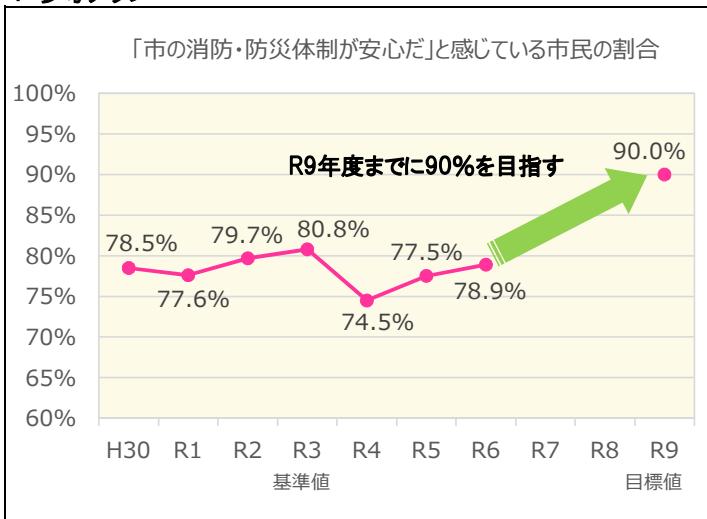
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	防災情報の多言語化等の実施(防災対策等事業、地域の防災力向上事業)
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	阪神・淡路大震災30年事業の実施(阪神・淡路大震災30年事業)
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【防災体制の整備、市民・事業者等との連携強化、対応訓練の充実強化】
 ①阪神・淡路大震災の経験や能登半島地震の教訓等を踏まえ、国や他自治体、ボランティア等の支援を円滑に受け入れるため、災害時の連絡体制の確保や各優先業務の対応手順・人員・資機材等の整理など、本市受援ガイドラインの見直しを進めるとともに、市社協と連携した災害VCの開設・運営など受援体制の充実を図る。
 また、災害関連死等を防ぐため、避難所への迅速かつ円滑な物資の供給や輸送体制の強化、マンホールトイレや空調設備の整備など環境改善を進める。
 避難所運営訓練においては、外国人対応、要配慮者などの視点やペット同行・同伴避難に配慮した災害対応力の向上を図る。
 ②未就学児を持つ世帯など、これまで啓発の機会が少なかった年齢層への普及促進を図るため、各年齢層が日常的に利用する媒体を通じた啓発活動を実施する。また、災害情報の取得に活用できるデジタル手法を積極的に周知する。
 ③災害VCの設置に係る具体的な運用方法等について確認・調整を進めるとともに、大規模災害時においても実効性のある設置箇所の確保を行う。

【社会情勢等を踏まえた備蓄計画の更新や家庭内備蓄の重要性の周知】

④備蓄品の在庫管理が可能で、点検・更新作業の効率化が期待できる国の新物資システムを活用し、災害時の指定避難場所への物資輸送体制の確立に取り組んでいくほか、実用的な運用を行えるように、他の自治体や事業者と平時からの訓練を通じて体制の強化を図る。
 ⑤各種防災訓練など様々な機会を通じ、新たなハザードマップ等も活用する中で家庭内備蓄等の「日頃からの備え」について事業所も含めた周知・啓発をしていく。

【災害情報の確実な伝達・拡散の推進、市民の多様な避難行動等の促進】

⑥市内の大学やPTAなど多様な主体への参加を促し、多面的な観点から啓発ができるよう各地域振興センターが持つながらりを共有・連携し、取組を進めていく。
 ⑦⑧やさしい日本語による啓発媒体の作成、ハザードマップの多言語版等の整備のほか、避難誘導板に二次元コードを掲載し、母国語で避難場所等の情報を取得できるなど、防災情報の多言語対応等を進めていく。また、関係部局と連携し、出前講座や各種イベント等のあらゆる機会を通じて、それらの活用についても啓発を行う中で、平時から要配慮者や外国籍住民等の防災意識の向上に努める。
 ⑨新たなハザードマップや更新を進める誘導板を活用した防災意識の啓発を図り、ハザードマップの全戸配布を確実に実施する。また、国、県、市が進めている河川、防潮堤などのインフラ整備の取組状況等について、広く市民に周知する。

【要配慮者(災害時要援護者)支援の推進】

⑩地域での災害時要援護者支援への協力意向のある連携等への支援を進めるほか、避難支援体制づくりに向けた啓発等の取組や避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取り組む。
 ⑪福祉避難所指定施設のマニュアル作成支援を進めるとともに、指定施設への情報伝達や多様な要支援者を想定した開設・運営訓練に取り組む。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・発災時に国や他自治体等の支援を円滑に受け入れるため、各受援対象業務に必要な人数や資機材等の整理を進めるとともに、研修や訓練等を通じた職員の意識や能力の向上を図る取組を進めるなど、受援体制の充実及び実効性の確保につなげていく。
- ・災害VCについては、引き続き市社協や関係団体等との連携を図り、発災時に円滑な開設が行えるよう、情報共有体制等の整理を行うとともに、様々な被災ケースを想定した、更なる設置予定箇所の確保を進める。
- ・要配慮者や外国籍住民をはじめ、市民が必要な防災情報を取得できるよう、新たなハザードマップをはじめとした様々なツールを活用し、多層的な情報発信に引き続き取り組む。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	01	イノベーションの促進に向けた環境づくり
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 市内総生産(実質GRP)成長率 (上段:GRP、下段:GDP)	↑	19,826 (R1)	億円	実質GDP成長率を上回る	92.3% (96.1%)	107.1% (102.8%)	101.9% (101.5%)	- (100.8%)	-
B イノベーションに向けて新たな事業にチャレンジする人や事業所数	↑	2,302 (H27～R1合計)	人・社・件	2,500 (R5～R9合計)	341	392	508	521	682
C 脱炭素やSDGsに取り組む企業数	↑	15	件	50	16	15	59	305	77
D 製造業事業者支援件数	↑	1,791	件	2,100	1,872	1,791	1,648	1,208	1,264
E 特定創業支援事業の支援を受けて創業した者の数	↑	75	件	92	40	75	65	43	37

※指標Aの基準値は市内総生産(実質GRP)の総合計画策定時の値を記載し、実績値は上段にGRP、下段にGDPの成長率を記載している。

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた産学公融ネットワークの強化】(目標指標A・B・C) (目的)「脱炭素社会の実現」「地域経済の活性化」「市内のSDGsの達成」に向けた取組を行うことで、地域経済の持続的な発展を推進する。 ①<産業政策会議を通じた産業施策の立案> 産業政策会議において、類似都市の事例や地域経済分析システム「RESAS」により分析したデータ等を活用して議論し、企業立地に関する施策の立案につなげた。 ②<脱炭素経営の普及・啓発> 省エネ診断及び設備導入補助を実施し、23社の支援を行ったことに加え、企業の脱炭素経営を促進するための認定制度を11月から開始し、62件の申請があった。また、拡充して実施したオープンファクトリー(*1)において、参加企業数が12社に増加し、前年度比6倍以上となる約3,900人が来場した。 ③<SDGsパートナー企業との連携強化> パートナー企業交流イベント等において、市民提案制度や高齢者生きがい就労事業など市が行うSDGsに関する事業の情報を企業に周知し、積極的な参加を促した。また、SDGsの取組を市報特集記事に掲載することと、その準備として中学生・企業等にインタビューを行った。 (*1)普段は一般人が立ち入ることのない工場(製造現場)を開放することで、ものづくりの魅力を発信することを目的とした事業	①産業団体や金融機関と連携した取組を更に進めるため、産業政策会議における議論を通じて、効果的な施策立案につなげる必要がある。 ②企業の脱炭素経営を促進させるため、「ECO未来都市尼崎」宣言団体(AG6)と連携した更なる支援が必要である ③交流イベントを実施しているが、その場での交流にとどまつておらず、企業同士の連携を更に深める必要がある。
【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】(目標指標A・B・D) (目的)ものづくり産業については、イノベーションを促進する成長分野への積極的な展開、生産現場の活力維持のための支援を行うことで、地域経済の持続的発展と安定的な雇用の確保を目指す。 ④<オープンイノベーションコア尼崎(OIC)におけるイノベーション創出支援> OICを設置し、チラシ配布やキックオフイベント等による周知・広報を図るとともに、延べ121件の企業訪問や8大学を訪問する中で、新たなアイデアを生み出す人材の発掘やイノベーション創出に向けて、企業ニーズに関する基礎データの収集や支援策に係る情報提供を行った。 ⑤<(一財)近畿高エネルギー加工技術研究所(AMPI)における支援> AMPIにおいて、前年に引き続き「研究開発パートナーシップ構築セミナー(88人参加)」や「オープンラボ(82人参加)」を開催し、延べ110件の新たな企業間の交流につながった。 ⑥<企業立地支援> 産業政策会議において、本市の産業特性や立地上の優位性を最大限に活かした企業立地についての議論を踏まえ、「企業立地方針」を策定するとともに、その方針に基づき「企業投資活動促進制度」の拡充を行った。 ⑦<市内企業の生産性向上等の支援> 省力化や生産性の向上に資する設備等の導入に係る経費を補助する「省力化・生産性向上設備導入支援事業」を実施し、42件49,781千円の補助金を交付した。	④「ものづくりをするなら尼崎」の実現を目指し、OICを核とした支援体制の構築を加速させる必要がある。 ⑤OICの開設を踏まえ、引き続きAMPIの持つ機能や役割等の整理を進める必要がある。 ⑥策定した「企業立地方針」に基づき、戦略的な企業誘致や設備投資促進等を進める必要がある。 ⑦事業者に寄り添った支援を実施し、補助金を活用した企業等の成長支援につなげる必要がある。
【スマートオフィス機能(*2)(ハード)や創業塾(ソフト)などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】(目標指標B・E) (目的)創業者を支援することで、創業の実現及び事業の早期安定化を促進し、雇用の創出など、地域経済の好循環を図る。 ⑧<尼崎創業支援オフィス「アビーズ」における創業支援> アビーズにおいて、利用者以外との交流会や創業相談会等を37回実施し、参加者は315人(前年比33人増)で、アビーズの新規利用者が6人(前年比3人増)となった。 (*2)小さなオフィスなどでビジネスを行っている事業者を支援する機能	⑧OICの開設を踏まえ、アビーズの持つ機能や役割等の整理を進める必要がある。

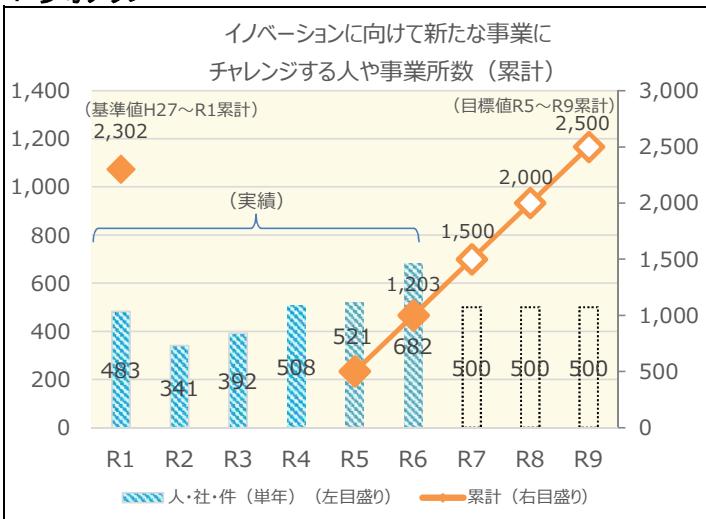
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	省力化・生産性向上設備導入支援補助金(省力化・生産性向上設備導入支援事業)
2	イノベーション創出支援の取組(新規ビジネスモデル構築支援事業)
3	重点分野の企業誘致と投資活動の促進支援(企業立地関係事業)
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	ものづくり総合支援拠点推進事業(イノベーション促進総合支援事業)
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	脱炭素化設備等導入促進支援事業
2	産業イノベーションを目指す外部専門家会議(産業政策会議)の設置(産業振興基本条例関係事業)
3	
4	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【脱炭素やSDGsなど成長分野への事業展開などに向けた产学研公融ネットワークの強化】
 ①引き続き産業政策会議を実施する中、イノベーション創出や創業へのチャレンジ等を加速するための支援について検討を進め、施策の成案化を図る。
 ②「あまがさき脱炭素経営事業所」として認定した企業に対し、省エネ診断や設備導入を補助する制度を活用して伴走支援を行うなど、AG6として脱炭素経営の普及させていく。
 ③企業同士が連携し、ビジネスにもつながるように、企業間でのSDGs関連トレンドの情報交換の場を設けるとともに、交流会では座学以外にもボードゲームなど対話・体験型のSDGs学習ツールを活用し、事業者同士がコミュニケーションを取りやすい環境を提供する。

【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】

④優良企業の発掘や大学・関係機関との連携促進、企業間・产学研官連携による研究開発の支援など、イノベーション創出に向けた支援を加速し、着実に成果につなげていく。
 ⑤OICの今後の取組を踏まえ、ものづくり分野におけるAMPIの効果的・効率的な支援体制の再構築を進める。
 ⑥兵庫県と連携し、今後分譲を控えるフェニックス事業用地への誘致を進めるとともに、企業間のマッチングによるイノベーション創出も見据えながら市内企業の投資促進を進める。
 ⑦引き続き中小企業等を支援するため、令和7年度も同補助金を実施する中で、企業等の経営課題の解決に向けて関係機関とともに伴走型支援を実施していく。

【スマートオフィス機能(ハード)や創業塾(ソフト)などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】

⑧OICの今後の取組も踏まえ、アビーズにおける効果的・効率的な創業支援体制の再構築を進める。

6 評価結果

評価と取組方針

・OICによるイノベーション創出に向けた企業等の新たな交流拠点の設置と合わせ、AMPI・ものづくり支援センター・尼崎地域産業活性化機構が運営するアビーズの機能や役割等を整理する。

・また、イノベーションエコシステム(*1)の構築に向け、OICを中心とする支援人材の企画立案力や伴走支援力の強化、企業との顔が見える関係性など産業支援に必要な情報を蓄積し継承できる仕組みについて、産業政策会議等を通じて各関係機関と協議し、構築する。

・中小企業における新たな領域への事業展開や経営改革を後押しする観点から、市内企業の状況やニーズ把握を進め、産業政策会議等を通じて各関係機関と協議しながら、産業支援の方向性を検討する。

・海外展開や外国人材の雇用等に关心を持つ市内企業のニーズ把握と産・官・学・金など関係機関との連携を進め、グローバルな企業活動を支える橋渡し的な役割を検討し、必要な施策を進めていく。

(*1)産・学・官の多様な主体が相互に関係しながら連携し、継続的に新たなイノベーションが創出される仕組み

主要事業の提案につながる項目

【新製品の開発やIoT化の導入の支援など、製造業などのイノベーションの促進支援】

【スマートオフィス機能(ハード)や創業塾(ソフト)などを活用した創業支援の充実による市内起業の促進】

④⑤⑧イノベーション創出に向けた支援を加速させるため、企業等の新たな交流拠点の設置を検討する。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11 地域経済・雇用就労	展開方向	02 地域経済の活性化や循環の促進
主担当局	経済環境局		

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A あま咲きコインの会員登録者数	↑	59,937	人	150,000	—	59,937	104,495	120,460	125,373
B 企業・商店街原資負担によるあま咲きコインの流通額	↑	625	千円	10,000	—	625	3,800	31,663	41,857
C 事業継続支援事業の利用件数	↑	24	件	75	15	24	20	23	21
D 地元の農産物「あまやさい」を選ぶ市民の割合	↑	—	%	19	—	—	7.9	8.4	10.6
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】(目標指標A・B) (目的)SDGs行動の推進、市内経済の好循環及び市民生活の向上を図る。 ①「あま咲きコインの運営」 将来的な活用財源の減少を見据え、あま咲きコインの現在の利用状況の分析や活用効果の整理を行った。また、物価高騰対策支援として、プレミアムキャンペーンを多くの方に利用いただけるよう3カ月間と期間を長くして実施するとともに、企業版ふるさと納税による寄付の受け入れや、企業商店街原資負担によるあま咲きコイン発行推進(約4,186万ポイント発行。前年度比1,019万ポイント増)など、財源確保にも努めた。	①特定財源がない場合は、当初の目的である、SDGs行動を促進するための政策推進ツールなどの活用を推進していくこととしているが、その目的に立ち返った検証をする必要がある。また、将来的にキャンペーン実施ができなくなることにより利用者の減少が見込まれることから、利用者増につながる取組が必要である。
【事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成】 (目標指標C) (目的)事業承継や減災対策の取組促進により、事業者の持続力強化と危機意識の醸成を図る。 ②「事業承継支援の充実」 兵庫県事業承継・引継支援センターと尼崎市事業承継プラットフォームが連携した個別相談会に加えて、これまで同センターにおいて支援していた第三者承継についても、市内で相談から実行に至るまでの支援体制を構築する中、バトンタッチ診断の申込み6件、専門家派遣が7件と前年度に比べて増加した。 ③「減災対策イベントの実施」 企業向けセミナーの実施に加えて、地域の子どもが減災について学びながら商店街を周遊する「防災スタンプラリーin武庫元町商店街」を大学と連携して開催し、102人が参加した。	②市内においてワンストップの支援体制が整備されたものの、バトンタッチ診断等の申込件数は微増であったため、企業訪問等の機会を活用しながら、支援を必要とする事業者を掘り起こしていく必要がある。 ③近年、大きな災害が起きていない本市において、企業の危機意識の更なる向上を図る必要がある。
【市内産野菜「あまやさい」のPRなど市内農業者の営農環境の充実】(目標指標D) (目的)「あまやさい」を広く周知し、販路拡大につなげるとともに、営農者への支援を行うことで、都市農業の存続を図る。 ④「あまやさいの普及・消費拡大」 市内の量販店1店舗において、生産者情報のポップを掲示したあまやさいコーナーを設けてもらい、認定農業者2名の販路拡大につなげた。「あまやさい」を「食べる」という観点からの普及に向けた取組として、ホテルのコース料理に「あまやさい」を使用していただいたほか、アメフトチームと連携し、「あまやさい入りトルトカレー」の開発を進めるとともに、「あまやさい」を使用した料理を提供している店舗等を「あまやさい地産地消推進店」として登録し、PRする制度を開始し、10店舗を登録した。	④「あまやさい」入手できる箇所が限られているため、地産地消推進店を増やすためには、「あまやさい」を円滑に調達できる仕組みを検討する必要がある。
【生鮮食料品などの安定供給・取引の適正化】 (目的)取扱高の維持・向上を通じ生鮮食料品等の安定供給を図るとともに、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保し、安心できる消費生活の実現を目指す。 ⑤「市場の利用促進など市場活性化に係る取組」 卸・仲卸業者における集荷・販売に係る支援を実施するとともに、3事業者を新規入場に至らせ、37年振りに事業者数が前年度比増となった。また、「市場の利用促進」では、飲食店への訪問PR等を継続し、延べ232回の商談を創出、延べ53件の取引に結び付けた。結果、取扱数量は前年度比99.5%、金額は130.0%となり、取扱高の維持向上を通じた生鮮食料品等の安定供給という役割を果たした。 ⑥「市場再整備に向けた取組」 令和6年7月に再整備事業者の公募を開始したが、期日までに参加表明がなく中断した。再開に向け、民間及び場内事業者への調査等を行った。	⑤競争力強化による取扱高の維持・向上等を図る上で、市場との取引等におけるインセンティブの検討・導入による販路拡大が重要である。また、市場の意義・役割を含めた認知度がまだ不足しているため、実需者に選ばれかつ、市民に愛され親しまれる市場を目指し、場内事業者と連携した所要の取組が必要である。 ⑥公募再開に向け、市の事業費負担の抑制や将来リスクに対する民間事業者の不安軽減につながる諸条件を整理する必要がある。また、特定フロンの規制時期(令和12年)を見据えた再整備が求められる中、現行スキームの成立が困難となる事態にも備える必要がある。

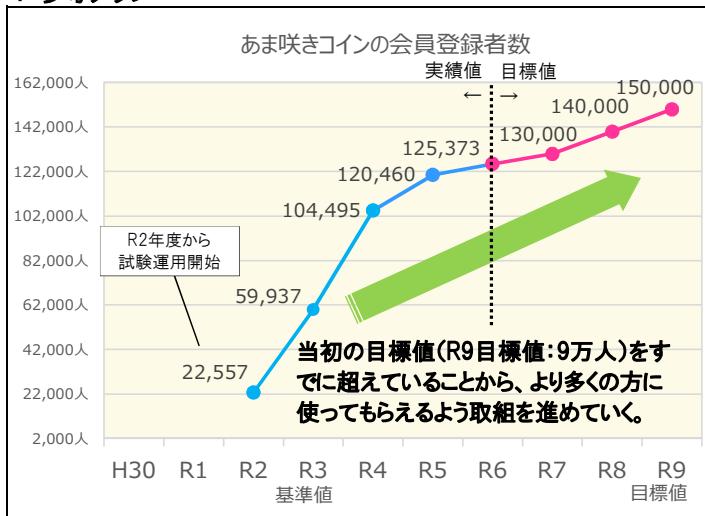
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	あま咲きコインプレミアムキャンペーンの実施(SDGs「あま咲きコイン」推進事業)
2	あまやさい地産地消推進店の促進(都市農業活性化推進事業)
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	SDGs「あま咲きコイン」推進事業
2	尼崎市公設地方卸売市場の再整備(次期地方卸売市場整備事業)
3	商店街等インバウンド支援事業(尼崎市商業活性化対策事業)
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	SDGs「あま咲きコイン」推進事業
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【あま咲きコインを活用した地域商業の発展及びキャッシュレスの推進】

①今年度は物価高騰対策としてプレミアムキャンペーンを実施する一方で、SDGsポイントの活用状況等について必要となるデータを収集し、振り返りや検証を行う。また、市報特集ページでのPRに加え、商店街等のイベントで、あま咲きコインを活用していただく機会を増やすほか、市内セブン銀行のATM画面において、あま咲きコインのPRを行うなど、新たな利用者、加盟店の拡大に努める。

【事業所訪問や産業団体・金融機関との連携による事業継続の促進支援の充実や減災対策への取組促進及び危機意識の醸成】

②プラットフォーム機能等を活用しながら、県支援センターとの連携をより深めていくとともに、他都市の事例を参考に効果的な支援を検討していく。
③企業の更なる危機意識の向上を図るために、大学等との連携の下、これまでの災害の経験を活かした企業向けセミナー等を実施する。

【市内産野菜「あまやさい」のPRなど市内農業者の営農環境の充実】

④「あまやさい」の認知度向上と消費拡大を図るため、「あまやさい地産地消推進店」が使用する「あまやさい」を農業者や市場関係者が運搬する際に補助を行い、「あまやさい」の円滑な調達を支援するとともに、「あまやさい地産地消推進店」を周知するためのPRグッズを作成し、店舗に貸与する。

【生鮮食料品などの安定供給・取引の適正化】

⑤市場活性化に係る場内事業者への支援及び飲食店への訪問PRなどを継続するとともに、市場と取引がある飲食・小売店等を「尼崎市場直送店」として認証し、市民等にPRするほか、観光との連携を模索するなど、市内の飲食・小売店等における市場の利用促進を図り、認知度の向上及び取引の拡大を目指す。
⑥現行スキームをベースに、施設仕様や整備方法等について、市・民間事業者・場内事業者による協議・調整を行う。また、上記の取組と並行して、財源を含め、現行スキーム以外の様々な選択肢を調査・検討する。

6 評価結果

評価と取組方針

・「あまやさい」を購入できる場所は広がり、認知度も向上しつつある。今年度は課題となっている店舗の調達に対する支援を実施するなど、「あまやさい」が地元産野菜として市民へ提供される機会の拡大につながるよう各種取組を進める。

・市民に愛され親しまれる市場の再整備に向けては、施設仕様や整備方法等について、民間事業者や場内事業者との丁寧な協議を進め、その協議内容を踏まえて、次年度の公募要件の見直し案を示していく。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	03	雇用就労の充実
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 市内有効求人倍率の全国との比較	↑	国 1.16 市 0.97	倍	全国有効求人倍率を上回る	国 1.10 市 1.01	国 1.16 市 0.97	国 1.31 市 1.08	国 1.29 市 1.16	国 1.25 市 1.14
B しごと支援課の実施事業により、市内企業に就職した求職者数	↑	60	人	90	44	60	103	95	94
C 無料職業紹介窓口の相談件数(延べ件数)	↑	1,268	件	1,800	985	1,268	1,339	1,130	1,172
D スキルアップ等による労働生産性向上に資する事業への延べ参加者数	↑	324	人	700	364	324	534	536	762
E アマポータルの年間アクセス数	↑	—	件	150,000	—	—	112,858	144,413	146,959

5 担当局評価

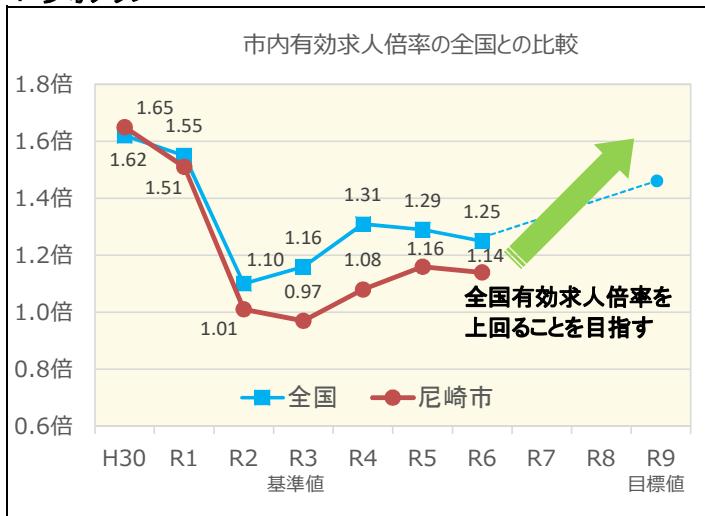
これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】(目標指標A・B・C・E) (目的)職住近接を生かした雇用就労支援を実現するため、市内企業の魅力発信に加え、企業が求める人材あっせんを通じた雇用支援と市民に対する相談・無料職業紹介を通じた就労支援を実施し、雇用情勢に柔軟に対応した就労環境の維持向上と福祉の増進を図る。 ①「企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援」 多様な求職者ニーズを踏まえた無料職業紹介・相談支援及び求人開拓(延べ427社)に努めるとともに新たなオンライン予約システムやパソコン利用コーナーの活用により就労相談件数が1,172件、新規求職申込者数は216件といずれも昨年度を上回る実績となった。 ②「多様な人材の労働参加率を高める取組」 従来の合同企業説明会(3回)に加えて、新たに「尼崎障害者就職面接会」を開催し、参加企業60社、参加者302人を集客する中34人を就職につなげることで多様な人材の労働参加率の向上に努めた。 ③「高校生・大学生等を対象とした市内企業の魅力発信」 大学コンソーシアムひょうご神戸と協定締結し、高校生向け出張講座や工場見学(企業29社、5校・生徒286人)と大学生向け業界研究バスツアー(企業6社、学生27人)や職場体験(企業9社、学生64人)、県立大学出張講座(企業2社、学生57人)を実施し大学生25人を採用選考までつなげた。 ④「しごと塾を活用した就労支援」 「しごと塾」において、新たにポリテクセンター尼崎による「職業訓練体験研修」を3期実施するとともに、マザーズハローワーク尼崎による「ミニ面接会」と「再就職相談会」を新たに実施し、参加者計160人のうち塾生60人を就職につなげた。 ⑤「市内企業の魅力発信」 共働き世帯が増加している中、働きやすい職場環境の整備に取り組む市内企業を表彰し、企業のイメージアップひいては人材確保につながる制度を立案した。	①無料職業紹介窓口による就職件数を増やすため、就職イベントとの一体的支援の方策等を検討する必要がある。 ②深刻化する労働力問題への対応として外国人や女性、若年者、高齢者、障害者など「多様な人材」の労働参加率の更なる向上が不可欠である。 ③労働力問題への対応として日本人だけでは充足できない現状から、企業の競争力を強化し、生産性の向上に資するイノベーション創出には、高度外国人材の活躍も鍵となり得るが、外国人留学生の日本での就職活動に対する理解不足や企業の労務管理上の受入れ体制の未整備等により、日本での就職率は4割程度に留まっており、外国人材の受入れ環境の整備が不可欠である。 ④「職業訓練体験研修」については、塾生のニーズや業界の変化にも十分に留意し、実践的なスキル習得を促進するための新しいプログラム(メニュー)の導入について検討する必要がある。 ⑤企業のイメージアップに向けて、働きやすい職場環境の整備に取り組む企業のPRが必要である。
【労働者のスキルアップによる生産性の向上】(目標指標D) (目的)市内企業の従業員の人材育成に加え、多様な人材獲得に向けた人権尊重や待遇改善の取組を促進することで、労働生産性の向上を図る。 ⑥「外国人材を雇用する中小企業者等への支援」 「外国人材雇用促進支援補助金」は、申請書類や様式を見直し、企業への個別訪問や説明会等による活用促進に努める中、利用件数は3社に増加したことにより、あまがさき外国人材雇用・育成・定着モデル事業所認証制度では、企業への個別訪問や業界を絞った施策説明会等で周知に努める中、10社を認証した。 ⑦「市内企業の働き方改革・雇用環境整備に向けた啓発の取組」 (1)労働条件明示ルール変更、(2)新たな外国人雇用制度、(3)物流業界2024年問題、(4)キャリアアップ助成金、(5)カスハラ対策、(6)労務費の価格転嫁の計6本の解説動画(視聴回数計2,270回)を作成配信するとともに、市内企業を対象に人権啓発研修を計6回実施(117社・225人参加)し、市内企業の雇用環境改善の促進に努めた。 ⑧「多様な人材が働きやすい環境の整備」 車両集会や企業訪問における意見やニーズ(外国人材への日本語教育やスキルアップへの支援の充実)を踏まえ、「外国人材雇用促進支援補助金」の拡充や企業向け特設相談窓口の開設等、企業の負担軽減に資する支援策を立案した。	⑥「あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証制度」において、インセンティブの見直しとともに、認証にとどまらずに就労環境整備の取組の継続につなげる仕組みが必要である。 ⑦深刻化する労働力問題への対応や生産性の改善・向上等に向け、今後更に多様な人材が活躍できる就労環境の整備に向けた取組が必要である。 ⑧新たな育成就労制度の施行(令和9年度)に向けて、企業が活用しやすい支援体制を整える中で、企業向け特設相談窓口の設置については、関係機関と連携し効果を高めていく必要がある。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	外国人雇用に向けた雇用・就労支援の取組(雇用創造支援事業、インターンシップ等推進事業)
2	外国人材を雇用する中小企業に対する支援の強化(外国人材雇用促進事業)
3	子育て応援企業表彰の実施(子育て応援企業表彰事業)
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	リスキリング支援の取組(キャリアアップ支援事業、中小企業リスキリング支援事業)
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【企業、求職者のニーズに応じたきめ細やかな雇用就労支援】

- ①ハローワークの求職者支援の補完機能として、応募書類の書き方、面接対策等に特化した「就活・転職何でも相談会」を実施するほか、「しごと塾」等の就職イベント実施後の無料職業紹介窓口による継続支援の充実を図る。
- ②「尼崎障害者就職面接会」等既存事業(3回)に加え、新たに「外国人留学生向け合同企業説明会」と企業向けセミナー等を実施し、多様な人材の労働参加率の更なる向上を図る。
- ③既存事業(高校生向け及び大学生向け)に加えて、新たに「外国人留学生向けインターンシップ」を実施し、高度外国人材の市内企業への就職意欲の向上と市内の外国人雇用の機運醸成を図る。
- ④ポリテクセンター兵庫との連携を強化し、「職業訓練体験研修」の受講メニューの見直しと塾生の「職業訓練体験研修」への誘導及び集客の方策を検討実施するとともに、しごと塾生に対する無料職業紹介窓口との一体的な就職支援に努める。
- ⑤中小企業等が従業員に対する子育て支援に係る制度を独自に創設するなど、積極的に支援に取り組んでいる企業等を表彰する「子育て応援企業表彰」を実施するとともに、表彰企業を積極的にPRしていく。

【労働者のスキルアップによる生産性の向上】

- ⑥あまがさき外国人材雇用・育成・定着支援モデル事業所認証制度については、より効果的なインセンティブの検討及び審査要件の見直しを行うとともに、認証企業間の交流を図る機会を提供することで、企業間の連携や更なる人材育成・雇用環境の充実を促進する機運を高め、市全体に発信する。
- ⑦4月に施行される改正育児・介護休業法や、新たな入国管理制度、国の助成金制度及び働き方改革関連法等の国の法改正等について、動画配信による更なる啓発に努める。
- ⑧補助上限額と補助対象要件の拡充により、「外国人材雇用促進支援補助金」の更なる活用促進を図るとともに、出入国在留管理局や兵庫労働局等の関係機関と連携し、在留資格手続や外国人材が能力を発揮できる適切な労務管理等に関する企業向け特設相談窓口を設置し、外国人材にとって働きやすい環境整備を促進する。

主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針

・高齢者がもつ能力や経験を活かして働くことができる仕組みづくりなどについて、民間企業の取組事例などの把握も含めて、関係部局間で連携し研究を進める。

・「働く」も「子育て」も応援する観点から多様な働き方の支援やスキルアップに向けた環境整備について、他市事例も参考に研究を進めます。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	11	地域経済・雇用就労	展開方向	04	観光振興による地域経済の活性化と魅力向上
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 市内の観光入込客数 (うち宿泊人数)	↑	164.2 (29.2)	万人	300 (50)	136.3 (27.0)	164.3 (29.2)	241.6 (39.5)	272.7 (44.3)	289.1 (46.1)
B 尼崎城入城者数	↑	3.1	万人	15.0	2.8	3.1	4.7	4.9	6.7
C 「尼崎城再建によってまちに新たなぎわいが生まれた」と感じている市民の割合	↑	9.9	%	17.5	7.0	9.9	5.1	4.9	7.2
D あまがさき観光案内所における土産等の売上額	↑	7,522	千円	15,000	2,877	7,522	8,155	6,807	8,159
E 市内の観光GDP	↑	10,557	百万円	15,305	8,258	10,557	16,050	22,706	—

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
<p>【観光重点取組地域を中心とした観光地域づくりの推進】(目標指標A・B・C・D・E) (目的)本市のイメージを一新する歴史・文化を取り込んだ観光施策を重点取組地域(尼崎城を含む城内地区及び寺町や中央・三和商店街周辺)で展開するとともに、地域資源を活かした観光振興を進め、地域の稼ぐ力の向上、まちの魅力と価値の向上、シビックプライドの醸成を図る。</p> <p>①『観光客の周遊促進、稼ぐ力の向上』 観光客の周遊促進を図るために、映画「あまろっく」特設サイトを設置し、市内のロケ地巡りを推進するとともに、あまがさき観光局と指定管理者との連携によるリアル謎解きゲーム「アマナゾ」において、商店街や寺町、開明庁舎等の施設を周遊スポットとするなど、阪神尼崎駅周辺の観光客の周遊性を高めた。また、本市在住の尼子騒兵衛氏の作品を常設展示するスペースとしては全国で初めてとなる尼子騒兵衛漫画ギャラリーを令和6年6月に開明庁舎にオープンさせるとともに、「落第忍者乱太郎どうやき」など市内事業者とタイアップして開発した商品を販売し、稼ぐ力の向上につなげた。</p> <p>②『尼崎城の魅力向上』 令和6年12月に公開された映画忍たま乱太郎とタイアップし、天守内への劇場公開記念パネルの展示及び尼崎城限定のノベルティプレゼントを行うとともに、落第忍者乱太郎を題材としたリアル謎解きゲーム「アマナゾ」を実施するなど、全国の乱太郎ファン、ファミリー層の誘致を図った。また、小学生の長期休暇中に毎日、日替わりでワークショップ等を行うなど、集客増への取組を行い、令和6年度は6万7千人の入城者となった(前年度比1.8万人増)。</p> <p>③『大阪・関西万博を契機とした観光施策(外国人旅行者向け施策含む)』 令和7年4月からフェニックス事業用地で実施される「ひょうご楽市楽座」開催に向けて、尼崎の魅力発信につながるよう、物産販売事業者やイベント出演団体の募集、調整を行った。また、尼崎運河クルーズツアーにおける多言語での音声案内サービスの導入や市内飲食店が多言語メニューを作成する場合などの補助、あまがさき観光案内所の外国人観光案内所としての認証獲得、多言語版の本市観光パンフレットの外国人旅行者が手に取る機会の多い市内外施設への設置など、外国人旅行者受入についての環境整備を実施した。</p> <p>さらには、近畿圏の外国人旅行者の半数以上が大阪府内に宿泊している状況にあり、万博を契機に更に多くの観光客が大阪を訪れることが、大阪への優れた発信力を有する公益財团法人大阪観光局との連携を今後深めていくこととし、大阪観光局とシンポジウムを実施して、市内外に情報発信した。</p> <p>④『阪神タイガースファーム施設の開業を契機としたぎわい創出等』 阪神タイガースファーム施設の開業にあたり、商店街へのカウントダウンボードを設置する開業100日前記念セレモニーや、開業前の寄付者向け施設内覧会、地域の園児や小学生を招待した歓迎セレモニーなど、様々な機運醸成のための取組を行った。また、市内事業者と連携し、阪神タイガースのオリジナルグッズを10品開発し、ふるさと納税の返礼品に登録した。</p> <p>⑤『あまがさき観光地域づくり戦略の策定準備』 新たな観光地域づくり戦略策定に向け、これまでの観光に関する取組の振り返りや現状整理、市と観光局の役割分担の整理等に取り組んだ。</p>	<p>①観光客の周遊促進については、阪神尼崎駅周辺だけではなく、更に拡大を図る必要がある。稼ぐ力の向上については、市内事業者との商品開発について、一部の事業者とのタイアップにとどまっていることから、取組を更に広げる必要がある。また、城内地区に位置する旧警察署について、長年、取扱いの方向性を示すことができていない。</p> <p>②更なる入城者増を図り、収支改善につなげる必要がある。</p> <p>③令和7年度は大阪・関西万博が開催されることから、本市への観光客数増加につながるより実効性のある取組を進める必要がある。</p> <p>④阪神タイガースファーム施設の開業を契機とし、機を逸することなく交流人口の増加や周辺地域の活性化に取り組み、新たな観光資源として確立する必要がある。</p> <p>⑤タイガースファーム施設の開業、大阪・関西万博の開催を契機とし、万博後を見据えた今後の本市観光事業の方向性を示す必要がある。</p>

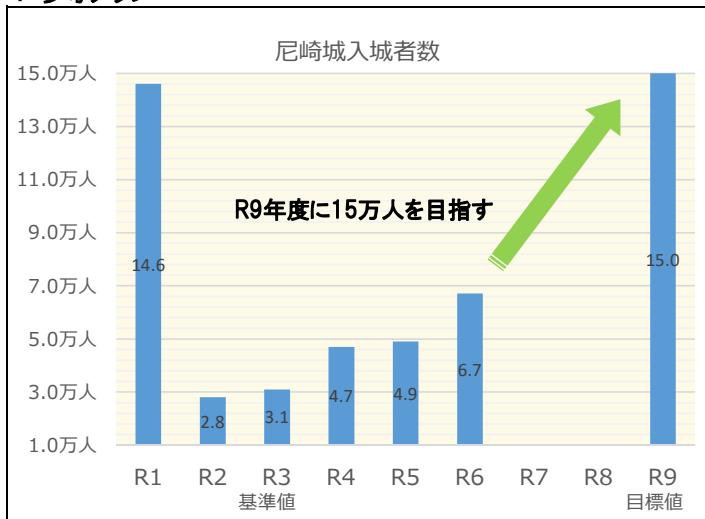
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	尼崎城の体験コンテンツ導入による魅力向上(尼崎城址公園魅力向上事業)
2	小田南公園を活用した賑わい創出と環境啓発の実施(小田南公園関係事業)
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	尼崎城址公園魅力向上事業
2	小田南公園周辺地域活性化事業
3	大阪・関西万博関連事業
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【観光重点取組地域を中心とした観光地域づくりの推進】

①阪神尼崎駅周辺だけでなく、阪神タイガースファーム施設や尼崎競艇場など、範囲を広げた周遊促進の取組を進めるとともに、稼ぐ力の向上についても、市内事業者との商品開発について、事例を更に増やしていく。旧警察署については、官民連携の枠組みも見据え、民間事業者の意見を聞くためにサウンディング調査を実施する。

②好評となっている忍たま乱太郎を更に活用し、2階シアターでは尼崎を舞台として過去に放映されたアニメエピソード及び市内観光資源紹介動画を上映するとともに、3階ではなりきり体験衣装を導入する。

さらには、英語版パンフレットを使った外国人旅行客へのPRや4階については新たな体験型展示を導入してリニューアルするなど入城者数増の取組を進める。

③フェニックス事業用地「ひょうご万博楽市・楽座」では、4月から9月まで市内事業者等による物産販売等を、万博会場関西パビリオンでの「リージョナルデー（市町の日）」では、9月11日に、尼崎のPR動画の上映を行うなど、本市の魅力発信を行うほか、大阪・関西万博を訪れる観光客に向け、本市で行われるイベントのプロモーションなどを実行していく。

そのほか、外国人旅行者向け情報サイトにおいて尼崎城をはじめとした本市の観光資源の情報発信を行うほか、市内飲食店が外国人旅行者を受け入れる際の補助については、宿泊事業者等にも対象を拡大して実施する。

さらには、大阪観光局と連携し、尼崎・大阪をまたぐガイド付き周遊ツアーを実施するなど、広域的な観光プロモーションを実施する。

④阪神タイガースと連携した野球教室の開催や公式戦における市民デーの設置、また周遊性を高めるイベントの実施など、小田南公園周辺地域の活性化に向けた取組を検討し、実施していく。

⑤本市、あまがさき観光局が観光政策を進めていく羅針盤としてあまがさき観光地域づくり戦略(尼崎城魅力向上策の方向性含む)を成案化するとともに、観光マーケティングのノウハウを有する大阪観光局と連携して今後の施策を検討する。

6 評価結果

評価と取組方針

・尼崎城の来城者や収入の増加に向けては、リニューアルオープンした阪神尼崎駅前中央公園や、阪神タイガースファーム施設(ゼロカーボンベースボールパーク)の開業による、エリア全体のにぎわい創出との相乗効果が生まれるよう、引き続き、観光局や指定管理者等と連携し取組を進める。

・新たなあまがさき観光地域づくり戦略の策定にあたっては、大阪、兵庫県内からの周遊も意識し、市内にある様々な歴史や文化なども含めた新旧の観光資源を活かした、尼崎らしい取組の方向性を早期に整理していく。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	01	脱炭素社会の形成
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 市域における二酸化炭素排出量	↓	2,494 (R2速報値)	kt-CO2	2,049	2,491	2,292	2,434	2,293 (速報値)	—
B 地球温暖化を防ぐ行動をする市民の割合	↑	48.9	%	65.0	—	48.9	46.1	54.1	51.8
C あまがさき環境オープンカレッジ推進事業参加者数	→	13,918 (R1)	人	14,000	3,774	6,541	12,177	11,810	12,527
D あまがさき環境教育プログラム実施校数	↑	20	校	42	—	20	29	33	35
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
<p>【環境配慮型の建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減】【再エネ設備の導入促進などCO2排出を伴わないエネルギーへの転換の推進】(目標指標A:B)</p> <p>(目的)2050年までに脱炭素社会の実現に向け、まずは2030年度のCO2排出量を2013年度比で50%以上削減する。</p> <p>①「脱炭素先行地域の取組」ゼロカーボンベースボールパークが令和7年3月に開業した。また、更なる省エネ・再エネ化を推進するため、駅舎補助電源装置や高効率設備を追加し、計画を1年延長する変更を行った。</p> <p>②「エコカーの推進」休日の公用車EVカーシェア(2台)の利用率向上に向け、1台を尼子騒兵衛漫画ギャラリーのある開明庁舎に設置し、観光客等の利用を促した(年28回利用)。また、公用車2台をEVに更新するとともに、EV充電インフラに関するアンケート調査の結果、外出先でのEV充電器の利用率が低いほか、多くの集合住宅に充電環境がないことや充電スポットが少ないと感じる人が多いことが分かった。兵庫県では、水素ST整備に向け、重点地域選定を目指し取り組む中、本市が候補地の1つとなっていることから、県と連携して検討を進めた。</p> <p>③「省エネ・再エネ設備の普及促進」「太陽光発電設備等の共同購入事業」は、新たに4市町が加入した全14市町で実施し、市場価格から17~31%安値となる中、市内では昨年の160件を上回る236件の登録があり、11件の契約と約45kWの太陽光発電設備の設置につなげた。また、新たにZEH等の省エネ・再エネ住宅ガイドブックを作成・配布し、市民等へ行動変容を促した。</p> <p>④「公共施設の省エネ・再エネ化」令和8年度供用開始予定の農業公園管理棟と子どもの育ち支援センター新館が新たにZEB Ready(*)認証を取得した。また、公共施設への再エネ導入促進に向け、令和7年度以降の新築及び大規模改修の設計を行う施設に対し、太陽光発電設備を導入する方針を定めた。</p> <p>⑤「エネルギーの地産地消」エネルギーの地産地消について、ゼロカーボンベースボールパークへの電力供給を開始した(その他の契約:31事業者、年間CO2削減量:約4kt-CO2)。</p> <p>(*)外壁等の高断熱化と高効率な省エネ設備等を備えることにより、国が示すエネルギー消費性能基準からエネルギー消費量を50%以上削減した建築物</p>	<p>①府内連携のもと、引き続き阪神電気鉄道株と協力し、計画を遅滞なく進めるとともに、ゼロカーボンベースボールパーク開業の機を捉えた市内外への効果的な周知啓発を行い、市民等の行動変容につなげる必要がある。</p> <p>②EVの普及が停滞する中、市民等にEVを身近に感じていただく機会の創出と、EVに対して抱く不安感の一つである充電インフラ整備についての検討が必要である。また、市域に物流基地が立地する中、運輸部門のCO2削減についても検討が必要である。</p> <p>③建築物省エネ法改正により省エネ基準適合が義務付けられたことで、太陽光発電設備やZEH等も一定の普及が進んでいるところであるが、新築・改築時が導入の最大のタイミングになるため、その機を逃さないよう、一層の周知が必要である。</p> <p>④公共施設の省エネ・再エネ化の状況を把握し、市の取組を市民等に向け情報発信することで、率先垂範による市民への啓発につなげる必要がある。</p> <p>⑤産業部門のCO2排出量は減少傾向にあるものの、業務その他部門は横ばいであることから、市内事業者の脱炭素経営の支援が必要である。</p>

【環境教育の充実、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】

(目標指標A·B·C·D)

(目的)市民一人ひとりが地球温暖化による危機を認識できるよう取り組み、それぞれの行動変容につなげる。	<p>⑥「市民等の省エネ行動の推進」省エネ行動を行った市民等に対し、CO2削減量に応じた電子地域通貨「あま咲きコイン」を付与する取組について、森の文化祭や市民まつり等のイベントや市報での広報等により、延べ2,224人が参加し、4.5tのCO2排出量削減につなげた。</p> <p>⑦「給水機設置によるマイボトルの普及促進」公共施設の給水機について、利用頻度の少ない3か所を撤去し、利用見込みのある3か所に新たに設置するとともに、民間施設で3か所が追加となり、給水スポットは45か所となった。削減効果は昨年度の1.3倍となる500mlペットボトル254,812本分となったほか、尼崎市オリジナルマイボトルの販売本数は、令和3年度からの累計で4,700本を超えた。</p> <p>⑧「若年層や企業との連携」「あまがさき環境オープンカレッジ推進事業」では、エコあまフェスタ等の主催活動が市民に定着しつつあり、多くの若年層の参加・協力を得ながら実施することで延べ12,527人が参加した(昨年度:11,810人)。また、実行委員会に市内事業者をオブザーバーとして招いたことにより、市内企業とのつながりを増やすことができた。</p> <p>⑨「環境教育への取組」小学校で実施している「あまがさき環境教育プログラム」では、新たに統合した運河学習の実施や、新プログラムを追加し、昨年度を上回る35校での実施となった。また、成良中学校に対し出前授業を行うなど、中学生への環境学習についてもアプローチすることができた。</p> <p>兵庫県産木材を用いた積み木や紙芝居などを70の教育・保育施設に配付し、「遊び」を通じて木への親しみや森林の大切さの理解を深める木育を実施した。</p>
(目的)市民一人ひとりが地球温暖化による危機を認識できるよう取り組み、それぞれの行動変容につなげる。	<p>⑥家庭部門のCO2削減量が鈍化していることから、これまで環境問題に興味を持ってこなかった層にもアプローチし、脱炭素行動を市全体に広げていく必要がある。</p>
(目的)民間施設への設置については、令和3年度から市内事業者に広報を行ってきたが、設置できる施設や業種が限定されることが分かった。	<p>⑦高齢化等による環境活動の担い手不足が課題である中、市内の高校や企業とのつながりは増えているものの、主催者側として積極的に参加するような若年層の担い手の育成には至っていない。</p>
(目的)教育施設側の年間スケジュールの都合等により、プログラムの実施に至らない小学校がある。また、より多くの中学生に対して環境学習を実施できるよう手法を検討する必要がある。「幼児木育事業」では、紙芝居の読み聞かせに苦慮している教育・保育施設への支援が必要である。	<p>⑧教育施設側の年間スケジュールの都合等により、プログラムの実施に至らない小学校がある。また、より多くの中学生に対して環境学習を実施できるよう手法を検討する必要がある。「幼児木育事業」では、紙芝居の読み聞かせに苦慮している教育・保育施設への支援が必要である。</p>

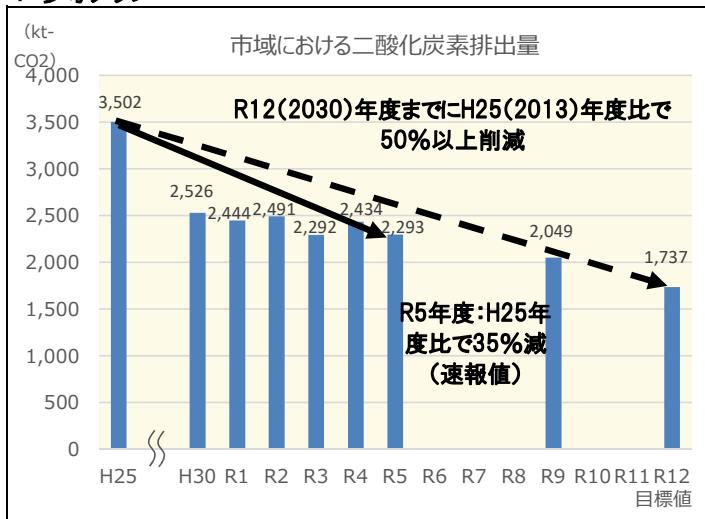
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	小田南公園を活用した賑わい創出と環境啓発の実施(ゼロカーボンシティ推進事業)
2	公共施設への太陽光発電設備導入に係る取組
3	エネルギーの地産地消促進事業の拡充(脱炭素経営支援事業)
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	公用車へのエコカー導入実施(脱炭素社会推進事業)
2	幼児木育事業(環境保全の啓発・活動支援事業)
3	民間EVカーシェアの普及促進(脱炭素社会推進事業)
4	(仮称)市営若草住宅への再生可能エネルギー導入を核とした地域マイクログリッド構築の検討(脱炭素社会推進事業)
5	公共施設照明のLED化

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針

・ゼロカーボンベースボールパークを活用した啓発事業については、それぞれの取組の効果を検証、評価する中で、脱炭素社会の実現に向け、より実質的な行動変容につながる取組となるよう、事業者とも連携しながら引き続き工夫を重ねていく。

・市域のCO2排出量の削減が鈍化していることから、改めて部門ごとにCO2削減に向けた課題を整理し、効果的な取組を検討する。特に、脱炭素社会の実現に向け必須となる再エネ設備については、普及に向けた更なる取組を進め、市内への導入拡大に努める。また、普及が停滞しているEVについても、自宅以外での充電インフラの必要性等を整理し、普及策を検討する。

令和7年度の取組

- 【環境配慮型の建築物の普及や設備の更新・運用改善の支援などによる消費エネルギーの徹底的な削減】【再エネ設備の導入促進などCO2排出を伴わないエネルギーへの転換の推進】
 - ①駅や尼崎車庫の高効率設備の導入や、大物公園の路面太陽光発電設備の導入等を遅滞なく行うとともに、イベントの実施等により本取組を市内外へ効果的に発信することで、市民等の行動変容を促す。
 - ②公用車EVカーシェアについては、落第忍者乱太郎のラッピングと開明庁舎への設置を継続し、観光客等への利用を促すとともに、公用車を順次EVに更新する。また、引き続き、EV充電シェアリングやEV充電インフラの必要性を検討するとともに、県と連携し水素ST整備に向けた検討を行う。
 - ③太陽光発電設備等の共同購入については、令和8年度からの県全域実施に向け、県及び連携自治体と連携方法等について協議を行う。また、省エネ・再エネ住宅ガイドブックについては、ハウスメーカー等へも配布し、住宅の取得や改修を検討している市民等へ効果的に情報を伝えることで、エコ住宅の普及を推進する。
 - ④環境マネジメントシステムにより太陽光発電設備の導入状況について進捗を確認し、環境保全推進会議で報告するとともに、市ホームページで公表する。
 - ⑤エネルギーの地産地消にFIT電力を組み込み、令和8年度から一部の公共施設にも自己託送により供給するための準備を進める。

【環境教育の充実、あま咲きコインの活用による環境配慮行動の促進など、環境に配慮したライフスタイルの実践に向けた支援】

- ⑥ゼロカーボンベースボールパークを拠点に阪神電鉄㈱や阪神タイガースと連携することで、幅広い市民等へ省エネ行動の取組を紹介し、行動変容を促す。
- ⑦引き続き、給水スポットやマイボトル使用の周知啓発に取り組むとともに、民間施設については、給水設備をもつ施設に対し、給水スポットの登録を促していく。
- ⑧引き続き、実行委員会に市内事業者や学校等を招くことで、環境活動の輪を広げるとともに、SNSやホームページ、市報等を活用し、イベントや活動を周知することで、環境問題に関心を持つ市民を増やすなど、若年層の担い手の育成に努める。
- ⑨プログラム未実施の小学校について、実施時期や授業内容などニーズに合った提案をすることで実施校数の拡大を図る。引き続き、出前授業を継続しつつ、中学生向けの環境学習の手法を検討する。木育用品の教育・保育施設への配付を継続するとともに、紙芝居の読み聞かせ動画を作成し、YouTubeで公開する。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	02	循環型社会の形成
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 焼却対象ごみ量	↓	127,784	t/年	123,466	130,463	127,784	124,511	116,317	112,538
B 「燃やすごみ」の排出量	↓	443	g/人・日	423	452	443	428	413	402
C 家庭系食品ロスの発生量	↓	73 (H29~R2平均)	g/人・日	65	61	—	51	54	56
D 廃棄物処理に係る不利益処分等(勧告・命令等)の件数	→	0	件/年	0	0	0	0	0	0
E クリーンセンター稼働実績	→	100	%	100以上	101	100	104	99	104

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)		
成 果	課 題	
【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】(目標指標A・B・C) (目的)循環型社会の形成に向け、3Rによるごみ減量を推進し、環境負荷の低減を図る。また、社会的課題の解決にも寄与する食品ロスやプラスチックごみの削減など、ごみとしないリデュースの取組を推進するため、市民・事業者における主体的な削減行動を促進する。	①ごみの排出量》焼却対象ごみ量は前年度比3.2%減(3,779t減)となってい。また、1人1日あたりの「燃やすごみ」の排出量も前年度比11g減少した。一般廃棄物処理基本計画に掲げる令和12年度の目標値に対して、昨年度達成した焼却対象ごみ量に加え、1人1日あたりの「燃やすごみ」の排出量も6年前倒しで達成した。 ②事業者への立入指導》大規模事業用建築物所有者51件、市内事業者82件に立入指導啓発を行い、事業者の主体的なごみの削減行動を促進したことにより、事業系ごみ量は前年度比3.1%減(1,270t減)となった。 ③食品ロス削減及びプラスチックごみ削減に係る取組》「もったいない！あまがさき推進店」を新たに25店舗(累計103店舗)認定し、「使い捨てプラスチック代替製品利用促進補助金」事業は、出店者の申請を受けるなどの改善を行い、10件の補助を行った(前年度2件)。また、食品ロスの取組は、高校生との連携によるフードドライブ等を計29回実施し、食品を369.8kg回収した。 ④新たな資源化の取組》プラスチックごみの削減及びリサイクル意識の向上のため、本庁や生涯学習プラザ等でコンタクトレンズの空ケースの拠点回収を19か所、ペットボトルのキャップの拠点回収を14か所で開始した。 ⑤紙資源の分別促進に係る取組》新たな資源化ルート構築に向け、資源物回収拠点設置に対する補助制度を開始し、複数の事業者と協議は行つもの防火対策等の理由により設置には至っていないが、事業者への啓発等により、事業系ごみに混入する資源化可能な紙資源の割合は前年度比7ポイント減少し、13.2%となった。	①減量目標は達成したものの、燃やすごみには、食品ロスや紙資源等が含まれているため、更なるごみの削減やリサイクルの推進に向け、市民の分別意識の向上、行動変容につなげる取組が必要である。 ②産業廃棄物の混入防止や資源物の更なるリサイクルに向けて継続した指導啓発を行い、事業者の自主的な分別につなげる必要がある。 ③「もったいない！あまがさき推進店」については、食品ロスの削減に取り組む店舗が増加するとともに市民の行動変容につながる仕組みや売れ残りによる食品ロスを減らすための仕組みが必要である。 ④コンタクトレンズの空ケース及びペットボトルのキャップの資源化に向けて、市民等の認知度向上や拠点の拡充に取り組み、回収量を増加する必要がある。 ⑤補助制度は、関心を示す事業者が複数いるものの火災や不法投棄防止対策、ランニングコストなどの課題解決に向けたサポートが必要である。
【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】(目標指標A・B・C・D) (目的)循環型社会の形成に向け、一般廃棄物・産業廃棄物の適正な排出及び処理を徹底し、環境負荷の低減を図る。	⑥優良管理ごみ集積施設認定制度》個々の集合住宅へのアプローチに加え、ごみ置き場の事前協議の際に窓口となる建設業者等を通じた管理会社への周知等により、新たに16箇所(累計38ヶ所)の認定を行つた。 ⑦危険物の回収》収集車両やごみ処理施設の火災事故につながるエアゾール缶や小型充電式電池等の分別意識を促進するため、回収キャンペーンを21回実施し、参加者2,780人から回収(エアゾール缶:約2.9t、小型充電式電池:約0.5t)し、市民の行動変容を図つた。 ⑧廃棄物の適正処理》年間543回のごみ搬入車両の展開検査等により、事業系ごみ量は前年度比3.1%減(1,270t減)となった。 ⑨産業廃棄物の適正処理の推進》事業者や処理業者に対する176件の立入検査等を通じ、廃掃法に基づく適正処理を指導することにより、産業廃棄物の一般廃棄物への混入防止等、不適正処理の防止に取り組んだ。	⑥管理人が常駐していない小中規模の集合住宅に対して、制度の浸透を図り、更なる認知度向上に取り組む必要がある。 ⑦試行的に危険物の回収キャンペーンを実施したところ、多くのニーズがあることや個別対応の件数が減少する効果を確認したことから、市民が危険物を排出する機会を充実させる必要がある。 ⑧家庭系ごみの持込み場所が大高洲庁舎に移動することに伴い、事業系ごみの検査にかけられる人員が限られることとなるが、これまでと同等の検査品質を維持する必要がある。 ⑨立入検査を通じた個別指導では、対象が限られることから、産業廃棄物の適正処理を更に推進するため、より多くの排出事業者を対象とした効果的な啓発を行う必要がある。
【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】(目標指標E) (目的)循環型社会の形成に向け、安定的、効率的なごみ処理体制を構築する。	⑩ごみ処理施設の整備及び安定稼働》第1工場跡地整備・運営事業は、契約を締結し、整備工事に着手するとともに、第3工場跡地整備事業は、12月に新庁舎等が竣工後ただちに移転し業務を開始した。また、現在稼働中のごみ処理施設は、定期整備工事を効果的にを行い、故障の未然防止を図つた。 ⑪業務執行体制の見直し》関係課と協議を重ね、様々なごみの今日の課題に取り組むための体制整備を図つた。また、令和7年度の家庭ごみ収集運搬業務委託に向か、業務安定性の観点から、雇用条件の緩和の仕様書を見直し、契約を締結した。予算ベースで、48,938千円の効果額を出した。	⑩新ごみ処理施設の整備を着実に進める。また、現在稼働中のごみ処理施設を安定的に運用する必要がある。 ⑪特命担当に配属する「転職希望者」の育成を図るとともに、各種啓発業務等に戦略的に取り組む必要がある。委託地区的拡大や入札により、担当地区に変化もあったことから、業務が安定するまでに一定の期間を要する状況が見込まれる。

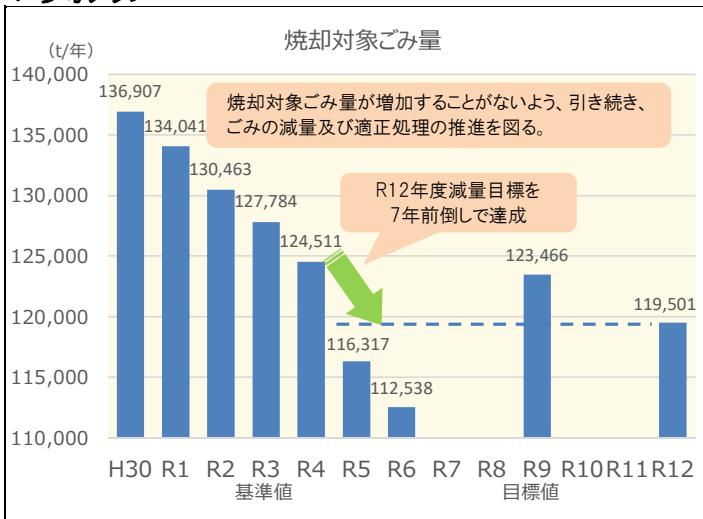
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	家庭ごみべんりちょう及びごみ分別アプリの言語追加(ごみ減量・リサイクル推進事業)
2	もったいない！スタンブラーの実施(ごみ減量・リサイクル推進事業)
3	じんかい収集事業の見直し
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	資源物回収拠点設置に対する補助(ごみ減量・リサイクル推進事業)
2	じんかい収集事業の見直し
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	ごみ減量及び適正処理に向けた啓発・指導の実施(ごみ減量・リサイクル推進事業、産業廃棄物対策事業)
2	イベントにおけるプラスチックごみ削減の推進(ごみ減量・リサイクル推進事業)
3	優良管理集積施設認定制度(じんかい収集事業)
4	第1工場跡地整備・運営事業(次期焼却施設等整備事業)
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】

- ①一般廃棄物処理基本計画の中間見直しが令和8年度となるため、新たな目標値、ごみの処理方法及び施策等について検討を進める。また、家庭ごみべんりちょう及びごみ分別アプリにネパール語版や、やさしい日本語版を追加し、ごみの出し方や分別の啓発を行い、ごみの減量やリサイクルの推進につなげる。
- ②市内約150か所の大規模事業用建築物の所有者に対して毎年50件を目標に立入指導を計画している。3年目となる令和7年度で全件達成できるよう計画的に取組を進める。
- ③「もったいない！あまがさき推進店」と連携し、食品ロスについて考えるきっかけとなるスタンブラーを実施するほか、携帯アプリで食品ロスに取り組む事業者と協定を締結し、市民及び事業者に利用を促すことで行動変容の機会を創出する。
- ④キヤップ回収を学校等に呼び掛けるとともにキヤップを活用した啓発等を行う。
- ⑤紙資源の分別を推進するため、回収拠点の設置に向け、他都市での設置事例を示すとともに、収集事業者のマッチングなどのサポートを行う。

【ルールに則った分別など廃棄物の適正処理の推進】

- ⑥優良管理ごみ集積施設認定制度の浸透に向け、個々の集合住宅へのアプローチに加え、SNSも活用した幅広い周知にも取り組んでいく。
- ⑦小型充電式電池や蛍光管を常時回収できるように本府及び生涯学習プラザの7か所に回収ボックスを設置する。また、エアゾール缶等に加え、新たに廃食油の回収キャンペーンを行い、ごみの適正処理・再資源化を推進する。
- ⑧これまでの搬入データを活用し、限られた人員でターゲットを絞った検査を行う。
- ⑨建物の解体に係る申請等、他法令に基づく申請時や、関係団体を通じて、業種ごとの適正な処理方法について確実に周知し、不適正処理を未然に防止する。

【安定的かつ災害対応に配慮した新ごみ処理施設の整備など持続可能なごみ処理体制の構築】

- ⑩新ごみ処理施設の令和13年度の供用開始に向け、第1工場の解体を行う。また、現在稼働中のごみ処理施設については、安定したごみ処理のため、定期整備工事を効果的に行い、故障の未然防止を図る。
- ⑪総務局とも連携し、転職希望者の育成に努めるとともに、現場経験を活かして効果的に指導・啓発に取り組んでいく。また、委託業務の履行確認を確実に行うとともに、適切にマネジメントすることで市民サービスの維持向上に努める。

6 評価結果

評価と取組方針

・一般廃棄物処理基本計画に定めた令和12年までの焼却対象ごみ量の減量目標を2年連続達成したことから、令和8年度に実施する中間見直しにおいては、これまで実施した取組の効果について分析・検証を行った上で、循環型社会の形成に向け意欲的な目標設定を目指す。

・食品ロス削減が課題であることから、引き続き市内の飲食店等に対し、「もったいない！あまがさき推進店」制度等を活用しながら食品ロスへの理解の促進を図る。

・さらに、そうした飲食店等と連携する中で、食品ロスを減らす具体的な仕組みづくりについて検討を行い、市民の積極的な行動変容につなげる。

主要事業の提案につながる項目

【食品ロスやプラスチックごみの削減など3Rによるごみ減量の推進】

- ①ごみ減量や施策の進捗状況などの評価を行い、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行う。
- ③食品ロス削減に向けた取組を進める。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	12	環境保全・創造	展開方向	03	環境の保全
主担当局		経済環境局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 公害規制に係る不利益処分件数	→	0	件/年	0	0	0	0	0	0
B 自然観察や自然保護活動に参加している人の割合	↑	0.5	%	2.3	—	0.5	0.8	1.0	1.3
C 市民農園の開設面積	↑	3,055	m ²	7,050	3,055	3,055	3,525	4,835	5,249
D 防災協力農地の登録面積	↑	—	ha	8	—	—	4.7	6.7	7.4
E 尼崎21世紀の森又は運河に関する取組の認知度	↑	17.9	%	30.0	22.4	17.9	18.1	17.8	21.4

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【環境監視と規制、立ち入りによる指導】(目標指標A) (目的)大気汚染等の常時監視を行い、市内環境の状況を把握する。また、届出等審査、事業所・解体現場への立入検査等を実施し、環境汚染の未然防止を図るとともに、市民からの相談等に対し、速やかな現地調査及び事業者への指導等を行い、その解決を図る。 ①「環境意識の向上」本市が市民・事業者との連携により環境改善を図ってきた歴史や現在の大気環境等に関する情報を知つてもらうことで環境意識の向上を図るために、市民まつりなどのイベントでのパネル展示やYouTubeを活用した周知活動を行った。 ②「環境汚染の未然防止」法令違反等での環境汚染を未然防止するため、事業所に対する公害規制に係る法令の周知や監視・指導、公害に関する相談等への対応を継続して実施した。	①環境の改善状況や現状について継続して情報発信する必要がある。 ②事業者が法令に沿つた適正な事業活動を行えるよう、公害規制に係る法令の内容を周知する必要がある。
【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】(目標指標B・C・D) (目的)身近な生き物や自然に興味をもつことにより、自然環境や生物多様性の保全・創出を推進する。また、市民農園など、市民が直接土に触れ農業に親しめる機会を提供するとともに、都市農地の多様な機能の発揮と有効活用、都市農業の安定的な継続を支援し「都市にあるべき農地」の減少を食い止める。さらに、周辺の自然と調和した農業公園について、有効活用を図る。 ③「生物多様性保全に向けた取組」あまがさき環境オーブンカレッジのイベントとして、森の手入れや生き物観察会、ヒメボタルの観察会等を行い、延べ311人が参加した。また、農業公園において、希少種であるヒメボタルの生息環境改善に向けた基礎調査を実施し、幼虫調査については市民参加型で実施した。 ④「農地の保全」農会長会や農業者からの農地保全に係る個別相談にあたっては、農地維持のための様々な選択肢について丁寧に説明を行う中、市民農園については、令和6年度中に414m ² を新規に開設したほか、令和7年度の新規整備(2箇所計2,613m ²)に向けた調整を行った。また、市民農園の整備に活用できる補助金について、交付要件の緩和について兵庫県と協議を行い、実現した。 ⑤「防災協力農地」農会長会で制度の必要性について説明し、協力を依頼するとともに、農会長からの個別の相談に丁寧に応じる中、登録の少ない園田地区を含め新たに約0.7haの農地を登録した。	③生物多様性の重要性や保全の意識を市民に広く醸成することが必要である。また、市民が自然と触れ合い、生物多様性を学ぶ機会を増やすために、安全に環境学習や自然体験活動ができる場所を増やす必要がある。 ④近年、相続による市民農園の廃止が続いているが、市民農園は、農地保全を図るとともに、農業体験の機会を提供することで、農業に対する理解を深めてもらう目的があることから、野菜作りに関心のある市民ニーズへ対応するためにも、新規開設に努める必要がある。 ⑤農地所有者が農地の重要性を再認識し、市民にとっても市内農地が防災面においても重要な役割を果たすことを認識し、農地保全につなげるために、防災協力農地の登録目標面積の達成に向けて引き続き登録に向けた取組を行う必要がある。
⑥「農業公園の魅力向上」農業公園において6月から毎月あまやさい軽トラ市を実施したほか、環境学習については23回開催し、当初の想定を約100人上回る1,800人の参加があった。また、再整備に向けた設計及び駐車場拡充に向けた取組を進めるとともに、ワークショップ及び意見交換の場を設け(計9回、延べ141人の参加)再整備に活かすための市民ニーズの把握を行った。	⑥農業公園の再整備については、自然体験イベントなどのソフト事業が充実し、ファミリー世帯にとって魅力ある施設となるよう、ワークショップ等でいただいた意見を反映させていく必要がある。
【尼崎21世紀の森構想の推進】(目標指標E) (目的)臨海地域(運河含む)の魅力を発信することで臨海部の活性化を図る。 ⑦「臨海部や運河域で活動する団体等の連携促進」臨海部や運河域の企業が情報交換し、連携を深める場として「企業版森の会議」を開催した。また、環境学習に取り組む団体が成果発表を行つ「尼崎森と運河の発表会」では、同会議の参加企業も加わり、企業間の連携が生まれるきっかけとなつた。 ⑧「尼崎21世紀の森構想エリアの活性化」兵庫県と協力して実施した「尼崎運河魅力アップ事業」では、参加者が釣つた魚を調理する栄養循環ワークショップをはじめ、中央緑地と運河をつなぐウォーキングやクルーズなど、多彩な体験プログラムを展開した。(目標指標E)	⑦⑧「企業版森の会議」による企業間の連携は進んだが、環境学習に取り組む団体との連携は限定的であった。 引き続き、兵庫県と連携したイベントの実施や広報により尼崎21世紀の森構想エリアの活性化を図る必要がある。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1 農業公園魅力向上事業	
2 ヒメボタルの生息環境の整備(環境保全の啓発・活動支援事業)	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【環境監視と規制、立ち入りによる指導】

- ①環境の改善状況や現状について、イベントやSNS等による情報発信を行う。
- ②石綿対策を強化する改正大気汚染防止法が令和8年1月に施行されるため、市報やホームページへの掲載に加え、届出時・立入時等の機会を捉えて関係事業者へ周知を行うとともに、解体等工事現場への立入検査を継続して実施するなど、法令違反等での環境汚染の未然防止を図る。

【自然・農地保全の活動や市民団体と連携した環境学習・啓発など生物多様性に配慮した取組の支援】

- ③引き続き、市民団体と連携して環境学習・啓発に取り組むとともに、環境学習や自然体験活動を推進するため関係部局や国と協議を進め、猪名川の一部（農業公園付近）を整備する「水辺の楽校プロジェクト」の登録を目指す。
- ④市民ニーズと農地所有者の意向のバランスを考慮しながら市民農園の開設に努めるとともに、引き続き、農地の貸借など農地を保全するための選択肢を丁寧に説明していく。
- ⑤引き続き農会長会で制度の説明、登録の依頼を行うとともに、農業委員などに個別に登録の依頼を行うなど、目標達成に向けた取組を進める。
- ⑥農業公園の再整備にあたっては、市民ニーズを踏まえ、老朽箇所の修繕を行うとともに、リニューアル後のソフト事業の充実に向けた検討を行う。親水空間については、既存水路の活用により水路に生息する生物と触れ合えるゾーンとして整備するほか、田畠を新たに整備し農業体験などを可能とする施設として整備を進める。

【尼崎21世紀の森構想の推進】

- ⑦⑧「企業版森の会議」を通じて、構想エリア内の企業や市民団体等の連携を促進し、環境学習の充実に取り組んでいくほか、運河域においては、運河の魅力を伝えるイベントを兵庫県と連携しながら継続して実施していく。

6 評価結果

評価と取組方針

・農業公園の再整備については、市民にとって魅力のある施設として、令和8年6月のリニューアルオープンに向け、スピード感をもって着実に取組を進める。

・農業公園については、「あまやさい」を通じた農業振興の拠点として、また、農業体験や生物多様性の理解促進も含めた環境学習の拠点として、市民や事業者とも協働しながら魅力あるソフト事業の充実を図る。

主要事業の提案につながる項目

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	13	都市機能・住環境	展開方向	01	エリアプランディングの推進
主担当局		都市整備局			

2 目標指標

指標名	方向	基準値(R3)		目標値(R9)	実績値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「現在の住環境は快適で暮らしやすい」と感じている市民の割合	↑	83.8	%	90.0	83.8	83.8	83.7	84.1	89.5
B 都市機能・住環境指数	↑	▲3	pt	2	—	▲3	▲2	▲2	2
C 「居住する地域には特色やにぎわいがある」と感じている市民の割合	↑	50.3 (R6)	%	60.3	—	—	—	—	50.3
D									
E									

※指標Cは、駅周辺の特色あるまちづくりに特化した効果検証を行うことを目的とし、指標内容を変更

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【多様な主体と連携したまちづくりの誘導、鉄道駅周辺を中心としたエリアごとの特色を生かした事業などの実施、利用しやすさを意識した、分野横断的な公共空間の利活用の推進】(目標指標A・B・C) (目的)公共空間の利活用の機会を増加させることでエリアの特色を生かした魅力向上につなげ、住んでみたいと選ばれるまちを実現する。 ①<阪神尼崎駅周辺の取組> 駅周辺公共施設の指定管理者やあまさき観光局とともに、ターゲットを意識した定期的なイベントや周遊性を意識した企画を行うなど、周辺のステークホルダーと協力し、取組を波及させた。また、中央公園のリニューアルについて関係者との協議・調整のもと予定通り完成させることができた。 ②<阪神大物駅周辺の取組> 小田南公園の管理運営体制を構築し予定通りの開業につなげた。大物川緑地では、小田南公園への主要動線を整備したほか、機能分担等の考えを踏まえワークショップを開催したことにより、実際に緑地を使った社会実験を通じて整備方針の成案化につなげた。大物公園では、社協会館跡地について民間事業者へのサウンディングによりにぎわい創出に係る検討を進めた。 ③<阪神出屋敷駅周辺の取組> 周辺住民に配慮した駅前の広場のにぎわいづくりを目指し、新たな利用者の発掘に力を入れたほか、社会実験の趣旨についてイベント主催者と対話を重ね、計4回の新規イベントの開催につなげた。 ④<阪急塚口駅周辺の取組> 駅西側道路のリニューアル工事が完成し、歩行空間を確保した。駅前ロータリーと駐輪場の整備では、官民連携のまちづくりに向けて周辺地権者と協議を行った。また、「はんつかパブリックハック宣言」を継続し、担い手組織による主体的な運営の試行を開始した。 ⑤<阪急園田駅周辺の取組> 園田豊中線の開通に向け、最後の物件補償を完了するとともに、道路線形等については周辺住民へ説明会を行った。また、駅北側に整備した仮広場において、公共空間の利活用の機運を高めるワークショップを開催し、ワークショップ等の内容を踏まえ、広場整備の意匠設計を完了させた。 ⑥<(仮称)武庫川周辺阪急新駅の設置> 新駅について、まちづくりビジョンを策定し、周辺住民への説明会により意見交換を実施した。また、令和7年度からの事業化に向け、国土交通省や河川管理者である兵庫県と調整を進めた。 ⑦<かんなみ新地跡地の利活用> 土地建物の取得に一定の目途が立つことを踏まえ、今後のかんなみ新地跡地の土地利用の方向性について、府内連携を図りながら検討を進めた。	①更なる駅周辺全体の魅力向上につながるよう、老朽化している中央公園のトイレをはじめ、美装化を含めた更新が必要である。 ②尼崎城や旧尼崎紡績本社事務所を含めたエリア全体へ更なる周遊性やにぎわいを波及させるため、大物川緑地の整備を着実に進めるとともに、大物公園では、令和7年度の再整備工事後速やかに社協会館跡地の活用に着手できるよう取組を進める必要がある。 ③あまさきWebアンケートによる社会実験の認知度が5.2%だったことから、地域住民への周知、利用者の獲得に向けて、多様な媒体を介したより積極的な広報、発信を実施する必要がある。 ④駅前ロータリーと駐輪場の整備について、周辺の開発状況を見据え検討する必要がある。また、良好な駅前広場の維持管理と日常的なにぎわい創出のため、担い手組織の自立を促す必要がある。 ⑤これまでの説明会において、道路線形等に係る質疑が複数あったため、周辺住民へ丁寧な説明を行う必要がある。 ⑥新駅周辺のまちづくりについて、説明会で周辺交通に関する点をはじめ、様々な意見が出ているため、引き続き地域や関係機関との協議を進めながら、整備内容を固めていく必要がある。 ⑦かんなみ新地跡地の活用においては、地域の意見を十分に聞き取りながら、リベルや商店街などの出屋敷駅周辺エリア全体の活性化にもつながる取組の検討を進める必要がある。 ⑧過去導入した情報提供サービスでは、人流情報の測定のメッシュが大きく、どこに人が滞在しているのか、周遊行動など細かな動きを把握しづらいことから、より細やかなメッシュで人流を把握、分析し、効果的な施策立案や効果検証を行う必要がある。 ⑨JR尼崎駅など主要駅周辺の市内外を問わず多くの人が通行し、効果が高いと考えられる場所での情報発信に取り組んでいく必要がある。なお、広報ツールの一つとして有効に活用できると見込まれることから、今後は府内横断的な取組へと展開していく必要がある。
【地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上】(目標指標A・B・C) (目的)地域の特性に応じたまちの魅力を発信することにより、まちづくりを身近なものとして捉える意識の醸成や民間による新たな取組・活動の創出につなげ、快適で魅力あるまちの実現をめざす。 ⑧<人流分析ツールの活用> 阪神尼崎駅周辺において、指定管理者等と連携し、ビッグデータによりニーズを把握しながら、①のイベント企画に生かした。滞在者数や、人の流れの把握などに向け、観光部局と調整しながら、人流分析に特化したビッグデータ活用を検討した。 ⑨<エリアプランディングの取組の発信> まちづくりの取組等の情報を発信する「うわさプロジェクト」を取り組み、市内6か所でうわさの掲示を行った。阪神尼崎駅前では、工事用仮囲いに描かれた「うわさ」を読む方や、SNSで発信してくれる方など中央公園のリニューアルをわかりやすく伝えられ、期待感の高まりにつながった。	

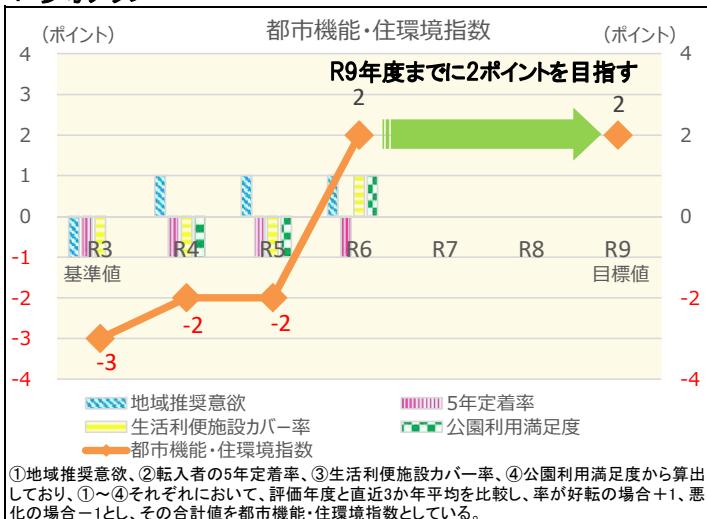
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	(仮称)武庫川周辺阪急新駅関係事業
2	人流分析ツールを活用したエリアマネジメントの推進(阪神尼崎駅周辺の特色あるまちづくり推進事業)
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	阪神大物駅周辺の周遊快適性の向上(公園整備事業)
2	うわさプロジェクトの実施(特色あるまちづくり情報発信事業)
3	大物川緑地整備事業(小田南公園関係事業)
4	民間事業者の屋外広告物による広告料収入の確保
5	

令和5年度 主要事業名	
1	中央公園のリニューアルの実施(阪神尼崎駅周辺の特色あるまちづくり推進事業)
2	(仮称)武庫川周辺阪急新駅のまちづくりに向けた周辺住民の参画機会を創出(交通政策推進事業)
3	公用地活用による地域コミュニティの活性化(地域のエリアマネジメント支援事業)
4	阪神尼崎駅周辺施設の管理の効率化
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組	
【多様な主体と連携したまちづくりの誘導、鉄道駅周辺を中心としたエリアごとの特色を生かした事業などの実施、利用しやすさを意識した、分野横断的な公共空間の利活用の推進】	
①駅周辺全体の魅力向上に向け、中央公園のトイレのリニューアルを行う。また、次期包括指定管理に向け、モニタリング等中間評価を行い、仕様等を整理する。 ②大物公園は憩いの空間やインクルーシブ遊具等を整備するなど、多世代が集う場として再整備するほか、隣接する社協会館跡地において公園の魅力を増進させる事業者の公募手続を開始する。また、旧阪神ライディングスクール前の大物川緑地では、より魅力的な駅前空間となるよう官民連携事業による設計に着手する。 ③引き続き、利用者と地域住民の両方に配慮しながら、広場の利活用を促進させていくほか、より地域の方に広場を利用いただけるよう、地域振興センター等と連携した積極的な広報、発信を行う。 ④官民連携のまちづくりに向けて周辺地権者と駅前ロータリーの整備スケジュール等について協議を継続するとともに、駅前駐輪場については応急的な修補や近隣への仮設施設整備の検討を進める。また、担い手組織の自立に向けた意識醸成等、行政からの働きかけを継続する。 ⑤園田豊中線の道路整備工事に着手するとともに、社会実験を継続しながら広場の運営方法等を検討する。 ⑥駅舎及び自転車駐車場の設計を進める。また、周辺整備については地域との対話を継続しつつ、道路の設計や公園の機能分担に係るワークショップ等を進める。 ⑦かんなみ新地跡地について、地域との意見交換を十分に行うとともに、出屋敷線の道路整備等の周辺でのまちづくりの状況を踏まえながら検討を進める。 ①～⑦まちづくり戦略推進担当を設置し、エリアの価値向上を見据えた、ハードとソフトが一体となったまちづくりを部局横断的に進めていく。	
【地域ごとの取組の発信による、魅力の共有とさらなる向上】	
⑧駅周辺にぎわい創出においては、人流分析に特化したビッグデータを活用し、来訪ルートや滞在時間の変化を検証するとともに、AIオンデマンド型交通の実証運行やバス路線の再構築検討に活用する。 ⑨住宅政策パッケージなど選ばれるまちに向けた取組を情報発信効果の高いJR尼崎駅に掲出するとともに、府内横断的な活用を進める。	

主要事業の提案につながる項目	
【多様な主体と連携したまちづくりの誘導、鉄道駅周辺を中心としたエリアごとの特色を生かした事業などの実施、利用しやすさを意識した、分野横断的な公共空間の利活用の推進】	
①～⑥エリア全体の魅力向上に資する高質な維持管理方法について検討を行う。 ②旧阪神ライディングスクール前の大物川緑地において、より魅力的な駅前空間となるよう官民連携事業による整備を行う。	

6 評価結果

評価と取組方針	
・阪神タイガースファーム施設(ゼロカーボンベースボールパーク)が開業され、阪神大物駅周辺にぎわい拠点としての期待がますます高まっている。引き続き、阪神尼崎駅から阪神大物駅周辺全体の周遊快適性の向上に向け、関係部局間はもとより関係機関とも連携のうえ、大物公園・大物川緑地の再整備に向けた取組を進める。	
・(仮称)武庫川周辺阪急新駅の整備に向けては、ウォーカブルなまちづくりを目指し、兵庫県等とも連携を図りながら、駅周辺の道路環境の整備を進める。また、同駅の新設に合わせた公園機能の分担については、「地域住民と連携した公園づくり」のモデルとなるよう、引き続き、丁寧な地域との対話に努めていく。	
・かんなみ新地跡地については、買取った建物の解体を順次進めるとともに、並行して、出屋敷駅周辺エリア全体の活性化にもつながる取組を検討し、速やかな利活用につなげていく。	
・地域の魅力ある景観の形成を誘導するため、エリアプランディングの推進や来街者の周遊性向上の視点をもって、デザイン等の統一性を確保した案内表示の整備を進める。	
・人流分析に特化したビッグデータ活用により、駅周辺の特色あるまちづくりを推進するほか、本市のEBPMの推進に向けて、活用事例集の共有など、関係部局間で連携のうえ、政策立案にも有効に活用できるよう取組を進めること。	

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	13	都市機能・住環境	展開方向	02	豊かな住生活の実現
主担当局		都市整備局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「現在の住環境は快適で暮らしやすい」と感じている市民の割合	↑	83.8	%	90.0	83.8	83.8	83.7	84.1	89.5
B 都市機能・住環境指数	↑	▲3	pt	2	—	▲3	▲2	▲2	2
C 令和2年度に把握した不良度Dランクの空家等の除却件数(累計)	↑	16	件	170 (R8)	—	16	34	91	94
D 新築一戸建て住宅に占める、ゆとりある住まい(床面積100m ² 以上)の割合	↑	63.9	%	66.5	64.4	63.9	63.4	59.6	58.4
E									

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)

成 果	課 題
【安全に安心して住み続けられる住まいと住環境の実現、持続性のある住宅ストックの形成】(目標指標A・B・C・D) (目的)市民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。	
①『 住宅取得及び住み替え支援 』 市内への定住・転入と良質な住宅供給を目的に県外からの住替え支援を109件行った。また、7月16日に兵庫県内で初めて「子育て住宅促進区域」の指定を受け、区域内で子育て支援施設の開設支援を3件行ったほか、一定条件をクリアした新築戸建住宅と中古戸建住宅の取得支援については、年度途中からの制度開始となり必要な工事期間を確保できなかつたこと等により、支援件数はそれぞれ2件、1件にとどまった。	①令和7年度は取得支援の申請可能期間が広がる中で、ファミリー世帯の定住・転入を促進するため、これまで以上に各施策の周知に注力し、申請件数の増加を図るとともに、制度利用者から得られた情報等を基に、制度効果や住宅ニーズの動向を分析する必要がある。
②『 住宅供給の誘導 』 良質な住宅・住宅地の誘導に向けて、都市計画部・住宅部の関係職員による検討チームを設け、一定規模以上の土地利用が生じる際の基準や誘導の仕組みの検討を進めた。その中で、良質な住宅誘導策の先行取組として、工業の操業環境の保全を基本しながら、周辺との調和や住宅の高質化がなされる住宅開発における緩衝緑地の敷地算入基準の緩和を行つたほか、住環境形成に係る技術基準において、私道による交差点での見通し空間の確保やゴミドラムの設置基準の追加などの見直しを行つた。	②良質な住宅・住宅地の誘導に向けては、分科会等の有識者や事業者などと丁寧な議論を行いながら、早期の施策化・制度化に向けて取組を進める必要がある。
③『 市営住宅における子育て世帯などの入居支援 』 大規模リノベーションを2戸実施し、住所地要件や収入要件を緩和することで、子育て世帯などの入居支援につなげた。また、子育て世帯などに限定した優先枠の新設を行い、10世帯が入居した。	③子育て世帯などの多様化する住環境のニーズに対応するための手法について検討する必要がある。
④『 公共用地の有効活用 』 子育て世帯に選ばれる良好で質の高い住宅・住宅地の供給を促進するため、富松住宅跡地を活用して公募型プロポーザルにより事業者を募集したが、不調に終わったため、再募集に向け、事業者に対して参画に至らなかつた理由についてヒアリング等を行つた。	④ヒアリング等を踏まえて、まちづくりの方針は踏襲しつつ、再募集に向け募集要項の条件等を見直す必要がある。
⑤『 空家等の対策・利活用 』 空家等対策の一層の推進と空地等対策の一体的な取組を進めるため、新たな空家条例の素案を策定した(令和7年9月施行予定)。	⑤条例に規定した取組や考え方について、実行あらしめるものとするため、対応マニュアル等の整備や市民、関係団体等への普及に向けた手法の検討を行う必要がある。
⑥『 住まいと空き家の相談窓口を令和6年9月より本庁舎に開設し、149件もの利用があつたことに加え、相続と不動産に関するセミナーを2回開催し、合計72名の方が参加した。	⑥より身近な窓口となるよう事業実施における効果検証を行う必要がある。また、より多くの方へ利用を促すため、周知方法の検討が必要である。
⑦『 関係部局(21課)と意見交換会を開催する等、府内連携に向けた取組を進めるとともに、把握した危険な空き家について指導等を行い、70件の空き家を解決(うち解体29件)に導いた。	⑦尼崎市空家等対策計画が令和9年3月に期間の満了を迎えることに伴い、計画の改定を行うにあたり、改めて市内全域の空き家の現状を把握する必要がある。
⑧『 相続登記と遺言書作成に係る補助制度を創設(実績32件)するとともに、司法書士会へ取組の説明を行うことで連携体制の構築を図った。また、建物状況調査の補助額等の拡充とサブリース契約による賃貸化に係る改修費への補助制度を創設した。	⑧民間住宅等の新陳代謝を加速させるため、専門家との連携した取組を進めるとともに、更なる支援制度の充実を図る必要がある。
⑨『 住環境アドバイザリーボードの運営 』 住宅政策パッケージの円滑な推進や、今後のアップデートに向け、住環境アドバイザリーボードを開催し(2回)、空家対策や民有地における誘導方策などに係る意見交換などを行った。	⑨住環境アドバイザリーボード等を活用し、住宅施策パッケージの各種施策の進捗管理や、中間評価等を行う必要がある。
⑩『 住環境整備条例の一部改正 』 保育所等の近隣において中高層建築物等を計画する事業者に対し、その事業計画を事前に近隣の保育所等の設置者に説明することを制度化するため、住環境整備条例の一部改正の素案を策定した(令和8年1月施行予定)。	⑩中高層建築物等を計画する事業者への周知方法の検討が必要である。

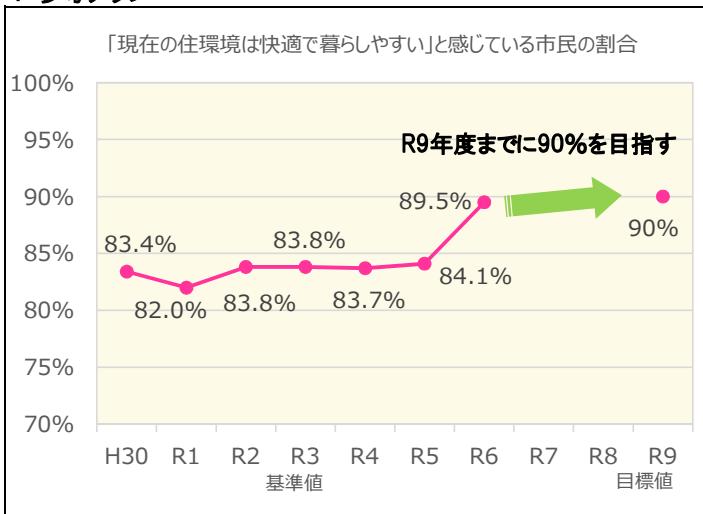
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	専門家と連携した相続登記の促進(空家対策推進事業)
2	老朽化した木造賃貸住宅の除却促進事業(空家対策推進事業)
3	DIY可能住宅の募集を通じた若年世帯の入居促進
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	子育てしやすい住宅地づくりの実施(子育て世帯向け住宅取得等支援事業、子育て支援環境整備推進事業)
2	住まいと空き家の相談窓口の設置(空家対策推進事業)
3	市営住宅を活用した子育て世帯の入居促進(市営住宅指定管理者管理運営事業)
4	早めの空き家対策の強化(空家対策推進事業、空家利活用推進事業)
5	

令和5年度 主要事業名	
1	総合的な空家等対策のより一層の推進(空家対策推進事業)
2	住環境アドバイザリーボードの設置(すまい・まちづくり促進事業)
3	建築基準適合判定資格者登録助成の実施(建築指導関係事業)
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【安全に安心して住み続けられる住まいと住環境の実現、持続性のある住宅ストックの形成】

①周知活動については、需要者である住み手と、供給側である事業者の双方に広報することによる相乗効果を狙った取組を進めると同時に、得られた情報を基に効果を測り、中間評価を行う。

②アドバイザリーボード等の専門家の意見などを活用しながら、アミリ一世帯にも選ばれる良質な住宅・住宅地基準(敷地や建物の規模、住宅性能等)に関する新たな制度や策化に向けた検討を進めていく。

③入居者が転居に影響のない範囲でDIYを実施することができる住戸を募集し、子育て世帯などの更なる入居促進を図る。

④富松住宅跡地活用については、本市の住宅地イメージをリードするような質の高い住宅・住宅地の誘導に向けて、民間事業者のノウハウが最大限に生かせる募集要項に見直した上で再募集を行う。

⑤令和7年9月の施行に向けて手続を進めるとともに、条例制定の効果を最大限に引き出せるよう、関係部局や関係団体と、普及に向けた連絡、調整を行う。

⑥利用者目線に立った運営改善と利用促進に向けた手法の検討を行う。

⑦市内全域の空き家の実態を把握し、新たな取組を検討する基礎資料とするため、空家等実態調査を行う。

⑧相続登記を加速させるため、司法書士会と連携した新たな取組を実施することに加え、老朽化した民間賃貸住宅の更新に向けた補助制度を創設する。

⑨住宅施策パッケージの各種施策をアップデートするため、住環境アドバイザリーボードに取組状況等を報告して意見交換を行う。

⑩令和8年1月の施行に向けて手続を進めるとともに、条例制定の効果を最大限に引き出せるよう、関係部局や関係団体と連携して、事業者への周知に努める。

6 評価結果

評価と取組方針

- ・子育て世帯に選ばれる良質な住宅・住宅地の誘導に向けては、土地利用転換時の早い段階での協議ができる仕組みや、開発時における道路や公園、駐車場の付置義務及びワールームマンション等の基準の在り方について、引き続き、住環境アドバイザリーボードを活用しながら検討を進める。
- ・公有地の活用による良質な住宅・住宅地誘導の観点から、富松住宅跡地活用に向けた事業者再募集の取組のほか、宮ノ北住宅余剰地等の有効活用に向けた検討も着実に進める。
- ・空き家・空地対策については、令和7年9月1日からの新たな条例施行にあわせ、一層の推進を図っていく必要がある。また、本条例の基本理念にのっとり、空き家・空地の所有者や、不動産事業者、自治会、市民活動団体等と連携・協力していくほか、専門家と連携した各種取組を強化していく。

主要事業の提案につながる項目

【安全に安心して住み続けられる住まいと住環境の実現、持続性のある住宅ストックの形成】

⑧司法書士会や弁護士会、宅建協会等との連携を強化する等、引き続き、民間住宅等の新陳代謝促進策の検討を行うとともに、施策の方向性を示す。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

施策名	13	都市機能・住環境	展開方向	03	良好な都市環境の整備
主担当局		都市整備局			

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 都市機能・住環境指数	↑	▲3	pt	2	—	▲3	▲2	▲2	2
B 「都市基盤が整い利便性と安全性が確保されている」と感じている市民の割合	↑	85.3	%	90.0	84.9	85.3	84.0	86.2	85.7
C 日常における公共交通機関の利用意識	↑	67.7	%	85.9	74.0	67.7	74.5	75.1	79.9
D 身近にある公園に満足している市民の割合	↑	66.3	%	85.5	—	66.3	66.3	64.4	66.3
E 目標未達成の重点密集市街地(R2:5町丁目)における不燃領域率	↑	34.8	%	40.0	33.7	34.8	35.5	35.6	36.2

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【予防的視点を踏まえた、計画的・効率的なインフラの整備】(目標指標A・B・C・D) (目的)都市基盤の老朽化に対し、適切な維持管理や計画的な更新を進めるとともに、まちの魅力向上に向けた戦略的な整備を進める。 ①「 臨海部など市域の道路課題 」 臨海部の道路課題について兵庫県と調整し、必要性について取りまとめた。また、市域全体の交通課題や道路整備の優先順位を取りまとめるため、尼崎市道路整備プログラム検討会議の立ち上げを行った。 ②「 常光寺難波線の整備 について」 波洲橋の架け替えについて、施工時の安全対策などを民間事業者がもつ技術やノウハウを活かしながら設計業務を完了させた。 ③「 魅力的な公園づくり 」 身近な公園の機能分担の実施に向けて各地域振興センターと協議し、モデル地区の選定を行った。また、他都市のドッグラン運営状況を調査し、試験設置の枠組みを整理し、指定管理者等と共有した。 ④「 快適な街路樹づくり 」 街路樹の適正化方針の策定に向けて、各街路樹路線の樹種、歩道幅員等の整理を行うとともに、方針策定に先立ち、戸内東園田線の街路樹については、県の指定外来種であるとともに、歩道の有効幅員を阻害し、かつ倒木の危険性があったため、先行して撤去を行った。 ⑤「 芦原公園市民プールの再整備 」 令和5年度末に実施した再整備に係るアンケート結果等を踏まえ、水遊び場を含む公園再整備の基本的な考えを取りまとめた。 ⑥「 新南の口公園の整備 」 多様な利用を想定した公園づくりの実現に向け、計3回のワークショップを通じて公園設計を完了させ、工事着手の準備を整えた。 ⑦「 管理者不明のインフラ(橋・管渠)老朽化対策 」 不特定多数の市民や通行車両に利用されている管理者不明のインフラ(橋・管渠)の老朽化対策に係る連絡調整会議を設置し、管理者不明のインフラの箇所数の把握や設置場所による分類を行い、対応方針等の検討を開始した。 ⑧「 公共交通の利用環境改善 」 路線バスのバス待ち環境を改善するため補助制度を拡充し、ベンチ1基の新設につながった。 ⑨「 持続可能な公共交通の構築 」 持続可能な公共交通の構築に向けて、課題となっているバスの運転士不足に対し、全国初の取組として運転士への市営住宅の空き室提供を開始した。 ⑩「 駅周辺のバリアフリー化 」 立花陸橋のアクセス改善に向けて、構造面から既存施設の改築が可能であるかの検証を行った。	①今後の道路整備については都市計画道路の新規整備だけでなく、既存ストックの再整備などによる安全性・利便性の向上や、まちのにぎわいづくりについても求められている。 ②波洲橋は狭隘な空間での施工になるため、施工時の課題などが残り、令和6年度中の契約に至らなかったが、引き続き早期の工事着手に向けて取り組んでいく必要がある。 ③公園の利用促進につながるよう実践しながら事業の実施方法についても検証していく必要がある。ドッグランの常設に向けては運営方法や土地の確保に課題がある。公園の機能分担を進める中で、子ども広場の見直しについても検証する必要がある。 ④景観を始めとした適正な街路樹の総量や配置を検討する上で、様々な観点で検証を行い、市民や樹木に関する専門家等からの意見を聴きながら進める必要がある。 ⑤再整備にあたって、市民ニーズはもとより費用対効果等を踏まえ、まちづくりの視点を持って判断する必要がある。 ⑥これまでの社会実験で得られた課題や公園の設計内容を踏まえ、公園の運営体制や「ローカルルール」の内容を具体化させる必要がある。 ⑦現在実施中の橋りょう等の老朽化対策に加え、維持管理が行き届かず老朽化が進みつつある管理者不明のインフラ(橋・管渠)についても、利用者の安全性を確保するための対応策などを検討していく必要がある。 ⑧⑨公共交通を取り巻く経営環境は依然として厳しく、引き続き交通事業者と密に連携しながら、多様な主体との連携・共創による交通需要の創出やより効率的な交通サービスの検討が必要である。 ⑩既存施設の改築方法によっては、橋脚の補強が必要であることが判明したため、バリアフリー化とともに施設の更新について費用対効果を踏まえた検討を行う必要がある。
【都市の防災性向上、建築物更新などを支援する制度の運用・景観への影響を考慮した都市美誘導の実施】(目標指標A・B・E) (目的)都市防災機能の向上及び建築基準法に適合した建築物の普及により、災害に強いまちづくりを目指すとともに、都市美の形成を図ることで魅力あるまちづくりを進める。 ⑪「 密集市街地の改善に向けた取組 」 密集市街地である開明地区において、地域から要望のあった空き家対策に関する勉強会を開催するとともに防災街区整備地区計画策定といった密集市街地の改善に向けた取組の啓発を行った。 ⑫「 民間建築物の耐震化促進 」 地域の防災訓練や出前講座等を通じて計127名に啓発活動を行い、簡易耐震診断の活用件数は受付期間の延長等の効果もあって、52件と昨年度の39件から増加した。また、診断結果の受取り時に所有者に対して診断結果についてのフォローを行った。	⑪防災街区整備地区計画の策定にあたっては住民・地権者間での合意が必要であり、まちづくりの機運を高める必要がある。 ⑫引き続き防災訓練などの啓発活動に参加されない所有者にも意識してもらう取組が必要である。高齢者の場合、経済的な理由だけでなく、様々な要因があつて耐震化に至っていないことが課題である。

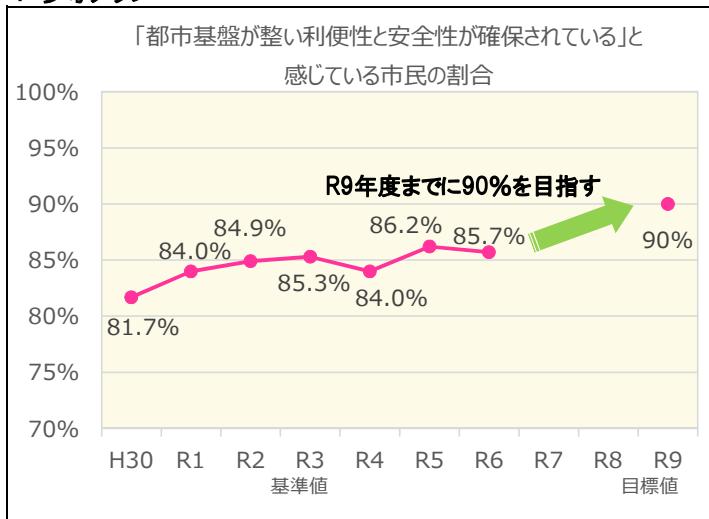
3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	身近な公園の機能分担の取組(魅力的な公園づくり事業)
2	AIオンデマンド型交通実証運行の実施(交通政策推進事業)
3	
4	
5	

令和6年度 主要事業名	
1	バス停での上屋・ベンチ設置補助(交通政策推進事業費)
2	
3	
4	
5	

令和5年度 主要事業名	
1	密集市街地建物除却促進事業補助金の見直し
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



令和7年度の取組

【予防的視点を踏まえた、計画的・効率的なインフラの整備】

- ①交通課題の洗い出しや道路整備に係る対象事業・路線の検討を行い、優先順位をとりまとめた道路整備プログラム素案を策定する。
- ②波洲橋は利用者の安全確保のため、施工時の課題解消を図り早期の工事着手に向けて取り組む。
- ③モデル地区において、ワークショップ等の地域とのコミュニケーションを通して、地区内の公園の機能分担に係る施設改修計画の策定につなげる。また、管理人が常駐する公園に試験的にドッグランを設置し、利用ニーズや設置効果の検証を行う。子ども広場の見直しついては、身近な公園の機能分担を進める過程で合わせて利用状況や地域ニーズを把握し、必要に応じて用途転換も視野に入れて検討する。
- ④街路樹の実態と課題を整理し、地域の路線の特性に応じて樹種や植栽間隔についても検討し、道路整備プログラムと整合を図りながら、街路樹適正化の方針を定める。
- ⑤市民ニーズや費用対効果に加え、民間活力の導入を積極的に検討し芦原公園全体が魅力的な空間となるよう再整備に係る基本構想策定業務を進める。
- ⑥新南の口公園では、令和8年度開園に向け、バスケットゴールやインクルーシブ遊具、芝生広場の整備等市民ニーズにあつた公園整備に着手する。ローカルルールづくりについても、大庄地域振興センターや住民と連携を密にし調整を進める。
- ⑦管理者不明のインフラ(橋・管渠)の実態把握や状況調査を進めるほか、老朽化対策に関する制度の確立等に向けた検討を進める。
- ⑧事業者と協議・調整し、バス待ち環境の更なる向上を図る。
- ⑨新たに交通戦略推進担当を設置し、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、行政・企業・バス事業者等との連携・共創の取組の具体化や園田地域においてAIオンデマンド型交通の実証運行に取り組む。
- ⑩費用対効果を踏まえた検討を行うため予備設計を実施する。

【都市の防災性向上、建築物更新などを支援する制度の運用・景観への影響を考慮した都市美誘導の実施】

- ⑪地域振興センターと連携し、出前講座、防災性の向上に向けた地域自らの取組事例の情報発信を通じ、住民主体のまちづくりの働きかけを行う。
- ⑫引き続き啓発活動を実施することに加えて、耐震改修工事等の補助について新規受付の再開すると共に高齢者に対する要件緩和等を実施し、建物の建替え等の耐震化を促進させる。

6 評価結果

評価と取組方針

・ドッグランについては、試験設置の中で、利用ニーズ把握や効果検証を行うとともに、常設の可否や民間活力の導入など具体的な方向性を整理する。また、兵庫県による「尼崎のびのび公園」の再整備に係る取組状況にも注視する。

・芦原公園の再整備にあたっては、市内の公設・民間プールの整備状況や市民プール見直しの議論の経過等を踏まえ、水遊び場(プール等)を含む子どもの遊び場機能が確保されることを前提とした基本構想を策定する。

・魅力的な公園づくりに向けた、駅周辺の公園等における維持管理水準の向上方策の検討を進める。

・管理者不明のインフラ(橋・管渠)については、まずは実態把握を早急に進め、他市の事例も参考にしながら対応策の検討を進める。

・AIオンデマンド型交通の実証運行については、効果検証やニーズ把握を着実に行い、路線バスのダイヤ・便数の少ない地域の補完的な交通サービスとしての有用性を見定めていく。また、それらの結果も踏まえながら、持続可能な公共交通ネットワークの在り方について関係部局間で検討し、関係機関と協議を進める。

主要事業の提案につながる項目

【予防的視点を踏まえた、計画的・効率的なインフラの整備】

- ①庄下川整備工事や用地処理を完了し、兵庫県へ施設引継ぎを行うことで、維持管理費用を削減する。
- ②JR尼崎駅、阪急塚口駅のペデストリアンデッキ等について命名権を募集し、得られた広告料を道路の維持管理費用の財源として確保するよう努める。
- ③魅力的な公園づくりに向けた機能分担の取組を進める中で、市民ニーズの低い子ども広場については廃止等に向けた検討を行う。
- ⑤基本構想に基づき、芦原公園全体が魅力的な空間となるよう再整備を進める。
- ⑦管理者不明のインフラ(橋・管渠)老朽化への対応についても、取組を進める。

6 行政運営の評価

市民ニーズに応じた行政サービスの提供などによりセーフティネット機能を果たしつつ、本市において自治のまちづくりが推進されるよう、「協働」、「人材育成・組織体制」、「行財政」の視点から、市の経営資源の強化に取り組みます。

《行政運営の3つの視点》

- 1 【協働】ともにまちづくりを進めるために
- 2 【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
- 3 【行財政】市民生活を支え続けるために

【行政運営評価表の見方】

1 基本情報

行政運営の視点	
展開方向	

2 目標指標

指 標 名	方向	基準値 (R3)	目標値 (R9)	実績値				
				R2	R3	R4	R5	R6
A								
B								
C								
D								

展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は原則、第6次総合計画前期まちづくり基本計画期間の最終年度の令和9年度とし、基準値は令和3年度としています。また、これまでの経年変化を確認するため、実績値は令和2年度から記載しています。指標の方向性については、「↑」、「↓」から選択しています。

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
令和6年4月から令和7年3月末までの主な取組内容の成果や課題について主担当局が記載しています。	

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

目標指標の達成状況や、「これまでの取組の成果と課題」を踏まえ、令和7年度以降の取組方針を記載しています。
--

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	1	【協働】ともにまちづくりを進めるために
展開方向	1	市民の市政参画と情報の共有・発信

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 市政に関心がある市民の割合	↑	55.4	%	60.0	50.9	55.4	56.7	53.6	55.6
B 市政に参画する手法を知っている市民の割合	↑	14.0(R4)	%	60.0	-	-	14.0	23.8	29.5
C 尼崎市のイメージが良くなったと回答した市民の割合	↑	55.7	%	61.7	56.6	55.7	60.5	63.7	61.7
D AMANISMサイトのページビュー数(月平均)※R5.2までは尼ノ国サイトの数	↑	15,133	回	20,300	10,960	15,133	18,898	13,745	18,565

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【市政への参画の推進】(目標指標A・B) (目的)政策形成段階における市民の市政参画の推進と政策提言機会の更なる充実を図る。 ①『市政に参画しやすい環境の整備』市政参画を意識した施策形成を行うための職員向け研修を開催したほか、市民ニーズを市政運営に生かすとともに、市政に参画できる新たなツールとして、「あまがさきWebアンケート」の検討及び試行実施を行った。試行実施ではおむね2,000件/回を超える回答があり、市民の市政参画のきっかけにつながっている。 ②『対話を重視したまちづくりの推進』車座集会は、より幅広い意見交換とするため6地域(公募型)での開催を行うとともに、聴取した意見を新たな施策展開等につなげていくことを意識し、予算編成までに集中的に開催した。また、意見に応じた主要事業等の見える化の取組として、公表資料の改善を図った。	①「市民意見聴取プロセス」や「あまがさきWebアンケート」といったツールを活用して、職員が市民ニーズを捉えながら施策形成等を行う意識の醸成が必要である。また、Webアンケートの結果について、多くの回答が得られている一方で、回答者の属性に偏りがあるなど、エビデンスとしての信用性を高める工夫が必要である。 ②参加者が固定化することなく、様々な立場の方が参加しやすい場となるよう、開催手法や周知方法等の一層の工夫が求められる。
【より透明で開かれた市政運営】 (目的)市が保有している情報を分かりやすく保存・公開・発信し、市民が使いやすい形で共有する。 ③『分かりやすい発信、公開などによる情報の共有』 公文書の簿冊等の分類、名称、保存期間等を記載した公文書管理簿を市ホームページで公表している。特定歴史的公文書の利用請求制度において、23件59点の利用申請があった。更に、新型コロナウイルス感染症における経験と教訓を引き継ぐため感染症対策や市民・事業者に対する支援策、これらを支えた市の行政運営等を記録し、各分野・組織の職員による評価・検証を集約した報告書を令和6年8月に公表した。	③公文書開示請求制度の適正な運営の継続に加え、市民等が過去の市政等を検証し将来に生かすことができるよう、特定歴史的公文書の利用請求制度の周知を図り一層の利用促進を図っていく。
【より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進】(目標指標C・D) (目的)魅力創造と発信を一体的に取り組むシティプロモーションを推進し、都市イメージの向上を図る。 ④『まちのイメージ向上のための情報発信の推進』 更なるイメージの向上に向け、本市の施策などを紹介する動画と市報の特集を連携させるなど、各種媒体を連携させた情報発信に取り組んだ。また、本市のイメージが良くなったと回答した市民の割合は61.7%となり、横ばいではあるものの目標水準を維持している。 AMANISMサイト内に作成した子育て情報発信サイトや本市を舞台にした映画に関連した記事へのアクセスにより、サイト全体のページビュー数は前年度に比べ増加した。	④市民意識調査で「まちのイメージが変わらない」と答えた人が良くなつたと言つてもらえるような、質・量両面からの情報発信を意識し、各種広報媒体を連携させた情報発信に取り組む必要がある。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【市政への参画の推進】 ①職員の意識醸成を目的とした府内研修を引き続き実施していくほか、「あまがさきWebアンケート」を効果的・効率的に運用していくため、設問の立て方やアンケートの活用方法などについてサポートしていくとともに、府内外に向けてアンケートの実施を広く周知していく。 ②これまでの開催実績や今後のスケジュール等を市報の特集記事で紹介するなど、市民周知の充実を図る。また、現役世代も参加しやすい日時や地域に根差した活動の場に訪問する形での開催も取り入れながら、より幅広い新たな参加者の開拓につなげる。
【より透明で開かれた市政運営】 ③引き続き、公文書開示請求制度を適正に運営していく。特定歴史的公文書について利用請求制度を着実に実施していくとともに、機会をとらえて大学研究室等へ周知する。また、デジタルアーカイブで公開する特定歴史的公文書の充実を進める。
【より戦略的・効果的なシティプロモーションの推進】 ④引き続き、指標の向上を目指し、各種広報媒体を連携させた情報発信に取り組むとともに、質の向上に向けた手法の見直しに取り組む。また、量の面ではプレスリリース配信サービスを利用することで、エンドユーザーまで情報が届くように情報発信の強化に努める。

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	1	【協働】ともにまちづくりを進めるために
展開方向	2	さらなる協働のまちづくりの推進

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 市民提案制度の応募団体数(累計) (R1までは旧市民提案型制度の実績)	↑	72	団体	104	62	72	80	98	116
B 指定管理モニタリング評価の「適正性」が 全て「適正」評価である施設の割合	↑	80.4	%	100	86.5	80.4	82.2	76.6	68.9
C 「市の職員を感じる(市民意識 調査)」で6以上(11段階評価)の割合	↑	27.4	%	33.4	31.0	27.4	28.6	32.0	20.9
D									

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【協働のまちづくりに向けた環境の整備】 (目標指標A・B) (目的)さらなる協働のまちづくりに向けて、地域発意の取組が広がる環境整備や地域を支える体制の充実に取り組む。 ①『協働事例の横展開』府内全体で協働することにより意識した事業展開を図るため、これまで行政と他主体が協働した事例を学び実践するサイクルの構築に向けて、事例共有の仕組みの検討を行った。 ②『市民等との協働の促進』市民提案制度については、新たに18団体からの提案が寄せられたことで指標の目標値を大きく上回る結果となった。いただいた提案については提案者と事業所管課とで協議を重ね、委託事業1件、補助事業1件が採択されたほか、予算を伴わない連携の取組も複数実施されることとなった。 ③『指定管理者制度の適正な運用の実現』指定管理者制度については、内部監査の指摘事項などを受けて、制度の適正な運用を実現するための府内向け説明会の実施やモニタリング評価の様式を改訂し、各施設において改めて管理制度のチェックが行われた。	①協働のまちづくりを進める趣旨など、より府内への周知を進めていくため、事例の共有等で職員の意識醸成につなげていくとともに好事例を蓄積していく必要がある。 ②③市民提案制度が府内外で定着しつつあり、新規提案団体数は増えている一方で、協議の中で双方に合意し連携に至る案件は毎年度数件程度であるなど、制度の理解や提案の質の向上を意識した対策が必要である。また、指定管理者制度や包括連携協定といった様々な協働ツールについても、府内外へ制度の趣旨を周知していくとともに、各制度を活用している主体に対して、的確な情報提供や適正な運用をサポートする体制を継続していく必要がある。
【さらなる協働の推進に向けた職員の育成】 (目標指標C) (目的)地域との信頼関係を築きながらまちづくりを進めるため、コーディネート力・コミュニケーション力向上に向けた研修の実施等による職員の資質向上に取り組む。 ④『施策間連携の意識醸成』採用後3年目等の職員を対象として実施した研修において、地域担当職員経験者による現所属での協働事例に関する講義を実施し、その内容を録画したものを全庁に公開することで、各施策所管課に対して協働に対する意識づけを行った。また、地域担当職員を対象とした研修に他課の職員も参画し、それぞれの役割における各施策と地域課の取組の連携に対する意見交換を行ったことで、双方の業務への理解が深まったとともに、研修の実施結果をまとめた冊子を全庁に公開することで、職員の施策間連携に対する意識づけを行った。 ⑤『地区的特色に応じた取組を行うための能力育成』地域の資本となる情報の蓄積に向け、地域情報共有サイト(あましえあ)の活用方法について改めて認識の共有を行ったほか、地理情報システム(GIS)や市民意識調査等の結果を活用したエリア分析の手法を学ぶ研修を行い、分析結果を基に各地区の特色に応じた関連事業を展開した。	④地域担当職員が総合計画に基づく各施策への理解を深め、他課との連携を意識することで、地域課の取組を各施策の推進につなげていくとともに、他課も研修に参画することで職員の意識醸成を図り、協働の取組を全庁的なものにしていく必要がある。 ⑤令和6年度より各地域の特色を把握し、事業実施につなげる取組を進めているところであるが、分析を行うにあたり、情報や数値の整理から実施すると事業実施までに時間を要するところから、既存のデータをうまく活用した分析手法を取り入れる必要がある。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【協働のまちづくりに向けた環境の整備】 ①まずは、協働事例の共有を進める中で、協働事例の収集や実践につながる展開手法を引き続き研究しながら、府内における意識醸成を進めていく。 ②③府内外向けに各制度の趣旨や適正な運用などを説明する機会や、年間を通して相談を受け付ける体制を確保していくとともに、これまでの事例の振り返りなどを通じて、より効果的な制度運用に向けた見直しについて検討を行っていく。
【さらなる協働の推進に向けた職員の育成】 ④協働の取組を全庁的なものにしていくため、引き続き主事会や協働に関する研修の内容を全庁に展開し、各課における協働の実践を促す。また、地域担当職員が地域課題の解消につなげられるように総合計画における各施策の取組への理解を深めるとともに、他課の参画によるテーマ型の研修を継続することにより相互の連携を図る。 ⑤主事会において既存のデータを活用した分析手法を学び、各地区の地域特色や課題の把握に応じた取組を実践していく。

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	2	【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
展開方向	1	職員の資質向上とワーク・ライフ・バランスの実現

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 「仕事に対して意欲をもって前向きに取り組んでいる」職員の割合	↑	81.3 (R5)	%	100	-	-	-	81.3	85.4
B 部下の育成や職員を統率して事務事業を推進する能力(人事評価)	↑	0.88	点	1.0	0.85	0.88	0.90	0.86	0.84
C 「WLB(自己申告書)」が「やや悪い」「悪い」の割合	↓	14.6	%	0	12.6	14.6	14.9	12.6	12.4
D									

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【人材確保と定着促進、人材育成】(目標指標A・B・C) (目的)人事評価制度や各種研修等により、職員の資質向上を図る。DXの推進や令和8年度開設予定の児童相談所など、専門分野(スペシャリスト)と、幅広い行政知識と経験を備え、企画力やマネジメント力が求められる分野(セネラリスト)について双方の人材育成を行なう。	
①『人材確保』 社会人経験者が本市を受験しやすい取組として、オンライン面接の導入をはじめ、平日の夜間や週末における面接枠を拡充するとともに、受験者側で面接日時を選択できるセルフエントリーを実施した。高等学校を卒業後に社会人として活躍されている方向けの試験区分を設けたことや、これまで実施してきた春夏時期に加え、秋冬時期の採用試験を実施することで、他自治体との併願申込を回避し一定の潜在需要を探ることができた。DX人材の確保として、特定任期付のICT専門員(係長級)とデジタル枠での試験区分で募集をおこない、デジタルに見識のある人材を確保することができた。児童相談所の開設に向けては、福祉職の通年募集に加えて、児童指導員として新たな試験区分を設けて募集を行っている。 ②『職員研修等』 職員の資質向上を図るアウトプットの指標は、「主体的な姿勢」や「自主性」の方がふさわしいことから、新たな指標を設定するとともに、職員の職務遂行能力やばいたり値を向上すべく、カスハラ等組織課題への対応、「説明力」等職員ニーズの高いスキル向上、若手職員のキャリア面談、1on1(1対1面談)スキル向上等の研修に取り組んだ。また、職員のキャリア支援ツールとして各職場の業務内容や期待される能力が分かる職場カルテを作成した。 ③『効果的かつ適正な人事評価』 条件付採用職員の正式採用に向けた評価表(令和6年4月に更改)を活用し、当該評価は職員の採用過程の一部であるとの認識を高めたことにより、より適正な評価を実施することができた。	①生産年齢人口の減少等により、人材確保は日増しに厳しくなっており、特に土木職や建築職といった技術職に関しては、ここ数年は募集人数割れの状況となっている。育児休業の取得者と休職者の増加に伴い、実質的な欠員状況が続いている。児童相談所の開設に向けての準備は整いつつあるものの、児童福祉司SV職、児童心理司SV職に関しては、自治体における児童相談所での勤務経験が資格要件として求められることから、通年での公募を続けているもののエントリーが極めて少ない状況にある。 ②ストレスチェック等職員アンケート結果を分析するとともに、職員のばいたり値の向上に資する研修など検討する必要がある。 また、在宅勤務や勤務時間の変更など働き方が多様化しており、受講のしやすさと効果の両面を意識した研修が必要である。 ③採用前のキャリアや年齢が多様化していること、2級採用や3級採用など新規採用職員の職層が多様化していることから、1級～3級の各職責の違いに応じた人事評価の精度を上げる必要がある。
【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】(目標指標A・C) (目的)職員がやりがいや充実感を持って仕事に取り組み、社会貢献や自己啓発、育児、介護等にも取り組めるようWLBを推進する。	
④『WLBの推進』 早出遅出勤務制度の要件の柔軟化や在宅勤務の実施可能期間の拡大等、多様な働き方の推進に向け取り組むとともに、各局による職場改善等の取組により、「ばいたり値(職員の仕事に対する前向き度合い)」は向上している。また、性別や障害の有無、子育てや介護等の事情に関わらず、全ての職員が公私共に充実し、やりがいをもって働くことができることを目的として、尼崎市特定事業主行動計画と障害者活躍推進計画を一つの計画に統合し、「職員共生・働き方向上計画」を策定した。育児休業中職員の補完となる任期付職員の採用職種を拡大した。	④「職員共生・働き方向上計画」で定めている目標指標の達成に向け取り組むとともに、多様な働き方の推進、職員のモチベーションの維持・向上に引き続き取り組む必要がある。なお、超過勤務時間については、一人当たり対前年比で減少(141.8時間→135.0時間)しているものの、不測の欠員や育児休業中職員の代替職員の確保に関しては不十分な面がある。任期付職員の採用数は少数にとどまつたことから、募集の工夫が必要である。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【人材確保と定着対策、人材育成】 ①新卒者を巡る民間企業等との人材確保競争には一定の限界があることから、採用年齢の更なる引き上げ等、社会人経験者にウエイトをおいた採用活動を展開していく。技術職の確保に向け、資格要件の緩和や、カムバック採用の導入等を検討していく。児童相談所及び一時保護所の開設に向けては引き続き通年募集を実施するとともに、関係機関との連携に、更に密に取り組んでいく。 ②職員アンケートを分析し、職員の業務への意欲や前向きさの向上に資する研修テーマやキャリア支援に取り組む。また、階層別研修では受講対象となる職員も含め、全職員が学べる研修手法やテーマを検討する。 ③条件付採用職員の正式採用の適正な判断及び採用後職員の適正な評価につなげるため、1級～3級の級別コンピテンシーの作成に取り組む。また、令和9年度の人事評価システム更改に向け、評価制度のブラッシュアップの方向性を定める。
【WLB(ワークライフバランス:仕事と生活の調和)の推進】 ④職員の働き方改革(業務効率化や窓口時間の短縮等)を推進することにより、超過勤務時間の縮減に取り組むとともに、引き続き給与制度の周知や充実を図る等、職員が働きやすい、働き続けたいと思える職場環境づくりに取り組んでいく。任期付職員の募集期間を拡大していく。

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	2	【人材育成・組織体制】行政運営の実効力を高めていくために
展開方向	2	本市DXの推進と最適な業務執行体制の構築

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A オンライン申請導入手続数	↑	42	手続	120	19	42	68	91	186
B 全申請件数に対するオンライン申請及びコンビニ交付の割合	↑	23.0	%	50.0	14.4	23.0	28.0	36.4	40.9
C RPA活用に伴う業務改善時間数(累計)	↑	5,602	時間	8,000	3,750	5,602	6,490	4,983	4,215
D 情報セキュリティ外部監査における指摘項目の改善割合	↑	-	%	-	-	-	-	100	100

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築】(目標指標A・B・C・D) (目的)「あまがさき共創DXプラン」に基づき、住民・職員ニーズに対応し、ICT(情報通信技術)やデータの積極的な利活用等を含め、質の高い行政サービスを提供できる持続可能で効率的な執行体制を構築する。 ①『市民サービス向上』「ニーズ志向のサービスづくり」をテーマにWebによる市政アンケートを実施し28,804人からの回答を得た。また、オンライン申請は186手続29,954件の利用があった。 ②『庁内事務効率化』「いきいきと働き成長できる人・組織づくり」をテーマにRPAの活用により年間4,215時間の効率化を実現したほか、業務改善ツールの庁内利用を支援し、384業務約11,030時間の業務プロセスの効率化につなげた。また、Web会議は年間2,384回、テレワークは登録ユーザー数が1,484人へ拡大した。さらに、庁内DX推進体制の構築及びDX人材の育成として、DX推進員制度を設け、初年度は84人の推進員のもと、庁内DXの推進に努めた。 ③『業務プロセス効率化事業』コンサルタントの支援を受け、子ども支援におけるデジタル化の推進、支払い事務ペーパレス、子ども関連手続のオンライン化の3業務について、令和7年度の予算化や財務会計システムの更新検討、オンライン申請の導入に向けた業務フローなどの整理に取り組んだ。 ④『窓口のスマート化の推進』マイナンバーカードの交付が373,843枚、交付率81.62%に達し、コンビニ交付の利用が更に増加した。また、職員等による「窓口体験調査」を実施し、市民目線での課題等を認識したとともに、今後における窓口の在り方等について協議し、目指すべき方向性等を共有した。 ⑤『情報セキュリティ対策』個人情報を取り扱う全所属及び全システムに対し監査を実施した。また、階層別(全職員、情報システム担当者等)への情報セキュリティ研修、全職員対象の電子メール訓練により情報リテラシー向上を図った。	①収集したアンケートデータを活用するため、庁内のデータの見える化に向けた環境づくりやデータ活用スキルの育成に取り組む必要がある。また、申請件数の多い手続や子ども関係手続など、今後更に市民ニーズが見込まれる手続のオンライン化を進める必要がある。 ②RPAについては専門的領域のため、構築及び運用できる職員の育成など持続可能な体制を整備する必要があるとともに、RPAを拡大していく際には、増加するライセンス費用等の確保も必要となる。また、DX推進員全員が最初から高度なデジタルスキルを習得しているわけではないことから、DX推進員のスキルアップを伴走支援する必要がある。 ③子ども支援におけるデジタル化については、タブレット導入効果の検証が必要である。財務会計システムの更新については継続検討とし、電子請求や電子契約も含めて支払い事務全体としてのペーパレス検討を続ける必要がある。 ④証明書発行におけるコンビニ交付は増加しているものの、住民異動及び戸籍関係の手続においては来庁が必要であり、繁忙期には長時間の待合いが生じていることから、DXの活用等も視野に入れた窓口のスマート化を図る必要がある。 ⑤デジタル政策監の知見を得て策定した「情報セキュリティ推進計画」に基づく各種対策を継続し高めていく必要がある。
【内部統制の推進】 (目的)適法・適正かつ効率的・効果的な行政事務及び行政運営を実現することで組織目的を達成し、市政への信頼と満足度の向上を図る。 ⑥『内部統制の推進』「契約事務」及び「情報セキュリティ」に係るリスク対応状況等をとりまとめた「令和6年度内部統制報告書」を作成の上、公表した。また、事務処理ミスの発生防止を目的として、業務フローをもとにリスクの洗い出しを行う「業務手順書」の作成を開始し、さらに、事務処理ミスが発生した場合の報告について、処理フローを作成して、手順の明確化とミス事例を類型化して示すことにより職員への周知を図り報告漏れをなくしていく形式を改めた。	⑥内部統制の取組についての全庁的な周知が十分ではないことから、浸透させていく必要がある。また、事務に潜むリスクと対策をあぶりだすリスクチェックについて、リスクの正確な把握のために充実させ、事務処理ミスの防止につなげていく必要がある。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【本市DXの推進と最適で持続可能な業務執行体制の構築】
①②現在のDXプランが令和7年度末までのため、令和8年度に向け次期DXプランを策定する。 ①データの共有・分析ツールの導入と職員向け研修を行い、データ利活用環境を整備する。オンライン申請については効率的かつ安全に個人情報を取り扱う環境の構築を進め、業務フロー、様式、添付書類等も含めて見直し、オンライン申請が可能な手続の拡大に努める。 ②労働力が不足していく中でも、自治体として本来、職員が担うべき企画立案等の業務により注力できる環境を整備するため、生成AI並びにAI-OCRを導入する。また、DX人材育成のため、DX推進員等が受講できるDX関連動画研修を実施する。 ③いくしに導入したタブレットの効果検証及び庁内への横展開検討と、財務会計システムの更新等の継続検討を行う。 ④令和7年度に実施するシステムの標準化への移行や「窓口体験調査」での成果等を踏まえる中で、市民課窓口等市民が利用する窓口のスマート化に向けて、課題の整理と窓口の在り方検討を行う。 ⑤引き続き外部及び内部監査を実施し、情報セキュリティ対策の向上を図る。また、ファイル自動暗号化等新たなセキュリティツールによる技術的対策の強化など抜本的な情報セキュリティ対策に取り組む。
【内部統制の推進】
⑥リスクチェックの内容を充実させる見直しを行った上で引き続き内部統制報告書を作成し、公表する。また、内部統制の目的とその取組を浸透させ、事務処理ミスの防止につなげていくため、ミス事例の積極的な報告を促すとともに、業務手順書が活用されるよう周知を図っていく。

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	1	安定的な財政運営の推進

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 収支不足に対する財政調整基金繰入額(R4当初までは先行会計繰出金に対する財政調整基金繰入額)	↓	2	億円	0 (R14)	2 (R3当初)	0 (R4当初)	0 (R5当初)	0 (R6当初)	0 (R7当初)
B 目標管理対象将来負担	↓	1,187	億円	1,000 (R14)	1,329	1,187	1,074	979	920
C									
D									

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
<p>【財政規律・財政目標の進行管理】(目標指標A・B) (目的)本市を取り巻く社会経済環境下における財政運営のあるべき姿を実現し、今後も引き続き長期的に継続して安定的な財政運営を行っていく。</p> <p>①《収支均衡予算の確保》 収支面では、令和7年度当初予算では、公債費に起因する収支不足に対応するため減債基金を5億円取り崩し、実質的な収支均衡予算を確保した。</p> <p>②《主要3基金の積立・活用》 主要3基金(財政調整基金、減債基金、公共施設整備保全基金)については、財政運営方針に定めるルールに基づき、次のとおり積立・活用を行った。 ・財政調整基金は、各種還付金に係る年度間調整等に活用した一方、令和7年度に返還が必要となる各種還付金に備えた積立のほか、収支剰余金等の積立を行ったことで、残高は137億円となつた。目標水準残高である類似他都市の残高は令和5年度末時点で162億円である。 ・減債基金(通常分)は、公債費に起因する収支不足への対応としての取崩を予定していたが、収支剩수가生じたため、これを活用した取崩抑制を実施したことや、令和6年度に算定された地方交付税のうち臨時財政対策償還基金費分の積立等を行つたことで、残高は82億円となり、今後、行政改革推進債の早期償還や、公債費に起因する収支不足に対応するために必要となる残高を確保しており、現時点での目標水準を確保している状況にある。 ・減債基金(FM分)は、市債の償還財源としての取崩を予定していたが、収支剩수가生じたため、これを活用した取崩抑制を実施したことや、見込んでいた土地売払収入等の積立を行つたことで、残高は84億円となり、令和6年度末における目標水準残高(FM事業に係る市債残高の1/2)の51億円を確保しており、現時点での目標水準を確保している状況にある。 ・公共施設整備保全基金は、直近3カ年における積立平均額の1/2を限度に投資的事業に対して活用する一方、収益事業収入等の積立を行つたことで、残高は165億円となり、目標水準残高である類似他都市並みの残高(148億円)を確保できている。</p> <p>③《目標管理対象将来負担》 市債の発行額を元金償還額以内としながら、早期償還を行つたことで目標管理対象将来負担は着実に減少し、令和6年度末残高は920億円となった。</p>	<p>①②賃金や地価の上昇に伴い市税収入は堅調に推移する一方、高齢化に伴う社会保障関係費及び人件費や物件費は増加傾向にあり、令和8年度以降の収支不足が更に拡大する恐れがある。こうした中、長期的に安定した財政運営ができるよう、基金残高の目標水準を確保するとともに、公債費の低減に向けて将来負担を適切に管理することで、引き続き収支均衡の確保を図っていく必要がある。</p> <p>③財政運営方針における財政目標を踏まえつつ、今後必要となる投資的事業の実施と、適正水準の将来負担を両立させていく必要がある。</p>

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【財政規律・財政目標の進行管理】
財政運営方針における財政運営の規律と目標を踏まえて、以下の取組を進める。
①事業のスクラップ＆ビルトや歳入確保に取り組みながら、基金の活用も見据えつつ、一定の政策財源の確保を図るとともに引き続き収支均衡の確保を図る。
②主要3基金については、財政運営方針に定めるルールに基づき、積立・活用を行う。また、公共施設整備保全基金は、財政運営方針の策定時以降の新たな市民ニーズに対応するため、更なる活用方策について検討する。
③投資的事業は長期的な視点のもと、優先順位をつけて実施するなど、将来負担を適切に管理していくことを通じて、今後必要となる投資的事業の実施と適正水準の将来負担を両立させていく。
④上記の内容を踏まえつつ、安定的な財政運営を行っていくことができるよう令和8年度の当初予算編成を行う。

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	2	公平・公正な負担に向けた債権管理の適正化

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 市全体の収入未済額	↓	60.7	億円	42.7	73.8	60.7	56.7	54.0	54.5
B 非強制徴収債権の収入未済額(滞納繰越分)	↓	9.7	億円	7.6	10.5	9.7	8.1	7.8	7.7
C 個人市民税収入率(現年分)	↑	98.7	%	99.3	98.4	98.7	98.5	98.7	98.8
D 国民健康保険料の収納率(現年分)	↑	95.3	%	97.0	94.5	95.3	94.4	94.2	92.3

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
【尼崎市債権管理条例に基づく収入未済額への対策】 (目標指標A・B) (目的)督促状の送付など債権管理の基本的取組や滞納抑制に必要な権限行使の徹底を図る。	①各債権所管課において債権管理に係る基本的な取組等を行っているが、法改正による制度変更等の影響により、令和5年度と6年度の比較では強制徴収債権は約44.9億円から約0.6億円増加し約45.5億円に、非強制徴収債権は約9.1億円から約0.1億円減少し約9.0億円となり、市全体の収入未済額は約54億円から約0.5億円増加し約54.5億円となった(令和6年度の不納欠損額は、令和5年度の5.7億円から約0.6億円減少し、5.1億円であった)。 ②非強制徴収債権の収入未済額(滞納繰越分)令和5年3月から弁護士法人に滞納となっている非強制徴収債権の債権回収業務を委託しているが、令和7年3月末時点で弁護士法人に催告業務等の実施依頼をした件数及び債権額は、計693件、205,760千円(32債権)となり、その後、回収件数及び回収済額は275件、17,050千円(約8.3%)となった(回収済額を含め、分割納付等で支払の意思を確認できた件数及び総額は89件、32,214千円(約15.7%))。また、令和6年度より支払督促制度を活用し、目標10件に対し計5件の支払督促の申立てを行った。さらに、支払督促制度を活用できるよう庁内において支払督促制度の研修を実施した。
【市税など強制徴収債権の取組】 (目標指標C・D) (目的)徴収体制の強化や滞納事業への早期着手の徹底による収入率の向上及び収入未済額の抑制に取り組む。	③個人市民税の収入率は類似都市と比較し未だ低い数値となっており、とりわけ少額滞納者(特に若年層)の割合が増加傾向にあるため、引き続き収入率向上に向けて取り組んでいく必要がある(令和5年度の個人市民税収入率(現年分)類似都市平均:99.3%、尼崎市:98.7%)。
③〈個人市民税収入率〉個人住民税等早期対策担当(令和5年度設置)において、個人市民税の特別徴収分への徴収強化を図るとともに、封筒デザインの変更及び効果的な警告文書や外国人滞納者に向けた外国語に対応した文書封入など、現年課税分の徴収強化を行った。また、3度目の東京都主税局への職員派遣を行うなど人材育成にも努めた。長期滞納などの困難事業においては、滞納者の自宅などへの搜索(強制立入調査)や不動産の公売を前提とした対応を図り、状況に応じて滞納処分の執行停止を検討するなど着実に事業の完結に向けて取り組んだ(令和5年度:全体96.2%、現年分98.7%、滞納繰越分34.2%、収入未済額16.24億円→令和6年度:全体96.4%、現年分98.8%、滞納繰越分33.0%、収入未済額14.30億円)。	④今後における収納率の向上のためにには、催告業務の拡充・強化のほか、電子預貯金照会による滞納処分の更なる効率化、また、口座振替加入率の維持向上を図るため、口座振替キャンペーンの内容をより効果的なものに見直す必要がある。
④〈国民健康保険料の収納率(現年分)〉令和5年度から引き続きSMS(ショートメッセージサービス)を活用した催告や滞納処分を円滑に行うための電子預貯金照会に取り組んだほか、令和6年度は抽選で2,000円のQUOカードが当たる口座振替キャンペーンを実施したところ、口座振替の窓口での新規登録件数は、前年度と比較して185件増加した(令和5年度:3,714件→令和6年度:3,899件)。しかし、短期の被保険者証の廃止の影響が大きく、現年分、滞納繰越分ともに収納率が低下することとなった。(令和5年度:全体84.6%、現年分94.2%、滞納繰越分19.5%、収入未済額12億円→令和6年度:全体82.4%、現年分92.3%、滞納繰越分15.7%、収入未済額13.8億円)	

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【尼崎市債権管理条例に基づく収入未済額への対策】
①法改正による制度変更等の影響等からすると、第2次債権管理推進計画の目標数値(令和9年度末)の達成は困難な状況にある。当該目標値の修正を視野に入れつつ、債権管理の実施手法の強化の検討、滞納要因分析やこれまでの取組のより精緻な検証を行う必要がある。
②引き続き、滞納繰越分については、弁護士法人への債権回収業務の委託を継続するとともに、弁護士法人からの催告等によってもなお進展がない債権に対しては、支払督促等の訴訟手続を通じて債権回収に取り組む。また、当該訴訟手続がより活用されるよう、職員研修を行い、当該制度に係るノウハウ、知識等の定着を図る。さらに、差押えが可能な財産情報の事前の把握等にも努める。
【市税など強制徴収債権の取組】
③個人市民税を中心とした現年課税分の収入率向上を図るため、ナッジ理論を活用した封筒デザイン変更や警告文の送付、SMSの他、外国人滞納者に外国語の催告文を送付するなど、自主納付を促進し滞納件数及び収入未済額の縮減を図る。さらに、少額滞納者に対する徴収等を強化する他、長期にわたり滞納が続く困難事業に対して滞納者の自宅・事業所へより多くの搜索や公売(動産・不動産)等の滞納処分を実施し、着実に事業の完結につなげる。また、滞納者の傾向等を分析し、これまでの取組の評価を踏まえた具体的な取組目標を検討する。
④収納率向上対策として、(ア)催告業務委託の拡充(催告文面強化)、(イ)電子預貯金照会を活用した滞納処分へのDXツールの新たな導入、(ウ)口座振替キャンペーンの景品のQUOカードの金額の増額(2千円→5千円)に取り組み、未納世帯数の減少等に努める。

令和7年度 行政運営評価表(令和6年度決算評価)

1 基本情報

行政運営の視点	3	【行財政】市民生活を支え続けるために
展開方向	3	公共施設マネジメントの着実な推進

2 目標指標

指 標 名	方 向	基 準 値 (R3)		目 標 値 (R9)	実 績 値				
		R2	R3		R4	R5	R6		
A 公共施設の床面積の削減(累積)	↓	1,868 (H24末)	千m ²	△187 (R8末)	△ 22	△ 25	△ 64	△ 76	△ 78
B									
C									
D									

3 これまでの取組の成果と課題(令和6年度実績内容を記載)

成 果	課 題
平成26年6月に策定した「尼崎市公共施設マネジメント基本方針」に基づく以下の取組を実施した。 【方針1:再編】(目標指標A) (目的)公共施設の老朽化や将来の人口減少等に対応し、将来世代に過度な負担を残さないために行う施設の再編について、量の縮減だけでなく、まちの魅力向上や市民活動の促進につながるよう取り組み、「量の最適化」を目指す。(数値目標:公共施設保有量を令和30年度末時点まで1,307千m ² 以下まで削減(△561千m ² 以上)。このうち第1次計画期間である令和8年度末時点で1,681千m ² まで削減(△187千m ²)。) ①『方針1:再編』 「第1次尼崎市公共施設再編計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針1:再編)」及び当該計画に係る「実施編」に基づき、対象施設の設計や工事に着手するなど着実に取組を推進した。また、大井戸公園での北図書館と女性・勤労婦人センターの貸館機能を複合化した新図書館の整備については、タウンミーティングや事業者ヒアリングなどを実施し、事業の具体化に向けて取組を進めた。 <参考 令和6年度の主な公共施設等の増減> [減少] 旧小田地区会館、旧南武庫之荘保育所、 旧身体障害者福祉会館、スポーツクラブ「WOODY」 [増加] 武庫健康ふれあい体育館、新大高洲庁舎	①引き続き公共施設マネジメントに取り組む意義について、市民・利用者の理解が深まるように努めながら、今後も計画に基づく取組を丁寧に進めていく必要がある。また、取組にあたっては、国の制度の活用や取組に伴う土地売払収入等の基金への積立てなどにより必要な財源を確保し、財政規律及び財政目標に沿って推進する必要がある。
【方針2:予防保全】 (目的)これまでの事後保全から予防保全へと転換し、施設の質の向上と長寿命化を図り、「質の最適化」を目指す。 ②『方針2:予防保全』 「第1次尼崎市公共施設保全計画(尼崎市公共施設マネジメント基本方針2:予防保全)」及び「実施編」に基づき、各施設の詳細調査を実施するとともに、園田西生涯学習プラザ・園田体育館の実施設計に着手し、防災センターなど5施設の改修工事を完了させた。また、「保全システム」を活用し、施設情報の一元管理を行うとともに、施設所管部局への技術的支援を積極的に行い、適正な施設保全の推進に努めた。	②施設所管部局をはじめとする保全関係部局が連携し、各々の役割を適切に果たしながら保全の取組を進める必要がある。また、長寿命化改修対象施設については、脱炭素社会の実現に向けて、改修工事等の機会を捉え、省エネ化を効果的に実施していく必要がある。
【方針3:効率的・効果的な運営】 (目的)施設運営にかかるコスト縮減やサービスの質の向上につながる事業手法等を検討し、「運営コストの最適化」を目指す。 ③『方針3:効率的・効果的な運営』 電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、全直営施設において特別高圧・高圧電力並びに都市ガスの見積合せを実施した結果、年間で約1億4千万円の効果を見込んでいる。なお、低圧電力については、関西電力と現在の契約を継続することで、燃料費調整額の割引が適用される標準メニューでの契約の方が安価になることが想定されたため、見積合せの実施を見送ることとした。	③引き続き、各小売事業者の入札参加意欲等を踏まえて、安価な方法でエネルギー調達を実施していく。また、エネルギーの安定調達に向けて、社会情勢等を注視し、財政担当部局と情報共有を図っていく。

4 評価結果(令和7年度以降の取組方針)

【方針1:再編】 ①新図書館の整備等については、サウンディング型市場調査やタウンミーティングの結果を踏まえ、施設整備・維持管理・運営等に係る基本計画を令和7年度に策定する。また、令和9年度を始期とする第2次公共施設再編計画の策定に向け、施設の基礎的なデータ整理を行った上で、将来的なニーズ、まちづくり等の視点をもって検討を進めていく。
【方針2:予防保全】 ②老朽化が進む既存施設への対応として、予防保全への転換に重点を置いた長寿命化の取組を計画的に実施するとともに、脱炭素社会の実現及びライフサイクルコスト削減のため、改修工事に合わせて、着実にLED化や高効率の空調設備を導入することにより、積極的に省エネルギー化も進めしていく。また、令和9年度を始期とする第2次尼崎市公共施設保全計画の策定を進めるため、令和7年度は次期計画の対象と見込まれる9施設について、構造躯体健全度調査を実施し、調査結果をもとに長寿命化改修の適否判定を実施していく。
【方針3:効率的・効果的な運営】 ③電気及び都市ガス調達の自由化を踏まえた取組については、引き続き、エネルギーの安定調達に努めるとともに、各小売事業者等の動向を注視しながら、施設の効率的・効果的な運営に努めていく。

(このページは白紙です。)

《参考資料》

施策別の重要度・満足度に関する市民意識調査結果

(1) 調査の目的

第6次総合計画(前期計画)の13の施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」について、市民にアンケート調査を行っており、施策別の重要度や満足度の回答を点数化して集計しています。

重要度	重要	5点	満足度	満足	5点
	まあ重要	4点		どちらかといえば満足	4点
	ふつう	3点		ふつう	3点
	あまり重要でない	2点		どちらかといえば不満	2点
	重要でない	1点		不満	1点

(2) 実施概要

- ① 調査対象 満15歳以上の市民から無作為で3,000人を抽出
- ② 調査方法 郵送調査及びWEB調査により実施
- ③ 調査期間 令和7年2月6日から令和7年2月25日
- ④ 回収結果

発送数	未着数	実発送数	有効回答数	有効回答率
3,000	19	2,981	1,277	42.8%

(3) 調査結果

● 結果概要

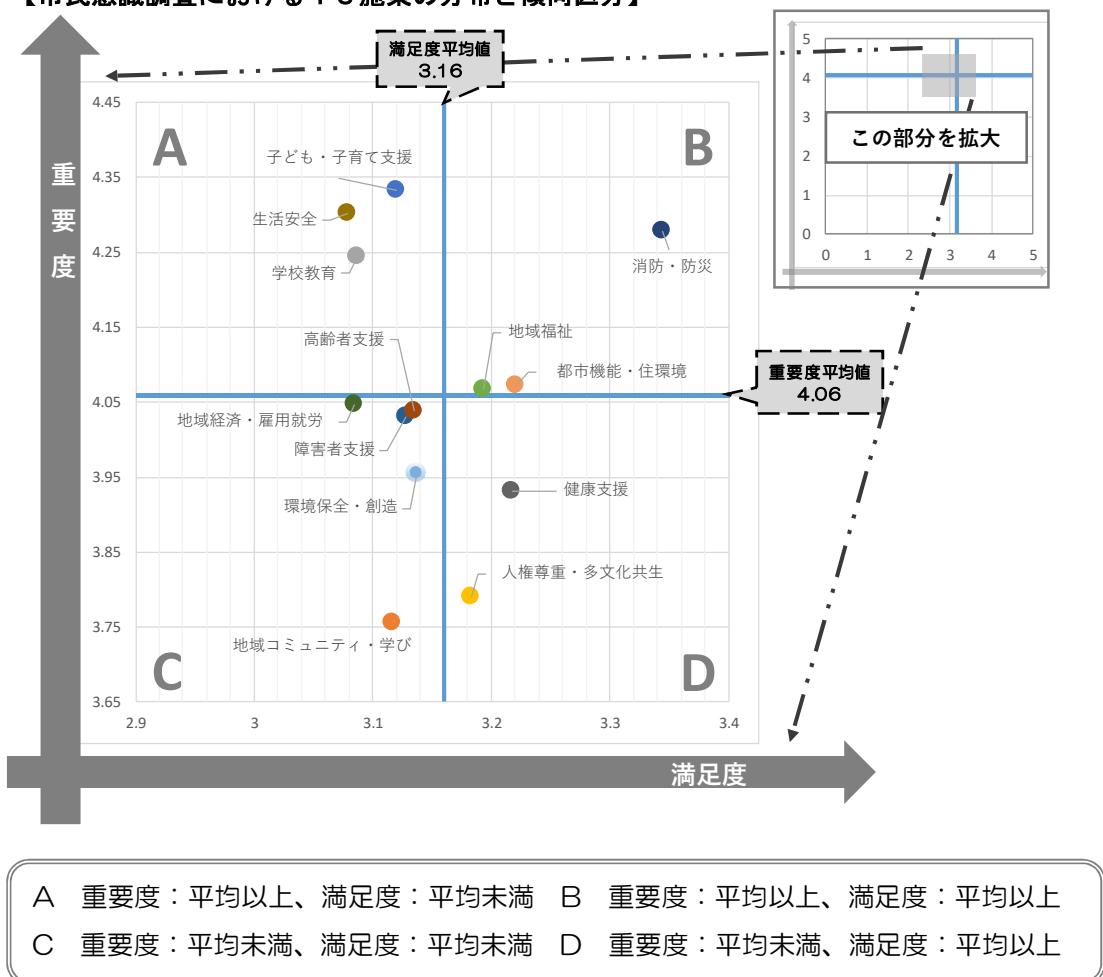
全13施策の平均値	重要度 4.06(前年4.09)、満足度 3.16(前年3.15)
重要度と満足度の乖離が大きい主な施策	生活安全(乖離幅1.22)、子ども・子育て支援(乖離幅1.21) 学校教育(乖離幅1.16)、

施策名	重要度	満足度	乖離幅	施策名		重要度	満足度	乖離幅
				重要度	満足度			
1 地域コミュニティ・学び	3.76	3.12	0.64	8 健康支援		3.93	3.22	0.71
2 人権尊重・多文化共生	3.79	3.18	0.61	9 生活安全		4.30	3.08	1.22
3 学校教育	4.24	3.09	1.16	10 消防・防災		4.28	3.34	0.93
4 子ども・子育て支援	4.33	3.12	1.21	11 地域経済・雇用就労		4.05	3.08	0.96
5 地域福祉	4.07	3.19	0.87	12 環境保全・創造		3.95	3.14	0.82
6 障害者支援	4.03	3.13	0.90	13 都市機能・住環境		4.07	3.22	0.85
7 高齢者支援	4.04	3.13	0.90		平均値	4.06	3.16	0.91

● 傾向区分

市民意識調査の結果から、全13施策を重要度の平均点(4.06点)と満足度の平均点(3.16点)を軸として、4つの傾向(A～D)に区分しています。

【市民意識調査における13施策の分布と傾向区分】



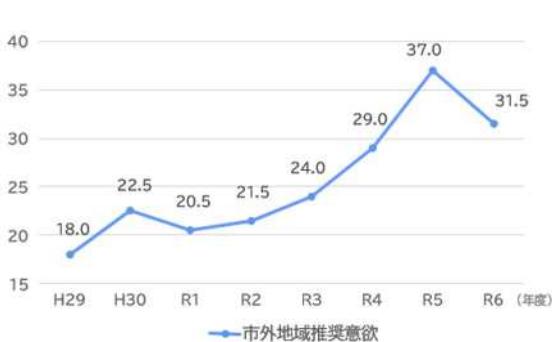
《参考資料》

市外地域推奨意欲とあまらぶ指数

(1) 市外地域推奨意欲の推移

令和6年度の市外地域推奨意欲は前年度と比較して5.5ポイント減少し、大きく上昇した前年度の37.0(前々年度比+8.0ポイント)からは下がったものの、指標の設定当時からの上昇傾向は維持しています。また、本市を勧めたくないという市外の方のうち、「悪いイメージがある」「治安が悪い」といった理由の方は前年度から増加し、「魅力がわからない」といった理由の方も依然として多くおられます。

こうしたことから、引き続き、治安やマナー向上に向けた取組を行うとともに、イメージ向上に向けて、本市の魅力を前面に押し出した情報発信をインターネットなど市外の方が情報を取得しやすい媒体により積極的に行っていきます。

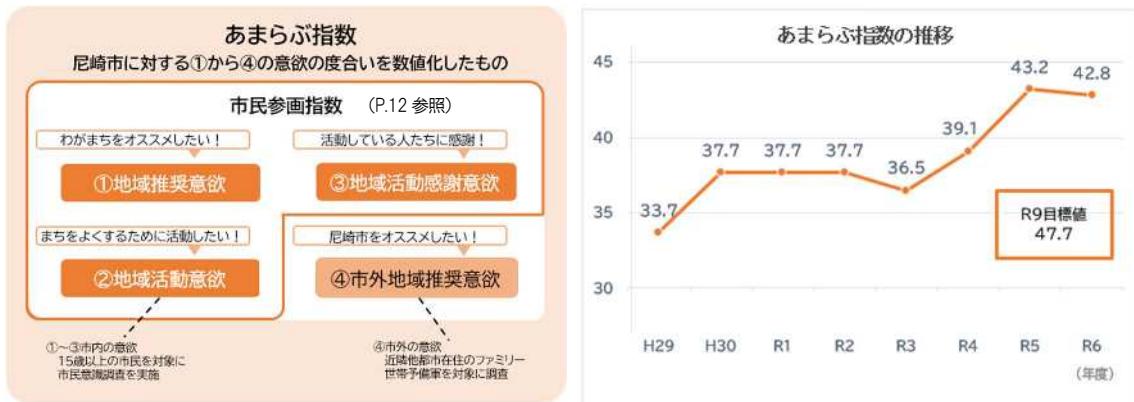


年度	指標	市外地域推奨意欲		
		低い	普通	高い
H29	18.0	71%	22%	7%
R5	37.0	48%	31%	22%
R6	31.5	53%	31%	16%
R6-R5	▲5.5	5%	0%	▲6%

※「低い・普通・高い」の構成比(%)は小数第1位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある

(2) あまらぶ指数

あまらぶ指数とは、総合指標のひとつである市民参画指数(P.12)を構成する3つの意欲に、「市外地域推奨意欲」を加えて平均したもので、シティプロモーションの成果指標として設定し、進捗を確認していくものです。



令和6年度の「あまらぶ指数」は前年度から0.4ポイント減少し、42.8となりました。指数を構成する4つの意欲のうち、主な影響として、市外地域推奨意欲が5.5ポイント減少したものの、市内の方の地域推奨意欲が7.0ポイント増加したため、指標としては横ばいとなっています。今後も更なるイメージ向上に向けて、質・量両面からの情報発信を意識し、各種広報媒体を連携させた情報発信に取り組んでいきます。

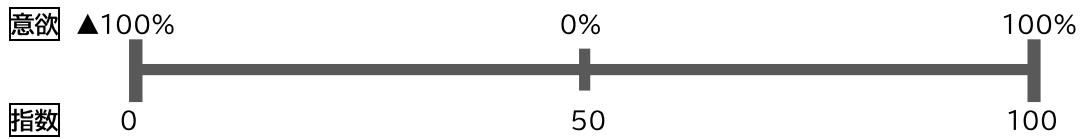
市民参画指数・あまらぶ指数の考え方

■市民参画指数

①市民意識調査において、「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」の3つの意欲を短期間で変化を捉えやすいよう、0~10の11段階でお伺いし、回答の0~5を「低い」、6、7を「普通」、8~10を「高い」と分類する。

地域推奨意欲			地域活動意欲			地域活動感謝意欲		
①低い	0~5	36%	①低い	0~5	71%	①低い	0~5	15%
②普通	6、7	37%	②普通	6、7	19%	②普通	6、7	21%
③高い	8~10	28%	③高い	8~10	10%	③高い	8~10	64%

②意欲が「高い」から「低い」を差し引き、▲100%の場合を「0」、0%を「50」、100%を「100」とする段階的な数値で表す。



$$\text{③}28\%-①36\%=\Delta 8\%$$

$$\text{③}10\%-①71\%=\Delta 61\%$$

$$\text{③}64\%-①15\%=\Delta 49\%$$

地域推奨意欲	46.0	地域活動意欲	19.5	地域活動感謝意欲	74.5
--------	------	--------	------	----------	------

③3つの意欲の平均を市民参画指数とする。

市民参画指数	46.6
--------	------

■あまらぶ指数

①市外在住のファミリー世帯予備軍を対象としたネットアンケート調査において、本市のまちづくりに共感する方へ「尼崎の魅力を誰かに勧めたい」という意欲をお伺いし、市民参画指数と同様に分類、差を算出し、その結果を段階的な数値で表す。

令和5年度ネットアンケート調査結果より

市外地域推奨意欲		
①低い	0~5	53%
②普通	6、7	31%
③高い	8~10	16%
$\text{③}16\%-①53\%=\Delta 37\%$		

②市民の「地域推奨意欲」「地域活動意欲」「地域活動感謝意欲」に市外の方の「市外地域推奨意欲」を加え、平均したものを「あまらぶ指数」とする。

市外地域推奨意欲	31.5
----------	------

あまらぶ指数(令和6年度)	
(地域推奨意欲46.0 + 地域活動意欲19.5 + 地域活動感謝意欲74.5 + 市外地域推奨意欲31.5) ÷ 4	42.8

※東海大学 河井孝仁教授が提唱する「地域参画総量」を参考に設定

■目標値の考え方

市民及び市外の方の意欲が、「5（低い）」から「6（普通）」となった場合の数値を目指す。

(このページは白紙です。)

《參考資料》
施策別事務事業一覽表

【施策別事務事業一覧表の見方】

施策01 【地域コミュニティ・学び】

施策の展開方向	No.	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1) 地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進	1	IE1D	コミュニティ助成事業費	総合政策局	9
	2	IE1I	みんなの尼崎大学事業費	総合政策局	10
	3	IE1M	地域団体活動促進事業費	総合政策局	11
	4	IE1O	市民活動情報発信事業費	総合政策局	12
	5	IE1P	あまがさきチャレンジまちづくり事業費	総合政策局	13
	6	IE1R	あまがさき市民まつり事業補助金	総合政策局	14
	7	IE1W	尼崎市社会福祉協議会補助金	総合政策局	15
	8	IE22	地域資源情報公開システム事業費	総合政策局	16
	9	IE23	特定非営利活動促進事業費	総合政策局	17
	10	IE2Q	中央地区学びと活動推進事業費	総合政策局	18
	11	IE2R	小田地区学びと活動推進事業費	総合政策局	19
	12	IE2S	大庄地区学びと活動推進事業費	総合政策局	20
	13	IE2T	立花地区学びと活動推進事業費	総合政策局	21
	14	IE2U	武庫地区学びと活動推進事業費	総合政策局	22
	15	IE2V	園田地区学びと活動推進事業費	総合政策局	23
	16	IE3D	大庄西中学校跡地整備事業費	総合政策局	24
	17	BZ25	学社連携推進事業費	教育委員会事務局	25
	18	BZ41	成人教育事業費	教育委員会事務局	26
	19	BZ5K	PTA連合会等補助金	教育委員会事務局	27
	20	C11A	図書館行事事業費	教育委員会事務局	28
	21	C11K	障がい者等サービス事業費	教育委員会事務局	29
	22	C121	図書等購入事業費	教育委員会事務局	30
	23	C12A	図書館サービス網関係事業費	教育委員会事務局	31
	24	C12K	図書館資料整理事業費	教育委員会事務局	32
	25	IE1U	園田東会館指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	26	IE1V	集会施設等関係事業費	総合政策局	-
	27	IE21	社協会館解体関係事業費	総合政策局	-
	28	IE24	特定非営利活動促進基金積立金	総合政策局	-
	29	IE2W	中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	30	IE2X	小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	31	IE2Y	大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	32	IE2Z	立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	33	IE30	武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	34	IE31	園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	35	IE32	中央生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	36	IE33	小田生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	37	IE34	大庄生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	38	IE35	立花生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	39	IE36	武庫生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	40	IE37	園田生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	41	IE3B	生涯学習プラザ等整備事業費	総合政策局	-
	42	C12V	北図書館指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	-
	43	C131	図書館施設整備事業費	教育委員会事務局	-
	44	Q13F	図書館施設維持管理事業費	教育委員会事務局	-

当該施策に関連する事業を展開方向ごとに記載しています。

事務事業シートの掲載ページを示しています。(「-」の事業は事務事業シートを作成していない事業です。詳細は「事務事業シート」のp.6「事務事業シートの概要」をご確認ください。)

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
2,200	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
6,181	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
10,232	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
568	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,015	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,500	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
127,697	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
4,686	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,395	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,613	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,282	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
903	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,105	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,325	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,083	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
7,617	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,058	393	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
74	395	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
340	395	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
408	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
165	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
37,118	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
24,114	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
466	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
11,388	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
17,044	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,423	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,279	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
69,102	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
54,958	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
49,784	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
58,635	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
56,859	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
50,862	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,466	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
12,291	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,113	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,141	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
7,215	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,369	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
275,337	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
104,690	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
28,390	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
78,584	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費

令和6年度の事業費
(決算額)を記載して
います。(人件費を除
く。)

当該事業の決算事
項別明細書におけ
る記載ページを示し
ています。

施策別事業事業一覧表
施策01 【地域コミュニティ・学び】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1) 地域コミュニティの醸成・生涯学習の推進	1	IE1D	コミュニティ助成事業費	総合政策局	9
	2	IE1I	みんなの尼崎大学事業費	総合政策局	10
	3	IE1M	地域団体活動促進事業費	総合政策局	11
	4	IE1O	市民活動情報発信事業費	総合政策局	12
	5	IE1P	あまがさきチャレンジまちづくり事業費	総合政策局	13
	6	IE1R	あまがさき市民まつり事業補助金	総合政策局	14
	7	IE1W	尼崎市社会福祉協議会補助金	総合政策局	15
	8	IE22	地域資源情報公開システム事業費	総合政策局	16
	9	IE23	特定非営利活動促進事業費	総合政策局	17
	10	IE2Q	中央地区学びと活動推進事業費	総合政策局	18
	11	IE2R	小田地区学びと活動推進事業費	総合政策局	19
	12	IE2S	大庄地区学びと活動推進事業費	総合政策局	20
	13	IE2T	立花地区学びと活動推進事業費	総合政策局	21
	14	IE2U	武庫地区学びと活動推進事業費	総合政策局	22
	15	IE2V	園田地区学びと活動推進事業費	総合政策局	23
	16	IE3D	大庄西中学校跡地整備事業費	総合政策局	24
	17	BZ25	学社連携推進事業費	教育委員会事務局	25
	18	BZ41	成人教育事業費	教育委員会事務局	26
	19	BZ5K	PTA連合会等補助金	教育委員会事務局	27
	20	C11A	図書館行事事業費	教育委員会事務局	28
	21	C11K	障がい者等サービス事業費	教育委員会事務局	29
	22	C121	図書等購入事業費	教育委員会事務局	30
	23	C12A	図書館サービス網関係事業費	教育委員会事務局	31
	24	C12K	図書館資料整理事業費	教育委員会事務局	32
	25	IE1U	園田東会館指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	26	IE1V	集会施設等関係事業費	総合政策局	-
	27	IE21	社協会館解体関係事業費	総合政策局	-
	28	IE24	特定非営利活動促進基金積立金	総合政策局	-
	29	IE2W	中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	30	IE2X	小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	31	IE2Y	大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	32	IE2Z	立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	33	IE30	武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	34	IE31	園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	35	IE32	中央生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	36	IE33	小田生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	37	IE34	大庄生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	38	IE35	立花生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	39	IE36	武庫生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	40	IE37	園田生涯学習プラザ管理運営事業費	総合政策局	-
	41	IE3B	生涯学習プラザ等整備事業費	総合政策局	-
	42	C12V	北図書館指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	-
	43	C131	図書館施設整備事業費	教育委員会事務局	-
	44	C13F	図書館施設維持管理事業費	教育委員会事務局	-
(2) まちの魅力を高める文化芸術活動の推進	45	IF1A	尼崎市文化振興財団補助金	総合政策局	33
	46	IF1C	白髪一雄生誕100年記念事業費	総合政策局	34
	47	IF1E	文化芸術推進事業費	総合政策局	35
	48	IF14	文化ビジョン事業費	総合政策局	-
	49	IF1J	総合文化センター耐震化事業費(債務負担分を含む。)	総合政策局	-
	50	IF1M	文化振興基金積立金	総合政策局	-
(3) 歴史遺産の継承と学びの充実	51	C51A	文化財保護啓発事業費	教育委員会事務局	36
	52	C51N	歴史博物館資料保存事業費	教育委員会事務局	37
	53	C521	歴史博物館展示事業費	教育委員会事務局	38
	54	C522	文化財保存活用地域計画策定事業費	教育委員会事務局	39
	55	C529	歴史博物館教育普及事業費	教育委員会事務局	40
	56	C52A	あまがさきアーカイブズ推進事業費	教育委員会事務局	41
	57	C52D	歴史的公文書等管理・公開事業費	教育委員会事務局	42
	58	C52E	MLA連携推進事業費	教育委員会事務局	43

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
2,200	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
6,181	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
10,232	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
568	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,015	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,500	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
127,697	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
4,686	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,395	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,613	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,282	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
903	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,105	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,325	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,083	145	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
7,617	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,058	393	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
74	395	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
340	395	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
408	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
165	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
37,118	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
24,114	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
466	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
11,388	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
17,044	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,423	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
9,279	143	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
69,102	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
54,958	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
49,784	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
58,635	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
56,859	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
50,862	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,466	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
12,291	147	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
2,113	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,141	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
7,215	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
3,369	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
275,337	149	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
104,690	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
28,390	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
78,584	397	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	15 図書館費
287,301	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
14,020	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
27,397	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
246	151	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
132,000	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
2,937	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	63 文化振興費
19,881	399	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
999	399	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
4,501	399	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
3,081	399	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
607	399	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
1,615	401	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
2,779	401	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
803	401	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費

施策01 【地域コミュニティ・学び】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(3)歴史遺産の継承と学びの充実	59	C532	田能資料館展示事業費	教育委員会事務局	44
	60	C53B	田能資料館教育普及事業費	教育委員会事務局	45
	61	C52K	歴史博物館維持管理事業費	教育委員会事務局	-
	62	C52P	旧成良中学校琴城分校解体事業費	教育委員会事務局	-
	63	C52S	文化財保存活用基金積立金	教育委員会事務局	-
	64	C53J	田能資料館維持管理事業費	教育委員会事務局	-
	65	C53Q	田能資料館施設整備事業費	教育委員会事務局	-
(4)スポーツに親しむ機会の充実	66	CA1A	「スポーツのまち尼崎」促進事業費	教育委員会事務局	46
	67	CA2A	ふれあいスポーツ推進事業費	教育委員会事務局	47
	68	CA3I	生涯スポーツ・レクリエーション事業費	教育委員会事務局	48
	69	CA3K	市民スポーツ振興事業費	教育委員会事務局	49
	70	CA4I	スポーツ大会事業費	教育委員会事務局	50
	71	CA4K	学校開放事業費	教育委員会事務局	51
	72	CA5K	体育協会等補助金	教育委員会事務局	52
	73	CA4V	地区体育館等指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	-
	74	CA51	地区体育館等施設運営事業費	教育委員会事務局	-
	75	CA52	健康ふれあい体育館施設運営事業費	教育委員会事務局	-
	76	CA5A	地区体育館整備事業費	教育委員会事務局	-
	77	CA5C	健康ふれあい体育館整備事業費	教育委員会事務局	-
	78	CA5D	立花体育館予防保全事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	-
	79	CA5E	園田体育館予防保全事業費	教育委員会事務局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
328	401	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
426	401	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
24,979	401	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
73,115	401	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
3,624	401	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
5,085	403	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
5,269	403	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	18 歴史博物館費
9,396	411	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
37,782	411	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
382	411	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
2,422	411	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
10,381	411	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
189,409	413	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
11,113	415	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
254,287	413	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
8,374	413	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
699	413	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
17,647	413	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
540,459	413	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
143,373	413	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費
928	413	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	15 社会体育費

施策別事業一覧表
施策02 【人権尊重・多文化共生】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1) 地域における人権尊重の取組の推進	1	3935	人権啓発事業費	総合政策局	55
	2	3937	平和啓発推進事業費	総合政策局	56
	3	393A	人権啓発活動地方委託事業費	総合政策局	57
	4	394A	尼崎人権啓発協会補助金	総合政策局	58
	5	BZ4A	人権啓発活動事業費	教育委員会事務局	59
	6	BZ4K	人権啓発リーダー育成事業費	教育委員会事務局	60
	7	382M	地域総合センター上ノ島指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	8	382N	地域総合センター神崎指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	9	382P	地域総合センター水堂指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	10	382Q	地域総合センター今北指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	11	382R	地域総合センター南武庫之荘指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	12	382S	地域総合センター塚口指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-
	13	383A	地域総合センター整備事業費	総合政策局	-
(2) 人権に関する相談体制と支援の充実	14	102F	姉妹・友好都市交流関係事業費	秘書室	61
	15	104G	多文化共生社会推進事業費	総合政策局	62
	16	1B21	朝鮮人学校就学補助金	総合政策局	63
	17	ID1S	男女共同参画社会づくり関係事業費	総合政策局	64
	18	ID48	女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業費	総合政策局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
13,654	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
103	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
605	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
38,734	211	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	55 人権啓発費
3,198	395	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
716	395	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
42,918	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
38,279	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
45,440	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
46,340	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
45,244	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
43,304	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
882	209	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	50 地域総合センター費
2,507	115	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,553	117	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
6,035	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	70 諸費
1,223	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	80 女性センター費
59,342	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	80 女性センター費

施策別事業事業一覧表

施策03 【学校教育】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)確かな学力の保証と健やかな体づくり	1	3D8P	学びと育ち研究所運営事業費	こども青少年局	68
	2	B21B	あまっ子ステップ・アップ調査事業費	教育委員会事務局	69
	3	B22A	児童生徒文化充実支援事業費	教育委員会事務局	70
	4	B23P	小学校体験活動事業費	教育委員会事務局	71
	5	B24A	課外クラブ関係事業費	教育委員会事務局	72
	6	B24K	尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費	教育委員会事務局	73
	7	B25K	キャリア教育推進事業費	教育委員会事務局	74
	8	B271	トライやる・ウィーク推進事業費	教育委員会事務局	75
	9	B272	授業力向上支援事業費	教育委員会事務局	76
	10	B273	学習支援事業費	教育委員会事務局	77
	11	B276	英語教育推進事業費	教育委員会事務局	78
	12	B277	英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業費	教育委員会事務局	79
	13	B279	読書力向上事業費	教育委員会事務局	80
	14	B27J	社会力育成事業費	教育委員会事務局	81
	15	B32K	教育情報収集・提供事業費	教育委員会事務局	82
	16	B331	調査研究・教材開発事業費	教育委員会事務局	83
	17	B332	デジタル採点システム活用事業費	教育委員会事務局	84
	18	C91A	学校保健関係事業費	教育委員会事務局	85
	19	C91K	児童生徒幼児健康診断事業費	教育委員会事務局	86
	20	C931	学校体育関係事業費	教育委員会事務局	87
	21	C932	体力向上事業費	教育委員会事務局	88
	22	CD21	小学校給食関係事業費	教育委員会事務局	89
	23	CD25	中学校給食関係事業費	教育委員会事務局	90
	24	CD26	学校給食食育推進事業費	教育委員会事務局	91
	25	CD31	学校給食費徴収管理関係事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	92
	26	CD39	給食調理業務委託関係事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	93
	27	CD3D	定時制高等学校等給食事業費	教育委員会事務局	94
	28	CD3L	食育フェア開催事業費	教育委員会事務局	95
	29	CE1A	給食物資調達関係事業費	教育委員会事務局	96
	30	K01A	大学生奖学金(神崎製紙育英資金) 21人	総務局	97
	31	K01B	大学生奖学金(「あましん」育英資金) 13人	総務局	98
	32	K01K	大学院生奖学金(澤水育英資金) 4人	総務局	99
	33	BA1A	小学校教材費	教育委員会事務局	-
	34	BF1A	中学校教材費	教育委員会事務局	-
	35	BL1A	全日制高等学校教材費	教育委員会事務局	-
	36	BM1A	定時制高等学校教材費	教育委員会事務局	-
	37	BR1A	幼稚園教材費	教育委員会事務局	-
	38	BV1A	特別支援学校教材費	教育委員会事務局	-
	39	CD2H	学校給食センター整備運営事業費(債務負担分)	教育委員会事務局	-
	40	CE21	学校給食費調整基金積立金	教育委員会事務局	-
	41	KA1A	育英事業基金積立金	総務局	-
(2)個に寄り添った教育の推進	42	B22K	多文化共生支援員派遣事業費	教育委員会事務局	100
	43	B25E	学びの多様化学校設置準備事業費	教育委員会事務局	101
	44	B25G	不登校対策事業費	教育委員会事務局	102
	45	B25H	教育支援室運営事業費	教育委員会事務局	103
	46	B25I	学校支援専門家派遣事業費	教育委員会事務局	104
	47	B25J	情報モラル向上支援事業費	教育委員会事務局	105
	48	B261	特別支援教育推進事業費	教育委員会事務局	106
	49	B263	こどもデータ連携事業費	教育委員会事務局	107
	50	B27L	こころの教育推進事業費	教育委員会事務局	108
	51	B27M	心の教育相談事業費	教育委員会事務局	109
	52	B27O	特別支援教育サポートシステム事業費	教育委員会事務局	110
	53	B31A	教職員研修事業費	教育委員会事務局	111
	54	B35A	療養児等学習支援事業費	教育委員会事務局	112
	55	BV2A	スクールバス運転業務委託等事業費	教育委員会事務局	113
	56	BV2B	看護師派遣業務委託事業費	教育委員会事務局	114
	57	3D9O	尼崎市いじめ問題対策連絡協議会運営事業費	こども青少年局	-
	58	B25F	学びの多様化学校施設整備事業費	教育委員会事務局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
878	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
29,891	363	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
4,454	363	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
91,229	363	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
29,938	363	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
11,009	365	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
9,523	367	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
13,171	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
4,234	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
84,293	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
48,249	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
11,409	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
3,193	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,336	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
692	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
743	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
3,405	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
1,316	407	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
41,284	409	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
1,108	409	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
1,605	409	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
2,730	405	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
2,277	405	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
152	405	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
13,812	407	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
958,636	407	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
13,111	407	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
283	407	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
1,609,125	407	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	09 学校給食物資調達費
7,560	469	25 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費
4,680	469	25 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費
1,440	469	25 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費	05 育英事業費
382,210	377	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
162,825	381	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費
54,537	385	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
14,333	387	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	15 定時制高等学校管理費
16,160	389	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
7,765	391	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
531,312	405	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	07 学校給食費
46	407	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	09 学校給食物資調達費
5,582	469	25 育英事業費	10 基金積立金	05 基金積立金	05 育英事業基金積立金
4,285	363	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
623	365	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,695	365	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
20,227	367	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
630	367	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
472	367	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
2,187	367	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
3,753	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
1,144	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
6,440	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
9,597	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
3,389	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
52	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
82,903	391	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
52,749	391	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
27	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
21,450	365	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費

施策03 【学校教育】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(2)個に寄り添った教育の推進	59	B262	インクルーシブ教育システム検討事業費	教育委員会事務局	-
	60	B23V	幼稚園教育振興事業費	教育委員会事務局	115
	61	B23W	すこやか子育て支援事業費	教育委員会事務局	116
	62	B251	尼崎高等学校体育科野外活動等事業費	教育委員会事務局	117
	63	B252	尼崎高等学校特色づくり推進事業費	教育委員会事務局	118
	64	B25A	のびよ尼っ子健全育成事業費	教育委員会事務局	119
	65	B25L	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費	教育委員会事務局	120
	66	B25R	琴ノ浦高等学校特色づくり推進事業費	教育委員会事務局	121
	67	B278	尼崎歴史探検(AMATAN)事業費	教育委員会事務局	122
	68	B28E	コミュニティスクール(学校運営協議会制度)推進事業費	教育委員会事務局	123
(3)他者とつながる学校園づくり	69	B336	育み・育ち・つなぐ音楽のまち尼崎事業費	教育委員会事務局	124
	70	BR1L	市立幼稚園一時預かり事業費	教育委員会事務局	125
	71	BR1N	市立幼稚園通園対策事業費	教育委員会事務局	126
	72	BZ5E	青少年健全育成啓発事業費	教育委員会事務局	127
	73	BZ5H	少年補導活動事業費	教育委員会事務局	128
	74	B42M	子育て支援施設等利用給付費	こども青少年局	-
	75	B31N	未来の学び研究事業費	教育委員会事務局	129
	76	B34K	学校情報通信ネットワークシステム関係事業費	教育委員会事務局	130
	77	B34L	教育ICT環境整備事業費(債務負担分を含む。)	教育委員会事務局	131
	78	B41K	要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費	教育委員会事務局	132
(4)良好な教育環境の確保	79	B41N	準要保護児童生徒就学援助給食費扶助費	教育委員会事務局	133
	80	B41P	要保護・準要保護児童生徒就学援助医療費扶助費	教育委員会事務局	134
	81	B43A	修学援助金交付金	教育委員会事務局	135
	82	BA21	小学校情報教育推進事業費	教育委員会事務局	136
	83	BF21	中学校情報教育推進事業費	教育委員会事務局	137
	84	BL1N	全日制高等学校情報教育推進事業費	教育委員会事務局	138
	85	BL21	尼崎高等学校第2グランド送迎バス委託等事業費	教育委員会事務局	139
	86	BV21	特別支援学校情報教育推進事業費	教育委員会事務局	140
	87	C92K	学校安全関係事業費	教育委員会事務局	141
	88	C94A	学校災害見舞金	教育委員会事務局	142
	89	BA31	小学校施設維持管理事業費	教育委員会事務局	-
	90	BB1K	小学校特別支援学級教室整備事業費	教育委員会事務局	-
	91	BB21	小学校施設整備事業費	教育委員会事務局	-
	92	BF2A	中学校施設維持管理事業費	教育委員会事務局	-
	93	BG1A	中学校バリアフリー化推進事業費	教育委員会事務局	-
	94	BG1K	中学校特別支援学級教室整備事業費	教育委員会事務局	-
	95	BG21	中学校施設整備事業費	教育委員会事務局	-
	96	BL2A	全日制高等学校施設維持管理事業費	教育委員会事務局	-
	97	BM21	定時制高等学校施設維持管理事業費	教育委員会事務局	-
	98	BN1A	高等学校施設整備事業費	教育委員会事務局	-
	99	BR1K	幼稚園施設整備事業費	教育委員会事務局	-
	100	BR2K	幼稚園施設維持管理事業費	教育委員会事務局	-
	101	BV31	特別支援学校施設維持管理事業費	教育委員会事務局	-
	102	C93A	学校環境衛生管理関係事業費	教育委員会事務局	-
	103	C94K	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	教育委員会事務局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
266	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
4,279	363	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
298	363	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
3,254	365	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
5,029	365	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
208	365	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
26,454	367	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
2,224	367	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
7,624	369	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
17	371	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	15 学校指導費
5,108	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
94	389	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
114	389	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
85	395	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
12,637	395	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	05 社会教育総務費
487,473	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
2,834	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
41,574	373	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
384,652	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	20 教育総合センター費
177,426	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
214,916	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
1,637	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
1,259	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
7,366	379	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
3,234	381	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費
13,671	385	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
22,901	385	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
180	391	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
39,117	409	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
390	409	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
897,620	379	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	05 学校管理費
21,450	379	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費
1,001,645	379	01 一般会計	50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費
397,500	381	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	05 学校管理費
12,540	383	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費
3,365	383	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費
1,155,146	383	01 一般会計	50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費
183,434	385	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	10 全日制高等学校管理費
19,936	387	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	15 定時制高等学校管理費
309,510	387	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	20 学校建設費
8,216	389	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
33,246	389	01 一般会計	50 教育費	25 幼稚園費	05 幼稚園費
33,450	393	01 一般会計	50 教育費	30 特別支援学校費	05 特別支援学校費
112,305	409	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費
31,192	409	01 一般会計	50 教育費	40 保健体育費	10 学校保健体育費

施策別事業事業一覧表

施策04 【子ども・子育て支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)安全に安心して産み育てることができる環境づくり	1	3D48	母子家庭等自立支援給付金事業費	こども青少年局	146
	2	3D4A	乳幼児等医療費助成事業費	保健局	147
	3	3D4K	母子家庭等医療費助成事業費	保健局	148
	4	3D4M	こども医療費助成事業費	保健局	149
	5	3D71	交通遺児激励事業費	こども青少年局	150
	6	3D78	地域社会の子育て機能向上支援事業費	こども青少年局	151
	7	3D7D	子育てサークル育成事業費	こども青少年局	152
	8	3D7G	ファミリーサポートセンター運営事業費	こども青少年局	153
	9	3D7L	フリースクール等利用支援補助金	こども青少年局	154
	10	3D83	子どもの居場所推進事業費	こども青少年局	155
	11	3D87	あまがさきキッズサポートーズ支援事業費	こども青少年局	156
	12	3D88	「こども安全・安心・便利」情報提供事業費	こども青少年局	157
	13	3D9Y	子育て世帯「あま咲きコイン」給付関係事業費	こども青少年局	158
	14	3F1E	母子家庭等地域生活支援事業費	こども青少年局	159
	15	3Z1S	地域組織活動育成事業補助金	こども青少年局	160
	16	4515	乳幼児健康診査事業費	保健局	161
	17	4521	母子保健相談指導事業費	保健局	162
	18	4522	妊娠婦健診事業費	保健局	163
	19	4525	不妊・不育症支援事業費	保健局	164
	20	4526	こんなには赤ちゃん事業費	保健局	165
	21	4527	育児支援専門員派遣事業費	保健局	166
	22	4528	産後ケア事業費	保健局	167
	23	4529	産前産後ヘルパー派遣事業費	保健局	168
	24	452R	母子歯科保健対策事業費	保健局	169
	25	4530	新生児聴覚検査事業費	保健局	170
	26	4531	母子健康手帳作成事業費	保健局	171
	27	303K	すこやかプラザ指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	-
	28	303M	すこやかプラザ指定管理関係経費	こども青少年局	-
	29	3D41	児童手当給付関係事業費(債務負担分を含む。)	こども青少年局	-
	30	3D45	児童扶養手当給付関係事業費	こども青少年局	-
	31	3D8I	次世代育成支援対策推進行動計画・子ども・子育て支援事業計画策定事業費	こども青少年局	-
	32	3D8J	(仮称)尼崎市こども計画策定事業費	こども青少年局	-
	33	3D90	赤ちゃんの駅事業費	こども青少年局	-
	34	3D9V	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計繰出金	こども青少年局	-
	35	452A	養育医療給付事業費	保健局	-
	36	4555	出産・子育て応援給付金関係事業費	保健局	-
	37	U52A	貸付関係事務経費	こども青少年局	-
	38	U54A	母子父子寡婦貸付システム運用事業費	こども青少年局	-
	39	UA2A	母子父子福祉資金貸付金	こども青少年局	-
	40	UA4A	寡婦福祉資金貸付金	こども青少年局	-
(2)子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり	41	3D2K	病児病後児保育事業費	こども青少年局	172
	42	3D80	地域型保育事業従事者研修等事業費	こども青少年局	173
	43	3D8E	医療的ケア児保育事業費	こども青少年局	174
	44	3D8H	保育の質の向上事業費	こども青少年局	175
	45	3D93	保育料納付環境整備事業費	こども青少年局	176
	46	3G1K	公立保育所運営事業費	こども青少年局	177
	47	3G21	公立保育所地域子育て支援事業費	こども青少年局	178
	48	3G23	一時預かり事業費(公立分)	こども青少年局	179
	49	3G2A	延長保育事業費(公立分)	こども青少年局	180
	50	3G2K	公立保育所地域活動事業費	こども青少年局	181
	51	3G2Q	食育推進事業費	こども青少年局	182
	52	3L1C	一時預かり事業補助金	こども青少年局	183
	53	3L1D	法人保育施設等特別保育事業等補助金	こども青少年局	184
	54	3L1E	法人保育施設等児童検診成事業補助金	こども青少年局	185
	55	3L1F	経験ある保育士配置促進事業補助金	こども青少年局	186
	56	3L1G	児童福祉施設運営支援事業補助金	こども青少年局	187
	57	3L1I	保育定員強力化緊急支援事業費	こども青少年局	188
	58	3L1J	保育の量確保事業費	こども青少年局	189

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
83,777	213	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,009,718	211	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
99,719	211	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
513,105	213	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
97	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
184	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
743	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
12,920	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
3,714	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
881	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
60,840	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,795	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
78,992	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,683	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	15 母子福祉費
554	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
29,260	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
5,624	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
299,923	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
3,166	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
663	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
5,199	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
20,886	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
2,994	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
10,216	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
20	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
2,020	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
52,586	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
41,900	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
7,184,000	213	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,878,790	213	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
5,786	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
5,161	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
83	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
6,326	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
41,225	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
326,093	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
176	495	53 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	05 貸付事業費	05 貸付事業費	05 一般管理費
3,323	495	53 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	05 貸付事業費	05 貸付事業費	05 一般管理費
16,973	495	53 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	05 貸付事業費	05 貸付事業費	10 貸付費
1,148	495	53 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	05 貸付事業費	05 貸付事業費	10 貸付費
39,784	213	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
299	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
8,517	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
8,786	219	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,670	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
116,971	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
159	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
1,405	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
1,400	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
296	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
152	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
86,461	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
536,777	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
16,142	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
8,800	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
40,019	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
2,719	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
826,083	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費

施策04 【子ども・子育て支援】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた環境づくり	59	3L1K	保育環境改善事業費	こども青少年局	190
	60	3L1M	実費徴収に係る補足給付事業費	こども青少年局	191
	61	3L1N	保育士確保事業費	こども青少年局	192
	62	3L1O	保育士宿舎借り上げ支援事業費	こども青少年局	193
	63	3L1P	賃貸物件による保育所等整備支援事業費	こども青少年局	194
	64	3L1Q	保育士奨学金返済支援事業補助金	こども青少年局	195
	65	3L1R	尼崎市保育士・保育所支援センター運営事業費	こども青少年局	196
	66	3L1S	保育体制強化事業費	こども青少年局	197
	67	3L1W	医療的ケア児保育支援事業費	こども青少年局	198
	68	3L2B	教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費	こども青少年局	199
	69	3L2C	保育補助者雇用強化事業費	こども青少年局	200
	70	3L2E	保育業務体験事業費	こども青少年局	201
	71	3Z1A	児童ホーム運営事業費	こども青少年局	202
	72	3Z1M	児童育成環境整備事業費	こども青少年局	203
	73	3Z1Q	放課後児童健全育成事業所運営費補助金	こども青少年局	204
	74	3Z1W	教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費	こども青少年局	205
	75	B42R	児童検診助成事業費	こども青少年局	206
	76	B42T	実費徴収に係る補足給付事業費	こども青少年局	207
	77	B42X	幼稚園型一時預かり事業費補助金	こども青少年局	208
	78	B430	認定こども園特別支援教育経費補助金	こども青少年局	209
	79	B436	教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費	こども青少年局	210
	80	3D9K	子ども・子育て支援制度システム運用事業費	こども青少年局	-
	81	3D9L	保育所入所事務AI活用事業費	こども青少年局	-
	82	3G1A	公立保育所維持管理事業費	こども青少年局	-
	83	3G2V	公立保育所施設整備事業費	こども青少年局	-
	84	3G3K	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	こども青少年局	-
	85	3L1A	施設型給付費	こども青少年局	-
	86	3L1B	地域型保育給付費	こども青少年局	-
	87	3L1L	子育て支援施設等利用給付費	こども青少年局	-
	88	3L1Z	保育料軽減事業費	こども青少年局	-
	89	3Z1J	児童ホーム整備事業費	こども青少年局	-
	90	3Z1P	児童ホーム維持管理事業費	こども青少年局	-
	91	B132	子ども・子育て支援制度関係事業費	こども青少年局	-
	92	B42Q	施設型給付費	こども青少年局	-
(3) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり	93	3D6K	兵庫県尼崎地区里親会補助金	こども青少年局	211
	94	3D72	子どもの育ち支援センター運営事業費	こども青少年局	212
	95	3D74	要保護・要支援児童等見守り強化事業費	こども青少年局	213
	96	3D76	要保護・要支援児童等居場所支援事業費	こども青少年局	214
	97	3D77	要保護・要支援児童等心理的ケア事業費	こども青少年局	215
	98	3D7A	ヤングケアラー支援事業費	こども青少年局	216
	99	3D7B	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	こども青少年局	217
	100	3D7F	子ども・子育て総合相談事業費	こども青少年局	218
	101	3D7H	発達相談支援事業費	こども青少年局	219
	102	3D7I	支援者サポート事業費	こども青少年局	220
	103	3D8K	子どものための権利擁護委員会運営事業費	こども青少年局	221
	104	3D8L	子どもの人権侵害に関するアンケート調査事業費	こども青少年局	222
	105	3D8S	親子交流支援事業費	こども青少年局	223
	106	3DA3	教育・保育施設等物価高騰対策支援事業費	こども青少年局	224
	107	3E31	子育て家庭ショーステイ事業費	こども青少年局	225
	108	3Y37	ユース相談支援事業費	こども青少年局	226
(4) 子どもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり	109	3D73	児童相談所設置準備事業費	こども青少年局	-
	110	3D75	子どもの育ち支援センター新館整備事業費(債務負担分を含む。)	こども青少年局	-
	111	3I1A	尼崎学園指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	-
	112	3Y17	20歳のセレモニー事業費	こども青少年局	227
	113	3Y1A	少年音楽隊事業費	こども青少年局	228
	114	3Y21	青少年活動事業費	こども青少年局	229
	115	3Y23	スポーツ少年団等補助金	こども青少年局	230
	116	3Y24	子ども・若者応援基金活用事業補助金	こども青少年局	231

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
315,010	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
706	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
11,068	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
138,045	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
22,060	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
3,749	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
5,095	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
60,723	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
6,318	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
17,720	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
112,504	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
202	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
86,135	243	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
37,012	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
183,635	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
1,208	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
142	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
17,812	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
108,813	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
8,996	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
2,246	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
28,888	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,540	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
110,536	231	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
111,603	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
464	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	20 保育所費
11,968,596	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
2,154,652	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
143,933	227	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
53,611	229	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	17 児童保育費
36,847	243	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
69,031	245	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
262	359	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	10 事務局費
2,055,909	375	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
10	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
33,873	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
19,458	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
22,158	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
72	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
3,584	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
784	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
159	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,792	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
174	217	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
2,715	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
106	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
1,010	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
220	223	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
4,882	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	10 児童措置費
17,945	243	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
1,065	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
623,294	215	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
239,075	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	30 尼崎学園費
3,312	241	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
3,711	241	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
1,294	241	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
1,770	241	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
2,373	241	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費

施策04 【子ども・子育て支援】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(4) 子どもたちの生きる力 をはぐくむ環境づくり	117	3Z1G	子ども会活動事業費	こども青少年局	232
	118	3Y22	子ども・若者応援基金積立金	こども青少年局	-
	119	3Y35	ユース交流センター指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	-
	120	3Y4A	青少年体育道場指定管理者管理運営事業費	こども青少年局	-
	121	3Y4K	青少年体育道場指定管理関係経費	こども青少年局	-
	122	C41A	美方高原自然の家指定管理者管理運営事業費	教育委員会事務局	-
	123	C41D	美方高原自然の家指定管理関係経費	教育委員会事務局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
3,313	243	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	15 児童育成費
37,960	241	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
49,597	241	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
1,651	243	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
838	243	01 一般会計	15 民生費	25 青少年費	10 青少年費
140,897	403	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	30 美方高原自然の家費
1,893	403	01 一般会計	50 教育費	35 社会教育費	30 美方高原自然の家費

施策別事業事業一覧表

施策05 【地域福祉】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)「ささえあい」をはぐくむ 人づくり・多様な主体の参 画と協働による地域づくり	1	301A	社会福祉功労者顕彰事業費	福祉局	235
	2	302B	地域福祉推進事業費	福祉局	236
	3	302C	支え合いの人づくり支援事業費	福祉局	237
	4	3043	更生保護活動促進事業費	福祉局	238
	5	30BA	社会福祉関係団体補助金	福祉局	239
	6	331F	地域高齢者福祉活動推進事業費	福祉局	240
	7	338M	高齢者等見守り安心事業費	福祉局	241
	8	30CM	中国残留邦人等地域生活支援事業費	福祉局	-
(2)誰もが安心できる暮らし を支える基盤づくり	9	301K	民生児童協力委員関係事業費	福祉局	242
	10	3021	民生児童委員関係事業費	福祉局	243
	11	302D	権利擁護推進事業費	福祉局	244
	12	302L	重層的支援推進事業費	福祉局	245
	13	302O	ひきこもり等支援事業費	福祉局	246
	14	30CA	小災害見舞金	福祉局	247
	15	30CE	生活困窮者自立相談支援事業費	福祉局	248
	16	30CF	生活困窮者等就労準備支援事業費	福祉局	249
	17	30CG	生活困窮者学習支援事業費	福祉局	250
	18	30CJ	家計改善支援事業費	福祉局	251
	19	30CN	配偶者等暴力に関する支援事業費	福祉局	252
	20	3A1S	成年後見制度利用支援事業費	福祉局	253
	21	3O1K	生活保護安定運営対策等事業費	福祉局	254
	22	302B	福祉施設等物価高騰対策支援事業費	福祉局	255
	23	TJ2R	成年後見制度利用支援事業費	福祉局	256
	24	30A1	阪神福祉事業団負担金	福祉局	-
	25	30CL	中国残留邦人等生活支援給付事業費	福祉局	-
	26	30ED	社会福祉法人指導監査等事業費	福祉局	-
	27	3E2A	助産施設措置費	福祉局	-
	28	3E2K	母子生活支援施設措置費	福祉局	-
	29	3O21	生活保護システム等運用事業費(債務負担分を含む。)	福祉局	-
	30	3P1A	医療費等審査支払事務費	福祉局	-
	31	3P1K	要介護認定調査事務費	福祉局	-
	32	3P21	救護施設措置費	福祉局	-
	33	3P25	日常生活支援住居施設委託事務費	福祉局	-
	34	3P2A	生活扶助費	福祉局	-
	35	3P2K	住宅扶助費	福祉局	-
	36	3P31	教育扶助費	福祉局	-
	37	3P3A	医療扶助費	福祉局	-
	38	3P3K	介護扶助費	福祉局	-
	39	3P41	出産扶助費	福祉局	-
	40	3P4A	生業扶助費	福祉局	-
	41	3P4K	葬祭扶助費	福祉局	-
	42	3P4Q	就労自立等給付金費	福祉局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
203	175	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
35,644	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
4,553	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
4,055	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
66,737	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
45,528	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
11,082	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
3,166	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
1,047	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
73,269	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
37,562	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
34,654	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
14,334	177	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
311	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
13,695	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
14,283	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
15,533	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
5,000	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
1,685	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
22,741	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
14,322	235	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	05 生活保護総務費
1,250	237	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	05 生活保護総務費
70,333	519	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括的支援等事業費
27,323	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
59,016	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
1,099	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
821	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	10 児童措置費
154,540	225	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	10 児童措置費
69,891	235	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	05 生活保護総務費
31,134	237	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
1,245	237	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
490,980	237	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
21,702	237	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
8,967,605	237	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
5,600,024	237	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
93,980	237	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
15,592,555	237	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
743,826	239	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
7,594	239	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
45,021	239	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
99,964	239	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費
17,166	239	01 一般会計	15 民生費	15 生活保護費	10 扶助費

施策別事業事業一覧表

施策06 【障害者支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり	1	3A1R	障害者(児)相談支援事業費	福祉局	259
	2	3A1U	重症心身障害者通園事業体制維持補助金	福祉局	260
	3	3A2A	日常生活用具給付事業費	福祉局	261
	4	3A3I	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	福祉局	262
	5	3A3B	障害者(児)日中一時支援事業費	福祉局	263
	6	3A5K	障害者(児)医療費助成事業費	保健局	264
	7	3A5T	心身障害者相談事業費	福祉局	265
	8	3A6I	心身障害者(児)対策事業費	福祉局	266
	9	3A7I	障害者自立支援制度支給関係事業費	福祉局	267
	10	3A9R	障害者福祉木一ム事業補助金	福祉局	268
	11	3A81	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担補助金	福祉局	269
	12	3ABN	福祉施設等物価高騰対策支援事業費	福祉局	270
	13	3D70	福祉施設等物価高騰対策支援事業費	福祉局	271
	14	3A11	障害者(児)自立支援事業費	福祉局	-
	15	3A1A	自立支援医療等事業費	福祉局	-
	16	3A1A	自立支援医療等事業費	保健局	-
	17	3A1K	補装具交付・修理事業費	福祉局	-
	18	3A6A	障害者計画等策定事業費	福祉局	-
	19	3A6W	身体障害者手帳交付事業費	福祉局	-
	20	3A6X	障害福祉サービス事業者指定等事業費	福祉局	-
	21	3A7A	障害者福祉総合システム等運用事業費	福祉局	-
	22	3A8A	身体障害者デイサービスセンター指定管理者管理運営事業費	福祉局	-
(2)生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	23	3A1B	障害者安心生活支援事業費	福祉局	272
	24	3A2K	障害者(児)移動支援事業費	福祉局	273
	25	3A2T	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	福祉局	274
	26	3A3A	身体障害者更生訓練費給付事業費	福祉局	275
	27	3A3K	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費	福祉局	276
	28	3A3V	自発的活動支援事業費	福祉局	277
	29	3A41	自動車運転免許取得・改造助成事業費	福祉局	278
	30	3A6K	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	福祉局	279
	31	3A9B	障害者施設開設等サポート事業費	福祉局	280
	32	3A9D	乗合自動車特別乗車証交付事業費	福祉局	281
	33	3A9Q	地域活動支援センター事業補助金	福祉局	282
	34	3A9T	障害者小規模作業所運営費等補助金	福祉局	283
	35	3AAT	障害者就労支援事業費	福祉局	284
	36	3A7S	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	福祉局	-
	37	3A7U	身体障害者福祉センター指定管理関係経費	福祉局	-
	38	3A7X	身体障害者福祉センター整備事業費	福祉局	-
	39	3A81	身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	福祉局	-
	40	3A82	身体障害者福祉会館指定管理関係経費	福祉局	-
	41	3A83	身体障害者福祉会館整備事業費	福祉局	-
	42	3A84	身体障害者福祉会館移転事業費	福祉局	-
	43	3D61	障害児通所支援等給付費	福祉局	-
	44	3J1K	あこや学園指定管理者管理運営事業費	福祉局	-
	45	3J1P	あこや学園指定管理関係経費	福祉局	-
	46	3K1A	たじかの園指定管理者管理運営事業費	福祉局	-
	47	3K1G	たじかの園指定管理関係経費	福祉局	-
	48	3K1M	たじかの園施設整備事業費	福祉局	-
(3)ともに支えあい、安心して暮らすができる環境づくり	49	3A1Q	障害者虐待防止対策事業費	福祉局	285
	50	3A1V	手話言語普及啓発事業費	福祉局	286
	51	3A20	意思疎通支援事業費	福祉局	287
	52	3A6B	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業費	福祉局	288
	53	3A6T	心身障害者(児)対策啓発事業費	福祉局	289
	54	3D69	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	福祉局	290

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
195,427	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
931	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
129,626	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
5,679	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
24,903	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,839,525	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,023	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
230,827	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
30,366	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
819	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
959	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
15,780	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,752	211	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
13,218,982	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,387,719	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,417	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
160,485	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
281	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
996	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
3,009	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
41,731	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
88,042	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
22,526	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
606,110	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
40,842	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
302	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
49	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
263	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,000	191	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
18,813	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
7,772	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
310,539	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
222,314	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
7,273	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
50,855	197	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
73,207	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
6,464	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
239	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
4,775	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
1,985	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
211	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
52,022	195	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
4,501,086	211	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
149,412	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	35 あこや学園費
63	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	35 あこや学園費
184,823	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	40 たじかの園費
8,736	233	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	40 たじかの園費
3,009	235	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	40 たじかの園費
2,500	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
468	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
15,010	189	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
491	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
2,419	193	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
522	211	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費

施策07 【高齢者支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)介護予防の取組や認知症施策の推進	1	332B	いきいき百歳体操等推進事業費	福祉局	293
	2	332C	いきいき100万歩運動事業費	福祉局	294
	3	332F	栄養・口腔機能低下予防事業費	保健局	295
	4	3376	認知症対策推進事業費	福祉局	296
	5	337A	高齢期移行助成事業費	保健局	297
	6	44BF	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	福祉局	298
	7	T021	介護保険制度普及啓発事業費	福祉局	299
	8	T11A	栄養・口腔機能低下予防事業費	保健局	300
	9	T125	介護予防普及啓発事業費	福祉局	301
	10	TJ1B	認知症対策推進事業費	福祉局	302
	11	351K	老人福祉センター施設整備事業費	福祉局	-
(2)高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり	12	30BK	住宅改造支援事業費	福祉局	303
	13	30BQ	在宅高齢者等あんしん通報システム事業費	福祉局	304
	14	331A	敬老関係事業費	福祉局	305
	15	3327	高齢者生きがい就労事業費	福祉局	306
	16	3328	生活支援サービス体制整備事業費	福祉局	307
	17	3329	地域包括支援センター運営事業費	福祉局	308
	18	332D	高齢者ふれあいサロン運営費補助金	福祉局	309
	19	332E	高齢者緊急一時保護事業費	福祉局	310
	20	333A	老人クラブ関係事業費	福祉局	311
	21	3342	特別養護老人ホーム等整備事業費	福祉局	312
	22	3345	地域介護・福祉空間整備等事業費	福祉局	313
	23	334B	高齢者バス運賃助成事業費(債務負担分を含む。)	福祉局	314
	24	335K	老人福祉施設措置費	福祉局	315
	25	336K	日常生活用具給付事業費	福祉局	316
	26	338K	高齢者移送サービス事業費	福祉局	317
	27	338Q	軽費老人ホーム運営費補助金	福祉局	318
	28	33AE	介護人材確保支援事業費	福祉局	319
	29	33AF	福祉施設等物価高騰対策支援事業費	福祉局	320
	30	T132	訪問型サービス事業費	福祉局	321
	31	T133	通所型サービス事業費	福祉局	322
	32	TJ15	地域ケア会議運営事業費	福祉局	323
	33	TJ16	在宅医療・介護連携推進事業費	福祉局	324
	34	TJ1E	生活支援サポート一養成事業費	福祉局	325
	35	TJ1F	家族介護慰労事業費	福祉局	326
	36	TJ1L	シルバーハウ징生活援助員派遣事業費	福祉局	327
	37	TJ21	高齢者向けグループハウス運営事業費	福祉局	328
	38	TJ24	在宅高齢者等あんしん通報システム事業費	福祉局	329
	39	TJ25	住宅改造相談事業費	福祉局	330
	40	TJ2A	家族介護用品支給事業費	福祉局	331
	41	TJ2F	住宅改修支援事業費	福祉局	332
	42	TJ2L	介護相談員派遣事業費	福祉局	333
	43	TJ2P	介護給付適正化事業費	福祉局	334
	44	30EB	介護保険サービス事業者指定等事業費	福祉局	-
	45	30F1	介護保険事業費会計繰出金	福祉局	-
	46	339K	介護保険利用者負担軽減対策事業費	福祉局	-
	47	33B8	健康ふれあい体育館整備事業費	福祉局	-
	48	351A	老人福祉センター指定管理者管理運営事業費	福祉局	-
	49	T01A	給付関係事務経費	福祉局	-
	50	T01K	資格関係事務経費	福祉局	-
	51	T01R	介護保険システム整備事業費(債務負担分を含む。)	福祉局	-
	52	T11A	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	福祉局	-
	53	T31A	主治医意見書支払費	福祉局	-
	54	T31K	認定調査委託料	福祉局	-
	55	T321	認定関係事務経費	福祉局	-
	56	T71A	居宅介護サービス給付費	福祉局	-
	57	T71F	地域密着型介護サービス給付費	福祉局	-
	58	T71K	施設介護サービス給付費	福祉局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
3,162	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
9,415	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
228	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
2,429	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
3,038	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
15,115	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
3,383	507	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
1,994	515	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
2,334	513	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
28,060	515	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
1,525	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	30 老人福祉センター費
42,666	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
7,119	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
6,152	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
19,543	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
35,311	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
399,996	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
21,646	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
2,726	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
25,825	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
60,419	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
315,519	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
289,739	201	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
137,740	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
218	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
9,584	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
67,602	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
3,982	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
70,272	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
622,914	513	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
962,038	515	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
1,286	515	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
19,029	515	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
8,034	517	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
100	517	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
43,399	517	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
13,608	517	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
18,576	517	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
15,406	517	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
11,809	517	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
212	517	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
3,855	517	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
1,683	517	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	10 包括の支援等事業費
2,675	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
7,699,611	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
4,336	203	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
224,241	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
216,043	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	30 老人福祉センター費
24,737	507	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
7,123	507	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
85,446	507	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,314	509	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	10 連合会負担金
113,421	509	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	20 介護認定費
67,603	509	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	20 介護認定費
16,960	509	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	20 介護認定費
22,522,280	511	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
5,522,873	511	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
11,411,621	511	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費

施策07 【高齢者支援】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(2)高齢者の社会参加の促進や介護サービスの基盤づくり	59	T71S	特定入所者介護サービス費	福祉局	-
	60	T721	居宅介護福祉用具購入費	福祉局	-
	61	T72A	居宅介護住宅改修費	福祉局	-
	62	T72K	居宅介護サービス計画給付費	福祉局	-
	63	T751	介護予防サービス給付費	福祉局	-
	64	T75A	地域密着型介護予防サービス給付費	福祉局	-
	65	T75K	特定入所者介護予防サービス費	福祉局	-
	66	T761	介護予防福祉用具購入費	福祉局	-
	67	T76A	介護予防住宅改修費	福祉局	-
	68	T76K	介護予防サービス計画給付費	福祉局	-
	69	T81A	審査支払手数料	福祉局	-
	70	TC1A	高額介護サービス費	福祉局	-
	71	TC1R	高額医療合算介護サービス費	福祉局	-
	72	TI34	介護予防ケアマネジメント事業費	福祉局	-
	73	TI35	高額介護予防サービス費等相当事業費	福祉局	-
	74	TI36	審査支払手数料	福祉局	-
	75	TP1A	介護給付費準備基金積立金	福祉局	-
	76	TT2A	国庫負担金等返還金	福祉局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
848,328	511	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
46,032	511	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
66,643	511	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
2,492,782	511	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
1,224,877	511	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
29,372	511	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
584	511	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
19,414	513	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
71,206	513	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
297,705	513	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	05 介護サービス等給付費
45,992	513	60 介護保険事業費	10 保険給付費	05 介護サービス等諸費	10 審査支払手数料
1,356,429	513	60 介護保険事業費	10 保険給付費	10 高額介護サービス費	05 高齢介護サービス費
187,503	513	60 介護保険事業費	10 保険給付費	10 高額介護サービス費	05 高齢介護サービス費
142,315	515	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
5,279	515	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
5,057	515	60 介護保険事業費	17 地域支援事業費	05 地域支援事業費	05 介護予防・日常生活支援総合事業費
454,429	519	60 介護保険事業費	25 基金積立金	05 基金積立金	05 介護給付費準備基金積立金
367,593	519	60 介護保険事業費	60 諸支出金	10 諸費用	10 第1号被保険者還付金及びJ還付加算金

施策別事業事業一覧表

施策08 【健康支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)生活習慣病予防対策 (ライフステージに応じた 健康づくりへの支援)	1	337D	後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業費	保健局	338
	2	337E	後期高齢者歯科健診事業費	保健局	339
	3	365I	重度障害者等特別給付金支給事業費	保健局	340
	4	365A	高齢者特別給付金支給事業費	保健局	341
	5	441F	健康サポート事業費	保健局	342
	6	443I	がん検診事業費	保健局	343
	7	4432	がん患者アピアランスサポート事業費	保健局	344
	8	448A	歯周疾患検診事業費	保健局	345
	9	44BD	生活習慣病予防推進事業費	保健局	346
	10	44BF	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業費	保健局	347
	11	452K	口腔衛生事業費	保健局	348
	12	GC1A	傷病手当金	保健局	349
	13	GX1A	結核・精神医療付加金	保健局	350
	14	HD11	ヘルスアップ尼崎戦略事業費	保健局	351
	15	HF21	あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費	保健局	352
	16	HH1A	尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金	保健局	353
	17	30IE	国民健康保険事業費会計繰出金	保健局	-
	18	30IF	後期高齢者医療療養給付費負担金	保健局	-
	19	30IG	兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金	保健局	-
	20	30IH	後期高齢者医療事業費会計繰出金	保健局	-
	21	362I	国民年金事務関係事業費(債務負担分を含む。)	保健局	-
	22	4E1A	保健所維持管理事業費	保健局	-
	23	G01A	給付関係事務経費	保健局	-
	24	G01K	資格賦課関係事務経費	保健局	-
	25	G02A	電算入力委託事業費	保健局	-
	26	G02E	国民健康保険システム関係事業費(債務負担分を含む。)	保健局	-
	27	G11A	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	保健局	-
	28	GD1A	療養給付費	保健局	-
	29	GF1A	療養費	保健局	-
	30	GH1A	審査支払手数料等	保健局	-
	31	GL1A	高額療養費	保健局	-
	32	GN1A	高額介護合算療養費	保健局	-
	33	GV1A	出産育児一時金	保健局	-
	34	GW1A	葬祭費	保健局	-
	35	HF1K	重複・頻回受診者訪問指導事業費	保健局	-
	36	HF2K	医療費通知等経費	保健局	-
	37	HG20	国民健康保険事業基金積立金	保健局	-
	38	HI1A	保険料過誤納金返付金	保健局	-
	39	HI1E	保険給付費等交付金償還金	保健局	-
	40	HR1A	医療給付費分納付金	保健局	-
	41	HT1A	後期高齢者支援金等分納付金	保健局	-
	42	HV1A	介護納付金分納付金	保健局	-
	43	S018	資格給付関係事務経費	保健局	-
	44	S01K	後期高齢者医療制度システム関係経費(債務負担分を含む。)	保健局	-
	45	S511	賦課関係事務経費	保健局	-
	46	S911	保険料等負担金	保健局	-
	47	S91A	保険基盤安定拠出金	保健局	-
	48	SK11	保険料過誤納金返付金	保健局	-
	49	SP11	保険料還付加算金	保健局	-
(2)地域や団体などと取り組む健康づくり(ライフステージに応じた健康づくりへの支援)	50	442I	健康づくり事業費	保健局	354
	51	444I	難病対策事業費	保健局	355
	52	4442	骨髓等移植ドナー助成事業費	保健局	356
	53	444F	小児慢性特定疾病対策事業費	保健局	357
	54	444K	健康相談事業費	保健局	358
	55	445A	健康診査等事業費	保健局	359
	56	446I	ぜん息児童水泳等訓練事業費	保健局	360
	57	44BB	たばこ対策推進事業費	危機管理安全局	361
	58	4E1K	保健所等事業費	保健局	362

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
12,263	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
1,575	205	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	20 老人福祉費
8,320	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	40 年金費
1,429	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	40 年金費
7,705	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
163,222	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
3,713	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
6,483	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
1,194	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
4,290	259	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
2,528	261	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	30 母子保健対策費
1,857	443	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	20 傷病手当金
35,567	443	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	15 結核・精神医療付加金
381,864	445	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	03 特定健康診査等事業費	05 特定健康診査等事業費
9,667	447	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	05 保健事業費	05 保健事業費
288	447	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	05 分担金及び負担金
4,845,705	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
5,862,469	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
151,058	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
1,645,559	187	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
76,962	207	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	40 年金費
66,058	269	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
32,431	439	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
73,516	439	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
8,445	441	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
541,632	441	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
14,954	441	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	10 連合会負担金
26,065,674	441	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	05 療養給付費
399,040	441	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	15 療養費
81,059	443	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	05 療養諸費	25 審査支払手数料等
4,029,294	443	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	10 高額療養費	05 高額療養費
4,247	443	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	10 高額療養費	15 高額介護合算療養費
132,800	443	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	05 出産育児一時金
28,100	443	10 国民健康保険事業費	10 保険給付費	15 給付諸費	10 葬祭費
27	447	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	05 保健事業費	05 保健事業費
34,511	447	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	05 保健事業費	05 保健事業費
7,264	447	10 国民健康保険事業費	30 基金積立金	05 基金積立金	05 国民健康保険事業基金積立金
44,792	447	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	10 償還金及び還付加算金
324,009	447	10 国民健康保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	10 儲還金及び還付加算金
8,431,243	445	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	05 医療給付費分納付金	05 医療給付費分納付金
2,780,058	445	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	10 後期高齢者支援金等分	05 後期高齢者支援金等分納付金
1,071,478	445	10 国民健康保険事業費	18 国民健康保険事業費納	15 介護納付金分納付金	05 介護納付金分納付金
24,172	529	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
59,457	529	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
13,857	529	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	10 賦課徴収費	05 賦課徴収費
6,045,515	529	63 後期高齢者医療事業費	10 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連合納付金
1,535,611	531	63 後期高齢者医療事業費	10 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連	05 後期高齢者医療広域連合納付金
12,204	531	63 後期高齢者医療事業費	60 諸支出金	05 儲還金及び還付加算金	05 保険料還付金
1	531	63 後期高齢者医療事業費	60 諸支出金	05 儲還金及び還付加算金	10 還付加算金
1,095	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
1,465	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
380	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
205,631	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
796	255	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
4,230	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
31,004	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
51,215	253	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
843	269	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費

施策08 【健康支援】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(2) 地域や団体などと取り組む健康づくり(ライフスタイルに応じた健康づくりへの支援)	59	4E1U	石綿ばく露胸部CT検査助成事業費	保健局	363
	60	4E2W	食育推進事業費	保健局	364
	61	4E3K	精神保健事業費	保健局	365
	62	4E3M	常時在宅人工呼吸器非常用外部バッテリー整備事業費	保健局	366
	63	HD12	まちの健康経営推進事業費	保健局	367
	64	Q12I	在宅酸素助成事業費	保健局	368
	65	Q12A	転地保養事業費	保健局	369
	66	Q12C	家庭療養指導事業費	保健局	370
	67	Q13K	呼吸器教室事業費	保健局	371
	68	Q13P	リフレッシュ事業費	保健局	372
	69	Q148	インフルエンザ予防接種助成事業費	保健局	373
	70	Q14A	水泳鍛練奨励事業費	保健局	374
	71	Q151	葬祭費助成事業費	保健局	375
	72	3A7A	障害者福祉総合システム運用事業費	保健局	-
	73	402I	保健関係等事務協力負担金	保健局	-
	74	4A1A	公害病補償事業費	保健局	-
	75	4E1T	石綿説影の精度に係る調査事業費	保健局	-
	76	Q21A	公害病認定患者救済事業基金積立金	保健局	-
(3) 健康で安全・安心なくらしを確保するための体制の充実	77	401A	尼崎健康医療財団補助金	保健局	376
	78	401K	尼崎口腔衛生センター事業補助金	保健局	377
	79	411A	感染症対策事業費	保健局	378
	80	411K	特定感染症検査等事業費	保健局	379
	81	421A	予防接種事業費	保健局	380
	82	421B	風しん予防接種推進事業費	保健局	381
	83	421C	帯状疱疹ワクチン予防接種事業費	保健局	382
	84	431B	結核対策事業費	保健局	383
	85	448I	医薬品備蓄事業費	保健局	384
	86	448B	肝炎ウイルス検診事業費	保健局	385
	87	44A0	医務業務事業費	保健局	386
	88	44A1	在宅当番医制運営補助金	保健局	387
	89	44AA	第2次救急医療補助金	保健局	388
	90	461A	環境衛生対策事業費	保健局	389
	91	462I	食品衛生対策事業費	保健局	390
	92	462K	尼崎市環境衛生協会委託料	保健局	391
	93	463I	尼崎市食品衛生協会委託料	保健局	392
	94	471A	狂犬病予防対策事業費	保健局	393
	95	4722	動物愛護対策事業費	保健局	394
	96	4725	地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	保健局	395
	97	4727	動物愛護推進強化事業費	保健局	396
	98	481A	そ族昆虫駆除事業費	保健局	397
	99	491K	衛生研究所事業費	保健局	398
	100	401C	初期救急医療対策事業費	保健局	-
	101	401D	休日夜間急病診療所整備事業費(債務負担分を含む。)	保健局	-
	102	421K	予防接種事故医療費負担金	保健局	-
	103	421N	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	保健局	-
	104	432I	結核医療事業費	保健局	-
	105	44AK	兵庫県救急医療情報システム運営費分担金	保健局	-
	106	462A	地方卸売市場食品検査所維持管理事業費	保健局	-
	107	471K	動物愛護センター維持管理事業費	保健局	-
	108	4726	動物愛護基金積立金	保健局	-
	109	491D	斎場・墓園指定管理者管理運営事業費	保健局	-
	110	492I	斎場整備事業費	保健局	-
	111	492K	墓園整備事業費	保健局	-
	112	411A	衛生研究所維持管理事業費	保健局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
947	269	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
740	269	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
6,228	271	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
67	271	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
4,592	445	10 国民健康保険事業費	25 保健事業費	03 特定健康診査等事業費	05 特定健康診査等事業費
1,170	485	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
1,324	485	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
7	485	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
498	485	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
975	485	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
1,244	487	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
151	487	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
2,000	487	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	10 救済事業費
396	199	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	07 障害福祉費
51,650	249	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
2,220,967	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	55 公害病補償費
5,132	269	01 一般会計	20 衛生費	10 保健所費	05 保健所費
1,916	487	50 公害病認定患者救済事業費	05 公害救済事業費	05 公害救済事業費	15 公害救済事業基金積立金
213,026	247	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
52,251	247	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
7,105	249	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	10 感染症対策費
1,581	249	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	10 感染症対策費
1,620,688	249	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
315	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
10,112	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
5,566	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	20 結核予防費
386	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
15,692	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
2,871	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
20,312	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
34,841	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
1,546	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
2,692	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
167	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
1,645	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
3,498	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
1,352	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
1,000	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
7,001	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
2,759	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	45 そ族昆虫駆除費
9,333	273	01 一般会計	20 衛生費	15 衛生研究所費	05 衛生研究所費
47,151	247	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
225,585	247	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費
3,550	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
104,743	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	15 予防接種費
12,426	251	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	20 結核予防費
3,426	257	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	25 予防衛生費
187	263	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	35 公衆衛生費
4,819	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
25,770	265	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	40 動物愛護センター費
211,195	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	50 墓地、斎場費
61,148	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	50 墓地、斎場費
21,383	267	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	50 墓地、斎場費
54,888	271	01 一般会計	20 衛生費	15 衛生研究所費	05 衛生研究所費

施策別事業事業一覧表

施策09 【生活安全】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)防犯、交通安全、消費生活での安心感の醸成	1	10AY	交通安全推進事業費	危機管理安全局	401
	2	10BR	交通安全協会補助金	危機管理安全局	402
	3	1E13	街頭犯罪防止等事業費	危機管理安全局	403
	4	1E15	暴力団排除条例関係事業費	危機管理安全局	404
	5	1E16	犯罪被害者等支援事業費	危機管理安全局	405
	6	1E17	防犯協会補助金	危機管理安全局	406
	7	7425	消費生活安全推進事業費	危機管理安全局	407
	8	7439	消費者行政活性化事業費	危機管理安全局	408
	9	871L	町会灯助成事業費	都市整備局	409
	10	1840	旧かんなみ地域環境改善事業費	都市整備局	-
	11	1E20	暴力団排除活動支援基金積立金	危機管理安全局	-
	12	731R	計量検査関係事業費	危機管理安全局	-
(2)自転車のまちづくりの推進	13	10BB	自転車のまちづくり推進事業費	危機管理安全局	410
	14	891E	駅周辺放置自転車対策事業費	都市整備局	411
	15	8921	駐輪施設等維持管理事業費	都市整備局	412
(3)ルール遵守やマナー向上	16	10BE	マナー向上推進事業費	危機管理安全局	413

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
1,981	115	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
546	117	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
16,207	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
401	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
811	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
720	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1,257	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	25 消費生活センター費
2,474	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	25 消費生活センター費
3,827	317	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
25,497	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
2,563	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
6,681	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	20 計量検査費
611	117	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
425,061	319	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	20 自転車対策費
24,978	319	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	20 自転車対策費
90	117	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費

施策別事業事業一覧表

施策10 【消防・防災】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1) 消防力の充実	1	A02A	防災センター研修事業費	消防局	415
	2	A02K	消防活動事業費	消防局	416
	3	A031	救助隊整備事業費	消防局	417
	4	A03A	救急活動事業費	消防局	418
	5	A03K	通信活動事業費	消防局	419
	6	A04K	予防活動事業費	消防局	420
	7	A05K	消防学校研修事業費	消防局	421
	8	A11A	消防団活動事業費	消防局	422
	9	A12K	消防団等交付金	消防局	423
	10	A051	車両維持整備事業費	消防局	-
	11	A05A	消防庁舎施設維持管理事業費	消防局	-
	12	A061	職員被服事業費	消防局	-
	13	A11K	車両維持整備事業費	消防局	-
	14	A121	消防団施設維持管理事業費	消防局	-
	15	A21A	消防設備整備事業費(債務負担分を含む。)	消防局	-
	16	A221	消防庁舎等整備事業費(債務負担分を含む。)	消防局	-
	17	A22K	消火栓設置及び補修費負担金	消防局	-
(2) 地域防災力の向上	18	1G1A	防災対策等事業費	危機管理安全局	424
	19	1G1Q	阪神・淡路大震災30年事業費	危機管理安全局	425
	20	1G1T	地域の防災力向上事業費	危機管理安全局	426
	21	1G1U	災害時要援護者支援事業費	福祉局	427
	22	1G1F	防災情報通信事業費	危機管理安全局	-
	23	811A	水防システム関係事業費	危機管理安全局	-
	24	811K	水防用資材等整備事業費	都市整備局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
983	351	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
36,703	351	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
6,860	351	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
47,450	353	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
124,554	353	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
4,344	353	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
7,999	355	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
25,813	355	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
9,373	357	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
22,917	353	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
124,589	353	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
19,062	355	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	05 常備消防費
7,158	355	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
4,221	355	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	10 非常備消防費
218,097	357	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
621,208	357	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
80,815	357	01 一般会計	45 消防費	05 消防費	15 消防施設費
25,724	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
81	157	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
6,958	157	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
6,753	157	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
30,973	157	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	85 防災対策費
12,799	313	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	10 水防費
2,382	313	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	10 水防費

施策別事業事業一覧表
施策11【地域経済・雇用就労】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)イノベーションの促進 [向けた環境づくり]	1	711A	リサーチコア推進事業費	経済環境局	429
	2	711G	イノベーション促進総合支援事業費	経済環境局	430
	3	711M	省力化・生産性向上設備導入支援事業費	経済環境局	431
	4	715B	創業支援事業費	経済環境局	432
	5	715E	脱炭素化設備等導入促進支援事業費	経済環境局	433
	6	716S	企業立地関係事業費	経済環境局	434
	7	718K	事業所景況調査等事業費	経済環境局	435
	8	71CH	産業振興基本条例関係事業費	経済環境局	436
	9	71DZ	SDGs地域活性化基金積立金	経済環境局	-
(2)地域経済の活性化や 循環の促進	10	611A	水田営農活性化対策事業費	経済環境局	437
	11	611B	経営所得安定対策等推進事業費補助金	経済環境局	438
	12	621B	都市農業活性化推進事業費	経済環境局	439
	13	621F	有害鳥獣対策事業費	経渀環境局	440
	14	715I	営業力強化支援事業費	経済環境局	441
	15	7154	企業SDGs推進支援事業費	経済環境局	442
	16	7155	中小企業事業継続支援事業費	経済環境局	443
	17	7157	運送事業者人材確保支援事業費	経済環境局	444
	18	717H	尼崎市商業活性化対策事業費	経済環境局	445
	19	71C2	中小企業リスクリング支援事業費	経済環境局	446
	20	71CK	尼崎地域産業活性化機構等補助金	経済環境局	447
	21	71DE	産業・雇用就労オンラインシステム関係事業費	経済環境局	448
	22	71DP	SDGs「あま咲きコイン」推進事業費	経済環境局	449
	23	721A	中小企業資金融資制度関係事業費	経済環境局	450
	24	I01A	市場運営委員会等関係事業費	経済環境局	451
	25	I01K	市場活性化対策事業費	経済環境局	452
	26	641A	農業施設管理事業費	経済環境局	-
(3)雇用就労の充実	27	641K	農業施設整備事業費	経済環境局	-
	28	642I	猪名川水利施設維持管理費補助金	経済環境局	-
	29	701A	地方卸売市場事業費会計繰出金	経済環境局	-
	30	I02K	地方卸売市場施設維持管理事業費	経済環境局	-
	31	I02M	次期地方卸売市場整備事業費	経済環境局	-
	32	502A	企業内人権研修推進事業費	経済環境局	453
	33	504K	技能功労者等表彰事業費	経済環境局	454
	34	505A	労働者福祉推進事業費	経済環境局	455
	35	505T	雇用創造支援事業費	経済環境局	456
	36	505U	キャリアアップ支援事業費	経済環境局	457
	37	505V	地域雇用・就労支援事業費	経済環境局	458
	38	5062	外国人材雇用促進事業費	経済環境局	459
	39	5063	インターンシップ等推進事業費	経済環境局	460
	40	507A	尼崎市シルバー人材センター補助金	経済環境局	461
	41	5043	中小企業勤労者福祉共済事業預託金	経済環境局	-
	42	506E	しごと支援施設維持管理事業費	経済環境局	-
(4)観光振興による地域 経済の活性化と魅力向上	43	761A	あまがさき観光局補助金	経済環境局	462
	44	761B	観光地域づくり推進事業費	経済環境局	463
	45	765A	小田南公園周辺地域活性化事業	経済環境局	464
	46	766A	大阪・関西万博関連事業費	経済環境局	465
	47	8W55	尼崎城址公園魅力向上事業費	経済環境局	466
	48	762A	みんなの尼崎城基金積立金	経済環境局	-
	49	763A	あまがさき観光案内所運営委託事業費	経済環境局	-
	50	764A	小田南公園周辺地域活性化基金積立金	経済環境局	-
	51	8W52	尼崎城址公園指定管理者管理運営事業費	経済環境局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
30,377	301	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
47,126	301	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
51,781	301	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
17,863	301	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
17,898	303	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
2,517	303	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
8,692	303	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
83	303	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
16,958	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
154	293	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	10 農業総務費
329	293	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	10 農業総務費
10,289	295	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	15 農業振興費
578	295	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	15 農業振興費
5,802	301	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
5,876	301	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
3,359	301	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
962	301	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
18,225	303	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
4,587	303	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
5,400	303	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
5,167	303	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
3,624,744	303	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	10 商工業振興費
30,159	305	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	15 金融対策費
3	459	15 地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
9,992	459	15 地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
2,142	295	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	25 農地費
1,356	295	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	25 農地費
900	295	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	25 農地費
33,510	299	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	05 商工総務費
206,580	459	15 地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
6,525	459	15 地方卸売市場事業費	05 地方市場費	05 市場管理費	05 市場総務費
2,018	287	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
77	287	01 一般会計	25 劳働費	10 労働諸費	05 労政費
2,664	287	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
6,046	287	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
6,523	289	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
5,383	289	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
3,007	289	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
3,631	289	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
39,651	289	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
188	287	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
19,477	289	01 一般会計	25 労働費	10 労働諸費	05 労政費
48,742	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
21,352	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
25,916	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
10,301	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
20,051	333	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
3,166	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
19,768	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
18,014	307	01 一般会計	35 商工費	05 商工費	35 観光費
71,316	333	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費

施策別事業事業一覧表
施策12【環境保全・創造】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1) 脱炭素社会の形成	1	4N2K	環境保全の啓発・活動支援事業費(債務負担分を含む。)	経済環境局	469
	2	4N32	脱炭素経営推進事業費	経済環境局	470
	3	4N33	脱炭素ライフスタイル推進事業費	経済環境局	471
	4	4N34	ゼロカーボンシティ推進事業費	経済環境局	472
	5	4N4D	環境基金積立金	経済環境局	-
(2) 循環型社会の形成	6	4R1K	産業廃棄物対策事業費	経済環境局	473
	7	4R3K	尼崎環境財団補助金	経済環境局	474
	8	4S1A	ごみ減量・リサイクル推進事業費	経済環境局	475
	9	4S1K	資源集団回収運動奨励金交付事業費	経済環境局	476
	10	4S21	「紙類・衣類の日」回収事業奨励金	経済環境局	477
	11	4S2A	さわやか推進員制度事業費	経済環境局	478
	12	4S2K	ごみのないまちづくり事業費	経済環境局	479
	13	4S3K	じんかい收集事業費(債務負担分を含む。)	経済環境局	480
	14	4S3N	大型ごみ收集等委託事業費	経済環境局	481
	15	4S4A	じんかい收集等委託事業費	経済環境局	482
	16	4T1A	し尿收集委託事業費	経済環境局	483
	17	4R1A	職員安全衛生事業費	経済環境局	-
	18	4R1N	次期焼却施設等整備事業費(債務負担分)	経済環境局	-
	19	4R1O	一般廃棄物処理施設整備等基金積立金	経済環境局	-
	20	4R21	大高洲庁舎等維持管理事業費	経済環境局	-
	21	4R2K	車両整備事業費	経済環境局	-
	22	4R3A	広域廃棄物処分場建設委託事業費	経済環境局	-
	23	4T1K	公衆便所維持管理事業費	経済環境局	-
	24	4U1A	焼却施設等維持管理事業費	経済環境局	-
	25	4U1K	第1工場管理事業費	経済環境局	-
	26	4U1P	第2工場管理事業費	経済環境局	-
	27	4U2A	し尿処理施設管理事業費	経済環境局	-
	28	4U2K	資源リサイクルセンター管理事業費	経済環境局	-
	29	4U3A	焼却施設等整備事業費	経済環境局	-
	30	4U41	汚染負荷量賦課金	経済環境局	-
(3) 環境の保全	31	4N1A	自動車公害対策事業費	経済環境局	484
	32	4N1K	大気汚染対策事業費	経済環境局	485
	33	4N21	水質汚濁・土壤汚染対策事業費	経済環境局	486
	34	4N2A	騒音振動対策事業費	経済環境局	487
	35	6221	市民農園等運営事業費	経済環境局	488
	36	651B	農業公園魅力向上事業費	経済環境局	489
	37	803W	地盤沈下測量事業費	都市整備局	490
	38	8K1K	河川愛護運動推進事業費	都市整備局	491
	39	8P15	21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費	都市整備局	492
	40	8T29	尼崎21世紀の森構想推進事業費	都市整備局	493
	41	651A	農業公園管理事業費	経済環境局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
30,239	275	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
734	277	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
3,695	277	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
2,026,124	277	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
40,029	277	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
2,355	279	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
9,780	281	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
12,551	281	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
10,837	281	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
9,120	281	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
468	281	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
101,743	283	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
49,560	283	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
62,334	283	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
969,140	283	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	10 じんかい処理費
38,924	283	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	15 し尿処理費
1,878	279	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
1,073,050	279	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
411,898	279	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
21,362	279	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
7,088	279	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
19,932	279	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	05 清掃総務費
10,712	283	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	15 し尿処理費
79,962	283	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
302,655	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
1,151,805	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
32,816	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
357,769	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
684,115	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
4,926	285	01 一般会計	20 衛生費	25 清掃費	20 クリーンセンター費
23,590	275	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
29,464	275	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
7,174	275	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
228	275	01 一般会計	20 衛生費	20 環境保全費	10 環境対策費
39	295	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	15 農業振興費
9,317	297	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	30 農業公園費
19,470	311	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
27	323	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
2,535	325	01 一般会計	40 土木費	25 港湾費	05 港湾費
2,748	329	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
28,704	395	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	30 農業公園費

施策別事業事業一覧表
施策13 【都市機能・住環境】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(1)エリアプランディングの推進	1	803X	阪神尼崎駅周辺の特色あるまちづくり推進事業費	都市整備局	495
	2	803Z	阪神出屋敷駅周辺の特色あるまちづくり推進事業費	都市整備局	496
	3	8040	特色あるまちづくり情報発信事業費	秘書室	497
	4	803L	交通政策推進事業費	都市整備局	-
	5	881C	居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業費	都市整備局	-
	6	8T3B	阪神尼崎駅周辺公共施設指定管理者管理運営事業費	都市整備局	-
	7	8V1B	庄下川東広場指定管理者管理運営事業費	都市整備局	-
	8	8W2N	小田南公園関係事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	-
	9	8W2O	中央公園指定管理者管理運営事業費	都市整備局	-
	10	8W2P	阪神尼崎駅周辺の特色あるまちづくり推進事業費	都市整備局	-
(2)豊かな住生活の実現	11	8T1H	すまい・まちづくり促進事業費	都市整備局	498
	12	8T1K	開発指導関係事業費	都市整備局	499
	13	8T37	空家対策推進事業費	都市整備局	500
	14	9G2J	住宅賃付金収納事業費	都市整備局	501
	15	9H1B	子育て世帯向け住宅取得等支援事業費	都市整備局	502
	16	9H3M	空家利活用推進事業費	都市整備局	503
	17	9H3T	すまいづくり支援・情報提供事業費	都市整備局	504
	18	9J1I	子育て支援環境整備推進事業費	都市整備局	505
	19	8T2K	建築指導関係事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	-
	20	9G1A	市営住宅維持管理事業費	都市整備局	-
	21	9G1K	市営住宅維持整備事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	-
	22	9G2A	訴訟関係経費	都市整備局	-
	23	9G2F	市営住宅指定管理者管理運営事業費	都市整備局	-
	24	9G2G	市営住宅指定管理関係経費	都市整備局	-
	25	9G2H	市営住宅等基金積立金	都市整備局	-
	26	9I1U	市営住宅建替等事業費	都市整備局	-
	27	9L1B	富松住宅維持管理事業費	都市整備局	-
	28	9L1M	富松住宅管理基金積立金	都市整備局	-
(3)良好な都市環境の整備	29	1916	交通政策推進事業費	都市整備局	506
	30	191X	尼崎市路線バス運行支援補助金	都市整備局	507
	31	801A	官民境界明示事業費	都市整備局	508
	32	803K	公共土木施設情報整備事業費	都市整備局	509
	33	871C	市民協働型道路等維持管理事業費	都市整備局	510
	34	8T1A	都市計画関係事業費	都市整備局	511
	35	8T21	都市美形成関係事業費	都市整備局	512
	36	8T2A	屋外広告物関係事業費	都市整備局	513
	37	8T33	建築物耐震化促進事業費	都市整備局	514
	38	8W2A	花と緑のまちづくり推進事業費	都市整備局	515
	39	8W51	尼崎緑化公園協会補助金	都市整備局	516
	40	9J1A	密集市街地整備促進事業費	都市整備局	517
	41	9J1B	密集市街地道路空間整備補助金	都市整備局	518
	42	9J1E	隣地統合促進事業補助金	都市整備局	519
	43	802A	土木工事積算システム関係事業費	都市整備局	-
	44	802K	土木管理関係事業費	都市整備局	-
	45	8041	下水道事業会計補助金	都市整備局	-
	46	871A	道路橋りょう維持管理事業費	都市整備局	-
	47	871H	交通安全施設等整備事業費	都市整備局	-
	48	871K	街路灯維持管理事業費(債務負担分を含む。)	都市整備局	-
	49	8721	街路灯電気料金に対する交付金	都市整備局	-
	50	881A	道路橋りょう新設改良事業費	都市整備局	-
	51	8A1A	阪神尼崎駅前駐車場指定管理者管理運営事業費	都市整備局	-
	52	8A7A	阪神尼崎駅前駐車場施設維持管理事業費	都市整備局	-
	53	8K11	庄下川都市基盤河川改修事業費	都市整備局	-
	54	8K2A	庄下川浄化施設維持管理事業費	都市整備局	-
	55	8K31	市内河川維持管理事業費	都市整備局	-
	56	8K32	総合治水対策事業費	都市整備局	-
	57	8M1A	水路維持管理事業費	都市整備局	-
	58	8M1E	水路整備事業費	都市整備局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
1,151	311	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
25	313	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
1,876	309	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
36,467	311	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
74,039	319	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	15 道路橋りょう新設改良費
56,620	331	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
2,267	333	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	20 都市再開発事業費
246,066	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
39,817	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
216,717	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
80	329	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
6,528	329	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
28,411	331	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
828	345	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
31,996	345	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	10 民間住宅対策費
10,528	345	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	10 民間住宅対策費
1,105	345	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	10 民間住宅対策費
8,207	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
28,132	329	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
72,441	343	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
350,886	343	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
2,580	343	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
930,886	343	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
14,947	343	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
6,844	343	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	05 住宅管理費
2,239,842	347	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	15 住宅建設費
2,862	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	35 富松住宅管理費
660	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	35 富松住宅管理費
208	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
199,772	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
7,713	309	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
34,801	311	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
2,971	315	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
13,250	327	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
73	329	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
2,499	329	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
1,978	331	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
87,300	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
3,159	337	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
2	347	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
1,946	347	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
500	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費
9,512	309	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
7,039	311	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
4,781,323	313	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
703,212	315	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
57,338	317	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
195,275	317	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
579	317	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	10 道路橋りょう維持費
451,166	317	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	15 道路橋りょう新設改良費
36,287	321	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	25 阪神尼崎駅前駐車場事業費
30,619	321	01 一般会計	40 土木費	10 道路橋りょう費	25 阪神尼崎駅前駐車場事業費
319,286	321	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
20,379	323	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
38,297	323	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
1,588	323	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	10 河川費
164,048	323	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	20 水路費
35,977	325	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	20 水路費

施策13 【都市機能・住環境】(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
(3) 良好的な都市環境の整備	59	8N1A	抽水場維持管理事業費	都市整備局	-
	60	8N1K	抽水場整備事業費	都市整備局	-
	61	8P23	港湾用地整備事業費	都市整備局	-
	62	8T1B	都市計画関連調査事業費	都市整備局	-
	63	8V1A	JR尼崎駅北地区駐車場取得事業費(債務負担分)	経済環境局	-
	64	8V1K	市街地再開発施設維持管理事業費	経済環境局	-
	65	8W1A	公園整備事業費	都市整備局	-
	66	8W31	公園維持管理事業費	都市整備局	-
	67	8W31	公園維持管理事業費	経済環境局	-
	68	8W3A	緑化基金積立金	都市整備局	-
	69	8W41	有料公園施設管理運営事業費	都市整備局	-
	70	8W45	特定公園等指定管理者管理運営事業費	都市整備局	-
	71	8W4A	有料公園施設整備事業費	都市整備局	-
	72	8Y1A	園田豊中線等道路整備事業費	都市整備局	-
	73	8Y2K	市内一円都市計画道路整備事業費	都市整備局	-
	74	8Y3A	尼崎宝塚線ほか2路線県施行街路事業地元負担金	都市整備局	-
	75	8Y3B	常光寺難波線道路整備事業費	都市整備局	-
	76	941A	あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業費(債務負担分)	都市整備局	-
	77	9J1M	戸ノ内地區整備事業費	都市整備局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
34,433	325	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	25 抽水場費
122,293	325	01 一般会計	40 土木費	20 河川水路費	25 抽水場費
142	327	01 一般会計	40 土木費	25 港湾費	05 港湾費
2,506	329	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	05 都市計画総務費
48,684	331	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	20 都市再開発事業費
106,633	333	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	20 都市再開発事業費
36,631	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
1,234,494	335	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
390	333	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
6,168	337	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
20,505	337	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
346,467	337	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
185,985	337	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	25 公園費
21,017	339	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
15,091	339	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
775,848	339	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
118,674	339	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	35 街路事業費
173,516	341	01 一般会計	40 土木費	30 都市計画費	55 土地区画整理費
1,959	349	01 一般会計	40 土木費	40 住宅費	20 住環境整備事業費

施策別事業事業一覧表

行政運営等

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
	1	012A	政務活動費	議会事務局	521
	2	012K	議員互助会補助金	議会事務局	522
	3	1042	尼崎市ふるさと納税推進事業費	資産統括局	523
	4	1047	インターネット活用事業費	秘書室	524
	5	104A	コールセンター関係事業費	総務局	525
	6	1056	債権回収業務委託事業費	総務局	526
	7	10AO	障害者雇用推進等事業費	総務局	527
	8	10AS	公共施設予約システム関係事業費	資産統括局	528
	9	10AU	公共施設マネジメント推進事業費	資産統括局	529
	10	10B3	市民生活相談等関係事業費	総務局	530
	11	10B4	兵庫県弁護士会補助金	総務局	531
	12	121A	市報あまがさき発行事業費	秘書室	532
	13	121K	点字あまがさき発行事業費	秘書室	533
	14	122I	声の広報発行事業費	秘書室	534
	15	124B	情報発信推進事業費	秘書室	535
	16	151K	定期健康診断業務等関係事業費	総務局	536
	17	152I	尼崎市職員厚生会補助金	総務局	537
	18	171A	研修事業費	総務局	538
	19	192Q	都市イメージ向上推進事業費	秘書室	539
	20	1B3A	定額減税調整給付関係事業費	資産統括局	540
	21	1E1F	車座集会事業費	秘書室	541
	22	1E1H	市民提案制度関係事業費	総合政策局	542
	23	1K1K	納付推進事業費	資産統括局	543
	24	1Q1A	戸籍住民基本台帳事務等関係事業費(債務負担分を含む。)	総務局	544
	25	1Q2H	番号制度等導入関係事業費	総務局	545
	26	1Q2I	コンビニ交付等市民窓口改善事業費	総務局	546
	27	1W1K	常時啓発事業費	選挙管理委員会事務局	547
	28	2A3I	統計調査員確保対策事業費	総務局	548
	29	2A3A	市政統計事業費	総務局	549
	30	2A3K	行政資料収集整理事業費	総務局	550
	31	30CR	社会保障審議会運営事業費	福祉局	551
	32	30D5	保健・福祉申請受付窓口関係事業費	福祉局	552
	33	30EF	低所得者支援給付関係事業費(債務負担分を含む。)	福祉局	553
	34	30IB	規格葬儀関係事業費	総務局	554
	35	B11A	教職員健康診断関係事業費	教育委員会事務局	555
	36	G02I	保険料収納関係事務経費	保健局	556
	37	S515	徴収関係事務経費	保健局	557
	38	T21A	賦課徴収関係事務経費	福祉局	558
	39	011A	交際費	議会事務局	-
	40	011K	議員関係事業費	議会事務局	-
	41	012I	議会事務局関係事業費	議会事務局	-
	42	013A	全国市議会議長会等負担金	議会事務局	-
	43	101A	用品等調達関係事業費	会計管理室	-
	44	102A	交際費	秘書室	-
	45	104I	予算編成等関係事業費	資産統括局	-
	46	1046	電子計算関係事業費(債務負担分を含む。)	総務局	-
	47	1048	行政情報化推進事業費	総務局	-
	48	1048	行政情報化推進事業費	会計管理室	-
	49	1049	DX推進事業費	総務局	-
	50	104F	全国市長会等負担金	秘書室	-
	51	105A	被服貸与事業費	総務局	-
	52	1061	職員情報システム事業費(債務負担分を含む。)	総務局	-
	53	1062	庶務事務システム事業費	総務局	-
	54	1066	人事評価システム事業費	総務局	-
	55	107A	例規検索システム事業費	総務局	-
	56	108I	本庁舎等維持管理事業費	資産統括局	-
	57	109I	本庁舎等整備事業費(債務負担分を含む。)	資産統括局	-
	58	1092	教育・障害福祉センター予防保全事業費(債務負担分を含む。)	資産統括局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
34,662	111	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
30	111	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
110,712	119	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
6,310	115	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
79,446	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,343	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
804	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
11,370	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
24,587	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
5,447	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
300	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
86,020	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	15 広報費
1,598	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	15 広報費
1,821	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	15 広報費
2,204	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	15 広報費
49,836	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	30 厚生費
7,662	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	30 厚生費
12,661	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	50 研修費
7,965	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
3,052,239	155	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	70 諸費
21	139	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
887	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
25,510	159	01 一般会計	10 総務費	10 徴稅費	10 賦課徵收費
359,616	163	01 一般会計	10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	05 戸籍住民基本台帳費
264,420	163	01 一般会計	10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	05 戸籍住民基本台帳費
362,585	163	01 一般会計	10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	05 戸籍住民基本台帳費
483	165	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	05 選挙管理委員会費
55	171	01 一般会計	10 総務費	25 統計調査費	05 統計調査費
336	171	01 一般会計	10 総務費	25 統計調査費	05 統計調査費
178	171	01 一般会計	10 総務費	25 統計調査費	05 統計調査費
154	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
82,708	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
4,434,533	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
93	175	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
27,099	361	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	10 事務局費
130,576	439	10 国民健康保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
25,459	529	63 後期高齢者医療事業費	05 総務費	10 賦課徵收費	05 賦課徵收費
66,740	509	60 介護保険事業費	05 総務費	05 総務管理費	15 賦課徵收費
498	109	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
3,911	109	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
31,769	109	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
2,947	111	01 一般会計	05 議会費	05 議会費	05 議会費
1,188	113	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
789	115	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
1,812	119	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
485,797	123	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
366,513	123	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
4,730	113	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
16,604	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
4,614	115	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
9,270	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
25,180	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
25,500	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
8,732	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
2,750	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
520,315	119	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
349,227	119	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
406,750	119	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費

施策別事業事業一覧表

行政運営等(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
	59	109K	職員表彰等事業費	総務局	-
	60	109M	職員採用事業費	総務局	-
	61	10A1	包括外部監査関係事業費	総務局	-
	62	10A2	市町村職員共済組合業務等委託事業費	総務局	-
	63	10A3	業務プロセス分析事業費	総務局	-
	64	10AA	自動車管理事業費	資産統括局	-
	65	10AE	法規文書作成支援システム事業費	総務局	-
	66	10AK	訴訟賠償等事務経費	総務局	-
	67	10AN	電子入札システム事業費	総務局	-
	68	10AP	発注者支援データベースシステム活用事業費	総務局	-
	69	10AR	行政不服審査関係事業費	総務局	-
	70	10B2	公共施設予防保全推進事業費	資産統括局	-
	71	10B5	サービスセンター管理運営事業費	総務局	-
	72	10BC	建築工事積算システム関係事業費	資産統括局	-
	73	10BD	建築設計関係事業費	資産統括局	-
	74	10BN	派遣職員人件費負担金	総務局	-
	75	111A	文書の收受発送事業費	総務局	-
	76	111K	浄書印刷等事業費	総務局	-
	77	111P	文書管理システム事業費(債務負担分を含む。)	総務局	-
	78	112I	保存文書管理事業費	総務局	-
	79	131A	会計管理事業費	会計管理室	-
	80	151A	衛生管理事業費	総務局	-
	81	181A	財政調整基金積立金	資産統括局	-
	82	181K	減債基金積立金	資産統括局	-
	83	181P	公共施設整備保全基金積立金	資産統括局	-
	84	182I	財産管理事業費	資産統括局	-
	85	1850	新本庁舎建設基金積立金	資産統括局	-
	86	1928	都市政策推進事業費	総合政策局	-
	87	1935	総合計画等推進事業費	総合政策局	-
	88	1A1K	公平委員会事務局関係事業費	公平委員会事務局	-
	89	1B1A	税外収入還付金	資産統括局	-
	90	1B1K	市税還付金、還付加算金等	資産統括局	-
	91	1E1Q	地域とともにある職員研修事業費	総合政策局	-
	92	1J1K	固定資産評価審査委員会関係事業費	資産統括局	-
	93	1K1A	税務帳票作成関係事業費	資産統括局	-
	94	1K2I	固定資産評価関係事業費	資産統括局	-
	95	1K3A	例日収入整理関係事業費	資産統括局	-
	96	1K3E	国税等システム連携事業費	資産統括局	-
	97	1K3I	税務総合システム関係事業費(債務負担分)	資産統括局	-
	98	1K4A	軽自動車税環境性能割徵収事務費等負担金	資産統括局	-
	99	1W2I	選挙管理委員会事務局関係事業費	選挙管理委員会事務局	-
	100	1W27	選挙人名簿システム等構築事業費	選挙管理委員会事務局	-
	101	1X1A	選挙執行関係事業費[衆議院議員選挙]	選挙管理委員会事務局	-
	102	1Z1A	選挙執行関係事業費[知事選挙]	選挙管理委員会事務局	-
	103	201A	選挙執行関係事業費[県議会議員選挙]	選挙管理委員会事務局	-
	104	221A	選挙執行関係事業費[市議会議員選挙]	選挙管理委員会事務局	-
	105	2A1A	基幹統計調査事業費	総務局	-
	106	2G1K	監査事務局関係事業費	監査事務局	-
	107	302U	ホームレス実態調査事業費	福祉局	-
	108	309K	国民生活基礎調査等事業費	福祉局	-
	109	30BG	福祉医療事務協力負担金	保健局	-
	110	30CK	行旅死亡人取扱事業費	福祉局	-
	111	30D3	北部保健福祉センター維持管理事業費	福祉局	-
	112	30D4	南部保健福祉センター維持管理事業費	福祉局	-
	113	30E8	福祉医療費支給関係事業費(債務負担分を含む。)	保健局	-
	114	30F6	市民福祉振興基金積立金	福祉局	-
	115	3D92	児童福祉施設等指導監査等事業費	こども青少年局	-
	116	402D	保健衛生・生活衛生システム事業費	保健局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
160	125	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
7,299	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
10,024	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
10,707	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
8,217	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
45,863	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
1,518	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
43,573	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
5,739	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
150	127	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
25	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
398	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
41,722	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
4,814	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
1,446	121	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
6,127	129	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	05 一般管理費
194,680	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	10 文書費
33,471	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	10 文書費
29,769	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	10 文書費
11,954	131	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	10 文書費
98,230	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	20 会計管理費
2,496	133	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	30 厚生費
2,463,070	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
1,361,449	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
2,818,422	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
23,392	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
257,469	135	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	55 財産管理費
1,424	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
671	137	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	60 企画費
140	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	65 公平委員会費
926,041	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	70 諸費
324,994	153	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	70 諸費
1,544	141	01 一般会計	10 総務費	05 総務管理費	61 市民活動推進費
1	159	01 一般会計	10 総務費	10 徴稅費	05 稅務総務費
105,788	159	01 一般会計	10 総務費	10 徵稅費	10 賦課徵收費
46,415	159	01 一般会計	10 総務費	10 徵稅費	10 賦課徵收費
18,462	159	01 一般会計	10 総務費	10 徵稅費	10 賦課徵收費
47,770	161	01 一般会計	10 総務費	10 徵稅費	10 賦課徵收費
250,183	161	01 一般会計	10 総務費	10 徵稅費	10 賦課徵收費
2,334	161	01 一般会計	10 総務費	10 徵稅費	10 賦課徵收費
790	165	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	05 選挙管理委員会費
15,023	165	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	05 選挙管理委員会費
94,558	167	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	10 衆議院議員選挙費
98,677	167	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	20 知事選挙費
9,046	169	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	25 県議会議員選挙費
741	169	01 一般会計	10 総務費	20 選挙費	35 市議会議員選挙費
1,174	169	01 一般会計	10 総務費	25 統計調査費	05 統計調査費
1,378	171	01 一般会計	10 総務費	30 監査委員費	05 監査委員費
454	179	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
286	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
5,540	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
5,050	181	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
113,104	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
57,326	183	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
40,618	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
54,532	185	01 一般会計	15 民生費	05 社会福祉費	05 社会福祉総務費
227	221	01 一般会計	15 民生費	10 児童福祉費	05 児童福祉総務費
43,378	247	01 一般会計	20 衛生費	05 保健衛生費	05 保健衛生総務費

施策別事業事業一覧表
行政運営等(つづき)

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	局名	事務事業 シート 記載ページ
	117	601A	交際費	農業委員会事務局	-
	118	601K	農業委員会管理運営事業費	農業委員会事務局	-
	119	802F	用地関係事業費	都市整備局	-
	120	803A	上坂部庁舎管理事業費	都市整備局	-
	121	B01A	交際費	教育委員会事務局	-
	122	B11K	被服等貸与事業費	教育委員会事務局	-
	123	B12I	教職員表彰事業費	教育委員会事務局	-
	124	B138	教育振興基本計画策定事業費	教育委員会事務局	-
	125	B43X	教育振興基金積立金	教育委員会事務局	-
	126	BN2B	市立全日制高等学校用地取得事業費	教育委員会事務局	-
	127	E01A	市債償還金[一般会計]	資産統括局	-
	128	E11A	市債利子[一般会計]	資産統括局	-
	129	E11K	一時借入金利子	資産統括局	-
	130	E21A	元利金支払事務取扱手数料	資産統括局	-
	131	F41A	水道事業会計補助金	総合政策局	-
	132	F71A	工業用水道事業会計補助金	総合政策局	-
	133	FJ1A	阪神水道企業団出資金	総合政策局	-
	134	FK1A	阪神水道企業団補助金	総合政策局	-
	135	G91A	滞納処分経費	保健局	-
	136	OE1A	一般会計繰出金	都市整備局	-
	137	TT1A	第1号被保険者保険料過誤納金還付金	福祉局	-
	138	UU1A	重層的支援体制整備事業繰出金	福祉局	-

R6 事業費 (千円)	決算事項別 明細書の記 載ページ	会計	款	項	目
6	293	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	05 農業委員会費
329	293	01 一般会計	30 農林水産業費	05 農業費	05 農業委員会費
347	311	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
27,970	311	01 一般会計	40 土木費	05 土木管理費	05 土木総務費
112	359	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	05 教育委員会費
5,796	361	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	10 事務局費
20	361	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	10 事務局費
28	361	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	10 事務局費
562,503	377	01 一般会計	50 教育費	05 教育総務費	25 教育諸費
244,662	387	01 一般会計	50 教育費	20 高等学校費	20 学校建設費
22,578,847	419	01 一般会計	55 公債費	05 公債費	05 元金
593,994	419	01 一般会計	55 公債費	05 公債費	10 利子
207	419	01 一般会計	55 公債費	05 公債費	10 利子
0	419	01 一般会計	55 公債費	05 公債費	15 公債諸費
6,355	421	01 一般会計	60 諸支出金	10 企業会計等補助金	03 水道事業会計補助金
1,526	421	01 一般会計	60 諸支出金	10 企業会計等補助金	04 工業用水道事業会計補助金
718	421	01 一般会計	60 諸支出金	25 企業会計等出資金	10 阪神水道企業団出資金
2,100	421	01 一般会計	60 諸支出金	10 企業会計等補助金	15 阪神水道企業団補助金
7,954	441	10 国民健康保険事業費	05 総務費	10 徴収費	15 滞納処分費
1,211	477	40 公共用地先行取得事業費	60 諸支出金	15 他会計繰出金	05 他会計繰出金
16,644	519	60 介護保険事業費	60 諸支出金	10 諸費	10 第1号被保険者償還金及び還付計算金
117,782	519	60 介護保険事業費	60 諸支出金	15 繰出金	
					10 他会計繰出金



みなさまからのご意見をお待ちしております。

尼崎市 総合政策局 政策部 政策推進課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁舎北館4階

電話番号 06-6489-6124

ファックス 06-6489-6793

Eメール ama-gyosui@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>